

第1 防災組織に関する資料	1
1-1 大仙市防災会議条例	1
1-2 大仙市防災会議委員	2
1-3 大仙市災害対策本部条例	4
第2 通信に関する資料	5
2-1 大仙市防災行政無線運用管理規程	5
2-2 大仙市防災行政無線運用細則	7
2-3 大仙市防災行政無線局一覧表	10
2-4 仙北町防災行政無線放送施設設置条例	14
2-5 仙北町防災行政無線放送施設管理運用規則	15
2-6 防災関係機関電話一覧表	18
2-7 避難施設 特設公衆電話設置場所	21
第3 災害援護に関する資料	23
3-1 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例	23
3-2 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	26
3-2-1 大仙市災害援護資金貸付金利子補給要綱	28-1
3-3 大仙市災害見舞金支給条例	29
3-4 大仙市災害見舞金支給条例施行規則	31
3-5 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）	33
3-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	35
3-7 各種被災者支援制度	39
（1）経済・生活面の支援	39
（2）住まいの確保・再建のための支援	47
（3）中小企業・自営業への支援	51
（4）安全な地域づくりへの支援	53
第4 避難、救出等に関する資料	57
4-1 指定緊急避難場所一覧	57
4-2 指定避難所一覧	63
4-3 福祉避難所として指定する施設一覧	73
第5 救急医療に関する資料	75
5-1 救急告示医療機関一覧表	75
5-2 一般医療機関一覧表	75
第6 交通輸送に関する資料	79
6-1 市保有車両一覧表	79
6-2 秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画による緊急輸送路	105
6-3 臨時ヘリポート設置予定地	114
6-4 秋田県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場	117
6-5 秋田県ドクターヘリ臨時離着陸場	118
第7 災害危険箇所に関する資料	120
7-1 急傾斜地崩壊危険箇所	120
7-2 地すべり	124
7-3 砂防指定地	125
7-4 土石流危険渓流	127
7-5 山地	136
（1）山腹崩壊危険地	136
（2）崩壊土砂流出危険地	146

7-6	雪崩	158
(1)	なだれ災害危険地	158
7-7	土砂災害警戒区域等	159-1
7-8	農業用ため池ハザードマップ（HM）作成ため池及び防災重点ため池	159-18
7-9	重要水防箇所一覧	160
(1)	国土交通省重要水防箇所評定基準（案）	160
(2)	平成25年度重要水防箇所別調書	162
(3)	平成25年度重要水防要注意区間調書	169
(4)	「特定の区間」調書	169
(5)	秋田県重要水防区域評定基準	170
(6)	平成25年度秋田県重要水防区域一覧表	172
第8	危険物に関する事項	174
8-1	高压ガス	174
(1)	一般高压ガス第一種製造事業所	174
(2)	高压ガス第一種貯蔵所	174
8-2	LPガス	174
(1)	LPガス第一種製造所、充てん所・輸送事業所	174
(2)	LPガス第一種製造所、オートスタンド専用	174
(3)	LPガス第一種製造事業所、移動式製造施設	175
(4)	LPガス販売所	175
8-3	火薬類	176
(1)	火薬類製造所	176
(2)	火薬類販売店所有・占有火薬庫	177
8-4	毒物・劇物	177
(1)	毒物劇物業務上取扱者	177
8-5	危険物	177
(1)	市内給油所	177
第9	公用負担に関する資料	180
9-1	市長等の応急公用負担	180
第10	応援協定等に関する資料	181
10-1	災害時における大仙市と座間市相互応援に関する協定書	181
10-2	災害時における相互援助に関する協定書（県内13市）	183
10-3	災害時における相互援助に関する協定書	189
10-4	秋田県広域消防相互応援協定書	191
10-5	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書	194
10-6	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	198
10-7	災害時応援協定一覧	201
第11	廃棄物処理に関する資料	203
11-1	一般廃棄物収集業者	203
11-2	し尿・浄化槽汚泥収集業者	204
第12	消防団に関する資料	205
12-1	大仙市消防団編成表	205
第13	後方支援計画に関する資料	209
13-1	後方支援計画の一例	209
13-2	広域防災拠点候補一覧	213
第14	その他の資料	216

1 4 - 1	市内土木工事業者一覧	216
1 4 - 2	市内建築工事業者一覧	219
1 4 - 3	給排水暖冷房衛生設備工事業者一覧	220
1 4 - 4	簡易水道施設一覧表	221
1 4 - 5	小規模水道施設一覧表	224
1 4 - 6	樋門・樋管一覧表	226
1 4 - 7	河川堤防詳細点検結果情報図	231
1 4 - 8	農地及び農業用施設を利用して地域の防災力強化に取り組む地区	232
1 4 - 9	水防法第 1 5 条第 1 項に定める要配慮者利用施設	233
1 4 - 1 0	土砂災害防止法第 8 条第 1 項に定める要配慮者利用施設	237
1 4 - 1 1	孤立の可能性のある集落一覧	238
1 4 - 1 2	応急仮設住宅建設予定地一覧	239
1 4 - 1 3	土地改良区管理施設で防災機能を有する施設一覧	240

第1 防災組織に関する資料

1-1 大仙市防災会議条例

平成17年3月22日

条例第331号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、大仙市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大仙市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 秋田県の知事の部局の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 秋田県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部局の職員のうちから指名する者
- (5) 大仙市教育委員会教育長
- (6) 大仙市消防団長
- (7) 大曲仙北広域市町村圏組合消防長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項に規定する委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

1－2 大仙市防災会議委員

区 分	職 名	区 分	職 名
会 長	大仙市長	委 員	大曲仙北歯科医師会
委 員	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所長	委 員	秋田県薬剤師会 大曲仙北支部長
委 員	秋田県仙北地域振興局長	委 員	秋田県厚生農業協同組合連合会 大曲厚生医療センター
委 員	秋田県大仙警察署長	委 員	大仙市建設業協会連合会 会長
委 員	大仙市教育委員会教育長	委 員	大仙・美郷管工事組合 理事長
委 員	大仙市消防団長	委 員	秋田県石油商業協同組合 大曲仙北支部
委 員	大曲仙北広域市町村圏組合 消防本部消防長	委 員	一般社団法人秋田県ＬＰガス協会 大曲仙北支部
委 員	日本郵政株式会社 大曲郵便局長	委 員	災害時生活物資等応援協定締結業者代表
委 員	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社 横手・大曲統括センター 大曲駅長	委 員	秋田おぼこ農業協同組合 代表理事専務
委 員	東日本電信電話株式会社 宮城事業部 秋田災害対策室長	委 員	大仙市小・中学校校長会 会長
委 員	株式会社ドコモＣＳ東北 秋田支店長	委 員	大仙市小・中学校校長会 会長所属校 養護教諭
委 員	東北電力ネットワーク株式会社 大曲電力センター所長	委 員	大曲保育会 園長会 会長
委 員	秋田県トラック協会 大仙支部	委 員	大仙市国際交流協会 会長
委 員	大曲仙北医師会	委 員	秋田県防災アドバイザー

区 分	職 名
委 員	福祉避難所設置協定締結施設 代表
委 員	大仙市老人クラブ連合会
委 員	大仙市身体障害者福祉協会

1－3 大仙市災害対策本部条例

平成17年3月22日
条例第332号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、大仙市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成24年9月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

2－4 仙北町防災行政無線放送施設設置条例

平成2年3月15日条例第2号

(設置の目的)

第1条 仙北町の防災及び一般行政の情報の伝達、情報の収集を円滑にし、地域住民の生活の安定、福祉向上に資するため、仙北町防災行政無線放送施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(無線施設の業務)

第2条 無線施設の業務は次のとおりとする。

- (1) 非常災害その他緊急通報及び連絡
- (2) 町の行政連絡及び伝達
- (3) 気象通報及び防災に関する伝達
- (4) その他特に町長が必要と認めた広報及び連絡

(業務区域)

第3条 無線施設の業務を行う区域は、仙北町全域とする。

(無線施設の設備)

第4条 無線施設の業務を行うため固定系「親局」及び固定系「子局」を設置しその内容は規則で定める。

(運用管理)

第5条 町長は、無線施設の管理運用について総括する。

- 2 町長は、無線施設設備の保全並びに無線施設の運用業務を円滑に行うため無線管理責任者を置く。
- 3 無線施設設備保全のため親局に無線通信取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

(取扱責任者)

第6条 取扱責任者は、無線施設の操作を行うとともに、無線施設に関する事務を分掌する。

(無線施設整備の点検整備)

第7条 取扱責任者は、無線施設の正常な運用を確保するため、別に定めるところにより無線施設設備の点検整備を行わなければならない。

(その他)

第8条 この条例で定めるもののほか無線施設等に関し、必要な事項は別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2-5 仙北町防災行政無線放送施設管理運用規則

平成3年1月17日規則第2号
改正 平成13年1月5日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、仙北町防災行政無線放送施設条例（平成2年仙北町条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、仙北町地域防災計画に基づく災害対策に係る業務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため、仙北町防災行政無線放送施設（以下「無線局」という。）の運用及び管理について、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備を持つ固定局をいう。
- (4) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 条例第4条に規定する、無線施設設備の内容は別表1のとおりとする。

(無線局の管理責任部署)

第4条 無線系の管理責任部署は、仙北町事務分掌規則（昭和46年規則第8号）第4条により総務課とする。

(無線系の総括管理者)

第5条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理運用の業務を総括し、無線管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は町長とする。

(無線系の管理責任者)

第6条 条例第5条第2項の規定による無線管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、総務課長がこれにあたる。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け管理運用の業務を行うとともに無線通信取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を指揮監督する。

(取扱責任者)

第7条 条例第5条第3項の規定による取扱責任者は、総括管理者が無線従事者の資格を有する者をこれにあてる。

- 2 取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線系の管理、運用に努めなければならない。

(無線従事者の配置)

第8条 総括管理者は無線系に属する無線局の運用体制に必要な無線従事者を確保し、配置するものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線局の運用に携わるものとする。

- 2 通信取扱者は、無線取扱者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

(備え付書類等の管理)

第10条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管し、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

2 管理責任者は、無線業務日誌を査閲し、毎年1月から12月までの無線業務日誌を取りまとめた抄録を作成し、東北総合通信局長に提出しなければならない。

(無線放送設備等の保守点検)

第11条 無線放送設備の正常な機能を維持するため、条例第7条の規定による点検整備は次により行うものとする。

(1) 毎日点検(様式1) 取扱責任者

(2) 月点検(様式2) 管理責任者

(3) 年点検(様式3-1・3-2) 総括管理者

2 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、保守契約をしている業者等に連絡を行い障害の除去に努めなければならない。

3 無線放送設備は、保守契約により毎年1回以上専門技術者により定期点検を実施するものとする。

(通信訓練)

第12条 管理責任者は非常災害時に備え通信機能を確認及び通信運用の習熟を図るため、総合防災訓練に併せた通信訓練を毎年1回以上行うものとする。

(放送の種類)

第13条 放送の種類は緊急放送と一般放送とする。

2 緊急放送は、災害時あるいは、災害のおそれのある時に必要な情報を伝達する放送をいい、一般放送とは緊急以外の放送をいう。

(放送事項)

第14条 放送事項は免許状に記載された目的に沿って行わなければならない。

(放送時間)

第15条 無線局の運用は常時とする。ただし、一般放送においては執務時間内運用を原則とする。

(放送の申込)

第16条 各課、局長は所管の事務で放送によって住民に伝達する必要があるときは、別に定める様式「放送依頼書」(様式4)を放送を希望する前日までに管理責任者に提出しなければならない。ただし緊急放送でそのいとまがないときは口頭、電話等により依頼し、その後放送依頼書を提出するものとする。

(災害発生時等の連絡体制)

第17条 災害発生時等における連絡体制は、別表2のとおりとする。

2 管理責任者は、前項に定める放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、必要とするものについてのみ放送を通信取扱者に指示するものとする。

(放送の制限)

第18条 管理責任者は、災害及び緊急事態が発生し、又は発生のおそれがあると認められる時は、放送を制限し必要な措置をとることができる。

(放送の記録)

第19条 取扱責任者は、放送を行ったときは無線業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第20条 放送は、次の方法により行うものとする。

(1) 題名

(2) 無線局の識別信号

(3) 内容

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 仙北町防災行政用無線局管理運用規程（平成元年仙北町規程第 3 号）及び仙北町防災行政用無線局運用細則（平成元年仙北町細則第 1 号）は、廃止する。

附 則（平成13年規則第 1 号）

この規則は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

2 - 6 防災関係機関電話一覧表

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	所 在 地
東北森林管理局秋田森林管理署	018-882-2311	秋田市河辺
東北地方整備局湯沢河川国道事務所	0183-73-3174	湯沢市
東北地方整備局湯沢河川国道事務所大曲出張所	63-3340	大仙市大曲金谷町
東北地方整備局湯沢河川国道事務所 大曲国道維持出張所	63-2157	大仙市飯田字大道端
仙北地域振興局総務企画部	63-5223	大仙市大曲上栄町
仙北地域振興局福祉環境部	63-3403	大仙市大曲上栄町
仙北地域振興局農林部	63-6111	大仙市大曲上栄町
仙北地域振興局農林部農村整備第二課	63-1744	大仙市大曲日の出町 1 丁目
仙北地域振興局建設部	63-3111	大仙市大曲上栄町
秋田湾雄物川流域下水道大曲処理センター	63-1917	大仙市花館
南教育事務所仙北出張所	63-3477	大仙市大曲上栄町
大仙警察署	63-3355	大仙市大曲日の出町 1 丁目
大曲郵便局	63-0502	大仙市佐野町
大曲労働基準監督署	63-5151	大仙市大曲日の出町 1 丁目
東日本電信電話(株)秋田支店	018-836-8781	秋田市
東日本旅客鉄道(株)大曲駅	63-3311	大仙市大曲通町
東日本旅客鉄道(株)神宮寺駅	72-4114	大仙市神宮寺字本郷野
東日本旅客鉄道(株)刈和野駅	75-1045	大仙市刈和野字愛宕下
東日本旅客鉄道(株)羽後長野駅	56-4111	大仙市長野字柳田
東日本旅客鉄道(株)峰吉川駅	018-895-2100	大仙市協和峰吉川字半仙
東日本旅客鉄道(株)羽後境駅	018-892-3007	大仙市協和境字野田
東日本旅客鉄道(株)大曲保線技術センター	63-3324	大仙市大曲通町
日本通運(株)横手支店	0182-34-4151	横手市杉沢中杉沢
東北電力(株)大曲電力センター	62-8834	大仙市朝日町
羽後交通株式会社大曲営業所	63-2215	大仙市泉町
羽後交通株式会社境営業所	018-892-3036	大仙市協和境字野田
大曲仙北医師会	63-3338	大仙市大曲中通町 (池田医院内)
秋田県薬剤師会大曲仙北支部 (佐藤薬局内)	0187-55-4192	仙北市角館町中菅沢
N H K 秋田放送局	018-824-8111	秋田市
秋田放送県南支局	0182-32-2340	横手市平和町
秋田テレビ県南総局	0182-33-2521	横手市中央町
秋田朝日放送	018-866-5111	秋田市

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	所 在 地
秋田魁新報社大曲支局	63-0163	大仙市大曲花園町
秋田民報社	63-2113	大仙市大曲栄町
読売新聞大仙支局	63-0377	大仙市大曲須和町2丁目
秋田おばこ農業協同組合本店	86-0850	大仙市佐野町
秋田おばこ農業協同組合大曲支店	63-4646	大仙市大曲日の出町二丁目
秋田おばこ農業協同組合神岡支店	72-3311	大仙市神宮寺字西田
秋田おばこ農業協同組合西仙北支店	75-1211	大仙市刈和野字愛宕下
秋田おばこ農業協同組合中仙支店	56-2005	大仙市長野字柳田
秋田おばこ農業協同組合協和支店	018-892-3014	大仙市協和境字野田
秋田おばこ農業協同組合南外支店	73-1111	大仙市南外字山王台
秋田おばこ農業協同組合仙北支店	69-3111	大仙市福田字穴沢
秋田おばこ農業協同組合太田支店	88-2200	大仙市太田町横沢字久保関北
仙北東森林組合	54-1030	仙北市田沢湖小松字外ノ山
仙北西森林組合	73-7163	大仙市神宮寺字中川原
仙北西森林組合西仙北支所	75-1163	大仙市刈和野字愛宕下
仙北西森林組合協和支所	018-892-3210	大仙市協和境字野田
仙北西森林組合南外支所	74-2195	大仙市南外字下袋
大仙市社会福祉協議会（本所・大曲支所）	63-0277	大仙市大曲通町
大仙市社会福祉協議会神岡支所	72-2948	大仙市神宮寺字蓮沼
大仙市社会福祉協議会西仙北支所	75-1145	大仙市刈和野字本町
大仙市社会福祉協議会中仙支所	56-4670	大仙市北長野字茶畑
大仙市社会福祉協議会協和支所	018-892-3532	大仙市協和境字野田
大仙市社会福祉協議会南外支所	74-2097	大仙市南外字松木田
大仙市社会福祉協議会仙北支所	73-7380	大仙市高梨字田茂木
大仙市社会福祉協議会太田支所	88-2940	大仙市太田町横沢字窪関南
大曲商工会議所	62-1262	大仙市大曲通町
大仙市商工会本所	75-1041	大仙市刈和野字愛宕下
大仙市商工会神岡支所	72-4028	大仙市神宮寺字蓮沼
大仙市商工会南外支所	74-2615	大仙市南外字悪戸野
大仙市商工会西仙北支所	75-1021	大仙市刈和野字愛宕下
大仙市商工会協和支所	018-892-3333	大仙市協和境字野田
大仙市商工会中仙支所	56-2021	大仙市長野字柳田
大仙市商工会仙北支所	63-4172	大仙市高梨字田茂木
大仙市商工会太田支所	88-1633	大仙市太田町太田字新田田尻
秋田銀行大曲支店	63-1321	大仙市大曲須和町
秋田銀行大曲駅前支店	63-1315	大仙市大曲通町

機 関 ・ 団 体 名	電 話 番 号	所 在 地
秋田銀行角間川支店（大曲支店内）	63-1321	大仙市大曲須和町
秋田銀行神宮寺支店（大曲駅前支店内）	63-1315	大仙市大曲通町
秋田銀行刈和野支店	75-1005	大仙市刈和野
秋田銀行長野支店	56-4116	大仙市長野字柳田
秋田銀行協和支店（刈和野支店内）	75-1005	大仙市刈和野
北都銀行大曲支店	62-4411	大仙市大曲中通町
北都銀行大曲南支店	62-4422	大仙市大曲田町
北都銀行大曲プラザ店	62-8910	大仙市和合
北都銀行仙北支店（大曲支店内）	62-4411	大仙市大曲中通町
北都銀行太田支店（大曲支店内）	62-4411	大仙市大曲中通町
羽後信用金庫大曲支店	62-3322	大仙市大曲福住町
羽後信用金庫大町支店	62-1805	大仙市大曲上大町
羽後信用金庫大曲東支店	66-2601	大仙市大花町
羽後信用金庫大曲南支店	62-7755	大仙市大曲上栄町
羽後信用金庫神岡支店	72-3355	大仙市神宮寺
羽後信用金庫西仙北支店	75-0370	大仙市刈和野字清光院後
羽後信用金庫中仙支店	56-3210	大仙市北長野字野口前
羽後信用金庫協和支店	018-892-3020	大仙市協和境字野田
羽後信用金庫太田支店	88-2311	大仙市太田町横沢字堀ノ内
東北労働金庫大曲支店	63-4100	大仙市大曲通町

2 - 7 避難施設 特設公衆電話設置場所

No.	避難施設名称 及び設置場所	所 在 地	連絡先 電話番号	設置 台数	特設公衆電話 番号
1	ペアーレ大仙 ラウンジ（公衆電話脇）	大曲通町 1 0 番 6 号	0187-63-8600	4	0187-62-1219 0187-62-1249 0187-62-1264 0187-62-1304
2	はびねす大仙 通路（公衆電話脇）	幸町 2 番 7 0 号	0187-88-8722	3	0187-63-0674 0187-62-1054 0187-62-1064
3	神岡支所 市民ホール	神宮寺字蓮沼 1 6 番 地 3	0187-72-4603	2	0187-72-2084 0187-72-2094
4	大綱交流館 ロビー	刈和野字愛宕下 2 4 番地 1	0187-75-1115	3	0187-75-2043 0187-75-2098 0187-75-2104
5	中仙中学校 玄関ホール（公衆電話脇）	長野字新山 5 番地 1	0187-56-2328	2	0187-56-3709 0187-56-3849
6	協和市民センター（和ピア） 1 Fホール（公衆電話脇）	協和船岡字大袋 1 番 地 7	018-892-3128	2	018-892-2948 018-892-2949
7	南外コミュニティセンター 1 Fホール	南外字下袋 2 1 8	0187-74-2095	2	0187-74-3819 0187-74-3799
8	仙北ふれあい文化センター 1 Fホール（公衆電話脇）	堀見内字元田茂木 7 番地 1	0187-69-3333	2	0187-69-2004 0187-69-2029
9	サンクエスト大曲 エントランスホール（公衆電 話脇）	大曲日の出町 1 丁目 2 3 - 3	0187-63-5572	2	0187-62-3019 0187-62-3034
10	大曲地域職業訓練センター 通路（公衆電話脇）	大曲田町 3 番地 1 号	0187-62-1726	2	0187-62-3059 0187-62-3099
11	大曲小学校 体育館入口前廊下	大曲花園町 4 - 8 8	0187-63-1018	2	0187-62-5044 0187-62-5114
12	花館小学校 体育館入口	花館中町 1 番地 4	0187-63-1022	2	0187-63-3684 0187-63-3709
13	四ツ屋小学校 体育館入口脇	四ツ屋字上古道 8 1 番地	0187-66-1513	2	0187-66-1029 0187-66-1054
14	大曲西中学校 ポーチ	内小友字中沢 1 7 6 番地 1	0187-68-2222	2	0187-68-4629 0187-68-4634
15	大曲南中学校 生徒通用口	藤木字上野中 7 0 番 地 2	0187-65-2001	2	0187-65-3514 0187-65-3519
16	北檜岡公民館 ポーチ	北檜岡字北檜岡 5 7 番地	0187-72-2414	2	0187-72-2109 0187-72-2154

No.	避難施設名称 及び設置場所	所 在 地	連絡先 電話番号	設置 台数	特設公衆電話 番号
17	西仙北スポーツセンター 体育館入口前	刈和野字小野 1 7 番 地 1	0187-75-0552	2	0187-75-0649 0187-75-0659
18	サン・ビレッジ中仙	豊岡字中荒井野 1 5 5 - 1	0187-57-2010	2	0187-57-3944 0187-57-3949
19	道の駅協和	協和荒川字新田表 1 5 - 2	018-881-6646	2	018-892-3571 018-892-3572
20	ふれあい体育館 事務室（窓口）	堀見内字下田茂木 1 2 2	0187-69-2115	2	0187-69-2064 0187-69-2099
21	敬愛館 事務室	太田町東今泉字大信 田 4 7 2 - 1 0	0187-86-9220	2	0187-88-1794 0187-88-1804
22	花館公民館 ホール	花館上町 5 - 1 9	0187-62-3012	2	0187-63-0519 0187-63-0529
23	大川西根公民館 体育館	大曲西根字小館 1 0	0187-68-3531	1	0187-68-2169
24	内小友公民館 ホール	内小友字仙北屋 6 8 - 2	0187-68-2033	1	0187-68-3483
25	藤木公民館 ホール（公衆電話脇）	藤木字乙本藤木 8	0187-65-2823	1	0187-65-4049
26	四ツ屋公民館 ホール（公衆電話脇）	四ツ屋字西下瀬 1 6 2 - 4	0187-66-1500	2	0187-63-1674 0187-63-1684
27	角間川公民館 ホール	角間川町字四上町 1	0187-65-2545	2	0187-65-4019 0187-65-4025
28	西仙北農村環境改善センター 講堂	土川字刈布沢 2 4 - 4 8	0187-75-1104	1	0187-75-1644
29	西仙北林業者等健康増進施設 講堂	大沢郷宿字横山 5 9 - 2	0187-78-1100	1	0187-78-1912
30	西仙北農村交流施設 講堂	北野目字堂伝野 2	0187-75-2884	1	0187-75-2119

第3 災害援護に関する資料

3-1 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年3月22日

条例第334号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により、被害を受けた当時大仙市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規

定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は第2号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年大曲市条例第26号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年神岡町条例第41号)、西仙北町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年西仙北町条例第15号)、中仙町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年中仙町条例第24号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年協和町条例第15号)、南外村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年南外村条例第6号)、仙北町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和56年仙北町条例第21号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年太田町条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年6月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年大仙市条例第334号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日

（2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

（3） 死亡者の遺族に関する事項

（4） 支給の制限に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（1） 障害者の氏名、性別、生年月日

（2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

（3） 障害の種類及び程度に関する事項

（4） 支給の制限に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第1号の2。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (調査)
- 第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- (貸付けの決定)
- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第2号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第3号）を借入申込者に通知するものとする。
- (借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第4号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。
- (貸付金の交付)
- 第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。
- (償還の完了)
- 第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
- (繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。
- (償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第7号）を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。
- (違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び

支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第10号）を当該借受人に交付するものとする。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類のいずれかを添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第13号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に変更を生じたときは、借受人は、速やかに市長に氏名等変更届（様式第15号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年大曲市規則第30号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年神岡町規則第33号）、西仙北町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年西仙北町規則第15号）、中仙町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年中仙町規則第16号）、仙北町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和51年仙北町規則第5号）又は災害弔慰金の支給等に関する規則（昭和50年太田町規則第1号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（様式は省略）

3-2-1 大仙市災害援護資金貸付金利子補給要綱

平成26年4月1日

告示第148号

(趣旨)

第1条 この告示は、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年大仙市条例第334号。以下「条例」という。）第12条に定める災害援護資金（以下単に「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者に対して行う利子補給金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利子補給金の給付)

第2条 市は、大仙市補助金等の適正に関する条例（平成17年大仙市条例第60号）及び大仙市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成17年大仙市規則第62号）に定めるもののほか、この告示の定めるところにより利子補給金を給付する。

(利子補給の対象資金)

第3条 利子補給の対象資金は、災害援護資金とする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、条例第14条に定める利率による災害援護資金の元金に係る償還利子に相当する額とする。

(利子補給金の給付申請)

第5条 利子補給金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大仙市災害援護資金貸付金利子補給金給付申請書（様式第1号）に災害援護資金貸付金の償還を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(利子補給金の給付決定)

第6条 市長は、前条の利子補給金の給付の申請を受理したときは、大仙市大仙市災害援護資金貸付金利子補給金給付決定（不決定）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(利子補給金の給付決定の取消し等)

第7条 市長は、利子補給金の給付の決定を受けた申請者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した利子補給金を返還させるものとする。

(1) 申請書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段で災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は災害援護資金の貸付けを受けたとき。

(3) 他の償還金を滞納したとき。

(利子補給金の給付方法)

第8条 利子補給金は、災害援護資金の元利償還金の償還時に繰り替えて給付することができるものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大仙市災害援護資金貸付金利子補給金給付申請書

年 月 日

大仙市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

災害援護資金貸付金の利子補給金の給付を受けたいので大仙市災害援護資金貸付金利子補給要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 災害援護資金貸付番号 号
- 2 災害援護資金貸付額 円
- 3 利子補給金給付申請額 円
- 4 利子補給対象期間 年 月 日から 年 月 日までの償還金利子

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

大仙市長

印

大仙市災害援護資金貸付金利子補給金給付決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった災害援護資金貸付金の利子補給金の給付申請について、次のとおり利子補給金の給付を決定（不決定と）したので大仙市災害援護資金貸付金利子補給要綱第 6 条の規定により通知します。

- 1 利子補給金給付決定額 円
- 2 利子補給対象期間 年 月 日から 年 月 日までの償還金利子

（不決定の場合はその理由）

3-3 大仙市災害見舞金支給条例

平成17年3月22日

条例第333号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害により被災した世帯又は事業者に対する災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、落雷、地すべり、なだれ等の異常な現象又は火事若しくは爆発等をいう。
- (2) 被災 住家又は事業用建物が災害を受けた状態をいう。
- (3) 住家 専ら居住の用に供する建物であつて、現に居住しているものをいう（事業用建物と棟続きの事業所併用住宅を含む。）。
- (4) 世帯 同一の住家において生計を一にしている実際の生活単位で市に住所を有するものをいう。
- (5) 事業用建物 民営の事業所が現に事業を営んでいる店舗、事務所、工場、業務用倉庫等の建物であつて、基礎等により土地に定着しているものをいう。

(支給対象)

第3条 災害見舞金は、市の行政区域内で発生した災害により、市内に居住し、住民基本台帳に登録されている者又は被災した住家若しくは事業用建物が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該被災した世帯又は事業者に対し支給する。ただし、故意又は重大な過失により災害を発生させたものについては、これを支給しない。

- (1) 死亡又は死亡したと推定される場合
- (2) 住家が被災し、次のいずれかに該当する場合
 - ア 全焼、全壊、流失又は埋没
 - イ 半焼、半壊、半流失又は半埋没
 - ウ 床上浸水又は土砂等のたい積により一時的に居住することができない状態
 - エ 床下浸水又は床下への土砂等のたい積
 - オ 屋根部材の剥離（居住部分の直上の被害に限る。）
- (3) 事業用建物が水害により被災し、次のいずれかに該当する場合
 - ア 流失又は半流失若しくは床上浸水による営業停止等
 - イ 床下浸水による営業停止等
- (4) 前2号に準ずる被害として市長が認める場合

2 水害によって住家が被災し、災害見舞金の支給対象に該当する場合であつて、災害見舞金の支給対象となる当該世帯の構成員が個人事業主である事業用建物が同一水害により前項第3号に該当したときは、住家に係る災害見舞金のみを支給する。

3 一の事業所に属する複数の事業用建物が被災した場合は、これらのうち最も被害が大きい建物1棟に係る災害見舞金を支給する。

(災害見舞金の額)

第4条 災害見舞金の額は、別表に定めるところによる。ただし、前条第1項第4号に該当する場合の災害見舞金の額は、市長が別に定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大曲市災害見舞金支給条例（昭和47年大曲市条

例第 2 5 号)、西仙北町災害罹災者に対する見舞金給付要綱(平成 4 年西仙北町要綱第 6 号)、中仙町災害見舞金交付規程(平成 9 年 9 月 3 日中仙町制定)又は協和町災害罹災者に対する見舞金給付要綱(昭和 4 9 年 4 月 2 日協和町制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 2 3 年 7 月 1 1 日条例第 4 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 3 年 6 月 2 3 日から適用する。

附 則(平成 2 5 年 3 月 1 9 日条例第 8 号)

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 7 年 3 月 2 0 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

別表(第 4 条関係)

種別	被害区分	災害見舞金の額
1 死亡等の被害	死亡又は死亡したと推定される場合	2 0 0 , 0 0 0 円
2 住家の被害	全焼、全壊、流失又は埋没	1 0 0 , 0 0 0 円
	半焼、半壊、半流失又は半埋没	5 0 , 0 0 0 円
	床上浸水又は土砂等のたい積	5 0 , 0 0 0 円
	床下浸水又は土砂等のたい積	2 0 , 0 0 0 円
	屋根部材の剥離	2 0 , 0 0 0 円
3 事業用建物の被害	流失、半流失又は床上浸水による営業停止等	2 0 , 0 0 0 円
	床下浸水による営業停止等	2 0 , 0 0 0 円

備考

- 1 災害見舞金の額は、種別 1 については 1 人当たり、2 については 1 世帯当たり、3 については 1 事業者当たりの額とする。
- 2 種別 1 の被害区分のうち「死亡したと推定される場合」とは、災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合とする。

3-4 大仙市災害見舞金支給条例施行規則

平成17年3月22日
規則第260号

(趣旨)

第1条 この規則は、大仙市災害見舞金支給条例（平成17年大仙市条例第333号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況の調査)

第2条 条例第2条第1号に規定する災害が発生し、市内居住者、住家又は事業用建物が被災したときは、当該災害の原因及び災害状況調査書（別記様式）により調査するものとする。

(災害見舞金の支給)

第3条 市長は、前条の災害状況調査書に基づき、必要な事項を調査の上災害見舞金の支給及び額を決定し、速やかに支給するものとする。

2 条例第3条第1項第1号に該当する場合において、世帯（世帯員全員が死亡し、又は死亡したと推定される場合を含む。）に対する災害見舞金の支給については、大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年大仙市条例第334号）第4条の規定を準用する。

(被害の程度)

第4条 条例第3条第1項第2号に定める被害の程度は、次のとおりとする。

(1) 全焼、全壊、流失又は埋没 損失床面積が当該住家の床面積の7割以上のもの又は主要構造部分の損害額が5割以上で改築しなければ居住できない状態のもの

(2) 半焼、半壊、半流失又は半埋没 損失床面積が当該住家の床面積の2割以上7割未満のもの又は主要構造部分の損害額が2割以上7割未満のもの

(3) 床上浸水 浸水が住家の居室の床上部分に達したもの

(4) 床下浸水 浸水が住家の居室の床下部分に達したもの

(5) 屋根部材の剥離 風害により剥離した屋根トタン等の面積が同棟の屋根全体の3分の1以上であるもの

2 条例第3条第1項第3号に定める被害の程度は、次のとおりとする。

(1) 流失若しくは半流失又は床上浸水による営業停止等 流失若しくは半流失（損失床面積が当該建物の床面積の2割以上又は主要構造部分の損害額が2割以上）又は床上部分に浸水が達したことにより一時的又は永続的に事業を営むことができない状態のもの

(2) 床下浸水による営業停止等 浸水が床下部分又は基礎の内側に達し、かつ、建物内に通常固定し、又は据置いている事業用の主要な機器等が破損等したことにより一時的又は永続的に事業を営むことができない状態のもの

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大曲市災害見舞金支給条例施行規則（昭和47年大曲市規則第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年7月11日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年6月23日から適用する。

附 則（平成25年3月22日規則第17号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

別記様式（第2条関係）

災 害 状 況 調 査 書

No. -

調査員 所属	職名	氏名	印
調査日時	年 月 日	時 分	
発生日時	年 月 日	時 分頃	
発生場所	大仙市		
災害種別	☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ 豪雪 ☐ 洪水 ☐ 地震 ☐ 落雷 ☐ 地すべり・土砂崩れ ☐ なだれ ☐ 火事 ☐ 爆発 ☐ その他（ ）		
ふりがな 被災世帯主名 （事業所名及 び代表者名）		生年月日	大・昭・平 年 月 日
		職業（業種）	
住所 ☐ 発生場所に同じ 大仙市		世帯員数 （従業員数） 人	連絡先電話番号
死亡者数	人	死亡者氏名	
建物種別		延床（屋根）面積	被害面積（割合）
☐ 住家 ☐ 事業用建物 ☐ 非住家		m ²	m ² （ ）
浸水の状況	☐ 床上浸水（床面から cm、地面から cm） ☐ 床下浸水（地面から cm）		
事業用建物 の状況	☐ 営業停止 ☐ 主要機器・備品等の損傷 浸水による破損機器等（ ）		

認 定	建物種別	被 害 区 分
	☐ 死亡等の被害	☐ 死亡（ 人） ☐ 死亡したと推定されるもの（ 人）
	☐ 住家の被害	
	☐ 事業用建物の被害	☐ 流失 ☐ 半流失 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

3-5 災害り災者に対する見舞金給付要綱（秋田県）

（目的）

第一 この要綱は、火災または暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により被害を受けたり災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

（対象）

第二 この要綱による見舞い金の給付対象は、次のとおりとする。ただし、二号（自然災害の場合に限る）及び三号、並びに四号については、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は給付しないものとする。

- 一 災害により死者又は行方不明者を出した世帯。
- 二 火災の類焼により住家を全焼または半焼した世帯。
- 三 火災以外の災害により住家を全壊、流失または半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

（見舞金の額）

第三 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 死者又は行方不明者（一世帯につき）60万円
- 二 火災の類焼全焼又は半焼1万円
- 三 火災以外の災害

（一）自己所有家屋居住の被災世帯主	全壊、流失	60万円
	半壊、床上浸水	20万円
（二）借家居住被災世帯主	全壊、流失	20万円
	半壊、床上浸水	6万円

（市町村長の報告）

第四 市町村長は、災害により見舞金の給付対象となりうるり災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第1号）を県地方部県民生活室長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

（給付の方法）

第五 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市町村長に通知するとともに、り災者に交付するものとする。

- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地方部県民生活室長が行うものとする。
- 3 地方部県民生活室長は、り災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第2号）に様式第1号の写しを添えて速やかに消防防災課長に提出するものとする。

附 則

1. この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
2. 小災害り災者に対する見舞措置要綱（昭和39年6月15日施行）は廃止する。
3. この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。
4. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

5. この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。
6. この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
7. この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
8. この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
9. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
10. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
11. この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

【様式第1号】

災害見舞金給付適用報告書

市町村名

災害発生の日時				年 月 日 時 分			
災害発生の場所							
災害の種類							
り災世帯の状況							
番号	世帯主氏名	年令	職業	家族数	住所	被災の程度	備考

(注) 1 「被災の程度」には、死亡、行方不明、全焼、半焼、全壊、流失、半壊及び床上浸水の別と、自家・借家の別を記入すること。

2 死者・行方不明者を出した世帯は、その氏名、年令、世帯主との続柄、及び状況を備考欄又は別紙に記入すること。

3 世帯主氏名欄は見舞金給付先となる者の氏名を記入すること。

(様式第2号は省略)

3-6 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

昭和39年10月1日秋田県規則第38号

救 助 の 種 類	対 象	令 和 4 年 度 費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費を含む
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼または流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費 2. 限度額1戸当り 6,285,000円以内 3. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる	災害発生の日から20日以内に着工	1. 供与期間：最長2年以内 2. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に避難している者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により炊事ができない者	1. 1人1日当り1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1食は1/3日)
飲料水の供給	災害のため現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救 助 の 種 類	対 象	令 和 4 年 度 費 用 の 限 度 額	期 間	備 考																																							
被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失または毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する	災害発生日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること																																							
		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td>18,700</td><td>24,000</td><td>35,600</td><td>42,500</td><td>53,900</td><td>7,800</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,000</td><td>40,100</td><td>55,800</td><td>65,300</td><td>82,200</td><td>11,300</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,200</td><td>12,300</td><td>15,000</td><td>18,900</td><td>2,600</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,900</td><td>12,900</td><td>18,300</td><td>21,800</td><td>27,400</td><td>3,600</td></tr></table>				区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																		
		全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800																																		
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300																																		
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600																																		
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600																																				
医療	災害のため医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院または診療所 …国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は別途計上																																							
助産	災害発生日以前または以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上																																							
被災者の救出	1. 災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う 2. 輸送費、人件費は別途計上																																							

救 助 の 種 類	対 象	令 和 4 年 度 費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り 1. 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3カ月以内 ただし災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された場合は6カ月以内	
生業に必要な資金の貸与	住宅が全壊(焼)、又は流失し、災害のため生業の手段を無くした世帯	貸与できる金額は次の範囲内 生業費 1件当り、30,000円 就職支度費 1件あたり15,000円 貸与期間は2年以内とし、無利子とする。	災害発生の日から1月以内	
学用品の供与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)または床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒も含める)	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出またはその承認を受けて使用している教材、または正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当り4,700円 中学校生徒 1人当り5,000円 高等学校等生徒 1人当り5,500円	災害発生の日から教科書は1月以内 文房具及び通学用品は15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	1体当り 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	災害により行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生3日を経過したものは一応死亡した者と推定している

救 助 の 種 類	対 象	令 和 4 年 度 費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の 処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする者。	洗浄、消毒等 1体当り 3,500円以内 一時保存 既存建物借上料 通常の実績 既存建物以外 1体当り 5,400円 以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から10日以内。	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれるため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去できない者	1世帯あたり 138,300円以内	災害発生の日 から10日以内	
輸送費 及び賃 金 職員等 雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の 整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	
実費弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 19,400円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技士、 歯科衛生士 16,800円以内 保健師、助産師、看護師、 准看護師 16,200円以内 救急救命士 14,000円以内 土木技術者、建築技術者 16,200円以内 大工 29,900円以内 左官 27,000円以内 とび職 25,800円以内	救助の実施が 認められる期 間以内	時間外勤務手当 及び旅費は別途に 定める額

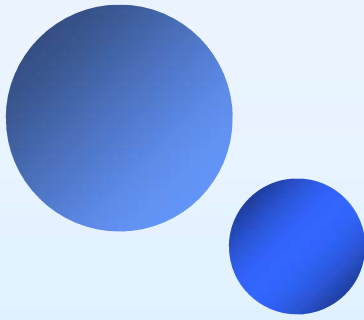
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

被災者支援に関する 各種制度の概要



内閣府

(令和7年6月1日現在)



災害からの一日も早い復興を成し遂げるためには、まず被災者自らが生活再建への意欲を持ち、様々な人々との協働や支援制度の活用を図りながら、取り組んでいくことが大切です。

また、暮らしの場である地域の復興のために、地域の住民同士が助け合い、取り組んでいくことも大切です。

国では、被災者の生活再建への取り組みを支援するため、各種の支援制度を用意しております。

このパンフレットは、皆さまが各種の支援制度を最大限に活用しながら生活再建や地域の復興に向けて取り組むことができるよう、これら支援制度をわかりやすくまとめたものです。

あわせて、災害による被害を軽減し、速やかに復興を成し遂げるためには、日頃からの取り組みも大切です。「自分の身は自分で守り」「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日頃から防災対策に取り組んでいただければと思います。

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

被災後の経済・生活状況	活用できる支援制度
親や子ども等が死亡した	災害弔慰金 p. 1
負傷や疾病による障害が出た	災害障害見舞金 p. 1
当面の生活資金や生活再建の資金が必要	被災者生活再建支援制度 p. 2
	災害援護資金 p. 3
	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費）） p. 4
	母子父子寡婦福祉資金貸付金 p. 5
	恩給担保貸付 p. 5
子どもの養育・就学を支援してほしい	教科書等の無償給与 p. 6
	特別支援学校等への就学奨励事業 p. 6
	小・中学生の就学援助措置 p. 6
	高等学校授業料等減免措置 p. 6
	高等学校等就学支援金 p. 7
	高校等で学び直すものに対する修学支援 p. 7
	高校等専攻科の生徒への修学支援 p. 7
	高校生等奨学給付金 p. 7
	高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生） p. 8
	大学等授業料等減免措置 p. 8
	国の教育ローン p. 8
	日本学生支援機構の貸与型奨学金（緊急採用・応急採用） p. 8
	JASSO災害支援金 p. 9
	児童扶養手当等の特別措置 p. 9

経済・生活面の支援 ～被災後のくらしの状況から支援制度を探す～

税金や保険料等の軽減や 支払猶予等をしてほしい	→	地方税の特別措置	p. 9
	→	国税の特別措置	p. 10
	→	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	p. 11
	→	国民年金保険料の免除等	p. 11
	→	確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長	p. 11
	→	厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長	p. 12
	→	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免	p. 12
	→	公共料金・使用料等の特別措置	p. 12
	→	放送受信料の免除	p. 12
	→	大規模災害による旅券手数料の減免	p. 13
生活に困窮している	→	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	p. 13
	→	生活困窮者自立支援制度	p. 14
	→	生活保護	p. 15
離職後の生活を支援してほしい	→	未払賃金立替払制度	p. 16
離職時の生活を支援してほしい	→	雇用保険の失業等給付	p. 16
再就職を支援してほしい	→	ハロートレーニング（公的職業訓練）	p. 17
就職活動を支援してほしい	→	職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給	p. 17
法的トラブルの解決方法を 知りたい	→	法的トラブル等に関する情報提供	p. 18
	→	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度	p. 19

住まいの確保・再建のための支援

～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

住まいの被害状況に応じて

※全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊等被害程度を証明するものとして「罹災証明書」があります。
p.31をご覧ください。

再建の意向

活用できる支援制度

住まいを建て替え・
取得したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資

災害復興住宅融資（建設）	p.	20
災害復興住宅融資（購入）	p.	21
災害復興住宅融資（補修）	p.	22
地すべり等関連住宅融資	p.	23
住宅金融支援機構融資の返済方法の変更	p.	24

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 p. 13

災害援護資金等の貸付

生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））	p.	4
母子父子寡婦福祉資金の住宅資金	p.	5
災害援護資金	p.	3

住まいを補修したい

宅地を直したい

民間賃貸住宅に移転したい

被災者生活再建支援制度 p. 2

セーフティネット登録住宅への入居 p. 26

公共賃貸住宅に移転したい

公営住宅への入居 p. 25

特定優良賃貸住宅等への入居 p. 25

地域優良賃貸住宅への入居 p. 26

土砂等を除去したい

障害物の除去 p. 27

公共土木施設災害復旧事業 p. 41

堆積土砂排除事業 p. 41

災害等廃棄物処理事業 p. 27

応急的に住宅を修理したい

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張）
p. 28

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理） p. 28

住まいの再建にあたり、
耐震化・省エネ化等を図り
たい

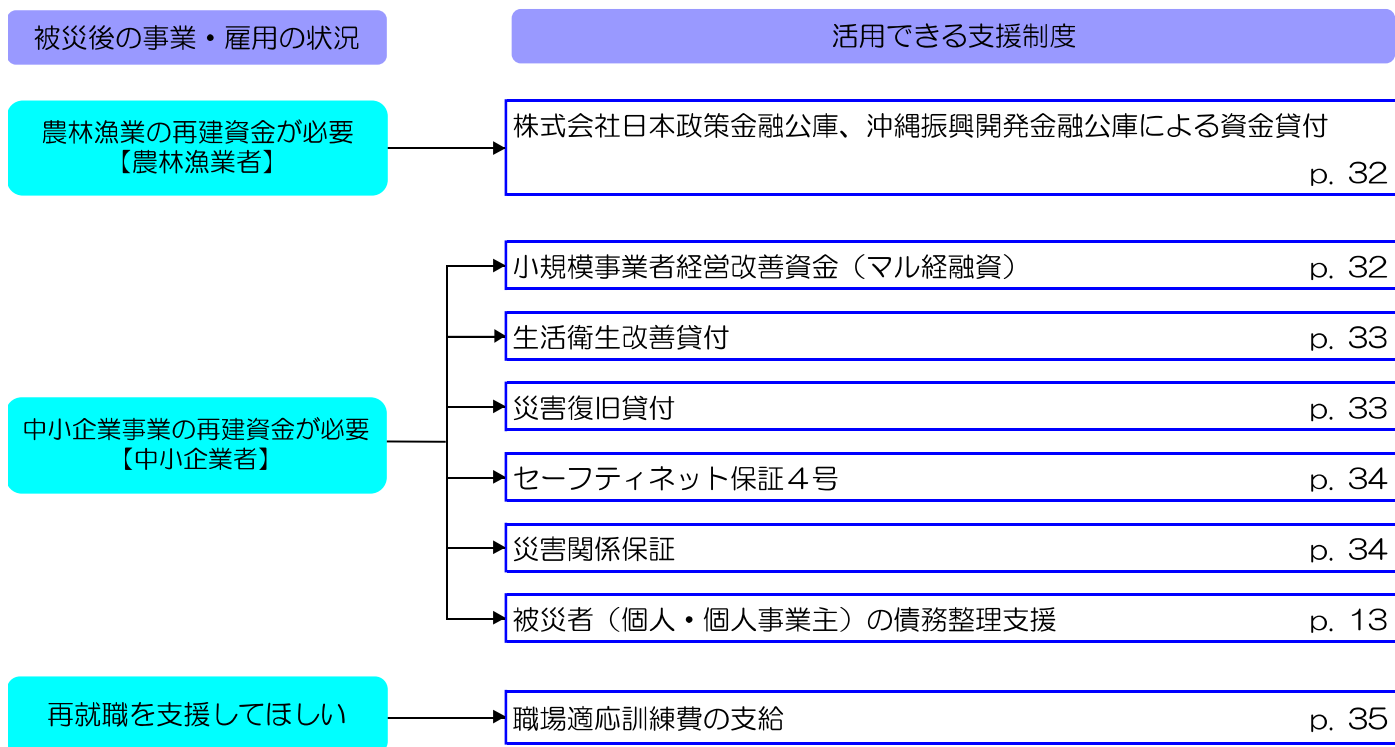
長期優良住宅化リフォーム推進事業 p. 29

リフォーム税制 p. 29

リフォーム融資（耐震改修工事） p. 30

宅地防災工事資金融資 p. 30

中小企業・自営業への支援 ～事業再建のための支援制度を探す～



安全な地域づくりへの支援 ～地域づくりのための支援制度を探す～

再建の意向	活用できる支援制度
被災者向けの公営住宅を整備したい	災害公営住宅の整備 p. 36
既設の公営住宅を復旧したい	既設公営住宅の復旧 p. 36
再開発したい	市街地再開発事業 p. 36
市街地の防災性を高めたい	宅地耐震化推進事業 p. 37 住宅・建築物安全ストック形成事業 p. 37 住宅・建築物防災力緊急促進事業 p. 37 都市防災総合推進事業 p. 38
市街地の基盤整備したい	土地区画整理事業 p. 38 街なみ環境整備事業 p. 38 住宅市街地基盤整備事業 p. 38 住宅市街地総合整備事業 p. 39
住環境と住宅を整備したい	住宅地区改良事業 p. 39 小規模住宅地区改良事業 p. 39 優良建築物等整備事業 p. 39
安全確保のため移転したい	防災集団移転促進事業 p. 40 がけ地近接等危険住宅移転事業 p. 40
がけ崩れを防ぎたい	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 p. 40

※公共施設（道路、広場、緑地等）の整備を伴う優良な民間都市開発事業や景観形成等のまちづくりに資する施設整備については、民間都市開発推進機構による金融支援制度等があります。
詳しくは、p.42をご覧ください。

相 談 窓 口

～行政への相談窓口を探す～

相談窓口名	相談内容等
事業資金相談ダイヤル	個人企業や中小企業、農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等 p. 44
こころの健康相談	不安、悩みなどのこころの健康 p. 44
法的トラブル解決のための 総合案内所（法テラス）	解決に役立つ法制度や窓口の案内 p. 44
人権相談	差別やプライバシー侵害などの人権問題 p. 45
行政苦情１１０番	国の行政等に関する苦情や意見・要望 p. 46
被災者見守り・相談支援等事業	孤立防止のための見守りや生活上の相談、専門機関へのつなぎ等の支援 p. 46
配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力の被害者のための電話相談 p. 47
DV相談プラス	配偶者からの暴力の被害者のための電話・チャット相談 p. 47
性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力の被害者のための電話相談 p. 48
性暴力に関するSNS相談 Cure time（キュアタイム）	性犯罪・性暴力の被害者のためのSNS相談 p. 48
よりそいホットライン	生きにくさ、暮らしにくさを抱える人のための無料電話相談 p. 48
NHKふれあいセンター	放送受信料やNHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的な相談 p. 49
消費者ホットライン１８８	地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口の案内 p. 49

経済・生活面の支援

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
活用できる方	●災害により死亡した方のご遺族です。 ●ご遺族の範囲 ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。
お問い合わせ	市町村

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
活用できる方	●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。
お問い合わせ	市町村

制度の名称	被災者生活再建支援制度																																									
支援の種類	給付																																									
制度の内容	●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、次のとおりです。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>基礎支援金 (住宅の被害程度)</th><th colspan="2">加算支援金 (住宅の再建方法)</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難</td><td rowspan="3">100万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>300万円</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>100万円</td><td>200万円</td></tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td><td>50万円</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">④大規模半壊 (損害割合40%台)</td><td rowspan="3">50万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>100万円</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td rowspan="3">⑤中規模半壊 (損害割合30%台)</td><td rowspan="3">-</td><td>建設・購入</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>50万円</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>賃借(公営住宅を除く)</td><td>25万円</td><td>25万円</td></tr> </tbody> </table> ●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。 詳しくは、内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。 					基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計	①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円	④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円	⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計																																						
①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																						
		補修	100万円	200万円																																						
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円																																						
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																						
		補修	100万円	150万円																																						
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円																																						
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円																																						
		補修	50万円	50万円																																						
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円																																						
活用できる方	●制度の対象となる自然災害は、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等 ●制度の対象となる被災世帯は、以下のとおりです。 ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯) ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。																																									
お問い合わせ	都道府県、市町村																																									

制度の名称	災害援護資金		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円
		ウ 住居の半壊	270万円
		エ 住居の全壊	350万円
		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円
		エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円
	貸付利率	年3%以内で条例で定める率（据置期間中は無利子）	
	据置期間	3年以内（特別の場合5年）	
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		
活用できる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。		
	1. 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上		
	2. 家財の1／3以上の損害		
	3. 住居の半壊又は全壊・流出		
	●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。		
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	
	1人	220万円	
	2人	430万円	
	3人	620万円	
	4人	730万円	
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。		
※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。			
お問い合わせ	市町村		

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護費））																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容	●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。 ■緊急小口資金 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>10万円以内</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>貸付けの日から2月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>据置期間経過後12月以内</td></tr> </table> ■福祉費（災害援護費） <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>150万円（目安）</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>貸付けの日から6月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>据置期間経過後7年以内（目安）</td></tr> </table> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。	貸付限度額	10万円以内	貸付利率	無利子	据置期間	貸付けの日から2月以内	償還期間	据置期間経過後12月以内	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	10万円以内																
貸付利率	無利子																
据置期間	貸付けの日から2月以内																
償還期間	据置期間経過後12月以内																
貸付限度額	150万円（目安）																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%																
据置期間	貸付けの日から6月以内																
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）																
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●福祉費（災害援護費）については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外																
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会																

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所

制度の名称	恩給担保貸付						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	●軍人恩給や援護年金などを担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>250万円以内、ただし軍人恩給や援護年金などの年額の3年分以内</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>住宅などの資金や事業資金</td></tr> <tr> <td>保証人等</td><td>軍人恩給や援護年金などの証書を預けることが必要</td></tr> </table> ※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。	貸付限度額	250万円以内、ただし軍人恩給や援護年金などの年額の3年分以内	対象経費	住宅などの資金や事業資金	保証人等	軍人恩給や援護年金などの証書を預けることが必要
貸付限度額	250万円以内、ただし軍人恩給や援護年金などの年額の3年分以内						
対象経費	住宅などの資金や事業資金						
保証人等	軍人恩給や援護年金などの証書を預けることが必要						
活用できる方	●軍人恩給や援護年金などの受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 東京支店 電話0570-031227（ナビダイヤル） 沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1798（沖縄に住所を有する方）						

制度の名称	教科書等の無償給与
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づき、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災により、特別支援学校等への就学が経済的に困難となった幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。
活用できる方	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	小・中学生の就学援助措置
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm
活用できる方	●災害による経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	高等学校等就学支援金
支援の種類	給付
制度の内容	●高等学校等就学支援金の支給により高校生等の授業料を支援します。 高等学校等就学支援金制度（家計急変支援） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html
活用できる方	●通常は個人住民税の課税標準額等により支給の判定を行います。被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、学校

制度の名称	高校等で学び直す者に対する修学支援
支援の種類	給付
制度の内容	●高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等に入学し学び直す者に対して、就学支援金の支給期間経過後の授業料を支援します。
活用できる方	●通常は個人住民税の課税標準額等により支給の判定を行います。被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、学校

制度の名称	高校等専攻科の生徒への修学支援
支援の種類	給付
制度の内容	●高等学校等専攻科に通う低所得世帯及び多子世帯の生徒に対して授業料を支援します。
活用できる方	●通常は個人住民税の課税標準額及び扶養する子の人数等により支給の判定を行います。被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、学校

制度の名称	高校生等奨学給付金
支援の種類	給付
支援の内容	●低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、所得要件等を満たすようになった世帯の生徒も支援の対象となります。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm
活用できる方	●都道府県が家計急変による経済的理由から所得要件等を満たすと認める方が対象です。
お問い合わせ	都道府県、学校

制度の名称	高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）
支援の種類	減免・給付
制度の内容	●住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。
活用できる方	●通常は、前年度の課税標準額により審査を行います。災害等の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査し、所得要件等を満たした方が対象です。
お問い合わせ	給付型奨学金について、在籍する各学校（奨学金担当窓口） 又は日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 授業料等減免について、在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>学校納付金、受験費用、教科書代、通学費用、塾・予備校代 等</td></tr> <tr> <td>保証人等</td><td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td></tr> </table> ※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金、受験費用、教科書代、通学費用、塾・予備校代 等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内						
対象経費	学校納付金、受験費用、教科書代、通学費用、塾・予備校代 等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656 または 03-5321-8656 沖縄振興開発金融公庫 電話098-941-1798（沖縄に住所を有する方）						

制度の名称	日本学生支援機構の貸与型奨学金（緊急採用・応急採用）
支援の種類	貸与
制度の内容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、奨学金の貸与を実施します。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	JASSO災害支援金
支援の種類	給付
制度の内容	●災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告が1か月以上続いた学生・生徒に対して、支援金（10万円）を支給します。
活用できる方	●日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	在籍する各学校（JASSO災害支援金担当窓口）

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	市町村

制度の名称	地方税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。 ●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。 ●期限の延長 災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	都道府県、市町村(税務課など)

制度の名称	国税の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、国税庁長官が申告・納付などの期限を延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付などの期限が延長される場合（地域指定）と、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長される場合（個別指定）とがあります。 ●納税の猶予 災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方、災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など、一定の要件を満たす方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	税務署

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等		
支援の種類	減免・支払猶予		
制度の内容	●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。		
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。	
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。	
	介護保険料及び利用者負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や、利用者負担の減免措置が講じられる場合があります。	
活用できる方	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。		
お問い合わせ	健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口		

制度の名称	国民年金保険料の免除等	
支援の種類	免除・納付猶予	
制度の内容	●災害によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料の納付が免除等される場合があります。	
活用できる方	●被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象です。	
お問い合わせ	市町村の国民年金担当窓口、年金事務所	

制度の名称	確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長	
支援の種類	納付期限の延長	
制度の内容	●掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。	
活用できる方	●企業型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。 ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主 ・対象地域に住所を有する企業型年金加入者及び対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主を介して掛金を納付する企業型年金加入者 ●個人型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。 ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として国民年金基金連合会が定める対象地域に住所を有する個人型年金加入者 ・第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が対象地域に住所を有する場合、当該加入者 ・対象地域に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主	
お問い合わせ	企業型年金については、その運営管理業務を行っている確定拠出年金運営管理機関。 個人型年金については、ご自身が個人型年金の加入手続を行った受付金融機関。	

制度の名称	厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長
支援の種類	納付期限の延長
制度の内容	●掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。
活用できる方	●厚生年金基金の掛金については、以下の方です。 ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に主たる事務所の所在地を有する厚生年金基金設立事業所の事業主 ・対象地域に所在地を有する厚生年金基金設立事業所の事業主を介して掛金を納付する厚生年金基金の加入員 ●国民年金基金については、掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として国民年金基金が定める対象地域に住所を有する国民年金基金加入員
お問い合わせ	厚生年金基金については、その基金業務を行っている厚生年金基金。 国民年金基金については、ご自身が加入手続を行った国民年金基金（全国国民年金基金、職能型国民年金基金）。

制度の名称	障害福祉サービス等の利用者負担金の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村が定めることになります。
お問い合わせ	都道府県、市町村の障害福祉担当窓口

制度の名称	公共料金・使用料等の特別措置
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。 ●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになります。
お問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者

制度の名称	放送受信料の免除
支援の種類	減免
制度の内容	●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。 http://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_1.html
活用できる方	●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた方
お問い合わせ	日本放送協会 0570-077-077（ナビダイヤル） 利用できない場合は、 050-3786-5003

制度の名称	大規模災害による旅券手数料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●令和4年の旅券法令改正により、大規模な災害に際して、申請者の経済的負担の軽減を図るため特に必要がある場合において、旅券手数料を減免します。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page23_004297.html
活用できる方	●旅券法施行規則第24条に該当する申請をされた方 ●減免の対象となる申請を受け付ける期間は、国内においては災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用日から、国外においては災害発生から原則1年となります。
お問い合わせ	●（国内）各都道府県旅券事務所 ●（国外）各対象地域所掌公館

制度の名称	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
制度の内容	●住宅ローン等を借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除・減額を申し出ることができます。 （注）東日本大震災又は平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害 ●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。 ・義援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。 詳しくは、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ホームページをご参照ください。 https://www.dgl.or.jp/
活用できる方	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人・個人事業主の債務者が対象になります。
お問い合わせ	●最も多額のローンを借りている金融機関にお問い合わせください。

制度の名称	生活困窮者自立支援制度
支援の種類	サービス、給付、現物支給
制度の内容	●福祉事務所に設置する地方公共団体の相談窓口において、様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うものです。 ・自立相談支援事業 相談者の抱えている課題を適切にアセスメントした上で、自立に向けた支援計画を作成し、伴走型の支援を行います。 ・住居確保給付金の支給 離職・廃業や休業等により住居を失うおそれが生じている方等に対し、就職活動を支えるため、一定期間にわたり家賃相当額を支給します。また、経済的に困窮し住居を失うおそれが生じている方等で、家計を改善するために新たな住居を確保する必要がある方に対し、転居費用を支給します。 ・居住支援事業 住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。また、シェルター退所者等に対して、訪問による見守り等、現在の住居において日常生活を営むのに必要な支援を行います。 ・就労準備支援事業 就労に向けて準備が必要な方を対象に、生活習慣や社会参加能力の形成・改善を図りつつ、就労に必要な知識、意欲の向上に向けて、原則1年間の集中的な支援を行います。 ・家計改善支援事業 家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援を行います。 ・子どもの学習・生活支援事業 生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通して、子どもの将来の自立に向けたきめ細かな支援を行います。 ・認定就労訓練事業 民間事業者の自主的な取り組みとして、雇用による就業を継続して行うことが困難な方を対象に、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。
活用できる方	●生活に困窮する方（一部の事業の利用には資産・収入に関する要件があります）
お問い合わせ	最寄りの相談窓口（自立相談支援機関） https://minna-tunagaru.jp/ichiran/

制 度 の 名 称	生活保護																	
支 援 の 種 類	給付・還付、現物支給・現物貸与																	
制 度 の 内 容	●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 生活扶助額の例（※令和7年4月1日時点） <table><tr><td></td><td>東京都区部</td><td>地方郡部等</td></tr><tr><td>3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td><td>163,090円</td><td>144,100円</td></tr><tr><td>高齢者単身世帯（68歳）</td><td>76,880円</td><td>67,350円</td></tr><tr><td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td><td>120,900円</td><td>107,160円</td></tr><tr><td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td><td>194,450円</td><td>173,030円</td></tr></table> ※児童養育加算、母子加算を含む。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html				東京都区部	地方郡部等	3人世帯（33歳、29歳、4歳）	163,090円	144,100円	高齢者単身世帯（68歳）	76,880円	67,350円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	120,900円	107,160円	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	194,450円	173,030円
	東京都区部	地方郡部等																
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	163,090円	144,100円																
高齢者単身世帯（68歳）	76,880円	67,350円																
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	120,900円	107,160円																
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	194,450円	173,030円																
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。																	
お問い合わせ	都道府県、市又は福祉事務所設置町村の福祉事務所 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/fukusijimusyo/index.html																	

制度の名称	未払賃金立替払制度
支援の種類	立替（債権者向け）
制度の内容	●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。 ●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。 ●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。
活用できる方	●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。 （1）使用者が、 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。 （2）労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること
お問い合わせ	●労働基準監督署 （所在地ご案内 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html） ●独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話044-431-8663

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。
活用できる方	●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。 ●激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）
支援の種類	給付・還付、サービス
制度の内容	●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。
お問い合わせ	公共職業安定所

制度の名称	職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。 また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。 【求職活動支援費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費、宿泊料）を、面接等又は公共職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用する場合に求職活動関係役務利用費を支給。 【移転費】 就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費、移転料、着後手当）を支給。 【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。 ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40日を限度） ・通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 ※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。
活用できる方	●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局、都道府県

制度の名称	法的トラブル等に関する情報提供	
支援の種類	サービス	
制度の内容	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。	
活用できる方	●利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうか分からない方も、お気軽にお問い合わせください）。	
お問い合わせ	法テラス・サポートダイヤル 0570-078374^{おなやみなし} （IP電話からは03-6745-5600） 法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ 法テラス各地方事務所 https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html （PC・スマートフォン）	

制度の名称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度
支援の種類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）
制度の内容	日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。 ●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ●裁判所に提出する書類の作成における弁護士又は司法書士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）
活用できる方	●次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。 ※法律相談援助の場合は（１）と（３）、代理援助と書類作成援助の場合は（１）から（３）のいずれも満たす必要があります。 （１）資力が一定額以下であること（下記①、②いずれの基準も満たす必要があります。） 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。 ① 月収額（賞与を含む手取り年収の 1／12）が一定額以下であること 単身者 182,000 円以下（200,200 円以下） 2人家族 251,000 円以下（276,100 円以下） 3人家族 272,000 円以下（299,200 円以下） 4人家族 299,000 円以下（328,900 円以下） ※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。 ※5人家族以上は、1人増につき 30,000 円（33,000 円）が加算されます。 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます（東京都特別区については、別途定めあり。）。 単身者／41,000 円 2人家族／53,000 円 3人家族／66,000 円 4人家族以上／71,000 円 ② 保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）、次の基準を満たす必要があります。 単身者／180 万円以下 2人家族／250 万円以下 3人家族／270 万円以下 4人家族／300 万円以下 ※医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。 （２）勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。 （３）民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや自己宣伝のためといった場合、又は権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。
お問い合わせ	法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 （IP電話からは03-6745-5600） 法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ 法テラス各地方事務所 https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html （PC・スマートフォン）

制度の名称	災害復興住宅融資（購入）				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する費用に充てるために利用できる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。 ※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資限度額（※1）</th><th>返済期間（※2）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,500万円</td><td>35年</td></tr> </tbody> </table> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 （注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。	融資限度額（※1）	返済期間（※2）	5,500万円	35年
融資限度額（※1）	返済期間（※2）				
5,500万円	35年				
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅の補修や宅地の整備（液状化対策等を含む）の費用に充てるために利用できる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資限度額（※１）</th><th>返済期間（※２）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,500万円</td><td>35年</td></tr> </tbody> </table> ※１ 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。 ※２ 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。 ●この融資は、融資の日から１年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 （注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（https://www.jhfa.go.jp/loan/yushi/info/saigai_hosyu/index.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。	融資限度額（※１）	返済期間（※２）	2,500万円	35年
融資限度額（※１）	返済期間（※２）				
2,500万円	35年				
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

制度の名称	地すべり等関連住宅融資												
支援の種類	貸付（融資）												
制度の内容 （独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合）	●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。 （１）移転資金又は建設資金の場合 <table><tr><td></td><td>融資限度額（※１）</td><td>返済期間（※２）</td></tr><tr><td>土地取得資金なし</td><td>4,500万円</td><td rowspan="2">35年</td></tr><tr><td>土地取得資金あり</td><td>5,500万円</td></tr></table> （２）購入資金の場合 <table><tr><td>融資限度額（※１）</td><td>返済期間（※２）</td></tr><tr><td>5,500万円</td><td>35年</td></tr></table> ※１ 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。 ※２ 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。 （注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。		融資限度額（※１）	返済期間（※２）	土地取得資金なし	4,500万円	35年	土地取得資金あり	5,500万円	融資限度額（※１）	返済期間（※２）	5,500万円	35年
	融資限度額（※１）	返済期間（※２）											
土地取得資金なし	4,500万円	35年											
土地取得資金あり	5,500万円												
融資限度額（※１）	返済期間（※２）												
5,500万円	35年												
活用できる方	●法令に規定する勧告等に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。												
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構　お客さまコールセンター 0120-0860-35 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850												

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 ●概要は次のとおりです。 - 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 - 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） ※ フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利 - 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※ 返済の免除・減額を受けられる場合があります。 （詳細はP.13「被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援」参照） ※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※ （参考）住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html
活用できる方	●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 - 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 - 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 - 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120-086-353

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>250万円（目安）</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>貸付けの日から6月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>据置期間経過後7年以内（目安）</td></tr> </table> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	250万円（目安）								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
活用できる方	●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外								
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会								

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金		
支援の種類	貸付（融資）		
制度の内容	●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。		
	●貸付限度額等は次のとおりです。		
	貸付限度額	200万円以内	
	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	
	据置期間	6か月	
	償還期間	7年	
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。		
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所		

制度の名称	公営住宅への入居		
支援の種類	現物支給・現物貸与		
制度の内容	●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。		
	●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。		
活用できる方	●以下の要件を満たす方が対象です。		
	住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。		
お問い合わせ	都道府県、市町村		

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居		
支援の種類	現物支給・現物貸与		
制度の内容	●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。		
	●以下の要件を満たす方が対象です。		
対象者	災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）		
お問い合わせ	都道府県、市町村		

制度の名称	地域優良賃貸住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅に入居することができます。
対象者	●以下の要件を満たす方が対象です。 災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画等に定めるものであって、その所得が38万7千円以下のもの。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	セーフティネット登録住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	●被災者の方は、民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅に入居することができます。
対象者	●以下の要件を満たす方が対象です。 災害（発生した日から起算して3年を経過していないものに限る。）により滅失若しくは損傷した住宅に居住していた方、又は災害に際し災害救助法が適用された災害発生市町村の区域に住所を有していた方等。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	障害物の除去
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づき、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。 ●障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。 ●障害物の除去の費用は、市町村内において行った1世帯当たりの平均が14万3,900円以内（令和7年4月基準）です。ただし、この費用の範囲内で対応できない場合は、事前に都道府県から国へ協議を行うことができます。 ※詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c11.pdf
活用できる方	●居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となります。 ●雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家が倒壊するおそれがある場合についても対象となります。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	災害等廃棄物処理事業
制度の内容	●災害により、生活環境保全上、特に必要となった廃棄物やし尿の収集、運搬及び処分に要する費用の一部を補助する事業です。 ●片付けごみの収集・運搬及び処分、損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分、仮設トイレのし尿の収集・運搬及び処分などに必要な経費が補助対象となっております。
活用できる方	●市町村
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づき、住宅の屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯でかつ自治体から準半壊以上（相当）と判断された世帯に対して、 ① ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付 ② 修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供 のいずれかを支援します（災害発生日から10日以内）。 ※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。 ●緊急の修理は、資材の提供又は市町村が業者に委託して実施します。 ●緊急の修理として支援できる限度額は令和7年4月基準において1世帯あたり、5万3,900円となります。 ●同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 ※詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、住宅の屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない世帯でかつ自治体から準半壊以上（相当）と判断された方 ※「準半壊以上（相当）」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）
支援の種類	現物支給
制度の内容	●災害救助法に基づき、住宅が中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊のいずれかの住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 （全壊（全焼）の場合は、修理することで居住することが可能となる場合には、個別に対象とすることが可能です。） ●応急の修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は令和7年4月基準において1世帯あたり、 ① 大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）の世帯：73万9千円以内 ② 準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：35万8千円以内 ●同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。 ※詳細については、内閣府のホームページをご確認ください。 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujo_c7.pdf
活用できる方	●災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊（全焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊」と記載されている方 ※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨災害から、応急仮設住宅の入居が可能です。（入居期限は災害の発生日から原則6ヶ月）
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	長期優良住宅化リフォーム推進事業										
支援の種類	補助										
制度の内容	●耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助します。 ●補助率は補助対象事業の1／3で、補助限度額は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>リフォーム後の住宅の性能</th><th>補助限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合</td><td>80万円／戸（130万円／戸）</td></tr> <tr> <td>②</td><td>長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合</td><td>160万円／戸（210万円／戸）</td></tr> </tbody> </table> ※（ ）内は、以下のいずれかに該当する場合 ・三世代同居対応改修工事を実施する場合 ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合 ・既存住宅を購入し工事を実施する場合			リフォーム後の住宅の性能	補助限度額	①	長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	80万円／戸（130万円／戸）	②	長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合	160万円／戸（210万円／戸）
	リフォーム後の住宅の性能	補助限度額									
①	長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	80万円／戸（130万円／戸）									
②	長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合	160万円／戸（210万円／戸）									
活用できる方	●本事業の要件を満たすリフォームを行う方 ※補助の申請は、本事業に登録されたリフォーム工事の施工業者または買取再販事業者										
お問い合わせ	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 TEL 03-5229-7568 URL https://www.choki-r-shien.com/r6/index.html										

制度の名称	リフォーム税制	
支援の種類	税制特例措置	
制度の内容	●国税の控除 所得税について、工事内容に応じて5万円～130万円の控除を受けることができます。 ●地方税の減額 固定資産税について、工事内容に応じて一定割合（1/3～2/3）の減額を受けることができます。 ※詳細については、国土交通省ホームページの「住宅をリフォームした場合に使える減税制度について」 （https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000251.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。	
活用できる方	●耐震リフォーム、省エネリフォーム、バリアフリーリフォーム、同居対応リフォーム、長期優良住宅化リフォーム、子育て対応リフォームを行い、一定の要件を満たす方が対象となります。 ※同居対応リフォーム及び子育て対応リフォームについては国税の控除のみが対象になります。	
お問い合わせ	国税の控除：税務署 地方税の減額：市区町村	

制度の名称	リフォーム融資（耐震改修工事）				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	●住宅の耐震性の向上を目的とした耐震改修工事のための費用を融資します。 ●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>融資限度額（※1）</td><td>1,500万円</td></tr> <tr> <td>返済期間（※2）</td><td>20年以内</td></tr> </table> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は保証機関が保証する限度額のいずれか低い額が上限となります。（保証ありコースの場合） ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。 （注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/reform/index.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。	融資限度額（※1）	1,500万円	返済期間（※2）	20年以内
融資限度額（※1）	1,500万円				
返済期間（※2）	20年以内				
活用できる方	●本融資の要件を満たす住宅のリフォームを行う方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-0860-35 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

制度の名称	宅地防災工事資金融資				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 ●融資の限度額・返済期間は下表のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>融資限度額（※1）</td><td>1,190万円</td></tr> <tr> <td>返済期間（※2）</td><td>20年以内</td></tr> </table> ※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と土地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。 ※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。 （注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。	融資限度額（※1）	1,190万円	返済期間（※2）	20年以内
融資限度額（※1）	1,190万円				
返済期間（※2）	20年以内				
活用できる方	●宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-0860-35 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

(参考) 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づき、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者に交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際の判断材料として活用されるものです。

罹災証明書により証明される住家の被害の程度としては、「全壊」、「半壊」等があり、「災害の被害認定基準について」（令和3年6月24日府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき、それらの判定が行われます。

■被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもとする。

詳細は、内閣府のホームページをご確認ください。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/unyou.html>

農林漁業・中小企業・自営業への支援

制度の名称	株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付
支援の種類	融資
制度の内容	●株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫では、災害により被害を受けた農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。 ・農林漁業セーフティネット資金：農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ・農林漁業経営資本強化資金：農林漁業施設の復旧のための資金等を融資します。 ・農林漁業施設資金：農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ・農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ・林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ・漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 ●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。
活用できる方	●農林漁業者等
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1840

制度の名称	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 貸付限度額 2,000万円 ※金利については、下記お問い合わせ先にご確認ください。
活用できる方	●以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会

制度の名称	生活衛生改善貸付
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	●生活衛生改善貸付は、生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。 ①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 令和7年6月2日現在1.80%
活用できる方	●以下の1及び2の要件を満たす方 1. 小規模事業者 常時使用する従業員が5人以下（旅館業及び興行場営業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主 2. 生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方
お問い合わせ	各生活衛生同業組合、都道府県生活衛生営業指導センター

制度の名称	災害復旧貸付								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資します。 ●災害復旧貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。 ●日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td> 【特別貸付を適用した場合】 適用する各貸付制度の貸付期間に準じる 【一般貸付を適用した場合】 10年以内（うち据置期間2年以内） </td></tr> </table> ・中小企業事業 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>1億5千万円以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>15年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> </table> ※沖縄振興開発金融公庫においては、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の制度の内容に準じる。 ●その他の条件等詳しくは各機関にご確認ください。	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円	償還期間	【特別貸付を適用した場合】 適用する各貸付制度の貸付期間に準じる 【一般貸付を適用した場合】 10年以内（うち据置期間2年以内）	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円								
償還期間	【特別貸付を適用した場合】 適用する各貸付制度の貸付期間に準じる 【一般貸付を適用した場合】 10年以内（うち据置期間2年以内）								
貸付限度額	1億5千万円以内								
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）								
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等								
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1785								

制度の名称	セーフティネット保証4号
支援の種類	信用保証
制度の内容	●自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（概ね1.0%以内）。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
活用できる方	●下記、（イ）に該当し、かつ、（ロ）～（二）のいずれかに該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む） （イ）指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があつて、国が認めた地域）において事業を行っていること。 （ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要） （ハ）事業開始後1年1か月を経過していない等の事業者であつて、指定を受けた災害の発生する前に売上高等を有している場合、原則として最近1か月の売上高等が災害の発生する直前の3か月間の月平均売上高等に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が災害が発生する直前の3か月間の売上高等に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要） （二）事業開始後1年1か月を経過していない等の事業者であつて、指定を受けた災害の発生する前に売上高等を有していない場合、原則として最近1か月の売上高等が災害の発生した以後3か月間の月平均売上高等に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が災害が発生した以後3か月間の売上高等に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	災害関係保証
支援の種類	信用保証
制度の内容	●災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できます。
活用できる方	●災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）。
お問い合わせ	各都道府県等の信用保証協会

制度の名称	職場適応訓練費の支給
支援の種類	給付・還付
制度の内容	●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。 ●事業主は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月(重度の障害者25,000円/月)が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日(重度の障害者1,000円/日)です。 ●訓練期間は、6か月(中小企業及び重度の障害者に係る訓練は1年)以内です。短期の職場適応訓練については、2週間(重度の障害者に係る訓練は4週間)以内です。
活用できる方	●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。 - イ 職場適応訓練を行う設備があること - ロ 指導員としての適当な従業員がいること - ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること - ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること - ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
お問い合わせ	公共職業安定所又は都道府県労働局

安全な地域づくりへの支援

制度の名称	災害公営住宅の整備
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備等する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 ●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、住生活基本計画（都道府県計画）や地域住宅計画への位置付けを必要としません。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	既設公営住宅の復旧
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●災害により被害を受けた既設公営住宅等（改良住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））や共同施設（集会所、管理事務所等）を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。 1. 公営住宅等が滅失した場合の再建 2. 公営住宅等が損傷した場合の補修 3. 公営住宅等を再建するための宅地の復旧 ●既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、住生活基本計画（都道府県計画）や地域住宅計画への位置付けを必要としません。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	市街地再開発事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●市街地再開発事業は、中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。 ●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。 ●基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となっております。
活用できる方	●個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	宅地耐震化推進事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地などの変動予測調査及び防止対策を推進する事業です。 ●滑動崩落防止工事及び液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用が交付対象です。 ●排水工、アンカー工、擁壁工等の滑動崩落防止工事及び地下水位低下工法等の宅地と公共施設との一体的な液状化対策に要する費用が交付対象です。 ●規模や家屋数などの一定の要件を満たしていることが必要です。 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000039.html
活用できる方	●地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
お問い合わせ	都道府県、市区町村

制度の名称	住宅・建築物安全ストック形成事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●住宅・建築物等の耐震性の向上等を図る事業です。 ●住宅・建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修及び建替え等の他、ブロック塀・天井・エレベーター等の耐震化、土砂災害対策、ハザードエリアにおける基準等に適合させるための改修及びアスベスト対策に係る改修等が補助対象となっています。
活用できる方	●住宅の耐震診断、補強設計、耐震・嵩上げ等の改修及び建替えを行う方が対象です。 ※都道府県・市区町村において、助成・補助する制度が設けられている場合のみ対象となります。
お問い合わせ	都道府県、市区町村

制度の名称	住宅・建築物防災力緊急促進事業
支援の種類	補助
制度の内容	●地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備を支援します。
活用できる方	●地方公共団体、民間企業
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	都市防災総合推進事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●防災上危険な市街地等において、地区レベルの防災性向上を図る事業です。 ●防災上危険な密集市街地等において、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の向上等を行うために行う災害危険度判定調査や、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業が交付対象です。 ●避難地・避難路等の地区公共施設や津波避難タワー等の指定緊急避難場所の整備、耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の避難場所の機能強化などが交付対象です。 ●激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に支援するメニューがあります。
活用できる方	●地方公共団体等
お問い合わせ	都道府県、市区町村

制度の名称	土地区画整理事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。 ●調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費などが助成対象となっております。
活用できる方	●地方公共団体等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	街なみ環境整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。 ●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は1/2又は1/3です。
活用できる方	●地方公共団体、土地所有者等
お問い合わせ	都道府県

制度の名称	住宅市街地基盤整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。 ●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅市街地総合整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。 ●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	住宅地区改良事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の整備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	小規模住宅地区改良事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。 ●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の整備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	優良建築物等整備事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。 ●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。 ●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」「都市再構築型」「複数棟改修型」の5つのタイプがあります。 ●マンション再建に活用できます。
活用できる方	●地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	防災集団移転促進事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●災害が発生した地域又は災害危険区域等（※）のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。 （※）災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域 ●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の宅地等の買い取り、移転者の住居の移転費用、事業計画の策定に必要な経費などが補助対象となっております。 ●住宅団地について、5戸以上（災害ハザードエリア外からの移転の場合には、10戸以上）かつ、移転しようとする住居の半数以上の戸数の規模であることが必要です。
活用できる方	●市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●がけ崩れや出水等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域^{*1}に建っている危険住宅^{*2}の移転を行う方に対して、住宅の撤去費や動産移転費、仮住居費、新築する住宅の建設費等の費用の一部を補助する事業です。 （※1）（イ）災害危険区域、（ロ）がけ条例で建築制限のある区域、（ハ）地区計画で災害防止に必要な建築制限のある区域、（ニ）土砂災害特別警戒区域、（ホ）浸水被害防止区域、（ヘ）基礎調査を完了し土砂災害特別警戒区域指定される見込みのある区域、（ト）過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域 （※2）上記（イ）～（ホ）に存する既存不適格等の住宅、又は（イ）～（ト）に存する建築後の災害等により避難指示等が行われた住宅
活用できる方	●市町村（特別な場合は都道府県）
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
制度の内容	●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は1/2です。
活用できる方	●市町村
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	公共土木施設災害復旧事業
制度の内容	●公共土木施設が豪雨や地震などの異常な天然現象によって被災した場合に、施設を原形に復旧する事業で補助率は2／3です。 ●被災した施設の復旧や河川・道路等に堆積した土砂等の撤去（集積・運搬含む）及び処分などに必要な経費が補助対象となります。 【国土交通省HP(災害復旧事業の概要)】 https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/hukkyu_jigyuu.html 【国土交通省HP(市町村の円滑な災害復旧に向けた支援)】 https://www.mlit.go.jp/river/bousai/hukkyu/hukkyu_shien.html
活用できる方	●地方公共団体
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	堆積土砂排除事業
制度の内容	●都市計画区域内及び都市計画区域外の市街地において、自然災害により、家屋内を含めた宅地内（河川、道路等の公共土木施設は除く）に土砂（泥土、砂礫、岩石、樹木等）が流入等堆積した場合、住民やボランティア等が市町村長の指定した場所に搬出し、市町村が集積されたものを収集、運搬及び処分に要する費用の一部を補助する事業です。 ●また、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて、市町村が搬出集積し、または直接排除した場合も補助対象となります。 【国土交通省HP(宅地からの土砂・がれき撤去の事例ガイド)】 https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000029.html
活用できる方	●市町村
お問い合わせ	都道府県、市町村

（参考）（一財）民間都市開発推進機構による支援制度

○まちづくりファンド支援事業

＜制度の内容＞

地域の資金等を活用し、当該地域内の一定の区域の価値向上に資する民間事業者によるリノベーションその他のまちづくり事業（以下「民間まちづくり事業」という。）を支援するため、民間まちづくり事業への出資、社債取得又は助成等を行うまちづくりファンドに対して、（一財）民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が出資又は資金拠出による支援を行います。

（クラウドファンディング活用型）

クラウドファンディングを活用した民間まちづくり事業に対して、民都機構と地方公共団体が共同で組成するファンドを通じて助成等を行います。

（共助推進型）

都市利便増進協定等（※）に基づく自立的な民間まちづくり事業に対して、民都機構と地方公共団体が共同で組成するファンドを通じて助成等を行います。（地方公共団体は、取組に共感する人々からの寄付（ふるさと納税を含む）等を原資としてファンドに資金拠出を行い、民都機構は寄付相当額と同額を資金拠出します。）

※都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定、跡地等管理等協定

（マネジメント型）

一定のエリアをマネジメントしつつ、当該地域の課題解決に資するリノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進めるため、民都機構と地域金融機関等が連携して組成したファンドを通じて出資・社債取得を行います。

（老朽ストック活用リノベーション等推進型）

老朽ストックのリノベーション又は建替えによる、多様な働き方を支えるテレワーク拠点等若しくは都市にゆとりをもたらすグリーン・オープンスペース等の整備を伴う事業又は創エネ・蓄エネ・省エネ性能の向上を行う事業に対して、民都機構と金融機関等が連携して組成したファンドを通じて出資・社債取得を行います。

○まち再生出資事業

＜制度の内容＞

市町村が定める都市再生整備計画等の区域において行われる公共施設（道路（歩道を含む）、広場、緑地等）の整備を伴う優良な民間都市開発事業（国土交通大臣の認定を受けたもの）に対し、民都機構が出資等を行うことにより、立上げ支援を行います。

○まちなか公共空間等活用支援事業

＜制度の内容＞

市町村が定める「滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）」において、都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化し、緑地・広場等の公共施設の整備を伴う事業に対し、民都機構が低利貸付により事業の立ち上げ支援を行います。

○共同型都市再構築事業

<制度の内容>

(譲渡タイプ)

市街化区域内等における以下のいずれかの建築物を整備する民間都市開発事業について、民都機構が共同事業者として建築費の一部を負担し、竣工時に建物の持分を事業者に譲渡後、その代金を長期割賦により返済を受けることにより、事業の立上げ支援を行います。

- ①防災上有効な施設を有し、かつ、環境に配慮した建築物
- ②地域の生活に必要な都市機能（医療・福祉、商業等）を有する建築物
- ③宿泊施設を含む建築物

(賃貸タイプ)

公共公益施設の更新・再編を含む上記の民間都市開発事業について、民都機構が民間事業者と共同施行後、公共公益施設等を保有して地方公共団体等に賃貸し、初期整備費用等を回収した後に持分を地方公共団体等に譲渡することにより、事業の立上げ支援を行います。

本制度の詳細については、（一財）民間都市開発推進機構にお問い合わせください。

URL：<http://www.minto.or.jp>

電話：03-5546-0797（まちづくりファンド支援事業、まち再生出資事業、まちなか公共空間等活用支援事業に関すること）

03-5546-0787（共同型都市再構築事業に関すること）

相 談 窓 口

相 談 窓 口 名	事業資金相談ダイヤル
相 談 内 容、 概 要 等	●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。 受付時間は平日午前9時から午後5時まで（小規模事業者の方は、平日午前9時から午後7時まで）。
お問い合わせ	●事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 ・特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫） https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html ・沖縄県内の相談窓口一覧（沖縄振興開発金融公庫） http://www.okinawakouko.go.jp/consultation/

相 談 窓 口 名	こころの健康相談
相 談 内 容、 概 要 等	●都道府県・指定都市の精神保健福祉センターでは、こころの健康についての相談を受け付けています。電話や面接等で相談ができます。自治体によって異なりますが、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師などの専門職が相談に対応しています。
お問い合わせ	●都道府県・指定都市の精神保健福祉センター一覧 https://www.zmhwc.jp/centerlist.html

相 談 窓 口 名	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相 談 内 容、 概 要 等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル 0570-^{おなやみなし}078374 （IP電話からは 03-6745-5600） ●法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ ●法テラス各地方事務所 https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html （PC・スマートフォン） 

相談窓口名	人権相談
相談内容、概要等	●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネットで相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。
お問い合わせ	●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤル】 0570-003-110（平日 8:30～17:15） ●こどもの人権110番【いじめ、虐待などこどもの人権問題に関する専用相談電話】 0120-007-110（平日 8:30～17:15） ●女性の人権ホットライン【各種ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話】 0570-070-810（平日 8:30～17:15） ●インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/ （パソコン、携帯電話、スマートフォン共通）  ●LINEじんけん相談   友だち追加は こちらから！ ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 0570-090911（平日 9:00～17:00）

相談窓口名	行政苦情110番
相談内容、概要等	●国の行政等に対し、皆様の苦情や意見・要望を受け付けます。 また、「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに、被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供しています。
お問い合わせ	●全国共通番号 0570-090110 (月～金 9:00～16:45) ※各都道府県の総務省行政相談センター「きくみみ」につながります。 ※夜間・土日祝日は留守番電話対応 ※全国共通番号は、一部のIP電話では利用できない場合があります。また、NTTコミュニケーションズ株式会社が定める通話料金がかかります。携帯電話の料金定額プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。各センターの直通電話番号は以下をご覧ください。 《総務省行政相談センター「きくみみ」の連絡先一覧》 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kyokusyo_madoguchi.html  ●特別行政相談活動 大規模な災害が発生した場合、被災者への速やかな情報提供、きめ細かな相談対応を行うため、適宜、被災地の市町村において「特別行政相談所」を開設しています。また、災害相談専用のフリーダイヤルを開設したり、被災者のための生活支援窓口案内ガイドブックを公表する場合があります。 ※特別行政相談活動の実施状況等については、上記の全国共通番号または総務省行政相談センター「きくみみ」にお問い合わせください。

相談窓口名	被災者見守り・相談支援等事業
相談内容、概要等	●被災者が応急仮設住宅に入居する期間、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止のための見守り支援や日常生活上の相談を行った上で、各専門相談機関へのつなぎ等の支援を行います。
お問い合わせ	●都道府県、市町村

相談窓口名	配偶者暴力相談支援センター
相談内容、概要等	●各都道府県や市町村が設置する女性相談支援センターや男女共同参画センター、児童相談所、福祉事務所などが、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を果たしています。配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、以下のような業務（※注）を担っています。 ・相談又は相談機関の紹介 ・カウンセリング ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ・自立して生活することを促進するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助 ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整などの援助 ・保護命令制度の利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡などの援助 ※注：各配偶者暴力相談支援センターによって実施されている業務は異なります。 下記の全国共通番号（#8008）に電話をすると、お近くの配偶者暴力相談支援センターにつながります。
お問い合わせ	●配偶者暴力相談支援センター（全国共通番号） #8008「はれれば」 ●全国の配偶者暴力相談支援センター一覧 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/O1.html 

相談窓口名	DV相談プラス
相談内容、概要等	●配偶者等からの暴力について、専門の相談員が、電話で365日・24時間対応しています。チャット相談も受け付けており、外国語（10か国語）にも対応しています。 また、相談員が詳しいお話をお聞きした上で必要だと判断した場合は、面接、同行支援などの直接支援、安全な居場所の提供を実施します。
お問い合わせ	●DV 相談プラス 0120-279-889（つなが はやく） 毎日 12:00-22:00 チャット（外国語対応） https://soudanplus.jp/ 

相談窓口名	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
相談内容、概要等	●性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後から医療的支援、法的支援、カウンセリング等の心理的支援を提供しています。
お問い合わせ	●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通番号） #8891「はやくワンストップ」 ●全国のワンストップ支援センター一覧 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html 

相談窓口名	性暴力に関するSNS相談 Cure time（キュアタイム）
相談内容、概要等	●性犯罪・性暴力について、年齢、性別を問わず、匿名で相談できます。専門の相談員が毎日（17:00-21:00）チャットで相談を受け付けています。（メールでの相談は24時間365日書き込み可能です。）
お問い合わせ	●性暴力に関するSNS相談 Cure time（キュアタイム） 毎日 17:00-21:00 チャット（外国語対応） https://curetime.jp/ 

制度の名称	よりそいホットライン
支援の種類	サービス
制度の内容	●「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24 時間 365 日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。 ※よりそいホットラインホームページ https://www.since2011.net/yorisoi/
活用できる方	●生きにくさ、暮らしにくさを抱える人
お問い合わせ	0120-279-338

制度の名称	NHKふれあいセンター
支援の種類	サービス
制度の内容	●放送受信料に関するお問い合わせ ・災害免除に関するお問い合わせ ・住所変更等のご連絡 ●NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ https://www.nhk.or.jp/faq-corner/3tr_jushin/02/03-02-17.html
活用できる方	●窓口にお問合せください。
お問い合わせ	(災害免除に関するお問い合わせ) 0570-077077 (9:00-18:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00-18:00 年末年始を除く) (住所変更等のご連絡) 0120-151515 (9:00-18:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5003 (9:00-18:00 年末年始を除く) (NHKのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ) 0570-003434 (9:00-18:00 年末年始を除く) 上記電話番号がご利用になれない場合は、 050-3786-5005 (9:00-18:00 年末年始を除く)

制度の名称	消費者ホットライン188
支援の種類	サービス
制度の内容	●消費者トラブルでお困りの方に、お近くの消費生活センター等の相談窓口をご案内します。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/damage
お問い合わせ	188 (局番なし)

都道府県連絡先一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-231-4111
青森県	030-8570	青森市長島1-1-1	017-722-1111
岩手県	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-651-3111
宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2111
秋田県	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1111
山形県	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2211
福島県	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-1111
茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-1111
栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2323
群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-223-1111
埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111
千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2110
東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111
神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-1111
新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-285-5511
富山県	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-431-4111
石川県	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1111
福井県	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-21-1111
山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-237-1111
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111
岐阜県	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111
静岡県	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2455
愛知県	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111
三重県	514-8570	津市広明町13	059-224-3070
滋賀県	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3993
京都府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-451-8111
大阪府	540-8570	大阪市中央区大手前2	06-6941-0351
兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30	0742-22-1101
和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-432-4111
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7111
島根県	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5111
岡山県	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-224-2111
広島県	730-8511	広島市中区基町10-52	082-228-2111
山口県	753-8501	山口市滝町1-1	083-922-3111
徳島県	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-2500
香川県	760-8570	高松市番町4-1-10	087-831-1111
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-941-2111
高知県	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-1111
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111
佐賀県	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-24-2111
長崎県	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-824-1111
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-383-1111
大分県	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-1111
宮崎県	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7111
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111
沖縄県	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2333

それぞれの支援制度の中には、一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援制度が適用とならない場合もあります。

被災された場合に実際に制度が活用できるかなど、詳細については、各支援制度ごとに記載しているお問い合わせ先にご相談ください。

災害救助法の適用が制度適用の要件となっている支援制度

支援制度	ページ
災害弔慰金	p.1
災害障害見舞金	p.1
災害援護資金	p.3
教科書等の無償給与	p.6
公共料金・使用料等の特別措置	p.12
放送受信料の免除	p.12
大規模災害による旅券手数料の減免	p.13
被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援	p.13
雇用保険の失業等給付	p.16
障害物の除去	p.27
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張）	p.28
日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）	p.28
災害復旧貸付	p.33
セーフティネット保証 4号	p.34
災害関係保証	p.34
がけ地近接等危険住宅移転事業	p.40
被災者見守り・相談支援等事業	p.46

発行年月 令和7年6月
発行編集 内閣府政策統括官（防災担当）
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1（中央合同庁舎第8号館）
TEL:03-5253-2111 <https://www.bousai.go.jp>

複製可

第4 避難、救出等に関する資料

第4 避難、救出等に関する資料

4-1 指定緊急避難場所一覧

【大曲地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	大曲中学校グラウンド (0187)-63-2222	若竹町7番17号	大曲通町, 大曲福住 町,大曲丸 の内町,大 曲白金町,	4,730	31, 585	×	○	○	○	×	○		
2	十日市第一児童公園	大曲白金町 地内	大曲中通 町,大曲黒 瀬町,若竹	150	1,000	×	○	○	×	×	○		
3	さるびや 児童公園	佐野町地内	町,美原 町,佐野	180	1,200	×	○	○	×	×	○		
4	白金児童 公園	大曲白金町 地内	町,朝日 町,富士見	160	1,100	×	○	○	×	×	○		
5	若竹第一 児童公園	若竹町地内	町,大花 町,福田	310	2,100	×	○	○	×	×	○		
6	ねむのき 児童公園	大曲通町地 内	町,花館杉 本,幸町	220	1,500	×	○	○	×	×	○		
7	あかしや 児童公園	朝日町地内		530	3,500	×	○	○	×	×	○		
8	八幡児童 公園	大曲丸の内 町地内		230	1,500	×	○	○	×	×	○		
9	大花児童 公園	大花町地内		150	1,000	×	○	○	×	×	○		
10	大曲駅東 広場 (0187)-63-0011	大花町13番 地内		300	2,073	×	○	○	○	×	○		
11	大曲黒瀬 街区公園	大曲黒瀬町 地内		390	2,600	×	○	○	×	×	○		
12	しあわせ 公園	幸町地内		450	3,000	×	○	○	×	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
13	大曲工業 高等学校 グラウンド (0187)-63 -4060	大曲若葉町 3-17	大曲丸子 町,大曲福 見町,大曲 戸巻町,戸 蒔,大曲若	14, 275	28, 550	×	○	○	○	×	○		
14	戸巻町児 童公園	大曲戸巻町 地内	葉町,中良 野,大曲	130	1,200	×	○	○	×	×	○		
15	東大曲小 学校グラ ウンド	大曲字下高 畑 8 1	住吉町,大 槻,高畑, 東川,和 合,古四王 際,開谷 地,於倉	1,000	11, 379	×	○	○	○	×	○		
16	桂公園	大曲田町地 内	大曲大町, 大曲上大	1,700	19, 000	×	○	○	○	×	○		
17	須和町児 童公園	大曲須和町 一丁目地内	町,大曲浜 町,大曲須	250	3,000	×	○	○	×	×	○		
18	大曲小学 校グラウン ド (0187)-63 -1018	大曲花園町 4番88号	和町,大曲 田町,大曲 花園町,大 曲上栄町, 大曲栄町,	900	13, 734	×	○	○	○	×	○		
19	中央公園	大曲浜町, 大曲花園 町,大曲川 原町地内	大曲あけ ぼの町,大 曲緑町,大 曲川原町,	2,700	25, 000	×	○	○	○	×	○		
20	花園児童 公園	大曲花園町 地内	大曲船場 町	60	1,100	×	○	○	×	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
21	大曲農業 高等学校 グラウンド (0187)-63 -2257	大曲金谷町 26-9	大曲金谷 町, 大曲日 の出町, 大 曲飯田町, 大曲住吉 町, 大槻, 上飯田, 中 飯田, 笑ノ 口, 小貫, 川目, 屋敷 通	2,400	13, 734	×	○	○	○	×	○		
22	蓮沼第一 児童公園	大曲金谷町 地内		60	1,100	×	○	○	×	×	○		
23	いちょう 児童公園	大曲日の出 町1丁目地 内		180	3,300	×	○	○	×	×	○		
24	旧大曲南 保育園跡 地	大曲日の出 町1-27		180	3,300	×	○	○	×	×	○		
25	さくら児童 公園	大曲日の出 町1丁目地 内		100	1,900	×	○	○	×	×	○		
26	大曲市民 会館第1駐 車場	大曲日の出 町2-472・4 73		1,458	2,916	×	○	○	○	×	○		
27	大曲市民 会館第2駐 車場	飯田字屋舗 通247・248		1,784	3,569	×	○	○	○	×	○		
28	大曲中央 公民館駐 車場	大曲日の出 町2-447		755	1,511	×	○	○	×	×	○		
29	住吉町児 童公園	大曲住吉町 地内		290	3,500	×	○	○	×	×	○		
30	花館小学 校グラウン ド (0187)-63 -1022	泉町地内	花館上町, 花館中町, 花館柳町, 泉町, 中 野, 上大 戸, 下大 戸, 常保 寺, 唐関, 間倉, 豊後 野, 下袋	2,500	9,778	×	○	○	○	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
31	大曲西中 学校グラウ ンド (0187)-68 -2222	内小友字中 沢176-1	内小友地区全域,大 川西根地 域全域,大 曲大島	2,100	24, 540	○	○	○	○	○	○		
32	内小友小 学校グラウ ンド (0187)-68 -2345	内小友字四 ツ村35		900	9,219	×	○	○	○	×	○		
33	大川西根 小学校グラ ウンド (0187)-68 -3030	大曲西根字 小館20		800	7,391	×	○	○	○	×	○		
34	大曲支援 学校グラウ ンド (0187)-68 -4123	大曲西根字 下成沢122		7,402	14, 805	○	○	○	○	○	○		
35	大曲南中 学校グラウ ンド (0187)-65 -2001	藤木字上野 中70-2	角間川地区全域,藤 木地区全 域	1,500	18, 393	×	○	○	○	×	○		
36	藤木小学 校グラウン ド (0187)-65 -2420	藤木字街道 下67		1,000	11, 046	×	○	○	○	×	○		
37	角間川小 学校グラウ ンド (0187)-65 -2201	角間川町字 大浦町99		1,000	14, 116	×	○	○	○	×	○		
38	角間川児 童公園	角間川町字 四上町地内		180	3,100	×	○	○	×	×	○		
39	川港親水 公園	藤木字東八 圭,丙大久 保地内		350	68, 000	×	○	○	○	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
40	四ツ屋小 学校グラウ ンド (0187)-66 -1513	四ツ屋字下 古道81	四ツ屋地 区全域	1,000	10, 468	×	○	○	○	×	○		
41	松倉農村 広場	四ツ屋字小 又35-1		400	5,740	×	○	○	○	○	○		
42	総合公園 テニスコー ト駐車場 (0187)-68 -4000	内小友字中 沢176-14	広域	3,217	6,434	○	○	○	○	○	○		車中泊 対応 駐車可 能台数 246台

【神岡地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	中川原グ ラウンド	神宮寺字吉 貝人着	神宮寺地 域全域	1,200	25, 709	×	○	○	○	×	○		
2	神岡小学 校グラウン ド (0187)-72 -2222	神宮寺字館 ノ北29		1,900	19, 285	×	○	○	○	×	○		
3	平和中学 校グラウン ド (0187)-72 -2211	神宮寺字荒 屋20		2,700	27, 342	×	○	○	○	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
4	かみおか 嶽雄館 (0187)-72 -2501	神宮寺字下 川原前開10 2	神宮寺地 域全域	1,355	2,711	×	○	○	○	×	○		
5	神岡中央 公園	神宮寺字大 坪街道下及 び中瀬古川 敷地内		3,781	7,562	×	○	○	○	×	○		
6	二タ沢農 村公園	神宮寺字八 石上高野56 -1		2,100	4,200	○	○	○	○	○	○		
7	笹倉公園 (0187)-72 -2062	神宮寺字笹 倉1-2		10, 000	20, 000	○	○	○	○	○	○		
8	太平健康 広場	神宮寺字鶴 ヶ沢出口50 -1		1,200	12, 561	○	○	○	○	○	○		
9	神岡野球 場 (0187)-72 -3464	北檜岡字向 堀野2-1	北檜岡地 区全域	1,200	12, 292	×	○	○	○	×	○		
10	旧北神小 学校グラウ ンド(音楽 交流館)	北檜岡字嶋 151		1,200	12, 280	×	○	○	○	×	○		
11	道の駅か みおか駐 車場	北檜岡字船 戸	神宮寺,北 檜岡地区 全域	410	4,110	×	○	○	○	×	○		
12	八石太平 台	神宮寺字萩 の台151-5		4,404	8,809	○	○	○	○	○	○		
13	神岡カント リーエレベ ーター (0187)-72 -3941	北檜岡字上 龍蔵台191- 1		623	1,246	○	○	○	○	○	○		

【西仙北地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	西仙北小 学校グラ ウンド (0187)-75 -1014	刈和野字上 ノ台322	上ノ台, 上 ノ台荒屋 敷, 高屋 敷, 百人畑	661	27, 089	○	○	○	○	○	○		
2	旧土川小 学校グラ ウンド	土川字半道 寺西野1-11 外	上野, 間明 田, 上大 野, 大野	547	6, 728	○	○	○	○	○	○		
3	旧大沢郷 小学校グ ラウンド	大沢郷宿字 カクマ沢13 8-1	宿, 上宿, 椒沢, 八木 山, 円行 寺, 坂繫	1, 263	12, 320	○	○	○	○	○	○		
4	旧双葉小 学校グラ ウンド	強首字上野 台1-2	強首, 大場 崎, 乙越	601	19, 000	×	○	○	○	×	○		
5	西仙北中 学校グラ ウンド (0187)-75 -1108	刈和野字田 中蟻塚12	上町, 一区 町	1, 021	58, 736	○	○	○	○	○	○		
6	旧西仙北 西中学校 グラウン ド	強首字上野 台92-1	杉山田, 正 手沢, 木売 沢, 江原 田, 金山 沢, 上野 台, 九升田	1, 243	45, 733	○	○	○	○	○	○		
7	西仙北高 等学校グ ラウンド (0187)-75 -1002	刈和野字北 ノ沢嶋山5- 1	広域	726	26, 758	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石流 及び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
8	西仙北緑地運動広場	強首字上野台23-22	寺館	1,213	24,372	○	○	○	○	○	○		車中泊 対応 駐車可 能台数 80台
9	大佐沢公園	刈和野字山堂ヶ沢2-1外	上ノ台, 上ノ台荒屋敷	758	7,000	○	○	○	○	○	○		
10	半道寺運動公園	土川字上雨堤1-33	西野	451	11,845	○	○	○	○	○	○		
11	西仙北スポーツセンター内公園 (0187)-75-0552	刈和野字小野17-1	小野, 山北ノ沢, 昭和町, 大町	537	14,824	○	○	○	○	○	○		
12	大綱交流館駐車場 (0187)-75-1115	刈和野字愛宕下24-1	御幸町, 日の出町, 愛宕町, 上町, 一区町	1,236	2,500	×	○	○	○	×	○		
13	西今泉農村公園	土川字大楽183-3	添ノ又, 野中, 床畑, 大楽, 殿屋敷, 田ノ沢	800	8,000	○	○	○	○	○	○		
14	西仙北農村環境改善センター (0187)-75-1104	土川字刈布沢24-48	寺ノ下, 園町, 添ノ又, 野中, 床畑, 大楽, 殿屋敷	600	6,021	○	○	○	○	○	○		
15	辰ノ口集落会館	土川字小杉山沢ノ内古道沢山2-1	辰ノ口, 方角沢	50	262	○	×	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石流 及び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
16	小杉山地 区生涯学 習センタ ー (0187)-75 -2807	土川字小杉 山沢ノ内焼 山1-2	鳥井野沖 田, 太田谷 地, 小杉 山, 楯越, 柳沢, 杉 沢, 寺村	200	994	○	×	○	○	○	○		
17	小杉山農 村公園	土川字楯越 1-1	楯越, 柳 沢, 杉沢, 鬼頭, 寺村	900	9, 000	×	×	○	○	○	○		
18	西仙北農 村交流施 設 (0187)-75 -2884	北野目字堂 伝野2	北野目, 堂 伝野, 高 城, 皆別 当, 下戸 川, 小戸川	400	4, 812	×	○	○	○	×	○		
19	強首地区 多目的研 修施設 (0187)-77 -2121	強首字上野 台1	大巻	100	1, 547	×	○	○	○	×	○		
20	西仙北林 業者等健 康増進施 設 (0187)-78 -1100	大沢郷宿字 横山59-2	秋通, 大場 沢, 寺村, 白坂, 石 持, 野田	300	3, 131	×	○	○	○	×	○		
21	大場台集 落会館 (0187)-78 -1210	円行寺字大 場台38-2	布又, 上戸 川, 立倉, 大場台, 滝 ノ沢	200	2, 366	○	○	○	○	○	○		
22	大仙市ド ライバー 休憩施設 駐車場(西 仙北IC)	強首字上野 台25	広域	1, 250	2, 500	○	○	○	○	○	○		車中泊 対応 駐車可 能台数 80台

【中仙地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石流 及び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	中仙公民館 鶯野分館 グラウンド (0187)-56-2322	下鶯野字上村1	上鶯野地区, 下鶯野地区	300	6,406	×	○	○	○	○	○		
2	ドンパン 広場 (0187)-56-2111	北長野字茶畑地内	長野地区, 北長野地区	2,900	7,280	×	○	○	○	×	○		
3	中仙中学校 グラウンド (0187)-56-2328	長野字新山5-1		1,500	23,141	×	○	○	○	×	○		
4	中仙公民館 鍵見内分館 広場 (0187)-56-2504	鍵見内字石持108	鍵見内地区, 長戸呂地区	300	6,500	×	○	○	○	×	○		
5	清水小学校 グラウンド (0187)-56-3215	清水字上大蔵86	清水地区	1,000	14,457	○	○	○	○	○	○		
6	豊成小学校 グラウンド (0187)-57-2324	豊川字下水無47	豊川地区	1,000	12,000	○	○	○	○	○	○		
7	旧豊岡小学校 グラウンド (0187)-56-2111	豊岡字中荒井野29	豊岡地区, 栗沢地区, 大神成地区	1,000	13,373	○	○	○	○	○	○		
8	道の駅なかせん 駐車場 (0187)-56-4515	長野字高畑95-1	長野地区	500	5,576	×	○	○	○	○	○		

【協和地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	協和市民 センター 和ピア駐 車場 (018)-892 -3820	協和船岡字 大袋1-7	合貝,大 袋,蟬ヶ森, 船沢,西ノ 向,一ノ渡	9,000	18, 441	○	○	○	○	○	○		
2	協和支所 駐車場 (018)-892 -2111	協和境字野 田4-2	境地区	2,600	6,700	○	○	○	○	○	○		
3	協和小学 校グラウ ンド (018)-881 -6868	協和境字岸 館37	上淀川地 区	6,304	12, 608	○	○	○	○	○	○		
4	旧協和給 食センタ ー駐車場	協和荒川字 下谷地10	荒川, 上野 地区	651	1,302	○	○	○	○	○	○		
5	大盛館駐 車場	協和荒川字 川前9-1	宮田, 徳 滝, 牛沢	4,600	11, 700	○	○	○	○	○	○		
6	旧稲沢小 学校グラ ウンド	協和稲沢字 堤ヶ沢出 口6	落合, 水 沢, 稲沢	1,500	14, 969	○	○	○	○	○	○		
7	船岡共学 館	協和船岡字 下中野159- 2	中野, 君ヶ 野	1,000	2,000	○	○	○	○	○	○		
8	宇津野農 村公園	協和船岡字 上宇津野27 8-2	野田, 宇津 野, 芋台	900	2,400	○	○	○	○	○	○		
9	協和スキ ー場駐車 場	協和船岡字 上庄内71-1	沢内, 庄内	1,600	4,000	○	×	○	○	○	○		
10	峰吉川駅 前広場	協和峰吉川 字半仙64-2 1	半仙, 小 平, 岩瀬, 湯野沢	600	1,500	○	×	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
11	中淀川緑 地広場	協和中淀川 字鳥屋野24	坊台,館 野,千着, 日暮,上 宿,下夕村, 白岩	5,000	12, 700	○	○	○	○	○	○		
12	特別養護 老人ホーム 峰山荘 駐車場 (018)-893 -5520	協和中淀川 字中村12-2	中村,川 原,西,沼ノ 上	4,400	11, 360	○	○	○	○	○	○		
13	下淀川グ ラウンド	協和下淀川 字車田29-2	馬場,逢 田,土渕, 川口	2,800	7,100	×	○	○	○	×	○		
14	旧小種小 学校グラウ ンド	協和小種字 中台15-4	中小種,上 野,福部 羅,新田, 大川端	4,500	11, 070	○	○	○	○	○	○		
15	道の駅協 和駐車場 (018)-881 -6646	協和荒川字 新田表15-2	広域	8,131	16, 262	○	○	○	○	○	○		車中泊 対応 駐車可 能台数 大型車 12台 小型車 121台

【南外地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定避難所との重複	備考
						洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震(建築物は耐震性)	大規模な火事	内水はん	雪崩		
1	南外山村運動広場・野球場 (0187)-73-1040	南外字小出375番地外	高野,小出,大畑,梨木団地	6,750	13,502	○	○	○	○	○	○		
2	南外中学校グラウンド・野球場 (0187)-73-1231	南外字赤平台野19-1	大杉,赤平,中宿,和寺,落合	14,950	29,993	○	○	○	○	○	○		
3	南外運動場	南外字上野99-1	及水,大和野,無尻橋,大西,土場,悪戸野,下袋,中袋,上野,細川,金屋,大向	6,500	13,093	○	○	○	○	○	○		
4	南外小学校グラウンド・駐車場 (0187)-73-1800	南外字田中田17	平形,木直,田屋村,本川,日吉,物渡台,西坂戸,揚坊,北田	4,850	16,952	○	×	○	○	○	○		
5	旧南外西小学校グラウンド (0187)-74-2520	南外字下湯ノ又198-14	薬師堂,湯ノ又,夏見,湯松,湯元,釜坂、荒又,荒沢,十二ヶ沢,中野,滝,桑台	7,800	15,612	○	○	○	○	○	○		

【仙北地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	高梨小学 校グラウ ンド (0187)-62 -2195	高梨字新屋 敷1	高梨,橋本 見内	2,000	11, 057	×	○	○	○	×	○		
2	仙北健康 広場	堀見内字元 田茂木35-1 外	戸地谷,堀 見内	500	14 ,460	×	○	○	○	×	○		
3	真山公園	払田字真山 1	払田,上野 田,板見内	150	4,086	○	○	○	○	○	○		
4	横堀小学 校グラウ ンド (0187)-69 -2111	福田字穴沢 4	横堀,福 田,板見 内,堀見内	2,000	11, 332	×	○	○	○	×	○		
5	仙北中学 校グラウ ンド (0187)-69 -2113	堀見内字西 福嶋29	戸地谷,堀 見内	2,000	13, 265	×	○	○	○	○	○		
6	柵の湯駐 車場 (0187)-69 -3311	板見内字一 ツ森149	板見内	1,372	3,549	×	○	○	○	○	○		

【太田地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 避難 所と の重 複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	太田東小 学校グラ ウンド (0187)-89 -1212	太田町斉内 字高野1-93	上太田地 区	1,000	9,637	○	○	○	○	○	○		
2	太田ふれ あいの里 (グラウ ンド・ゴ ルフ場) (0187)-86 -9116	太田町太田 字惣行小坂 地内 外		1,000	103, 756	○	×	○	○	○	×		
3	太田東部 地区公園 (墓地公 園)	太田町川口 字北千本野 1-57		1,000	24, 067	○	○	○	○	○	○		
4	太田東今 泉緑地広 場 (敬愛 館) (0187)-86 -9220	太田町東今 泉字大信田 472-6		1,000	3,956	○	○	○	○	○	○		
5	太田南小 学校グラ ウンド (0187)-88 -2111	太田町横沢 字窪関南29 8	下太田地 区	1,000	11, 970	×	○	○	○	×	○		
6	太田球場 (0187)-88 -2122	太田町横沢 字堤田350		1,000	44, 912	×	○	○	○	×	○		
7	太田北小 学校グラ ウンド (0187)-88 -2112	太田町国見 字国見田11 5		1,000	9,360	○	○	○	○	○	○		
8	太田中学 校グラウ ンド (0187)-88 -2211	太田町太田 字新田田尻 76	太田地域 全域	1,000	23, 719	○	○	○	○	○	○		

4-2 指定避難所一覧

【大曲地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	大曲中学 校 (0187)-63 -2222	若竹町7-17	大曲通町, 大曲福住 町,大曲丸 の内町,大 曲白金町, 大曲中通 町,大曲黒 瀬町,若竹 町,美原 町,佐野 町,朝日 町,富士見 町,大花 町,福田 町,花館杉 本,幸町	2,095	4,190	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
2	はびねす 大仙 (0187)-88 -8722	幸町2-70		419	837	×	○	○	○	×	○		
3	ペアーレ 大仙 (0187)-63 -8600	大曲中通町 10-6		116	232	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
4	大曲高等 学校 (0187)-63 -4004	大曲栄町6- 7	大曲大町, 大曲上大 町,大曲浜 町,大曲田 町,大曲須 和町,大曲 花園町,大 曲上栄町, 大曲栄町, 大曲あけ ぼの町,大 曲緑町,大 曲川原町, 大曲船場 町	1,102	2,204	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
5	大曲地域 職業訓練 センター (0187)-62 -1726	大曲田町3- 1		350	700	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
6	大曲小学 校 (0187)-63 -1018	大曲花園町 4-88	大曲大町, 大曲上大 町, 大曲浜 町, 大曲田 町, 大曲須 和町, 大曲 花園町, 大 曲上栄町, 大曲栄町, 大曲あけ ぼの町, 大 曲緑町, 大 曲川原町, 大曲船場 町	1,609	3,219	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
7	大曲農業 高等学校 (0187)-63 -2257	大曲金谷町 26-9	大曲金谷 町, 大曲日 の出町, 大 曲飯田町,	1,639	3,279	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
8	サンクエス ト大曲 (0187)-63 -5572	大曲日の出 町1-23-3	大曲住吉 町, 大槻, 上飯田, 中 飯田, 笑の 口, 小貫, 川目, 屋敷 通	360	720	×	○	○	○	×	○		
9	大曲交流 センター (0187)-63 -1105	大曲日の出 町2-7-53		1,039	2,078	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
10	大曲市民 会館 (0187)-63 -6101	大曲日の出 町2-6-50		500	4,489	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
11	大曲中央 公民館 (0187)-63 -6101	大曲日の出 町2-6-60		300	2,577	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
12	大曲工業 高等学校 (0187)-63 -4060	大曲若葉町 3-17	大曲丸子 町, 大曲福 見町, 大曲 戸巻町, 戸	931	1,863	○	○	○	○	○	○		洪水時 2 階以 上
13	東大曲小 学校 (0187)-63 -1020	大曲字下高 畑81	蒔, 大曲若 葉町, 中良 野, 大曲住 吉町, 大 槻, 高畑, 東川, 和 合, 古四王 際, 開谷 地, 於倉	387	774	○	○	○	○	○	○		洪水時 2 階以 上
14	花館小学 校 (0187)-63 -1022	花館中町1- 40	花館上町, 花館中町, 花館柳町, 泉町, 中 野, 上大 戸, 下大 戸, 常保 寺, 唐関, 間倉, 豊後 野, 下袋	461	910	○	○	○	○	○	○		洪水時 2 階以 上
15	花館公民 館 (0187)-62 -3012	花館上町5- 19		210	420	○	○	×	○	○	○		洪水時 2 階以 上
16	大曲西中 学校 (0187)-68 -2222	内小友字中 沢176-1	内小友地 区全域, 大 川西根地 域全域, 大	820	1,886	○	○	○	○	○	○		
17	内小友小 学校 (0187)-68 -2345	内小友字四 ツ村35	曲大島	354	708	○	○	○	○	○	○		洪水時 2 階以 上
18	内小友公 民館 (0187)-68 -2033	内小友字仙 北屋68-2		210	420	○	○	×	○	○	○		洪水時 2 階以 上

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
19	大川西根 小学校 (0187)-68 -3030	大曲西根字 小館20	内小友地 区全域, 大 川西根地 区全域, 大 曲大島	412	825	○	○	○	○	○	○		洪水時 2 階以 上
20	大川西根 公民館 (0187)-68 -3531	大曲西根字 小館10		202	405	○	○	×	○	○	○		洪水時 2 階以 上
21	道路維持 センター (0187)-68 -2372	大曲西根字 上野150-2		50	100	×	○	○	○	×	○		
22	大曲南中 学校 (0187)-65 -2001	藤木字上野 中70-2	藤木地区 全域, 角間 川地区全 域	511	1,023	○	○	○	○	○	○		洪水時 2 階以 上
23	藤木小学 校 (0187)-65 -2420	藤木字街道 下67		270	434	○	○	○	○	○	○		洪水時 2 階以 上
24	藤木公民 館 (0187)-65 -2823	藤木字乙本 藤木8		210	420	○	○	×	○	○	○		洪水時 2 階以 上
25	角間川小 学校 (0187)-65 -2201	角間川町字 大浦町99		293	565	○	○	○	○	○	○		洪水時 2 階以 上
26	角間川公 民館 (0187)-65 -2545	角間川町字 四上町1		225	450	○	○	×	○	○	○		洪水時 2 階以 上
27	四ツ屋小 学校 (0187)-66 -1513	四ツ屋字下 古道81	四ツ屋地 区全域	374	698	○	○	○	○	○	○		
28	四ツ屋公 民館 (0187)-66 -1500	四ツ屋字西 下瀬162-4		424	849	○	○	○	○	○	○		

29	ふれあいの郷まつくら(交流室)(0187)-66-1413	四ツ屋字小又35-1	四ツ屋地区全域	58	118	○	○	○	○	○	○		
----	-------------------------------	------------	---------	----	-----	---	---	---	---	---	---	--	--

【神岡地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩れ、 土石流及び地 滑り	地震 (建 物は耐震 性)	大規模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	神岡小学校 (0187)-72-2222	神宮寺字神宮寺52	館越, 館ノ北, 新道, 新丁, 中町, 関金, 蒲, 福島, 大曲地域の一部	569	1,292	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以上
2	神岡市民センター (0187)-72-2111	神宮寺字蓮沼16-3 (神岡支所内)	上町, 岳見, 裏町, 下町, 宮田, 上高野	180	362	○	○	○	○	○	○		
3	平和中学校 (0187)-72-2211	神宮寺字荒屋20	本郷, 駅通, 大浦, 荒屋, 駅向, ビュータウン嶽, 二タ子沢, 内大坪	700	1,401	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以上
4	北檜岡公民館 (0187)-72-2414	北檜岡字北檜岡57	北檜岡地区全域	325	650	×	○	○	○	×	○		
5	音楽交流館(旧北神小学校)	北檜岡字嶋151	北檜岡地区全域, 高花, 八石, 戸月, 宇留井谷地, 船戸	416	832	×	○	○	○	○	○		
6	神岡体育館 (0187)-72-2721	神宮寺字大坪街道下22	神宮寺地区全域	666	1,333	×	○	○	○	×	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
7	神岡農村 環境改善 センター (0187)-72 -2501	神宮寺字下 川原前開10 0	愛幸園, ビ ュータウ ン嶽	699	1,398	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
8	かみおか 嶽雄館 (0187)-72 -2501	神宮寺字下 川原前開10 2	神宮寺地 区全域	1,108	2,216	×	○	○	○	×	○		

【西仙北地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	大綱交流 館 (0187)-75 -1115	刈和野字愛 宕下24-1	御幸町, 日 の出町, 愛 宕町, 上 町, 一区町	1,236	2,455	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
2	西今泉公 民館	土川字大楽 182	添ノ又, 野 中, 床畑, 大楽, 殿屋 敷, 田ノ沢	103	205	○	○	×	○	○	○		
3	西仙北農 村環境改 善センタ ー (0187)-75 -1104	土川字刈布 沢24-48	寺ノ下, 園 町, 添ノ 又, 野中, 床畑, 大 楽, 殿屋 敷, 西野, 上野, 間明 田, 上大 野, 大野, 辰ノ口	800	1,600	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
4	小杉山地 区生涯学 習センタ ー (0187)-75 -2807	土川字小杉 山沢ノ内焼 山1-2	鳥井野沖 田, 太田谷 地, 小杉 山, 楯越, 柳沢, 杉 沢, 鬼頭, 寺村, 方角 沢	800	1,600	○	×	○	○	○	○		
5	西仙北林 業者等健 康増進施 設 (0187)-78 -1100	大沢郷宿字 横山59-2	秋通, 大場 沢, 寺村, 白坂, 石 持, 野田, 宿, 上宿, 椒沢, 八木 山, 円行 寺, 坂繫, 滝ノ沢, 布 又, 上戸 川, 立倉, 大場台	500	1,000	×	○	○	○	×	○		
6	強首地区 多目的研 修施設 (0187)-77 -2121	強首字上野 台1	寺館, 大 巻, 強首, 大場崎, 乙 越	800	1,600	×	○	○	○	×	○		
7	西仙北農 村交流施 設 (0187)-75 -2884	北野目字堂 伝野2	北野目, 堂 伝野, 高 城, 皆別 当, 小戸 川, 下戸川	800	1,600	×	○	○	○	×	○		
8	西仙北小 学校 (0187)-75 -1014	刈和野字上 ノ台322	上ノ台, 上 ノ台荒屋 敷, 高屋 敷, 百人畑	546	1,092	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
9	西仙北中 学校 (0187)-75 -1108	刈和野字田 中蟻塚12	上町, 一区 町	619	1,239	○	○	○	○	○	○		
10	西仙北西 体育館	強首字上野 台92-1	杉山田, 正 手沢, 木売 沢, 江原 田, 金山 沢, 上野 台, 九升田	498	997	○	○	○	○	○	○		
11	西仙北ス ポーツセ ンター (0187)-75 -0552	刈和野字小 野17-1	小野, 山北 ノ沢, 昭和 町, 上町, 一区町, 大 町	1,100	3,200	○	○	○	○	○	○		
12	西仙北ぬ く森温泉 ユメリア (0187)-87 -3100	刈和野字山 北ノ沢5-4	広域	1,062	6,515	○	○	○	○	○	×		
13	西仙北高 等学校 (0187)-75 -1002	刈和野字北 ノ沢嶋山5- 1		680	1,361	○	○	○	○	○	○		

【中仙地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	中仙中学 校 (0187)-56 -2328	長野字新山 5-1	長野地区, 北長野地 区	837	1,675	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
2	中仙公民館 鑓見内分館 (0187)-56-2504	鑓見内字石持108	鑓見内地区, 長戸呂地区	361	723	×	○	○	○	×	○		
3	中仙公民館 鶯野分館 (0187)-56-2322	下鶯野字上村1	上鶯野地区, 下鶯野地区	337	675	○	○	○	○	○	○		
4	清水小学校 (0187)-56-3215	清水字上大蔵86	清水地区	450	1,025	○	○	○	○	○	○		
5	中仙公民館 清水分館 (0187)-56-2210	清水字上大蔵75-1		181	362	○	○	○	○	○	○		
6	中仙公民館 豊川分館 (0187)-57-2030	豊川字久保175	豊川地区	502	1,004	○	○	×	○	○	○		
7	豊成小学校 (0187)-57-2324	豊川字下水無47		598	1,196	○	○	○	○	○	○		
8	中仙公民館 豊岡分館 (0187)-57-2010	豊岡字中荒井野175	豊岡地区, 栗沢地区, 大神成地区	1,105	2,211	○	○	○	○	○	○		
9	八乙女交流センター (0187)-56-3870	長野字長野山88	長野地区	1,469	2,938	○	×	×	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
10	道の駅な かせんこ めこめプ ラザ (0187)-56 -4515	長野字高畑 95-1	長野地区	59	119	×	○	○	○	○	○		
11	中仙小学 校 (0187)-56 -2318	長野字六日 町215		504	1,009	×	○	○	○	×	○		
12	中仙農村 環境改善 センター (0187)-56 -2337	北長野字茶 畑108	北長野地 区	787	1,574	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上

【協和地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石 流及 び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	協和中学 校 (018)-892 -3025	協和境字岸 館90	上淀川, 荒 川, 上野, 宮田, 徳 滝, 牛沢地 区	522	1,020	○	○	○	○	○	○		
2	協和小学 校 (018)-881 -6868	協和境字岸 館37		648	1,369	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
3	稲沢体育 館	協和稲沢字 堤ヶ沢出口 6	落合, 水 沢, 稲沢地 区	412	825	○	○	○	○	○	○		
4	協和市民 センター 「和ピア」 (018)-892 -3820	協和船岡字 大袋1-7	合貝, 大 袋, 蟬ヶ 森, 船沢, 西ノ向, 一 ノ渡, 境地 区	2, 307	4, 614	○	○	○	○	○	○		
5	宇津野自 治会館	協和船岡字 上宇津野28 2-2	野田, 宇津 野, 芋台地 区	100	-	○	○	○	○	○	○		
6	船岡共学 館 (018)-893 -2761	協和船岡字 下中野159- 2	君ヶ野, 中 野地区	164	328	○	○	○	○	○	○		
7	美山荘 (018)-893 -2050	協和船岡字 上庄内71-1	沢内, 庄内 地区	358	716	○	×	×	○	○	○		
8	半仙自治 会館	協和峰吉川 字半仙64-3 20	半仙, 小 平, 岩瀬, 湯野沢地 区	300	-	○	×	○	○	○	○		
9	旧峰吉川 小学校体 育館(協和 第2体育 館)	協和峰吉川 字南明谷地 1-1	峰吉川本 村全域, 西 窪, 前沢, 高寺, 芦沢 地区	413	825	×	○	○	○	×	○		
10	中淀川世 代交流福 祉館 (018)-896 -2750	協和中淀川 字鳥屋野22	坊台, 館 野, 千着, 日暮, 上 宿, 下夕 村, 白岩地 区	257	515	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
11	協和公民館淀川分館 (018)-896-2111	協和下淀川 字車田16-1	逢田, 土 渕, 馬場, 川原, 西, 中村, 沼ノ 上, 川口地 区	188	400	×	○	○	○	×	○		
12	小種体育館	協和小種字 上鏡台2-1	中小種, 上 野, 鏡台, 新田, 大川 端, 福部羅 地区	420	841	○	○	○	○	○	○		
13	小種世代 交流福祉 館	協和小種字 上鏡台2-7		137	275	×	○	○	○	×	○		
14	道の駅協和 (018)-881-6646	協和荒川字 新田表15-2	広域	155	1,156	○	○	○	○	○	○		

【南外地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流及 び地滑 り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	南外コミュニ ティセン ター (0187)-74-2095	南外字下袋 218	中宿, 和 寺, 落合, 及水, 大和 野, 無尻 橋, 大西, 土場, 悪戸 野, 下袋, 中袋, 上野	1,660	3,320	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石流 及び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
2	旧南外西 小学校	南外字下湯 ノ又198-14	中袋, 上 野, 細川, 金屋, 大 向, 薬師 堂, 湯ノ 又, 夏見, 湯松, 湯 元, 釜坂, 荒又, 荒 沢, 十二ヶ 沢, 中野, 滝, 桑台	350	710	○	○	○	○	○	○		
3	南外体育 館 (0187)-73 -1005	南外字梨木 田208-3	小出, 大 畑, 高野, 赤平, 大 杉, 中宿, 和寺, 落 合, 梨木田 団地	1, 042	2, 084	○	○	○	○	○	○		
4	南外中学 校 (0187)-73 -1231	南外字赤平 台野19-1		735	1, 470	○	○	○	○	○	○		
5	南檜岡コニ ュニティセン ター (0187)-73 -7899	南外字坊田 240	平形, 木 直, 田屋 村, 本川, 日吉, 小 出, 大畑, 物渡台, 西板戸, 揚坊, 北 田	145	495	○	○	○	○	○	○		

【仙北地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、 土石流 及び地 滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	仙北中学校 (0187)-69 -2113	堀見内字西 福島29	戸地谷, 堀 見内地区 の一部	452	905	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
2	横堀小学 校 (0187)-69 -2111	福田字穴沢 4	横堀, 板見 内, 福田	539	1,078	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
3	高梨小学 校 (0187)-62 -2195	高梨字新屋 敷1	高梨, 橋 本, 払田, 上野田	354	708	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
4	ふれあい 体育館 (0187)-69 -2115	堀見内字下 田茂木122	戸地谷, 堀 見内地区 の一部	1,200	2,400	×	○	○	○	×	○		
5	仙北ふれ あい文化 センター (0187)-69 -3333	堀見内字元 田茂木7-1	戸地谷、 堀見内	1,200	2,400	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
6	さくまろ 館	高梨字田茂 木10	高梨, 戸地 谷地区の 一部, 大曲 地区の一 部	100	200	×	○	○	○	○	○		
7	柵の湯 (0187)-69 -3311	板見内字一 ツ森149	板見内	167	1,881	○	○	○	○	○	○		

【太田地域】

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
1	敬愛館 (0187)-86 -9220	太田町東今 泉字大信田 472-10	上太田地 区	355	710	○	○	○	○	○	○		
2	太田トレー ニングセン ター (0187)-89 -1200	太田町太田 字築地古館 27-1		530	1,060	○	○	○	○	○	○		
3	太田東部 地区生活 改善セン ター (0187)-89 -1731	太田町太田 字築地古館 27-1		50	348	○	○	○	○	○	○		
4	太田東小 学校 (0187)-89 -1212	太田町斉内 字高野1-93		462	872	○	○	○	○	○	○		
5	太田体育 館 (0187)-88 -1350	太田町横沢 字堤田369- 1	下太田地 区	1,200	2,400	○	○	○	○	×	○		
6	太田体育 館クラブハ ウス (0187)-88 -2944	太田町横沢 字堤田369- 4		100	943	○	○	○	○	×	○		
7	太田北部 地区多目 的研修セ ンター (0187)-88 -1528	太田町国見 字佐幣神16 1		320	640	○	○	×	○	○	○		
8	太田南小 学校 (0187)-88 -2111	太田町横沢 字窪関南29 8		363	708	○	○	○	○	○	○		洪水時 2階以 上
9	太田北小 学校 (0187)-88 -2112	太田町国見 字国見田11 5		393	786	○	○	○	○	○	○		

番号	名称 (電話番号)	所在地	受入地区	受入可 能人数 (人)	面積 (㎡)	対象となる災害の種類						指定 緊急 避難 場所 との 重複	備考
						洪水	崖崩 れ、土 石流 及び 地滑り	地震 (建 物は 耐震 性)	大規 模な 火事	内水 はん 濫	雪崩		
10	太田文化 プラザ (0187)-88 -1118	太田町太田 字新田田尻 3-4	太田地域 全域	900	1,800	○	○	○	○	○	○		
11	太田中学 校 (0187)-88 -2211	太田町太田 字新田田尻 76		542	1,084	○	○	○	○	○	○		
12	おおたコ ミュニティ プラザ (0187)-88 -1112	太田町横沢 字窪関南50 1		137	275	×	○	○	○	○	○		

* 学校等については、体育館の面積を記載しているが、避難者の状況により、一時的に教室等の使用も考慮する。

4-3 福祉避難所として指定する施設一覧

No	施設・事業所等名称	住 所	電話番号	経営主体
1	特別養護老人ホームこもれびの杜	大仙市飯田字堰東235	0187-63-6646	社会福祉法人 県南ふくし会
	フレンドィ大曲			
2	特別養護老人ホームサン・サルビア	大仙市角間川町字元道巻97	0187-86-5100	
	ナイスデイ大曲			
3	特別養護老人ホームありすの街	大仙市強首字上野台23-18	0187-87-7310	社会福祉法人 柏仁会
	ありすの街デイサービスセンター			
4	障がい者支援施設柏の郷	大仙市強首字上野台23-18	0187-87-7300	
5	特別養護老人ホームテンダーヒルズ	大仙市内小友字明通36-2	0187-68-2611	社会福祉法人 あけとおり会
	老人デイサービス事業テンダーヒルズ			
6	特別養護老人ホーム花館	大仙市花館柳町1-51	0187-73-8386	社会福祉法人 ウォームハート
7	特別養護老人ホームウォームハート	大仙市刈和野字愛宕町17-1	0187-87-3003	
	デイサービスセンターハートフル刈和野			
8	特別養護老人ホーム愛幸園	大仙市神宮寺字本郷道南78	0187-87-1080	社会福祉法人 大仙ふくし会
	愛幸園デイサービスセンター			
9	特別養護老人ホーム峰山荘	大仙市協和中淀川字中村12-2	018-893-5520	
10	特別養護老人ホーム桜寿苑	大仙市北長野字野口前47	0187-56-2001	
	桜寿苑デイサービスセンター			
11	特別養護老人ホーム福寿園	大仙市南外字湯神台10	0187-74-2121	
12	介護老人保健施設幸寿園	大仙市強首字上野台12-15	0187-77-2226	
13	介護老人保健施設八乙女荘	大仙市北長野字野口前23	0187-56-2888	
14	介護老人保健施設なごみのさと	大仙市大曲船場町1-1-4	0187-86-0511	社会福祉法人 あけぼの会
15	介護老人保健施設サングレイス	大仙市協和上淀川字五百刈田278-5	018-892-3260	医療法人 慧眞会
16	特別養護老人ホーム真森苑	大仙市板見内字一ツ森410	0187-69-3838	大仙美郷 介護福祉組合

No	施設・事業所等名称	住 所	電話番号	経営主体
17	特別養護老人ホーム真木苑	大仙市太田町横沢字窪関南535-1	0187-86-9060	大仙美郷 介護福祉組合
	真木苑デイサービスセンター指定 通所介護事業所			
18	かわ舟の里角間川	大仙市角間川町字町頭98	0187-65-3676	社会福祉法人 水交会
19	ショートステイ大曲	大仙市飯田字大槻127-1	0187-88-8851	ソイン 株式会社
20	ショートステイ大仙あんり	大仙市戸地谷字大和田28 8-1	0187-88-8940	エフシー 株式会社
21	グループホーム銀のさじ	大仙市大曲上栄町11-2	0187-73-6568	特定非営利活動 法人 障がい者自立生 活支援センター 「ほっと大仙」

第5 救急医療に関する資料

5-1 救急告示医療機関一覧表

病 院 名	電 話 番 号	病 床 数	救 急 告 示
大曲厚生医療センター	0187-63-2111	437	S51.4.1
大曲中通病院	0187-63-2131	106	S51.3.9
市立角館総合病院	0187-54-2111	295	S53.3.28
秋田赤十字病院	018-829-5000	496	H10.7.1
平鹿総合病院	0182-32-5121	586	S39.6.30
由利組合総合病院	0184-27-1202	626	H6.11.12

5-2 一般医療機関一覧表

(医科)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
あい内科クリニック日の出	大曲日の出町2-4-46	0187-88-8503	
荒井医院	大曲上大町6-22	0187-63-2670	
荒川医院	角間川町字下中町32	0187-86-5080	
池田医院	大曲中通町4-20	0187-63-3338	
石河ひふ科医院	花館字葛野110-7	0187-66-8866	
伊藤内科医院	角間川町字町頭178-2	0187-65-3200	
大石脳外科クリニック	大曲浜町7-45	0187-73-5100	
大曲厚生医療センター	大曲通町8-65	0187-63-2111	
大曲こどもクリニック	大花町14-7	0187-83-7330	
大曲整形外科クリニック	大花町11-6-8	0187-73-6437	
大曲中通病院	大曲上栄町6-4	0187-63-2131	
大曲リハビリテーションクリニック	大曲住吉町1-17	0187-73-7900	
小山田医院	大曲須和町1-4-21	0187-63-1133	
木村内科医院	大曲中通町3-3	0187-63-2070	
くしま産婦人科医院	幸町1-53	0187-88-8455	
くどう整形外科	大曲船場町1-6-3	0187-86-0010	
ケイメンタルクリニック	大曲通町10-8	0187-66-3020	
秋桜ペインクリニック	大曲中通町1-8-7	0187-88-8333	
こにし胃腸科内科	福田町21-23-13	0187-88-8871	
佐々木内科医院	大曲上栄町1-28	0187-63-1410	
ささき脳神経外科・内科クリニック	大曲日の出町2-7-4	0187-63-1010	
佐藤レディースクリニック	戸蔭字谷地添106-1	0187-86-0311	
下山クリニック	大曲福住町2-23	0187-63-5110	
市立大曲病院	飯田字堰東210	0187-63-9100	
大仙眼科クリニック	大花町14-3	0187-63-0001	
大仙ごとう整形外科クリニック	大曲田町28-33	0187-73-5106	
高階医院	四ツ屋字西下瀬57-6	0187-66-1411	
高津内科医院	大曲須和町2-8-36	0187-86-0366	

医療機関名	所在地	電話番号	備考
たかはし内科循環器科医院	大曲福住町9-23	0187-63-5115	
高橋久志眼科医院	大曲通町12-22	0187-66-1148	
田口医院	大曲福住町2-5	0187-63-1380	
中島内科医院	朝日町17-1	0187-63-2211	
仲村内科胃腸科医院	大曲日の出町1-7-15	0187-63-2225	
花園病院	大曲あけぼの町9-26	0187-63-3100	
はら眼科	幸町1-50	0187-88-8658	
三浦クリニック	幸町4-23-2	0187-86-3280	
山下医院	大曲黒瀬町3-45	0187-63-3328	
吉方内科医院	大曲白金町5-31	0187-86-0800	
神岡診療所	神宮寺字本郷下64-1	0187-72-3001	
黒澤医院	刈和野字清光院後24-1	0187-75-0368	
佐藤医院	刈和野字清光院後42-35	0187-75-1000	
生和堂医院	刈和野字清光院後15-2	0187-75-0318	
藤本医院	刈和野字北ノ沢107-2	0187-75-2221	
石井内科胃腸科医院	長野字新山70-1	0187-56-7300	
羽後長野駅前内科	長野字柳田59	0187-42-8255	
滑川医院	長野字九日町15-1	0187-56-3121	
秋田県立リハビリテーション ・精神医療センター	協和上淀川字五百刈田352	018-892-3751	
協和病院	協和上淀川字五百刈田277-1	018-892-2881	
佐藤内科クリニック	協和峰吉川字半仙114	018-895-2730	
サンメンタルクリニック	協和上淀川字中嶋33	018-838-4862	
豊島医院	協和境字野田86	018-892-2211	
後藤内科医院	高梨字田茂木87	0187-62-1113	
柳田医院	横堀字南福嶋95-2	0187-69-2101	
太田診療所	太田町横沢字窪関南505-1	0187-88-2233	

(歯科)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
井関歯科医院	朝日町4-14	0187-63-8100	
岩田歯科医院	四ッ屋字下古道42-1	0187-62-8264	
大曲厚生医療センター	大曲通町1-30	0187-63-2111	
大曲中通歯科診療所	大曲上栄町4-3	0187-62-2323	
おやしき歯科クリニック	角間川町字東本町6	0187-65-2002	
角間川歯科医院	角間川町中前田11	0187-65-3536	
金子歯科クリニック	大曲丸子町7-31	0187-63-7300	
佐々木歯科医院	大曲上栄町1-18	0187-63-3025	
嶋村歯科医院	大曲中通町8-32	0187-62-0410	
高橋歯科医院	大曲栄町3-23	0187-62-5058	
高橋歯科医院	角間川町字西本町2	0187-65-2238	
高橋ひろし歯科医院	大曲田町12-20	0187-63-1230	

医療機関名	所在地	電話番号	備考
田口歯科医院	大曲田町28-30	0187-63-7117	
タケダ歯科クリニック	大曲飯田字大道端3-1	0187-62-6480	
畠山歯科医院	大曲浜町2-3	0187-62-3636	
はら歯科医院	大花町12-3-110	0187-88-8418	
船木歯科医院	大曲中通町2-17	0187-63-0027	
ホワイト歯科医院	大曲日の出町2-4-16	0187-86-3180	
山下歯科医院	大曲黒瀬町3-45	0187-63-0418	
神岡歯科診療所	神宮寺字本郷下26-2	0187-72-4186	
高橋歯科医院	神宮寺字本郷野125-9	0187-72-3211	
船木歯科医院	神宮寺字本郷野22番地の4	0187-72-3222	
小坂歯科医院	刈和野字愛宕25	0187-75-1015	
富塚歯科医院	刈和野字川原田2-28	0187-75-1125	
ながさか歯科医院	北長野字茶畑55-1	0187-56-2255	
米澤歯科医院	長野字六日町68	0187-56-4460	
協和歯科診療所	協和境字野田21-3	018-892-3166	
畠山歯科医院	南外落合24	0187-74-3115	
仙北歯科医院	福田字穴沢47	0187-69-2828	
たかはし歯科クリニック	高梨字田茂木84	0187-62-6800	
佐藤歯科クリニック	太田町横沢字久保関北731	0187-86-9955	
富岡歯科医院	太田町中里字二十町132	0187-88-1123	

(調剤薬局)

薬局名	所在地	電話番号	備考
あさひ薬局	大曲中通町4-26	0187-86-3433	
有坂薬局	大花町13-19	0187-63-2777	
イオン薬局大曲店	和合字坪立177	0187-66-3168	
池田薬局大曲店	大曲福住町9-22	0187-73-7500	
おおはな調剤薬局	大花町11-6-10	0187-73-6412	
大曲駅東みよし薬局	福田町22-21-7	0187-62-3440	
おおまがり中央薬局	大曲住吉町1-17-2	0187-73-7250	
大曲調剤薬局	大曲上栄町10-32	0187-66-2688	
大曲ひまわり薬局	大曲日の出町2-4-45	0187-88-8255	
大曲みよし薬局	戸蒔字谷地添70-3	0187-63-4440	
オオミ薬局	大曲須和町1-4-22	0187-62-0322	
おやま薬局	大曲あけぼの町8-11	0187-62-7122	
上大町薬局	大曲上大町551	0187-86-0838	
厚生調剤薬局	大曲通町8-36	0187-73-6345	
こすもす調剤薬局	大曲福住町1-10	0187-62-3011	
こまち調剤薬局	大曲通町6-30	0187-86-0363	
こまち薬局福田店	福田町21-23-12	0187-66-3332	
佐野薬局日の出町店	大曲日の出町2-7-6	0187-88-8400	

医療機関名	所在地	電話番号	備考
下山サカエ薬局	大曲上栄町8-6	0187-62-5110	
下山薬局駅前店	大花町14-14	0187-73-8315	
下山薬局黒瀬店	大曲黒瀬町3-43-3	0187-63-2818	
下山薬局ねむのき店	大曲通町10-1	0187-62-0481	
下山薬局福住店	大曲福住町2-26	0187-63-8008	
下山薬局本店	大曲上大町11-11	0187-62-2225	
しろがね調剤薬局	大曲福住町3-19	0187-62-5466	
仙北調剤薬局	大曲通町8-36	0187-63-5880	
たいよう薬局	大曲須和町2-2-49	0187-63-9200	
中央薬局	大花町14-3	0187-63-2800	
調剤薬局ツルハドラッグ大曲福田店	福田町22-23-6	0187-86-3306	
ハート調剤薬局	大曲通町10-11	0187-66-3939	
浜町調剤薬局	大曲浜町7-41	0187-66-3207	
ヒカリ薬局	角間川町字下中町33-2	0187-86-5450	
藤井薬局	大曲中通町1-24	0187-62-2458	
みずほ薬局	朝日町17-4	0187-63-0350	
みよし薬局市立大曲病院前	飯田字堰東152-3	0187-66-3730	
モモ薬局	大曲白金町6-32	0187-86-3000	
みよし薬局大曲厚生医療センター前	大曲福住町6-20	0187-66-3150	
やまな薬局	幸町4-23-5	0187-86-3330	
薬局すばる	角間川町字町頭180-19	0187-65-4141	
ライフ薬局	飯田字堰東151-1	0187-73-6408	
ワコウ薬局	大曲福住町2-4	0187-66-3060	
だけ調剤薬局	神宮寺字本郷下63-7	0187-72-2558	
にしせんぼく薬局	刈和野清光院後38-2	0187-87-3075	
広小路薬局	刈和野字清光院後42-26	0187-75-2233	
羽後長野駅前薬局	長野字柳田58-4	0187-49-6185	
佐々木薬局	長野字六日町94	0187-56-3002	
つくしの薬局	長野字柳田64-2	0187-56-4411	
中仙薬局	長野字新山63-3	0187-56-7511	
松田薬局	協和境字野田86-1	018-892-3051	
たかなし薬局	高梨字田茂木89	0187-62-6688	
日の出調剤薬局	横堀字杉下120	0187-69-2300	
こまち調剤薬局太田店	太田町横沢字久保関北718-1	0187-86-9070	
富岡薬局	太田町横沢字堀ノ内1	0187-88-1139	

第6 交通輸送に関する資料

6-1 市保有車両一覧表（令和7年4月現在）

（財産活用課）

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
1	大曲	財産活用課	秋田301す	4885	トヨタ	アルファードHV (市長車)	普通	乗用
2	大曲	財産活用課	秋田300み	3810	トヨタ	アルファードHV (副市長車)	普通	乗用
3	大曲	財産活用課	秋田300ふ	886	トヨタ	エスティマHV (副市長車)	普通	乗用
4	大曲	財産活用課	秋田300み	3592	トヨタ	エスティマHV (議長車)	普通	乗用
5	大曲	財産活用課	秋田200は	238	日産	大型バス (40人乗)	大型	乗合
6	大曲	財産活用課	秋田800さ	7010	日産	マイクロバス (20人乗)	大型	乗合
7	大曲	財産活用課	秋田501ち	8193	ホンダ	フィットHV	小型	乗用
8	大曲	財産活用課	秋田501な	8564	日産	ウイングロード	小型	乗用
9	大曲	財産活用課	秋田501ふ	8910	スズキ	イグニスHV	小型	乗用
10	大曲	財産活用課	秋田100さ	2523	日野	デュトロ	普通	貨物
11	大曲	財産活用課	秋田501ひ	5010	トヨタ	カローラフィルダー	小型	乗用
12	大曲	財産活用課	秋田300み	3820	日産	エクストレイル	普通	乗用
13	大曲	財産活用課	秋田480た	4011	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物
14	大曲	財産活用課	秋田480せ	8103	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
15	大曲	財産活用課	秋田 00ま	5297	小松メック	除雪ドーザ	大型特殊	—
16	大曲	財産活用課	秋田300な	2625	トヨタ	ハイエース	普通	乗用
17	大曲	財産活用課	秋田501ぬ	8225	日産	ノート	小型	乗用

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
18	大曲	財産活用課	秋田400そ	9894	日産	ADバン	小型	貨物
19	大曲	財産活用課	秋田480く	2224	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
20	大曲	財産活用課	秋田501ち	8190	ホンダ	フィットHV	小型	乗用
21	大曲	財産活用課	秋田300む	9046	日産	リーフ	普通	乗用
22	大曲	財産活用課	秋田580と	2037	ダイハツ	ミラ	軽自動車	乗用
23	大曲	財産活用課	秋田580と	2036	ダイハツ	ミラ	軽自動車	乗用
24	大曲	財産活用課	秋田501に	87	マツダ	デミオ	小型	乗用
25	大曲	財産活用課	秋田501ち	8191	ホンダ	フィットHV	小型	乗用
26	大曲	財産活用課	秋田580ね	9150	ダイハツ	ミライース	軽自動車	乗用
27	大曲	財産活用課	秋田301そ	2007	三菱	エクリプスクロス PHEV	普通	乗用
28	大曲	財産活用課	秋田301そ	4361	日産	リーフ	普通	乗用
29	大曲	財産活用課	秋田501ぬ	6134	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
30	大曲	財産活用課	秋田480に	3020	ダイハツ	ハイゼットデッキ バン	軽自動車	貨物
31	大曲	財産活用課	秋田301つ	345	三菱	エクリプスクロス PHEV	普通	乗用
32	大曲	財産活用課	秋田581そ	9948	三菱	eKクロスEV	軽自動車	乗用
33	大曲	財産活用課	秋田11つ	14	いすゞ	エルフ	普通	貨物
34	大曲	総合防災課①	秋田301そ	2008	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
35	大曲	総合防災課①	秋田800す	3117	スバル	フォレスター	普通	特種
36	大曲	総合防災課①	秋田800は	1434	日野	排水ポンプ車	普通	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
37	大曲	総合防災課①	秋田800す	7966	トヨタ	ハイエース (消防車)	普通	特種
38	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1719	スバル	消防車	軽自動車	特種
39	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1729	スバル	消防車	軽自動車	特種
40	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1730	スバル	消防車	軽自動車	特種
41	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1731	スバル	消防車	軽自動車	特種
42	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1732	スバル	消防車	軽自動車	特種
43	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1733	スバル	消防車	軽自動車	特種
44	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1734	スバル	消防車	軽自動車	特種
45	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1735	スバル	消防車	軽自動車	特種
46	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1736	スバル	消防車	軽自動車	特種
47	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1737	スバル	消防車	軽自動車	特種
48	大曲	総合防災課②	秋田 80あ	1738	スバル	消防車	軽自動車	特種
49	大曲	総合防災課②	秋田880あ	1071	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
50	大曲	総合防災課②	秋田880あ	1478	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
51	大曲	総合防災課②	秋田880あ	1479	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
52	大曲	総合防災課②	秋田880あ	1480	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
53	大曲	総合防災課②	秋田880あ	1603	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
54	大曲	総合防災課②	秋田880あ	1604	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
55	大曲	総合防災課②	秋田880あ	1606	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
56	大曲	移住定住促進課	秋田580ほ	7270	ダイハツ	タント	軽自動車	乗用
57	大曲	移住定住促進課	秋田580ゆ	7895	スバル	ステラ	軽自動車	乗用
58	大曲	移住定住促進課	秋田581せ	9894	ダイハツ	ムーブ	軽自動車	乗用
59	大曲	生活環境課	秋田480す	7810	三菱	ミニキャブミーヴ	軽自動車	乗用
60	大曲	生活環境課	秋田500ひ	1010	日産	クルー	小型	乗用
61	大曲	生活環境課	秋田480え	6700	スズキ	キャリィ	軽自動車	貨物
62	大曲	生活環境課	秋田480つ	7068	スズキ	キャリィ	軽自動車	貨物
63	大曲	債権管理課	秋田501み	7478	日産	マーチ	小型	乗用
64	大曲	債権管理課	秋田581せ	1896	日産	サクラ	小型	乗用
65	大曲	社会福祉課	秋田480け	7660	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
66	大曲	社会福祉課	秋田480け	7661	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
67	大曲	社会福祉課	秋田480け	7856	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
68	大曲	社会福祉課	秋田300ふ	4780	トヨタ	ハイエースワゴン	普通	乗用
69	大曲	高齢者包括支援センター	秋田501ふ	4590	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
70	大曲	高齢者包括支援センター	秋田580ゆ	9272	スズキ	アルト	軽自動車	乗用
71	大曲	健康増進センター	秋田580す	9363	日産	ピノ	軽自動車	乗用
72	大曲	健康増進センター	秋田580ね	9148	ダイハツ	ミライース	軽自動車	乗用
73	大曲	健康増進センター	秋田501む	1144	ダイハツ	ブーン	軽自動車	乗用
74	大曲	健康増進センター	秋田581い	7947	ダイハツ	ムーブ	軽自動車	乗用

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
75	大曲	健康増進センター	秋田580そ	3392	ホンダ	ライフ	軽自動車	乗用
76	大曲	農業振興課	秋田 41こ	4403	三菱	ミニキャブ	軽自動車	貨物
77	大曲	農林整備課	秋田301た	1915	三菱	R V R	普通	乗用
78	大曲	農林整備課	秋田301さ	9634	日産	エクストレイル	普通	乗用
79	大曲	農林整備課	秋田480て	3738	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
80	大曲	道路河川課①	秋田501ぬ	5592	日産	ウイングロード	小型	乗用
81	大曲	道路河川課①	秋田501な	8510	日産	ウイングロード	小型	乗用
82	大曲	道路河川課①	秋田501せ	9257	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
83	大曲	道路河川課①	秋田300と	7333	スバル	フォレスター	普通	乗用
84	大曲	道路河川課①	秋田800す	3003	三菱	パジェロ	普通	特種
85	大曲	道路河川課①	秋田480た	3656	スズキ	キャリィ	軽自動車	貨物
86	大曲	道路河川課①	秋田480た	3648	スズキ	キャリィ	軽自動車	貨物
87	大曲	道路河川課①	秋田480ち	961	スズキ	キャリィ	軽自動車	貨物
88	大曲	道路河川課①	秋田300ふ	8045	日産	エクストレイル	普通	乗用
89	大曲	道路河川課①	秋田483の	2525	スズキ	キャリィ	軽自動車	貨物
90	大曲	道路河川課②	秋田100す	2972	いすゞ	エルフダブルキャブ	普通	貨物
91	大曲	道路河川課②	秋田100す	4063	いすゞ	3 t ダンプ	普通	貨物
92	大曲	道路河川課②	秋田 11ち	8909	日産	4 t ダンプ	普通	貨物
93	大曲	道路河川課②	秋田800す	3425	いすゞ	エルフダブルキャブ	普通	貨物

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
94	大曲	道路河川課②	秋田 45ち	7296	いすゞ	エルフダブルキャブ	小型	貨物
95	大曲	道路河川課②	秋田800す	4755	いすゞ	ダブルキャブ	普通	特種
96	大曲	道路河川課②	秋田400す	202	マツダ	3 t ダンプ	普通	貨物
97	大曲	道路河川課②	秋田100す	4947	いすゞ	フォワード (4tダンプ)	普通	貨物
98	大曲	道路河川課②	秋田400そ	1910	いすゞ	エルフ	小型	貨物
99	大曲	道路河川課②	秋田100せ	1679	日野	レンジャー	普通	貨物
100	大曲	道路河川課③	秋田800さ	9544	いすゞ	清掃車 (高圧洗浄)	普通	特種
101	大曲	道路河川課③	秋田800さ	9573	三菱	清掃車 (バキューム)	普通	特種
102	大曲	道路河川課③	秋田800さ	7145	日野	乳剤散布車	普通	特種
103	大曲	道路河川課③	秋田000る	3640	日立	ショベル・ローダ	大型	特種
104	大曲	道路河川課③	秋田000る	3789	キャタピラー	グレーダ	大型	特種
105	大曲	道路河川課③	秋田 00ま	6024	コマツ	グレーダ	大型	特種
106	大曲	道路河川課③	秋田900る	1040	ニイガタ	ロータリ除雪自動車	大型	特種
107	大曲	道路河川課③	秋田 99ま	5286	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特種
108	大曲	道路河川課③	秋田 99ま	4530	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特種
109	大曲	道路河川課③	秋田900る	1253	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特種
110	大曲	道路河川課③	秋田900る	773	ニッセキ	小型ロータリ除雪自動車	大型	特種
111	大曲	道路河川課③	秋田900る	76	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特種
112	大曲	道路河川課③	秋田 99ま	4166	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
113	大曲	道路河川課③	秋田000る	1068	コベルコ	ショベル・ローダ (ホイールバックホー)	大型	特種
114	大曲	道路河川課③	大仙市な	3083	コベルコ	小型除雪ドーザ	小型	特種
115	大曲	道路河川課③	60675 V i O25-5		ヤンマー	ミニバックホー	小型	特種
116	大曲	道路河川課③	秋田800は	1391	日野	道路作業車	普通	特種
117	大曲	道路河川課③	秋田900る	1464	コマツ	除雪ドーザ	大型	特種
118	大曲	道路河川課③	秋田000る	310	コマツ	グレーダ	大型	特種
119	大曲	道路河川課③	秋田900る	1478	コマツ	タイヤドーザ	大型	特種
120	大曲	道路河川課③	秋田000る	4498	コマツ	ショベルローダー	大型	特種
121	大曲	道路河川課③	大仙市な	5602	ニッセキ	除雪ロータリー	大型特殊	—
122	大曲	道路河川課③	秋田900る	1655	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	—
123	大曲	道路河川課③	秋田900る	1656	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	—
124	大曲	道路河川課③	秋田900る	370	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	—
125	大曲	道路河川課③	秋田800は	1523	日野	道路作業車	普通	特種
126	大曲	道路河川課③	秋田000る	1469	コマツ	除雪グレーダ	大型特殊	—
127	大曲	道路河川課③	秋田900る	1859	新潟	ロータリ 除雪自動車	大型特殊	—
128	大曲	都市管理課	秋田300な	3582	スバル	フォレスター	普通	乗用
129	大曲	都市管理課	秋田501ひ	2917	トヨタ	カラーファイール ダー	小型	乗用
130	大曲	都市管理課	秋田800さ	4443	日産	アトラス	普通	特種
131	大曲	都市管理課	秋田480あ	4553	スズキ	エブリイ	軽自動車	貨物

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
132	大曲	都市管理課	秋田484	830	ホンダ	アクティトラック	軽自動車	貨物
133	大曲	建築住宅課	秋田501ぬ	7679	日産	ウィングロード	小型	乗用
134	大曲	建築住宅課分室	秋田501た	2189	日産	ウィングロード	小型	乗用
135	大曲	建築住宅課分室	秋田501そ	3102	日産	ウィングロード	小型	乗用
136	大曲	市立大曲病院	秋田501せ	3177	マツダ	デミオ	小型	乗用
137	大曲	市立大曲病院	秋田800さ	3248	トヨタ	ハイエース	普通	特種
138	大曲	市立大曲病院	秋田581さ	6317	スズキ	スペーシア	軽自動車	乗用
139	大曲	施設管理課	秋田400つ	6614	トヨタ	プロボックス	小型	貨物
140	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	8321	いすゞ	エルフワイドS G	普通	貨物
141	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	8322	いすゞ	エルフワイドS G	普通	貨物
142	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	3378	いすゞ	エルフ	普通	貨物
143	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	1506	いすゞ	エルフ	普通	貨物
144	大曲	学校給食総合センター	秋田100さ	121	いすゞ	エルフ	普通	貨物
145	大曲	学校給食総合センター	秋田501せ	9256	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
146	大曲	花館公民館	秋田580あ	2671	マツダ	A Z ワゴン	軽自動車	乗用
147	大曲	経営管理課	秋田501ひ	4044	日産	マーチ	小型	乗用
148	大曲	水道課	秋田480せ	6140	スズキ	エブリイ	軽自動車	貨物
149	大曲	水道課	秋田480さ	3584	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
150	大曲	水道課	秋田330ひ	1635	スバル	フォレスター	普通	乗用

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
151	大曲	水道課	秋田 11ち	7660	日産	アトラス	普通	貨物
152	大曲	水道課	秋田480つ	2165	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
153	大曲	水道課	秋田400そ	9893	日産	ADバン	小型	貨物
154	大曲	水道課	秋田480て	3027	スズキ	エブリイ	軽自動車	貨物
155	大曲	水道課	秋田800す	6271	三菱	給水車 (CANTER)	普通	特種
156	大曲	水道課	秋田480な	1684	スズキ	キャブオーバ (キャリイ)	軽自動車	貨物
157	大曲	下水道課	秋田 59め	7692	トヨタ	カルディナ	小型	乗用
158	大曲	下水道課	秋田300ち	6543	日産	エクストレイル	普通	乗用
159	大曲	下水道課	秋田400そ	9895	日産	ADバン	小型	貨物
1	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田480け	7943	ダイハツ	ハイゼット	普通	特種
2	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田480す	4653	スズキ	エブリイ	四輪	貨物
3	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田58り	2571	トヨタ	ビスタ	小型	乗用
4	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田80あ	1556	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
5	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田800さ	9818	いすゞ	消防車	普通	特種
6	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田880あ	1222	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
7	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田880あ	1484	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
8	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田880あ	1083	ダイハツ	消防車	軽自動車	貨物
9	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田580ゆ	2472	日産	デイズ	小型	乗用
10	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田301そ	3546	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
11	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田534や	1123	日産	マーチ	小型	乗用
12	神岡	神岡支所市民サービス課	秋田581た	1045	日産	サクラ(シルバー)	小型	乗用
13	神岡	神岡支所農林建設課	秋田300て	1501	日産	エクストレイル	普通	乗用
14	神岡	神岡支所農林建設課	秋田900る	1236	コマツ	除雪ドーザ	大型	特種
15	神岡	神岡支所農林建設課	秋田000る	1041	コマツ	除雪ドーザ	その他大型	特種
16	神岡	神岡支所農林建設課	秋田00ま	5711	コマツ	除雪ドーザ	その他大型	特種
17	神岡	神岡支所農林建設課	神岡町の	1031	フォード	トラクター	その他小型	特種
18	神岡	神岡支所農林建設課	秋田40や	5541	ホンダ	アクティ	軽自動車	貨物
19	神岡	神岡支所農林建設課	秋田000る	3791	キャタピラー	除雪グレーダ	大型	特種
20	神岡	神岡支所農林建設課	秋田00る	531	日立建機	除雪ドーザ	その他大型	特種
21	神岡	神岡支所農林建設課	秋田000る	1945	T C M	除雪ドーザ	その他大型	特種
22	神岡	神岡支所農林建設課	秋田900る	335	ニッセキ	除雪ロータリ	その他大型	特種
23	神岡	神岡支所農林建設課	秋田800は	221	いすゞ	道路作業車	普通	特種
24	神岡	神岡支所農林建設課	PC78-US7462		コマツ	バックホウ	その他大型	特種
25	神岡	神岡支所農林建設課	秋田900る	1480	ニッセキ	除雪ロータリー	その他大型	特種
26	神岡	神岡支所農林建設課	秋田900る	303	コマツ	タイヤ・ドーザ	大型	特種
27	神岡	神岡支所農林建設課	秋田480な	2486	ダイハツ	ハイゼット (軽トラック)	軽自動車	貨物
28	神岡	神岡支所農林建設課	秋田480く	2223	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
29	神岡	教育総務課	秋田200さ	580	日産	シビリアン	普通	乗合

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
30	神岡	神岡中央公民館	秋田580ち	6432	ホンダ	ライフ	軽自動車	乗用
3	西仙北	総務課アークバス	秋田400そ	4026	日産	ADバン	小型	貨物
4	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田33ち	5814	トヨタ	ステーションワゴン	普通	乗用
5	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田200は	159	いすゞ	バス（40人乗）	普通	乗合
6	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田41け	9574	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
7	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田501せ	9259	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
8	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田580ゆ	2473	日産	ディズ	軽自動車	乗用
9	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田501な	8824	日産	ノート	小型	乗用
10	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田480け	7945	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
11	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田22す	1631	日産	シビリアン	普通	乗合
12	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田500ね	1479	日産	ブルーバード	小型	乗用
13	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田880あ	1221	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
14	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田880あ	1078	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
15	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田880あ	1340	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
16	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田880あ	1483	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
17	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田880あ	1736	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
18	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田880あ	1737	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
19	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田880あ	1854	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
20	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田880あ	1978	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
21	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田200は	26	日産	ディーゼル	普通	貨物
22	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田480こ	7445	三菱	タウンボックス	軽自動車	貨物
23	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田301そ	3547	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
24	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田301た	9558	日産	ステーションワゴン	普通	乗用
25	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田300た	3160	トヨタ	エスティマ	普通	乗用
26	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田580す	5552	ダイハツ	エッセ	軽自動車	乗用
27	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田501な	8825	日産	ノート	小型	乗用
28	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田501と	1984	ホンダ	フィット	小型	乗用
29	西仙北	西仙北支所市民サービス課	秋田581そ	9950	三菱	eKクロスEV	小型	乗用
30	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田00ま	5982	日立	タイヤドーザ	大型特殊	—
31	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田000る	2938	ヒタチ	タイヤドーザ	大型特殊	—
32	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田900る	254	TCM	ロータリ除雪自動車	大型特殊	—
33	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田900る	1237	コマツ	ショベルローダ	大型特殊	—
34	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田00ま	4185	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	—
35	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋99さ	389	新潟	ロータリ除雪自動車	大型特殊	—
36	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田99ま	4332	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型特殊	—
37	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田000る	505	T C M	タイヤドーザ	大型特殊	—
38	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田800は	668	いすゞ	凍結防止剤散布車 (3t級)	普通	特種
39	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田99ま	4744	新潟	ロータリ除雪自動車	大型特殊	—

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
40	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田000る	3450	KCM	ショベルドーザ	大型特殊	—
41	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	184	カワサキ	タイヤドーザ	大型特殊	—
42	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田99す	57	新潟	ロータリ除雪自動車	大型特殊	—
43	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田99ま	5338	新潟	ロータリ除雪自動車	大型特殊	—
44	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1317	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	—
45	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1318	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	—
46	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田00ま	5211	小松メック	タイヤドーザ	大型特殊	—
47	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田800す	2746	いすゞ	ダンプ	普通	貨物
48	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1467	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	—
49	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田900る	1481	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	—
50	西仙北	西仙北協和建設水道事務所	秋田501ぬ	7672	日産	ウイングロード	小型	乗用
51	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田800は	668	いすゞ	凍結防止剤散布車 (3t級)	普通	特種
52	西仙北	西仙北支所農林建設課	秋田900る	1858	新潟	ロータリ 除雪自動車	大型特殊	—
53	西仙北	高齢者包括支援センター西部	秋田580も	3654	スズキ	アルト	軽自動車	乗用
54	西仙北	高齢者包括支援センター西部	秋田581い	5758	ダイハツ	ミライース	軽自動車	乗用
55	西仙北	高齢者包括支援センター西部	秋田580も	3655	スズキ	アルト	軽自動車	乗用
56	西仙北	西部学校給食センター	秋田100す	5652	いすゞ	エルフ	普通	貨物
57	西仙北	西部学校給食センター	秋田100す	5653	いすゞ	エルフ	普通	貨物
58	西仙北	西部学校給食センター	秋田100さ	5603	いすゞ	エルフ	普通	貨物

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
59	西仙北	用地対策課	秋田41き	6065	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
60	西仙北	用地対策課	秋田501た	5656	日産	ウイングロード	小型	乗用
61	西仙北	用地対策課	秋田300や	5735	トヨタ	ヴァンガード	普通	乗用
62	西仙北	大綱交流館	秋田41さ	1297	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
63	西仙北	大綱交流館	秋田400せ	1265	トヨタ	プロボックス	小型	貨物
64	西仙北	西部新規就農者研修施設	秋田580と	8540	ダイハツ	アトレーワゴン	軽自動車	乗用
65	西仙北	西部新規就農者研修施設	秋田480さ	3145	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
3	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田300ぬ	400	トヨタ	ハイエース	普通	乗用
4	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田200さ	244	トヨタ	ハイエース	普通	乗用
5	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田200は	97	日野	セレガ(40人乗)	普通	乗合
6	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田500さ	7426	日産	ブルーバード	小型	乗用
7	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田501せ	9258	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
8	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田40ら	8845	ホンダ	アクティ	軽自動車	貨物
9	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田501ほ	4554	日産	マーチ	小型	乗用
10	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田480け	7384	三菱	ミニキャブ	軽自動車	貨物
11	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田501ま	1609	トヨタ	ノア	小型	乗用
12	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田80あ	890	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
13	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田80あ	891	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
14	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	1482	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
15	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	1486	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
16	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田80あ	1641	スバル	消防車	軽自動車	特種
17	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	1608	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
18	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	1609	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
19	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	1611	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
20	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田80あ	1160	ホンダ	消防車	軽自動車	特種
21	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	1855	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
22	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	1979	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
23	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	1977	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
24	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	1980	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
25	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	2327	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
26	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田880あ	2328	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
27	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田501に	99	ホンダ	フィット	小型	乗用
28	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田500は	4530	日産	マーチ	小型	乗用
29	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田501な	8827	日産	ノート	小型	乗用
30	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田581く	9106	日産	デイズ	軽自動車	乗用
31	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田301そ	2567	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
32	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田 41こ	4812	マツダ	スクラムバン	軽自動車	貨物
33	中仙	中仙支所市民サービス課	秋田581そ	9951	三菱	eKクロスEV	軽自動車	乗用

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
34	中仙	高齢者包括支援センター東部	秋田580も	3661	スズキ	アルト	軽自動車	乗用
35	中仙	中仙学校給食センター	秋田100さ	2991	いすゞ	エルフ	普通	貨物
36	中仙	中仙学校給食センター	秋田100さ	2993	いすゞ	エルフ	普通	貨物
37	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田00ま	6143	コマツメック	ドーザ	大型特殊	除雪車
38	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	1073	新潟鉄工所	小形ロータリ	大型特殊	除雪車
39	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	719	新潟鉄工所	ロータリ	大型特殊	除雪車
40	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	172	日立建機	ドーザ	大型特殊	除雪車
41	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田88ゆ	1066	三菱	除雪トラック	大型特殊	除雪車
42	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	528	コマツ	ドーザ	大型特殊	除雪車
43	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	3788	キャタピラー	グレーダ	大型特殊	除雪車
44	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	110	三菱	グレーダ	大型特殊	除雪車
45	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田800は	911	日野	除雪トラック	大型特殊	除雪車
46	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	1482	コマツ	ドーザ	大型特殊	除雪車
47	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田000る	293	三菱	グレーダ	大型特殊	除雪車
48	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田100す	5014	いすゞ	ダンプ	普通	貨物
49	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田300む	7107	日産	エクストレイル	普通	乗用
50	中仙	中仙太田建設水道事務所	秋田900る	1476	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	—
3	協和	協和支所市民サービス課	秋田300て	452	トヨタ	プリウス	普通	乗用
4	協和	協和支所市民サービス課	秋田500な	7484	ホンダ	トルネオ	小型	乗用

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
5	協和	協和支所市民サービス課	秋田501ぬ	7671	日産	ウイングロード	小型	乗用
6	協和	協和支所市民サービス課	秋田100さ	5512	いすゞ	エルフ	普通	貨物
7	協和	協和支所市民サービス課	秋田480け	7946	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
8	協和	協和支所市民サービス課	秋田580に	5791	日産	モコ	軽自動車	乗用
9	協和	協和支所市民サービス課	秋田300て	9781	日産	プリメーラ	普通	乗用
10	協和	協和支所市民サービス課	秋田200さ	623	日野	リエッセ(27人乗)	普通	乗合
11	協和	協和支所市民サービス課	秋田501ね	2733	ホンダ	ステップワゴン	小型	乗用
12	協和	協和支所市民サービス課	秋田800さ	3813	日産	消防車	普通	特種
13	協和	協和支所市民サービス課	秋田88す	5420	日産	消防車	普通	特種
14	協和	協和支所市民サービス課	秋田800さ	6581	日産	消防車	普通	特種
15	協和	協和支所市民サービス課	秋田880あ	1612	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
16	協和	協和支所市民サービス課	秋田88す	4594	日産	消防車	普通	特種
17	協和	協和支所市民サービス課	秋田800さ	5741	日産	消防車	普通	特種
18	協和	協和支所市民サービス課	秋田800さ	4819	日産	消防車	普通	特種
19	協和	協和支所市民サービス課	秋田880あ	270	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
20	協和	協和支所市民サービス課	秋田301そ	3548	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
21	協和	協和支所市民サービス課	秋田581た	1046	日産	サクラ(シルバー)	軽自動車	乗用
22	協和	協和支所農林建設課	秋田300や	3105	トヨタ	ヴァンガード	普通	乗用
23	協和	協和支所農林建設課	秋田41こ	4643	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
24	協和	協和支所農林建設課	秋99ま	2687	フォード	FORD6600 (トラクター)	大型特殊	特種
25	協和	協和支所農林建設課	秋田99ま	3661	フォード	FORD6610 (トラクター)	大型特殊	特種
26	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田99ま	4005	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	—
27	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田000る	1199	カワサキ	ショベルローダ	大型特殊	—
28	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田00ま	4597	小松メック	タイヤドーザ	大型特殊	—
29	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田99ま	4757	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	—
30	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田000る	67	小松メック	タイヤドーザ	大型特殊	—
31	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田900る	91	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	—
32	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田900る	250	T C M	タイヤドーザ	大型特殊	—
33	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田88ゆ	1346	日産	除雪トラック	普通	特種
34	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田000る	2043	キャタピラー	ショベルローダ	大型特殊	—
35	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田900る	28	ニイガタ	ロータリ	大型特殊	—
36	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田900る	998	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	—
37	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田900る	1025	ニッセキ	ロータリ	大型特殊	—
38	協和	西仙北・協和建設水道事務所			小松ビック	ハンドガイドロータリー	—	—
39	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田000る	4246	コマツ	除雪グレーダ	大型特殊	—
40	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田900る	1400	コマツ	タイヤドーザ	大型特殊	—
41	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田900る	1191	コマツ	タイヤドーザ	大型	特種
42	協和	西仙北・協和建設水道事務所			ワドー	ハンドガイドロータリー	—	—

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
43	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田 00ま	6138	小松メック	タイヤ・ドーザ	大型	特種
44	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田000る	706	日立	ショベル・ローダ	大型	特種
45	協和	西仙北・協和建設水道事務所			小松ビック	ハンドガイドロータリー	小型	乗用
46	協和	西仙北・協和建設水道事務所			小松ビック	ハンドガイドロータリー	軽自	貨物
47	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田800さ	6317	日産	給水車	普通	特種
48	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田501そ	3101	日産	ウイングロード	小型	乗用
49	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田400さ	8513	トヨタ	ランドクルーザー	小型	貨物
50	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田480け	3146	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽自動車	貨物
51	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田59ね	476	トヨタ	カリブ	小型	乗用
52	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田500な	2846	トヨタ	カルディナ	小型	乗用
53	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田100さ	3115	トヨタ	ダイナ	普通	貨物
54	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田480て	3028	スズキ	エブリィ	軽自動車	貨物
55	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田500な	3864	ホンダ	HR-V	小型	乗用
56	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田900る	1770	コマツ	除雪ドーザ	大型特殊	—
57	協和	西仙北・協和建設水道事務所	秋田900る	5504	コマツ	除雪ローダ	大型特殊	—
58	協和	生涯学習部協和公民館	秋田501み	7048	日産	ウイングロード	軽自動車	特種
3	南外	南外支所市民サービス課	秋田480せ	3873	ダイハツ	カーゴ	軽自	貨物
4	南外	南外支所市民サービス課	秋田200さ	993	日産	シビリアン (33人乗)	普通	乗合
5	南外	南外支所市民サービス課	秋田41け	4399	ダイハツ	ハイゼット	軽自	貨物

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
6	南外	南外支所市民サービス課	秋田501ほ	966	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
7	南外	南外支所市民サービス課	秋田480け	7944	ダイハツ	ハイゼット	軽自	貨物
8	南外	南外支所市民サービス課	秋田300て	9608	トヨタ	エスティマ	普通	乗用
9	南外	南外支所市民サービス課	秋田200は	166	日野	メルファ	普通	乗合
10	南外	南外支所市民サービス課	秋田501な	8511	日産	ウィングロード	小型	乗用
11	南外	南外支所市民サービス課	秋田580の	5582	日産	デイズ	軽自	乗用
12	南外	南外支所市民サービス課	秋田80あ	1469	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
13	南外	南外支所市民サービス課	秋田80あ	1471	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
14	南外	南外支所市民サービス課	秋田80あ	1472	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
15	南外	南外支所市民サービス課	秋田80あ	1473	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
16	南外	南外支所市民サービス課	秋田880あ	2329	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
17	南外	南外支所市民サービス課	秋田880あ	2330	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
18	南外	南外支所市民サービス課	秋田301そ	3550	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
19	南外	南外支所市民サービス課	秋田581た	1048	日産	サクラ(ブラック)	軽自動車	乗用
20	南外	南外支所農林建設課	秋田800す	750	ニッサン	エクストレイル	普通	公共応急作業車
21	南外	南外支所農林建設課	秋田300の	5914	スバル	フォレスター	普通	乗用
22	南外	南外支所農林建設課	秋田11そ	9694	ニッサンディーゼル	コンドル	普通	貨物
23	南外	南外支所農林建設課	秋田00ま	5080	小松メック	ショベル・ローダ	大型	特種
24	南外	南外支所農林建設課	秋田900る	867	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
25	南外	南外支所農林建設課	秋田00ま	5960	小松メック	タイヤ・ドーザ	大型	特種
26	南外	南外支所農林建設課	秋田000る	494	小松	グレーダ	大型	特種
27	南外	南外支所農林建設課	秋田99ま	5226	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特種
28	南外	南外支所農林建設課	秋田900る	327	ニイガタ	ロータリ除雪自動車	大型	特種
29	南外	南外支所農林建設課	秋田000る	2702	コマツ	ショベル・ローダ	大型	特種
30	南外	南外支所農林建設課	秋田900る	1232	コマツ	タイヤ・ドーザ	大型	特種
31	南外	南外支所農林建設課	秋田900る	1255	ニッセキ	ロータリ除雪自動車	大型	特種
32	南外	南外支所農林建設課	秋田900る	1401	コマツ	タイヤ・ドーザ	大型	特種
33	南外	南外支所農林建設課	秋田00ま	5016	コマツ	除雪ドーザ	その他大型	特種
34	南外	南外支所農林建設課	秋田900る	1857	ニイガタ	ロータリ除雪自動車	大型特殊	-
35	南外	教育総務課	秋田200さ	548	トヨタ	コースター	普通	乗合
36	南外	教育総務課	秋田200さ	550	トヨタ	コースター	普通	乗合
37	南外	教育総務課	秋田200さ	579	日産	シビリアン	普通	乗合
3	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田200は	275	日産	ディーゼル (40人乗)	普通	乗合
4	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田500ち	5452	日産	サニー	小型	乗用
5	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田80あ	1702	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
6	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田80あ	1703	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
7	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田80あ	1704	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
8	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田80あ	1705	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
9	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田880あ	89	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
10	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田880あ	90	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
11	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田880あ	91	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
12	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田880あ	92	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
13	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田480け	7386	三菱	ミニキャブ	軽自動車	貨物
14	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田580め	6513	日産	デイズ	軽自動車	乗用
15	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田480さ	3334	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
16	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田301そ	2568	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
17	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田581こ	9588	日産	デイズ	軽自動車	乗用
18	仙北	仙北支所市民サービス課	秋田581た	1047	日産	サクラ(シルバー)	軽自動車	乗用
19	仙北	仙北支所農林建設課	秋田000る	2683	コマツ	ショベルローダー	大型	特種
20	仙北	仙北支所農林建設課	秋田000る	1463	川崎	ショベルローダー	大型	特種
21	仙北	仙北支所農林建設課	秋田900る	865	TCM	ロータリ除雪車	大型	特種
22	仙北	仙北支所農林建設課	秋田000る	96	三菱	除雪グレーダ	大型	特種
23	仙北	仙北支所農林建設課	秋田000る	5970	コマツ	除雪グレーダ	大型	特種
24	仙北	仙北支所農林建設課	秋田000る	4243	コマツ	除雪ドーザ	大型	特種
25	仙北	仙北支所農林建設課	秋田000る	1254	ニッセキ	ロータリ除雪車	大型	特種
26	仙北	仙北支所農林建設課	秋田800は	309	いすゞ	除雪作業車 (7t)	普通	特種
27	仙北	仙北支所農林建設課	秋田800は	37	いすゞ	除雪トラック	普通	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
28	仙北	仙北支所農林建設課	秋田900る	393	TCM	ロータリ除雪車	大型	特種
29	仙北	仙北支所農林建設課	秋田900る	1463	コマツ	除雪ドーザ	大型	特種
30	仙北	仙北支所農林建設課	秋田800は	303	三菱	道路作業車	普通	特種
31	仙北	生涯学習課仙北公民館	秋田501せ	9261	トヨタ	ヴィッツ	小型	乗用
32	仙北	仙北学校給食センター	秋田100さ	5659	いすゞ	エルフ	普通	貨物
33	仙北	仙北学校給食センター	秋田100す	4806	三菱	キャンター	普通	貨物
34	仙北	文化財課	秋田480く	2814	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
35	仙北	文化財課	秋田480く	543	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
36	仙北	観光施設課	秋田200さ	1022	日産	シビリアン	普通	乗合
3	太田	太田支所市民サービス課	秋田500ね	1655	トヨタ	ウィッシュ	小型	乗用
4	太田	太田支所市民サービス課	秋田41く	9340	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
5	太田	太田支所市民サービス課	秋田480け	7385	三菱	ミニキャブ (軽トラ)	軽自動車	貨物
6	太田	太田支所市民サービス課	秋田501そ	5250	トヨタ	カローラ (交通指導車)	小型	乗用
7	太田	太田支所市民サービス課	秋田500ほ	820	トヨタ	カローラフィールダー	小型	乗用
8	太田	太田支所市民サービス課	秋田300ほ	2314	トヨタ	ハイエース	普通	乗用
9	太田	太田支所市民サービス課	秋田300す	3584	トヨタ	ハイエース	普通	乗用
10	太田	太田支所市民サービス課	秋田41か	8393	ダイハツ	軽トラック	軽自動車	貨物
11	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1607	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
12	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1481	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
13	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1339	ダイハツ	消防車	軽自動車	消防
14	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1079	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
15	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1082	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
16	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1739	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
17	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1746	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
18	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1747	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
19	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1856	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
20	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	1857	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
21	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	2098	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
22	太田	太田支所市民サービス課	秋田880あ	2099	ダイハツ	消防車	軽自動車	特種
23	太田	太田支所市民サービス課	秋田301そ	2566	三菱	エクリプスクロス	普通	乗用
24	太田	太田支所市民サービス課	秋田000る	3199	三菱	除雪ローダ	大型特殊	—
25	太田	太田支所市民サービス課	秋田50ふ	2895	日産	モコ	軽自動車	乗用
26	太田	太田支所市民サービス課	秋田581た	1050	日産	サクラ(レッド)	軽自動車	乗用
27	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田000る	5419	コマツ	除雪グレーダ	大型特殊	—
28	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田800さ	1492	トヨタ	ランドクルーザー	普通	特種
29	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田500み	6217	日産	ウイングロード	小型	乗用
30	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田800す	4134	いすゞ	3 t ダンプ	普通	特種
31	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田00ま	5762	小松	グレーダ	大型特殊	—

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
32	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田000る	529	川崎	ドーザ	大型特殊	—
33	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田900る	318	T C M	小形ロータリ	大型特殊	—
34	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田900る	382	T C M	ロータリ	大型特殊	—
35	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田900る	20	新潟鉄工所	小形ロータリ	大型特殊	除雪車
36	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田000る	3451	K C M	ドーザ	大型特殊	除雪車
37	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田800は	1169	UDトラックス	除雪トラック	普通	特種
38	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田800は	378	いすゞ	凍結防止剤散布車	普通	特種
39	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田900る	1344	ニイガタ	小形ロータリ	大型	特種
40	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田41あ	6081	スバル	軽トラック (キャブオーバー)	軽	乗用
41	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田480こ	4137	日産	クリッパー	軽自動車	貨物
42	太田	中仙・太田建設水道事務所	秋田900る	1552	コマツ	ドーザー	大型特殊	除雪車
43	太田	生涯学習課太田公民館	秋田41く	4178	スバル	サンバー (軽トラ)	軽自動車	貨物
44	太田	生涯学習課太田公民館	秋田480せ	3370	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
45	太田	生涯学習課太田公民館	秋田480ち	2037	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
46	太田	スポーツ振興課(太田公民館)	秋00ま	3556	小松製作所	除雪ドーザ	大型特殊	—
47	太田	太田農業振興情報センター	秋田41こ	1811	スズキ	エブリイ	軽自動車	貨物
48	太田	太田農業振興情報センター	秋田480す	8232	ダイハツ	ハイゼット	軽自動車	貨物
49	太田	太田学校給食センター	秋田11つ	14	いすゞ	エルフ	普通	貨物
50	太田	太田学校給食センター	秋田11つ	15	いすゞ	エルフ	普通	貨物

No.	地域	所 管 課	登録番号		メーカー・車名		種別・用途	
51	太田	観光施設課	秋田41か	9040	ダイハツ	軽トラック	軽自動車	乗合
52	太田	観光施設課	秋田501ま	3665	ニッサン	セレナ	小型	乗合
53	太田	観光施設課	秋田300ね	5689	トヨタ	ハイエース	普通	乗用

6-2 秋田県緊急輸送道路ネットワーク計画による緊急輸送路

【1次緊急輸送路線】

(高速国道、指定区間国道、秋田県庁から第1次防災拠点まで連絡する道路)

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
1		秋田自動車道	高速道	
2		国道13号	指定区間国道	
3		国道46号	指定区間国道	
4		国道105号	指定区間外国道	
5	大仙市役所 大曲庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町線	市道	
		大曲大森羽後線	主要地方道	
		市役所前通線	市道	

【2次緊急輸送路線】

(秋田県庁から第2次防災拠点まで連絡する道路)

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
1		国道341号	一般国道	
2	仙北地域振興 局	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町4号線	市道	
3	大曲処理セン ター	秋田自動車道	高速道	
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		国道105号	指定区間外国道	
		国道13号	指定区間国道	
		大戸唐関線	市道	

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
4	大仙警察署	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町線	市道	
5	大曲仙北広域 消防本部	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
6	大曲消防署	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
7	大曲国道維持 出張所	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
8	大曲厚生医療 センター	秋田自動車道	高速道	
		中沢大曲インターチェンジ [※] 線	市道	
		国道105号	指定区間外国道	
		大曲大森羽後線	主要地方道	
9	大曲中通病院	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町線	市道	
		大町通線	市道	
10	株式会社バイ タルネット大 曲支店	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
11	大曲駅	秋田自動車道	高速道	
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		国道105号	指定区間外国道	
		大曲大森羽後線	主要地方道	
		駅前通り線	市道	
12	神岡中央公園屋内多目的施設「嶽ドーム」	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		四ツ屋神岡線	主要地方道	
		下川原幹線	市道	
13	協和多目的交流施設「樹パル」	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
14	大仙市総合公園（農業科学館・大曲西中学校を含む）	秋田自動車道	高速道	
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		中沢線	市道	
		大仙市総合公園園路	その他	
14-1	農業科学館	秋田自動車道	高速道	大仙市総合公園に含む
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		中沢線	市道	
		大仙市総合公園園路	その他	
14-2	大曲西中学校	秋田自動車道	高速道	大仙市総合公園に含む
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		中沢線	市道	
		大仙市総合公園園路	その他	
		西中学校スキー場線	市道	
		中沢嶋村線	市道	
14-3	大仙市総合公園駐車場	秋田自動車道	高速道	大仙市総合公園に含む
		中沢大曲インターチェンジ線	市道	
		中沢線	市道	
		大仙市総合公園園路	その他	

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
15	道の駅協和	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		国道46号	指定区間国道	
16	道の駅かみおか	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
17	道の駅なかせん	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		国道105号	指定区間外国道	
18	仙北地域振興局防災備蓄倉庫	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町4号線	市道	

【3次緊急輸送路線】

(秋田県庁から第3次防災拠点まで連絡する道路)

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
1	大曲体育館	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		飯田線	市道	
		湯沢雄物川大曲線	主要地方道	
		上栄町線	市道	
		大曲大森羽後線	主要地方道	
		市役所前通線	市道	
2	大仙市役所 神岡庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	

番号	施設名称	路線名	道路種別	備考
3	大仙市役所 西仙北庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		黒森山支線3号線	市道	
		黒森山線	市道	
		本荘西仙北角館線	主要地方道	
		本町線	市道	
4	大仙市役所 中仙庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		国道105号	指定区間外国道	
5	大仙市役所 協和庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道341号	一般国道	
		国道13号	指定区間国道	
		羽後境停車場線	一般県道	
		役場前通1号線	市道	
6	大仙市役所 南外庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		神岡南外東由利線	主要地方道	
7	大仙市役所 仙北庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		国道13号	指定区間国道	
		大曲田沢湖線	主要地方道	
8	大仙市役所 太田庁舎	秋田自動車道	高速道	
		国道105号	指定区間外国道	
		国道13号	指定区間国道	
		角館六郷線	主要地方道	
		久保関古館線	市道	

6-3 臨時ヘリポート設置予定地

※南外はなし。

名 称	所 在 地	規 模	広 さ (㎡)	備 考
			幅 × 長さ (m)	
花館小学校グラウンド	花館中町 1 - 4 0	大型	21,000	
			140 × 150	
大曲中学校グラウンド	若竹町 7 - 1 7	大型	30,000	
			200 × 150	
大川西根小学校 グラウンド	大曲西根字小館 2 0	大型	7,000	
			100 × 70	
四ツ屋公民館 松倉分館グラウンド	四ツ屋字小又 3 5	大型	5,600	
			80 × 70	
四ツ屋小学校 グラウンド	四ツ屋字下古道 8 1	大型	11,000	
			100 × 110	
大曲小学校グラウンド	大曲花園町 4 - 8 8	大型	16,800	
			120 × 140	
大曲西中学校 グラウンド	内小友字中沢 1 7 6 - 1	大型	21,600	
			120 × 180	
内小友小学校 グラウンド	内小友字四ツ村 3 5	大型	9,000	
			100 × 90	
東大曲小学校 グラウンド	大曲字下高畑 8 1	大型	5,600	
			80 × 70	
藤木小学校グラウンド	藤木字街道下 6 7	大型	8,000	
			100 × 80	
大曲南中学校 グラウンド	藤木字上野中 7 0 - 2	大型	18,000	
			120 × 150	
角間川小学校 グラウンド	角間川町字大浦町 9 9	大型	13,200	
			110 × 120	
「大曲の花火」公園	大曲橋下流右岸	大型		増水時を 除く。
神岡小学校 グラウンド	神宮寺字館の北 2 0 - 1	大型	14,300	
			110 × 120	
平和中学校グラウンド	神宮寺字荒屋 6	大型	12,000	
			100 × 120	
旧北神小学校グラウンド (大仙市音楽交流館隣)	北檜岡字嶋 1 5 1	大型	10,000	
			100 × 100	
神岡野球場グラウンド	北檜岡字向掘野 2 - 1	大型	8,100	
			90 × 90	
中川原グラウンド	神宮寺字吉貝人着 1 3 7	大型	17,680	増水時を 除く。
			208 × 85	
太平健康広場	神宮寺字鶴ヶ沢出口 5 0 - 1	大型	7,216	
			88 × 82	
西仙北小学校 グラウンド	刈和野字上ノ台 3 2 2	大型		
			100 × 100	
旧土川小学校グラウン ド	土川字半導寺西野 1 - 1 1 外	大型		
			100 × 100	

名 称	所 在 地	規 模	広 さ (㎡)	備 考
			幅 × 長さ (m)	
旧西仙北西中学校グラウンド	強首字上野台 9 2 - 1	大型	110 × 110	
旧双葉小学校グラウンド	強首字上野台 1 - 2	大型	90 × 90	
旧大沢郷小学校グラウンド	大沢郷宿字カクマ沢 1 3 8 - 1	大型	60 × 100	
西仙北中学校グラウンド	刈和野字田中蟻塚 1 2	大型	120 × 150 110 × 140	
西仙北緑地運動公園	強首字上野台 2 3 - 2 2	大型	20,000 200 × 100	
西仙北高等学校	刈和野字北ノ沢嶋山 5 - 1	大型	20,000	
御台農村公園	円行寺字下柳沢 3 4 - 1	大型	350	
中仙中学校グラウンド	長野字新山 5 - 1		23,141	
八乙女運動公園野球場	長野字八乙女 1 0 0 - 4		12,522	
清水小学校グラウンド	清水字上大蔵 8 6		14,457	
豊成小学校グラウンド	豊川字下水無 4 7		12,000	
豊成中学校グラウンド	豊岡字杉ヶ崎 5 7		15,809	
鶯野運動場	上鶯野字沼向 1 - 1		20,132	
協和小学校グラウンド	協和境字岸館 3 7	大型	10,200 120 × 85	
淀川車田グラウンド	協和下淀川字車田 2 9 - 2	大型	12,600 140 × 90	
旧小種小学校グラウンド	協和小種字鏡台 2 - 1		9,100 130 × 70	
米ヶ森公園	協和荒川字新田表地内		16,000	
仙北中学校グラウンド	堀見内字西福嶋 1 1 1			
横堀小学校	福田字穴沢 4			
高梨小学校	高梨字新屋敷 1			
仙北健康広場	堀見内字元田茂木 3 5			
太田ふれあいの里（グラウンド・ゴルフ場）	太田町太田字惣行小坂地内 外		87,000	

名 称	所 在 地	規 模	広 さ (㎡)	備 考
			幅 × 長さ (m)	
太 田 球 場	太 田 町 横 沢 字 堤 田 3 5 0		10,000	
			100×100	
太 田 中 学 校 グ ラ ウ ン ド	太 田 町 太 田 字 新 田 田 尻 7 6		18,374	
太 田 南 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	太 田 町 横 沢 字 窪 関 南 2 9 8		11,900	
太 田 東 小 学 校 グ ラ ウ ン ド	太 田 町 齊 内 字 高 野 1 ー 9 3		9,600	

6 - 4 秋田県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場

名 称	所 在 地	広 さ (㎡)	備 考
		幅 × 長さ (m)	
大曲西中学校グラウンド	内小友字中沢 1 7 6 - 1	21,600	
		120 × 180	
雄物川河川緑地	小貫高畑地内	30,000	
		200 × 150	
大曲防災ヘリポート	大曲字向七ツ小屋乙地内		
西仙北高等学校グラウンド	刈和野字北ノ沢嶋山 5 - 1	20,000	
西仙北緑地運動公園	強首字上野台 2 3 - 2 2	20,000	
御台農村公園	円行寺字下柳沢 3 4 - 1	350	
神岡農村広場グラウンド	北檜岡字向堀野地内	8,100	
		90 × 90	
南外山村運動広場	南外字梨木田地内	9,000	
		100 × 90	
大仙市仙北健康広場	堀見内字元田茂木 4 8 番外		
大台スキー場駐車場	太田町川口字大台 1 - 2		
太田国民休養地奥羽山荘	太田町惣行字大谷地 1 0 - 5		
大曲消防署東分署	太田町三本扇字野沢 2 6 8 - 9		
協和大盛資料館駐車場	協和荒川字川前 9 - 1		
協和スキー場	協和船岡字上庄内前田表地内		
マインロード荒川	協和荒川字嗽沢 1 2 - 3		
米ヶ森公園	協和荒川字新田表地内	16,000	
中仙中学校グラウンド	長野字新山 5 - 1	23,141	

6 - 5 秋 田 県 ド ク タ ー ヘ リ 臨 時 離 着 陸 場

名 称	所 在 地	広 さ (㎡)	備 考
		幅 × 長 さ (m)	
大曲防災ヘリポート	大曲字向七ツ小屋乙地内	2,250	
		45 × 50	
雄物川河川緑地	小貫高畑地内	192,000	
		1,600 × 120	
花館グラウンド	花館字土川原地内	25,000	
		250 × 100	
大仙市総合公園野球場 (大曲球場)	内小友字明通 5 8 - 1	12,000	
		120 × 100	
ふれあい体育館駐車場	堀見内字下田茂木 1 2 2	5,016	
		88 × 57	
仙北ふれあい文化センター駐車場	堀見内字元田茂木 7 - 1	5,913	
		73 × 81	
仙北健康広場	堀見内字元田茂木 3 5 番地 1 外	4,290	
		78 × 55	
太田球場	太田町横沢字堤田 3 5 0 番地	10,000	
		100 × 100	
大曲消防署東分署	太田町三本扇字野沢 2 6 8 - 9	1,800	
		40 × 45	
太平健康広場	神宮寺字鶴ヶ沢出口 5 0 - 1	7,216	
		88 × 82	
中川原グラウンド	神宮寺字吉貝人着 1 3 7	17,680	
		208 × 85	
神岡農村広場	北檜岡字向掘野 2 - 1	8,550	
		114 × 75	
南外運動場 (野球場)	大仙市南外字上野 9 9 - 1	5,600	
		80 × 70	
南外山村運動広場	南外字梨木田地内	9,000	
		100 × 90	
西仙北緑地公園	強首字上野台 2 3 - 2 2	20,000	
		200 × 100	
西仙北高等学校野球場	刈和野字北ノ沢嶋山 5 番地 1	10,000	
		100 × 100	
西仙北中学校陸上競技場	刈和野字田中蟻塚 1 2	15,000	
		150 × 100	
強首輪中堤	強首字強首地内	2,025	
		45 × 45	
八木山運動公園	大沢郷宿字八木山 3 7 - 1 、 3 7 - 2	2,009	
		49 × 41	
新協和カートランド駐車場	協和荒川字嗽沢 1 2 - 3	2,494	
		43 × 58	
羽後境駅東集会施設	協和境字野田 1 1 4 - 2	1,850	
		37 × 50	

名 称	所 在 地	広 さ (㎡)	備 考
		幅 × 長 さ (m)	
協和スキー場駐車場	協和船岡字上庄内 1 1 - 1	4,374	
		54 × 81	
協和小学校グラウンド	協和境字岸館 3 7	8,160	
		85 × 96	
車田グラウンド	協和下淀川字車田 2 9 - 2	6,500	
		65 × 100	
大盛資料館駐車場	協和荒川字川前 9 - 1	1,260	
		35 × 36	
協和市民センター「和ピア」第二駐車場	協和船岡字大袋 1 - 7	2,494	
		43 × 58	
米ヶ森公園	協和荒川字新田表地内	16,000	
中仙中学校グラウンド	長野字新山 5 - 1	18,000	
		180 × 100	

第7 災害危険箇所に関する資料

7-1 急傾斜地崩壊危険箇所

(県河川砂防課)

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積 ha	備考
1	上屋敷2号	蛭川	下屋敷	2				
2	上屋敷	蛭川	上屋敷	5	S54. 3. 31	260	0. 40	
3	上屋敷1号	蛭川	上屋敷	6	S57. 4. 3	294	0. 87	
4	松倉	松倉	松倉	1				
5	大明神	内小友	大明神倉	1				
6	高寺	内小友	高寺	1				
7	元木	内小友	元木	3				
8	浅川	内小友	浅川	1				
9	元木1号	内小友	元木	1				
10	太田1号	内小友	太田	1				
11	泉沢	内小友	泉沢	1				
12	荒山台	内小友	荒山台下り	1				
13	塞ノ神	内小友	塞ノ神	1				
14	谷地田	内小友	谷地田	1				
15	西村	内小友	西村	3				
16	上毘沙門沢	大曲西根	毘沙門沢	1				
17	石山下	蛭川	石山下	1				
18	鷹ノ巣	松倉	鷹ノ巣	1				
19	大明神1号	内小友	大明神	3				
20	元木2号	内小友	元木	1				
21	石山下1号	蛭川	石山下	2				
22	太田	内小友	余り目	4	S55. 12. 27	1046	0. 40	
23	上竜蔵台	北檜岡	上竜蔵台	8				
24	上高野	神宮寺	上高野	2				
25	上高野1号	神宮寺	上高野	1				
26	高城	高城	高城	5				
27	上ノ台2号	刈和野	上ノ台	7	S57. 4. 3	294	0. 23	
28	宿	大沢郷宿	カクマ沢	1	S45. 9. 17	470	0. 25	
29	正手沢	正手沢	正手沢	6				
30	今泉	土川	今泉	1				
31	小杉山	土川	焼山	1				
32	田屋	一ト鶴岱	上ノ台	1				
33	上ノ台1号	刈和野	上ノ台	8	H 6. 3. 25 H 9. 3. 25	195 203	0. 13	
34	坂繁	円行寺	坂繁	5	H 9. 3. 25	203	0. 52	
35	家ノ前	土川	家ノ前	1				
36	家ノ前1号	土川	家ノ前	1				
37	今泉1号	土川	今泉	1				
38	松原	土川	松原	1				
39	鬼頭	土川	鬼頭	1				
40	瀬在郷	土川	瀬在郷	1				

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積 ha	備考
41	仏沢	土川	仏沢	1				
42	柳沢	土川	柳沢	4				
43	半道寺	土川	半道寺	1				
44	外堤	土川	外堤	2				
45	白坂	大沢郷寺	白坂	1				
46	白坂1号	大沢郷寺	白坂	1				
47	白坂2号	大沢郷寺	白坂	1				
48	白坂3号	大沢郷寺	白坂	2				
49	白坂4号	大沢郷寺	白坂	1				
50	寺村	大沢郷寺	寺村	3				
51	寺村1号	大沢郷寺	白坂	1				
52	宿1号	大沢郷宿	宿	1				
53	布又	円行寺	布又	1				
54	布又3号	円行寺	布又尻	1				
55	布又4号	円行寺	布又尻	1				
56	戸川	円行寺	戸川	2				
57	戸川1号	円行寺	戸川	1				
58	猿井沢	円行寺	猿井沢	1				
59	梵天畑	円行寺	梵天畑	2				
60	坂繁1号	円行寺	坂繁	2				
61	坂繁2号	円行寺	坂繁	1				
62	坂繁4号	円行寺	坂繁	1				
63	六郎沢	円行寺	六郎沢	1				
64	丸山	大沢郷宿	丸山	2				
65	田代野	大沢郷宿	田代野	1				
66	山ノ田	大沢郷宿	山ノ田	3				
67	山ノ田1号	大沢郷宿	椒沢	3				
68	山ノ田2号	大沢郷宿	山ノ田	1				
69	椒沢	大沢郷宿	椒沢	2				
70	正手沢1号	正手沢	トドメキ	2				
71	正手沢2号	正手沢	下樋掛り	2				
72	尊仏	大沢郷宿	尊仏	1				
73	重郎左エ門沢	大沢郷宿	重郎左エ門沢	2				
74	小戸川1号	大沢郷宿	小戸川家ノ前	1				
75	小戸川2号	大沢郷宿	小戸川家ノ前	2				
76	小戸川3号	大沢郷宿	外小戸川	1				
77	布又5号	円行寺	南ヶ沢	1				
78	仏沢1号	土川	仏沢	1				
79	楯越	土川	楯越	2				
80	園町	土川	園町	2				
81	寺村2号	大沢郷寺	寺村前田面	1				
82	布又1号	円行寺	南ヶ沢	1				
83	布又2号	円行寺	田ノ沢	1				
84	戸川2号	円行寺	中田	1				
85	露ヶ台	円行寺	露ヶ台	1				
86	曲師ヶ沢	円行寺	曲師ヶ沢	1				

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積 ha	備考
87	樋向	円行寺	樋向	2				
88	地藏ノ下	円行寺	地藏ノ下	2				
89	坂繁3号	円行寺	坂繁	1				
90	棚ヶ平	大沢郷宿	棚ヶ平	1				
91	棚ヶ平1号	大沢郷宿	棚ヶ平	1				
92	土沢	大沢郷寺	土沢	1				
93	小戸川	大沢郷宿	小戸川家ノ前	1				
94	戸屋沢	大沢郷宿	戸屋沢	1				
95	高屋	下桧木内	高屋	2				
96	長野山	長野	長野山	1				
97	長野山1号	長野	長野山	1				
98	北野	栗沢	北野	1				
99	北野1号	栗沢	北野	1				
100	十二	豊岡	十二	1				
101	蟬ヶ森	協和船岡	蟬ヶ森	7	S59. 10. 5	604	0. 83	
102	野田1号	協和境	野田	6	H 3. 3. 26	218	0. 27	
103	野田	協和境	野田	6	S59. 12. 21	773	0. 43	
104	漆原	協和荒川	上野	6	S62. 3. 31	213	1. 27	
105	落合	協和稲沢	落合	5				
106	高寺	協和峰吉川	高寺	5				
107	峰吉川1号	協和峰吉川	峰吉川	14				
108	新丁	協和峰吉川	高見	5	S55. 12. 27	1046	0. 30	
109	半仙1号	協和峰吉川	半仙	7				
110	半仙	協和峰吉川	半仙	13				
111	上宿	協和淀川	上宿	6				
112	宇津野	協和船岡	宇津野	7	S45. 11. 14	589	1. 37	
113	君ヶ野	協和船岡	君ヶ野	6	H 4. 3. 31	241	0. 91	
114	船沢	協和船沢	船沢	8	S45. 11. 14	589	1. 20	
115	菅生田	協和境	菅生田	18	S59. 10. 5	604	1. 00	
116	岸館	協和境	岸館	16	S45. 11. 14	589	1. 01	
117	上荒川	協和荒川	上荒川	11	H 4. 12. 11	843	0. 34	
118	野田2号	協和境	野田	12	H 6. 3. 25	195	1. 67	
119	峰吉川	協和峰吉川	峰吉川	6	S53. 12. 28 S55. 12. 27	959 1046	1. 01	
120	車田	協和小種	車田	3				
121	日暮狐森	協和中淀川	日暮狐森	1				
122	西ノ向	協和船岡	西ノ向	3				
123	東町後	協和上淀川	東町後	3				
124	岸館1号	協和境	岸館	1				
125	下谷地	協和荒川	下谷地	3				
126	下荒川	協和荒川	下荒川	2				
127	平城	協和荒川	平城	1				
128	養四郎岱	協和荒川	養四郎岱	1				
129	面日	協和荒川	面日	2				
130	寺ノ下	協和峰吉川	寺ノ下	2				
131	峰吉川2号	協和峰吉川	峰吉川	1				

番号	箇所名	大字	小字	人家	告示年月日	告示番号	面積 ha	備考
132	葎沢	協和峰吉川	水上沢葎沢	2				
133	小平沢出口	協和峰吉川	小平沢出口	1				
134	上淀川	協和上淀川	上淀川	2				
135	宮田	協和荒川	宮田	2				
136	坊台	協和上淀川	坊台	1				
137	中ノ沢	協和峰吉川	中沢下	4	S57. 2. 20	137	0. 23	
138	湯神台	外小友	湯神台	1				
139	大平	外小友	大平	1				
140	桑台	外小友	中桑台	1				
141	桑台1号	外小友	上桑台	1				
142	中野	外小友	中野	1				
143	滝ノ沢	外小友	滝ノ沢	1				
144	小荒沢	外小友	小荒沢	1				
145	中荒沢	外小友	中荒沢	1				
146	十二ヶ沢	外小友	十二ヶ沢	1				
147	外山	外小友	外山	1				
148	小浪滝	外小友	小浪滝	2				
149	小浪滝1号	外小友	小浪滝	1				
150	小浪滝2号	外小友	小浪滝	1				
151	上荒又	外小友	上荒又	1				
152	向ノ沢	外小友	向ノ沢	1				
153	下釜坂	外小友	下釜坂	1				
154	十二ノ前	外小友	十二ノ前	1				
155	湯元	外小友	湯元	2				
156	坊村	外小友	坊村	1				
157	大柳	外小友	大柳	2				
158	大柳1号	外小友	大柳	1				
159	若林	外小友	若林	1				
160	大畑潜沢	南檜岡	大畑潜沢	1				
161	大畑	南檜岡	大畑	1				
162	山王台	南檜岡	山王台	1				
163	岩瀬	外小友	岩瀬	2				
164	下湯ノ又	外小友	下湯ノ又	1				
165	林ノ沢	南檜岡	林ノ沢	1				
166	北田山田ヶ沢	南檜岡	北田山田ヶ沢	1				
167	一ツ森	板見内	一ツ森	5	S54. 3. 31	260	0. 20	
168	真木	太田町太田	真木	1				
169	大袋	協和船岡	大袋	9	H18. 3. 31	333	0. 66	

7-2 地すべり

(県河川砂防課)

番号	箇所名	大字	水系名	幹川	溪流名	面積	地すべり防止区域		
							指定年月日	告示番号	指定面積
1	小沼山	豊岡	雄物川	玉川	小滝川	20.60	S48.01.05	10	10.50
2	真木	齊内	雄物川	玉川	齊内川	69.80	S51.04.09	725	24.06
3	釜板	外小友	雄物川	檜岡川	湯元川	45.00			
4	松木田	外小友	雄物川	檜岡川	湯元川	11.30			
5	大柳	外小友	雄物川	檜岡川	西ノ又川	14.60			
6	平形	南檜岡	雄物川	雄物川	雄物川	27.50			
7	上野	境	雄物川	淀川	荒川	13.50			

(県農地整備課)

番号	地区名	区域名	指定面積 (ha)	内 訳		保全 対象 戸数	告示番号	指定年月日
				耕地 (ha)	林地その他 (ha)			
1	巢ノ沢	外小友	86.70	29.37	57.33	8	324号	H15.3.11

(県森林整備課)

番号	大字	地区名	面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
				人家	公共施設	道路	
1	協和船岡	猫の沢	35	10		県道	
2	協和荒川	荒川	22	4		県道	
3	協和荒川	横道	14	5		県道	
4	協和荒川	貝原	11	5		県道	
5	南外	下木直沢	19	20		市道	
6	南外	滝ノ沢	26			市道	

7-3 砂防指定地

(県河川砂防課)

番号	溪流名	大字	指定面積	告示年月日	告示番号	備考
1	蛭川	大川西根	3.20	S.40.11.12	3214	
2	成沢川	大川西根	1.74	S.40.11.12	3214	
3	島堰川	大川西根	1.69	S.40.11.12	3214	
4	浅川	内小友	5.65	S.40.11.12	3214	
5	高寺川	内小友	3.34	S.40.11.12	3214	
6	小出川	内小友	9.69	S.40.11.12	3214	
7	深山川	内小友	4.12	S.40.11.12	3214	
8	大桃沢川	内小友	21.55	H.4.2.6	240	
9	大方寺川	蛭川	13.04	H.7.2.22	269	
10	小又川	土川	9.74	S.40.7.28	2055	
11	布又川	円行寺	3.62	S.42.11.25	3926	
12	小戸川	大沢郷寺	2.35	S.42.11.25	3926	
13	大滝川	土川	1.71	S.42.11.25	3926	
14	明神沢川	土川	2.57	S.59.3.24	707	
15	斉藤川	豊岡	3.13	S.31.12.5	1900	
16	小滝川	豊岡	0.71	S.33.7.31	1292	
17	小滝川	豊岡	0.60	S.34.10.6	1946	
18	小滝川	豊岡	0.81	S.36.3.7	317	
19	小滝川	豊岡	2.41	S.38.10.2	2549	
20	小滝川	豊川・豊岡	28.14	S.39.2.28	328	
21	斉内川	大神成	23.46	S.39.2.28	328	
22	栗沢川	豊岡	4.37	S.39.2.28	328	
23	十二田川	大神成	15.29	S.41.2.4	100	
24	内沢川	大神成	7.02	S.41.2.4	100	
25	栗沢川	栗沢	1.39	S.54.5.19	998	
26	小滝川	豊岡	2.00	S.55.8.12	1406	
27	内沢川	大神成	0.03	S.57.8.7	1470	
28	内沢川	大神成	2.85	H.2.1.25	81	
29	斉内川	豊川・栗沢・大神成	22.19	H.4.2.6	240	
30	荒川	協和荒川	7.54	S.28.4.27	641	
31	船岡川	協和船岡	7.54	S.29.10.9	1449	
32	船岡川	協和船岡	1.11	S.34.10.6	1946	
33	船岡川	協和船岡	36.56	S.39.2.28	328	
34	白滝川	協和峰吉川	5.62	S.40.7.28	2055	
35	小黒川	協和船岡	16.85	S.40.7.28	2055	
36	日影沢川	協和荒川	14.43	S.40.7.28	2055	
37	稲沢川	協和稲沢	4.57	S.40.7.28	2055	
38	牛沢又沢川	協和荒川	27.83	S.40.7.28	2055	
39	芦沢川及び支川	協和峰吉川	14.62	S.40.7.28	2055	
40	宮田又沢川	協和荒川	38.62	S.40.7.28	2055	
41	奥山川	協和稲沢	7.73	S.40.7.28	2055	
42	畑山川	協和荒川	2.47	S.40.7.28	2055	
43	古種沢川	協和淀川	8.06	S.40.7.28	2055	

番号	溪流名	大字	指定面積	告示年月日	告示番号	備考
44	諏訪山川	協和稲沢	7.60	S.40. 7.28	2055	
45	繫川	協和稲沢	6.38	S.40. 7.28	2055	
46	前沢川	協和峰吉川	1.73	S.43. 2.19	200	
47	庄内沢川	協和船岡	2.31	S.54. 5.19	998	
48	徳瀬沢川	協和荒川	2.33	S.56. 6.20	1182	
49	宮田又沢川	協和荒川	0.56	S.57. 8. 7	1470	
50	牛沢又沢川	協和荒川	0.42	S.62. 3.16	647	
51	船沢川及び同右支川	協和船沢	1.81	H. 2. 1.25	81	
52	清水ヶ沢川	協和荒川	5.97	H. 4. 2. 6	240	
53	小芦沢川	協和峰吉川	5.39	H. 5. 3. 2	493	
54	釜ノ川沢川	協和稲沢	2.94	H. 5.12. 7	2280	
55	ナンカイ沢	協和荒川	0.25	H. 8. 3.15	641	
56	釜の川沢川	協和稲沢	2.97	H.12. 5.10	1275	
57	黒沢川	南外	2.68	S.51. 4.14	742	
58	斉内川	太田町太田	7.54	S.24. 3. 2	138	
59	川口川	太田町川口	7.54	S.29. 4.12	386	
60	真昼川	太田町川口	5.76	S.32.10. 7	1255	
61	真昼川	太田町三本扇	0.71	S.32.11.25	1476	
62	川口川	太田町川口	29.98	S.39. 2.28	328	
63	大台川	太田町川口	3.07	S.39. 2.28	328	
64	真昼川	太田町三本扇	0.64	S.41.10.18	3458	
65	小堀内沢川	太田町真木	3.60	S.45. 8. 7	1211	
66	川口川	太田町川口	5.48	S.53. 4.11	824	
67	川口川	太田町川口	11.30	S.55. 8.12	1406	
68	川口川	太田町三本扇	3.79	S.60.10.28	1432	
69	斉内川及び同右支川	太田町太田	3.53	H. 2. 1.25	81	
70	川口川	太田町川口	0.81	H.16. 6. 9	624	
71	西根沢	大曲西根	0.88	H.17. 3.22	328	
72	内沢沢	豊岡	0.94	H.18. 6.29	715	
73	坊沢	豊岡	4.40	H.19. 4.25	497	
74	喜左衛門沢	豊岡	2.60	H.19. 4.25	497	
75	西根沢	大曲西根	27.53	H.19. 5.22	651	

(面積単位 : ha)

7-4 土石流危険溪流

(県河川砂防課)

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積 (ha)	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
1	雄物川	小友川	宇津台沢	大曲西根	0.01	0	斎場 1		大川西根小学校
2	雄物川	雄物川	宇津田沢2	大曲西根	0.02	5			大川西根小学校
3	雄物川	雄物川	成沢	大曲西根	0.19	9			大川西根小学校
4	雄物川	雄物川	上成沢沢	大曲西根	0.02	5			大川西根小学校
5	雄物川	雄物川	鳥居沢1	大曲西根	0.08	13			大川西根小学校
6	雄物川	雄物川	鳥居沢	大曲西根	0.14	1	温泉1		大川西根小学校
7	雄物川	雄物川	蛭川	大曲西根	0.81	29		有	花館小学校
8	雄物川	雄物川	小大北寺川	大曲西根	0.17	26		有	花館小学校
9	雄物川	雄物川	蛭川北沢	大曲西根	0.02	6	児童会館1、 寺1		花館小学校
10	雄物川	雄物川	水上沢	大曲西根	0.38	28		有	花館小学校
11	雄物川	雄物川	寺屋敷沢	大曲西根	0.01	5			花館小学校
12	雄物川	玉川	立が沢	松倉	0.04	1	部落会館1		
13	雄物川	小友川	荒山台沢1	内小友	0.95	5			
14	雄物川	小友川	梨木沢	内小友	0.12	1	温泉1		
15	雄物川	小友川	上伊岡沢	内小友	0.06	4	児童会館1		
16	雄物川	小友川	太田沢	内小友	0.02	5	高速道路 0.03km		余目児童館
17	雄物川	小出川	大桃沢	内小友	0.32	6	高速道路 0.07km	有	
18	雄物川	小出川	諏訪沢	内小友	0.09	10			
19	雄物川	小出川	堂ノ前沢1	内小友	0.01	6			
20	雄物川	小反川	上深山2	内小友	0.01	1			
21	雄物川	小反川	上深山沢1	内小友	0.04	1			
22	雄物川	小反川	上深山沢2	内小友	0.01	1			
23	雄物川	小反川	福田沢	内小友	0.14	2			
24	雄物川	小反川	高寺沢1	内小友	0.05	2			余目児童館
25	雄物川	小反川	高寺沢2	内小友	0.05	1			余目児童館
26	雄物川	小反川	元木沢1	内小友	0.01	1			余目児童館
27	雄物川	小反川	高寺沢3	内小友	0.04	1			余目児童館
28	雄物川	小反川	寺山沢	内小友	0.07	2			余目児童館
29	雄物川	小反川	岡崎沢	内小友	0.02	2			九十九沢会館
30	雄物川	小反川	大明神沢	内小友	0.01	3			九十九沢会館
31	雄物川	小反川	元木沢2	内小友	0.07	3			余目児童館
32	雄物川	小反川	元木沢3	内小友	0.03	3	高速道路 0.09km		余目児童館
33	雄物川	小反川	元木沢4	内小友	0.02	2			余目児童館
34	雄物川	小反川	元木沢5	内小友	0.02	1			余目児童館
35	雄物川	小反川	太田沢1	内小友	0.06	4			余目児童館
36	雄物川	小反川	七十刈沢	内小友	0.05	1			
37	雄物川	小反川	荒山台沢2	内小友	0.04	3			

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
38	雄物川	小反川	甚助沢	内小友	0.04	2			
39	雄物川	小反川	荒山台下沢	内小友	0.02	2			
40	雄物川	小反川	北太田沢1	内小友	0.01	1			余目児童館
41	雄物川	小反川	北太田沢2	内小友	0.02	2			余目児童館
42	雄物川	小反川	北太田沢3	内小友	0.01	2			余目児童館
43	雄物川	小反川	余り目沢	内小友	0.01	2			
44	雄物川	雄物川	宇津田沢3	大曲西根	0.01	3			大川西根小学校
45	雄物川	雄物川	宇津田沢1	大曲西根	0.01	4			大川西根小学校
46	雄物川	雄物川	鳥居沢2	大曲西根	0.04	1			
47	雄物川	小出川	家ノ沢沢	内小友	0.07	1			
48	雄物川	小出川	上小出沢	内小友	0.04	1			
49	雄物川	小出川	小出沢沢1	内小友	0.02	1			
50	雄物川	小出川	小出沢沢2	内小友	0.01	2			
51	雄物川	小出川	小出沢沢3	内小友	0.02	1			
52	雄物川	小出川	小出沢沢4	内小友	0.02	1	国道0.12km		
53	雄物川	小出川	堂ノ前沢2	内小友	0.05	1	高速道路 0.06km		
54	雄物川	小出川	塞ノ神沢	内小友	0.04	1			
55	雄物川	小出川	ザラミ沢1	内小友	0.04	4			
56	雄物川	小出川	ザラミ沢	内小友	0.02	3			
57	雄物川	中山深 山川	松木田沢1	内小友	0.09	1			
58	雄物川	中山深 山川	松木田沢2	内小友	0.02	1			
59	雄物川	雄物川	上毘沙門沢	大曲西根	0.12	4			
60	雄物川	小出川	ドノ沢	内小友	0.04	3			
61	雄物川	雄物川	八石沢	神宮寺	0.01	8	鉄道0.10km		音楽交流館 (旧北神小学校)
62	雄物川	雄物川	岳見沢	神宮寺	0.03	4			岳見会館
63	雄物川	雄物川	八石沢	神宮寺	0.09	3			八石生活総合 センター
64	雄物川	土買川	小杉山沢1	土川	0.01	2			
65	雄物川	土買川	小杉山沢2	土川	0.02	2	生涯学習セン ター1、県道 0.08km		
65	雄物川	土買川	小内焼山沢	土川	0.01	0	部落会館1、 県道0.06km		
66	雄物川	土買川	小杉山沢3	土川	0.04	7	県道0.14km		
67	雄物川	土買川	*石川郷沢	土川	0.01	5			
68	雄物川	心像川	明神沢	土川	0.80	9			
69	雄物川	心像川	西野沢1	土川	0.02	5			
70	雄物川	心像川	西野沢2	土川	0.02	7			
71	雄物川	心像川	沖田沢	土川	0.09	5			

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
72	雄物川	心像川	床畑沢	土川	0.03	2	自治会館1、 県道0.06km		
73	雄物川	心像川	館ヶ沢	土川	0.04	5			土川小学校
74	雄物川	心像川	寺下沢	土川	0.02	5			土川小学校
75	雄物川	心像川	西野	土川	0.04	6			土川小学校
76	雄物川	心像川	上ノ台荒 屋敷沢1	刈和野	0.04	7			
77	雄物川	心像川	上ノ台荒 屋敷沢2	刈和野	0.06	8			
78	雄物川	雄物川	正手沢	正手沢	0.01	5	部落会館1、 県道0.13km		
79	雄物川	棚平川	小戸川家 ノ前沢	大沢郷寺	0.06	2	部落会館1		
80	雄物川	雄物川	鳥ノ木沢	高城	0.03	1	自治会館1		大沢郷地区生 活学習センター
81	雄物川	大沢川	山土方沢	大沢郷寺	0.04	1	部落会館1、 県道0.60km		大沢郷地区生 活学習センター
82	雄物川	大沢川	小田ノ沢	大沢郷寺	0.02	4	部落会館1		
83	雄物川	大沢川	寺村沢	大沢郷寺	0.04	4	部落会館1		
84	雄物川	雄物川	皆別当沢	大沢郷宿	0.03	1	部落会館1		
85	雄物川	棚平川	布又沢1	円行寺	0.05	2			
86	雄物川	棚平川	布又沢2	円行寺	0.01	2			
87	雄物川	棚平川	布又沢3	円行寺	0.02	1			
88	雄物川	棚平川	南ヶ沢沢1	円行寺	0.02	1			
89	雄物川	棚平川	田ノ沢沢	円行寺	0.01	1			
90	雄物川	棚平川	南ヶ沢沢2	円行寺	0.13	1			
93	雄物川	棚平川	下布又沢	円行寺	0.04	2			
94	雄物川	棚平川	布又尻沢	円行寺	0.06	1			
95	雄物川	棚平川	上戸沢沢1	円行寺	0.02	1			
96	雄物川	棚平川	上戸沢沢2	円行寺	0.06	2			
97	雄物川	棚平川	上戸川沢	円行寺	0.02	1			
98	雄物川	棚平川	露ヶ台	円行寺	0.11	1			
99	雄物川	棚平川	曲師ヶ沢 沢1	円行寺	0.07	1			青少年自然の 家
100	雄物川	棚平川	曲師ヶ沢 沢2	円行寺	0.01	1			青少年自然の 家
101	雄物川	棚平川	曲師ヶ沢 沢3	円行寺	0.03	1			青少年自然の 家
102	雄物川	棚平川	猿井沢沢	円行寺	0.01	1			
103	雄物川	棚平川	滝ノ沢沢	大沢郷宿	0.04	2			滝沢部落集会所
104	雄物川	土買川	明光沢	土川	0.10	3			
105	雄物川	土買川	大石沢	土川	0.07	3			
106	雄物川	土買川	杉沢沢1	土川	0.06	1			杉沢会館
107	雄物川	土買川	杉沢沢2	土川	0.07	4	県道0.14km		杉沢会館

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
108	雄物川	土買川	楯越沢1	土川	0.02	2	県道0.10km		
109	雄物川	土買川	楯越沢1	土川	0.09	1			
110	雄物川	土買川	辰ノ口沢1	土川	0.02	1			辰ノ口生活改 善センター
111	雄物川	土買川	辰ノ口沢2	土川	0.01	2			辰ノ口生活改 善センター
112	雄物川	土買川	辰ノ口沢3	土川	0.01	1	県道0.07km		辰ノ口生活改 善センター
113	雄物川	土買川	辰ノ口沢	土川	0.03	4	県道0.11km		辰ノ口生活改 善センター
114	雄物川	土買川	園町沢	土川	0.05	4			明国会館
115	雄物川	心像川	瀬在郷1	土川	0.09	1			
116	雄物川	心像川	瀬在郷2	土川	0.05	1			
117	雄物川	心像川	鬼頭沢	土川	0.16	1			心像第一会館
118	雄物川	心像川	寺村沢	土川	0.03	1			心像保育所
119	雄物川	心像川	添ノ又沢	土川	0.04	2			添田児童館
120	雄物川	心像川	床畑沢1	土川	0.07	2			部落集会所
121	雄物川	心像川	床畑沢2	土川	0.02	3			
122	雄物川	心像川	床畑沢	土川	0.03	4	県道0.05km		部落集会所
123	雄物川	心像川	今泉沢	土川	0.04	2			西今泉生活改 善センター
124	雄物川	心像川	外堤沢	土川	0.01	2			西今泉生活改 善センター
125	雄物川	心像川	家ノ前沢1	土川	0.05	1			
126	雄物川	心像川	家ノ前沢2	土川	0.02	2			
127	雄物川	大沢川	坂繁沢4	円行寺	0.02	1			坂繁部落集会所
128	雄物川	大沢川	坂繁沢5	円行寺	0.04	1			坂繁部落集会所
129	雄物川	大沢川	坂繁沢6	円行寺	0.02	1			坂繁部落集会所
130	雄物川	大沢川	坂繁沢1	円行寺	0.01	4			坂繁部落集会所
131	雄物川	大沢川	坂繁沢2	円行寺	0.04	1			坂繁部落集会所
132	雄物川	大沢川	坂繁沢7	円行寺	0.06	1			坂繁部落集会所
133	雄物川	大沢川	坂繁沢3	円行寺	0.02	2			坂繁部落集会所
134	雄物川	大沢川	坂繁沢8	円行寺	0.01	2			
135	雄物川	大沢川	坂繁沢9	円行寺	0.03	1			坂繁部落集会所
136	雄物川	大沢川	桶向沢1	円行寺	0.01	2			円行寺部落会館
137	雄物川	大沢川	桶向沢2	円行寺	0.04	2			円行寺部落会館
138	雄物川	大沢川	宮ノ前沢	円行寺	0.01	1			円行寺部落会館
139	雄物川	大沢川	丸山沢	円行寺	0.03	4			円行寺部落会館
140	雄物川	大沢川	八木山沢2	円行寺	0.03	3			会館
140	雄物川	大沢川	八木山沢1	円行寺	0.02	3			会館
141	雄物川	大沢川	桶向沢3	円行寺	0.02	1			会館
142	雄物川	大沢川	戸屋沢	大沢郷寺	0.03	3			会館
143	雄物川	大沢川	金剛寺沢	大沢郷寺	0.05	2			大場沢部落会館
144	雄物川	大沢川	砂ノ前沢	大沢郷寺	0.02	1			大場沢部落会館

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
145	雄物川	大沢川	家越沢	大沢郷寺	0.03	2	県道0.02km		白坂児童館
146	雄物川	大沢川	箱井沢	大沢郷寺	0.01	2			白坂児童館
147	雄物川	大沢川	椒沢沢	大沢郷寺	0.03	1			椒沢児童館
148	雄物川	大沢川	入水沢	大沢郷寺	0.02	3			椒沢児童館
149	雄物川	栩平川	秋通沢1	大沢郷寺	0.02	1			秋通部落集会所
150	雄物川	栩平川	秋通沢2	大沢郷寺	0.02	1			秋通部落集会所
151	雄物川	栩平川	秋通沢3	大沢郷寺	0.03	1			秋通部落集会所
152	雄物川	栩平川	外小戸川	大沢郷寺	0.02	1			
153	雄物川	栩平川	土沢沢	大沢郷寺	0.04	2			下戸川部落会館
154	雄物川	栩平川	釜ノ沢沢	正手沢	0.08	1	県道0.04km		
155	雄物川	栩平川	止手沢	正手沢	0.05	4	県道0.25km		
156	雄物川	栩平川	*皆別当沢	大沢郷宿	0.02	4			
157	雄物川	小滝川	十六沢	豊岡	0.09	13			
158	雄物川	玉川	内沢沢	豊岡	0.07	5			
159	雄物川	栗沢川	栗沢沢	栗沢	0.06	7			豊岡小学校
160	雄物川	小滝川	小沼沢	豊岡	0.58	3			
161	雄物川	栗沢川	栗沢川沢	栗沢	0.05	1			
162	雄物川	土買川	立石沢	長野	0.17	2	県道0.12km		立石会館
163	雄物川	斉内川	ドノ沢	大神成	0.08	2			豊岡公民館 大神成分館
164	雄物川	玉川	長野山沢1	長野	0.12	2	県道0.17km		中仙小学校
165	雄物川	玉川	長野山沢2	長野	0.04	1			中仙小学校
166	雄物川	土買川	立石沢1	長野	0.13	2			立石会館
167	雄物川	雄物川	高寺山沢	協和峰吉川	0.04	6	寺1、国道 0.09km		
168	雄物川	雄物川	中沢	協和峰吉川	0.20	11	国道0.09km		旧峰吉川小学校体育館
169	雄物川	雄物川	峯吉川沢1	協和峰吉川	0.04	7			旧峰吉川小学校体育館
170	雄物川	雄物川	水上沢律沢	協和峰吉川	0.03	14	寺1		旧峰吉川小学校体育館
171	雄物川	雄物川	峯吉川沢3	協和峰吉川	0.01	0	保育園1、 スポーツ会館1		旧峰吉川小学 校体育館
172	雄物川	雄物川	西窪沢	協和峰吉川	0.06	1	ヤト運輸1.0、 国道0.07km		旧峰吉川小学 校体育館
173	雄物川	雄物川	半仙沢1	協和峰吉川	0.02	16	国道0.10km		半仙部落会館
174	雄物川	雄物川	半仙沢2	協和峰吉川	0.02	31	診療所1、簡易郵便局 1、国道0.09km		旧峰吉川小学 校体育館
175	雄物川	淀川	クジビラ沢	協和船岡	0.26	16			庄内会館
176	雄物川	淀川	庄内前田表沢	協和船岡	0.17	3	温泉施設1		
177	雄物川	淀川	境沢1	協和境	0.02	6	国道0.08km		協和公民館分館
178	雄物川	淀川	野田沢	協和境	0.03	23	国道0.05km		旧荒川小学校
179	雄物川	荒川	上野沢1	協和荒川	0.04	7			荒川地区館
180	雄物川	荒川	上野沢2	協和荒川	0.02	2	部落会館1		荒川地区館
181	雄物川	荒川	ナカイ沢	協和荒川	0.03	7	寺1、国道 0.09km		荒川地区館
182	雄物川	荒川	上荒川沢1	協和荒川	0.03	7	国道0.09km		

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
183	雄物川	淀川	車田沢1	協和下淀川	0.04	1	変電所1		淀川農村漁業 者トレーニングセンター
184	雄物川	神内川	上木沢	協和船沢	0.04	0	エフ・ピーケー(株) 1国道0.09 km		
185	雄物川	神内川	船沢	協和船沢	0.13	17	部落会館1、 国道0.22km	有	
186	雄物川	淀川	雨池沢1	協和船沢	0.01	0	県環境保全センター破 砕及び焼却処理施設1		
187	雄物川	淀川	雨池沢2	協和船沢	0.11	0	県環境保全センター破 砕及び焼却処理施設1		
188	雄物川	雄物川	小平沢中 段沢	協和船沢	0.08	1	伊藤木工1、(有)佐 藤建業1、鉄道0.04km		
189	雄物川	雄物川	前沢沢	協和峰吉川	0.06	3	国道0.08km		旧峰吉川小学校体育館
190	雄物川	雄物川	峯吉川沢2	協和峰吉川	0.01	3			旧峰吉川小学校体育館
191	雄物川	荒川	面日沢	協和荒川	0.10	3			大盛資料館大 盛分館
192	雄物川	荒川	川前沢	協和荒川	0.08	1			大盛資料館大 盛分館
193	雄物川	荒川	鍋越沢	協和荒川	0.05	3	国道0.08km		大盛資料館大 盛分館
194	雄物川	宮田又 沢川	林の沢	協和荒川	0.02	4			徳滝荘林業会館
195	雄物川	宮田又 沢川	清水ヶ沢	協和荒川	0.05	4		有	徳滝荘林業会館
196	雄物川	荒川	上野沢3	協和荒川	0.02	3			荒川地区館
197	雄物川	荒川	上荒川沢2	協和荒川	0.02	2	国道0.11km		
198	雄物川	荒川	大橋向沢	協和上淀川	0.07	3			旧荒川小学校
199	雄物川	繫川	稲沢沢	協和稲沢	0.04	1			稲沢センター
200	雄物川	小黒川	西ノ向沢1	協和船岡	0.03	2	国道0.05km		一の渡会館
201	雄物川	小黒川	西ノ向沢2	協和船岡	0.02	2	国道0.05km		一の渡会館
202	雄物川	淀川	中村沢	協和中淀川	0.04	1			旧淀川小学校
203	雄物川	淀川	堤ヶ沢沢	協和小種	0.01	1			土渕部落会館
204	雄物川	神内川	船沢沢	協和船沢	0.05	4	国道0.06km		
205	雄物川	神内川	タマ沢2	協和船沢	0.01	1			
206	雄物川	神内川	タマ沢2	協和船沢	0.02	1	国道0.06km		
207	雄物川	雄物川	半仙沢3	協和峰吉川	0.15	1			峰山荘協和老 人憩いの家
208	雄物川	淀川	庄内沢	協和船岡	0.08	4			庄内会館
209	雄物川	湯元川	小荒沢沢	外小友	0.02	2	集会所1		
210	雄物川	檜岡川	下湯ノ又沢1	外小友	0.05	6	杉田メリヤス工業㈱南 外工場1、県道0.18km		旧南外西小学 校

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
211	雄物川	檜岡川	下湯ノ又沢2	外小友	0.02	5	学校給食センター1、県道0.18km		旧南外西小学校
212	雄物川	湯元川	下荒又沢1	外小友	0.13	2	縫製工場1、県道0.09km		荒又自治会館
213	雄物川	湯元川	松木田沢	外小友	0.12	2	ふるさと館、県道0.12km		湯ノ又児童館
214	雄物川	檜岡川	揚土沢1	南檜岡	0.05	5	寺1		揚北児童館
215	雄物川	檜岡川	揚土沢2	南檜岡	0.01	5	寺1		揚北児童館
216	雄物川	雄物川	太平山沢	南檜岡	1.26	7	生活センター1、県道0.13km		木直自治会館
217	雄物川	西ノ又川	無尻橋沢	外小友	0.05	5	国道0.04km		大西自治会館
218	雄物川	大畑深山沢	権現山沢1	南檜岡	0.04	0	レクリエーション管理センター1		
219	雄物川	雄物川	平形沢1	南檜岡	0.02	1	寺1		
220	雄物川	雄物川	平形沢2	南檜岡	0.15	4	県道0.06km		木直自治会館
221	雄物川	雄物川	平形沢3	南檜岡	0.49	4	県道0.10km		木直自治会館
222	雄物川	雄物川	木直沢	南檜岡	0.06	2	県道0.10km		木直自治会館
223	雄物川	雄物川	源太の入水沢	南檜岡	0.05	4	県道0.11km		南檜岡小学校
224	雄物川	雄物川	田中田沢1	南檜岡	0.04	3			南檜岡小学校
225	雄物川	黒沢	田中田沢2	南檜岡	0.03	1			南檜岡小学校
226	雄物川	雄物川	春木沢沢	南檜岡	0.23	1			
227	雄物川	檜岡川	滝ノ沢沢	外小友	0.11	1			滝自治会館
228	雄物川	檜岡川	水上沢	外小友	0.05	4			滝自治会館
229	雄物川	檜岡川	滝中田表沢	外小友	0.08	3			滝自治会館
230	雄物川	檜岡川	水上沢沢	外小友	0.05	1			滝自治会館
231	雄物川	檜岡川	下滝沢1	外小友	0.22	3			滝自治会館
232	雄物川	檜岡川	下滝沢2	外小友	0.05	1			滝自治会館
233	雄物川	檜岡川	下滝沢3	外小友	0.37	1			滝自治会館
234	雄物川	檜岡川	於其沢	外小友	0.11	4	県道0.10km		中野自治会館
235	雄物川	檜岡川	手まへの沢	外小友	0.06	4	県道0.10km		中野自治会館
236	雄物川	檜岡川	湯神台沢	外小友	0.02	3			中野自治会館
237	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢1	外小友	0.02	3			
238	雄物川	檜岡川	オバタテ沢	外小友	0.04	2			
239	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢2	外小友	0.02	3			
240	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢3	外小友	0.13	1			
241	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢4	外小友	0.19	2			
242	雄物川	檜岡川	十二ヶ沢沢5	外小友	0.09	1			
243	雄物川	檜岡川	中荒沢沢1	外小友	0.10	1			
244	雄物川	檜岡川	中荒沢沢2	外小友	0.30	1			

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
245	雄物川	檜岡川	中荒沢沢3	外小友	0.01	2			
246	雄物川	檜岡川	中荒沢沢4	外小友	0.03	2			
247	雄物川	檜岡川	下荒沢沢1	外小友	0.18	3			
248	雄物川	檜岡川	下荒沢沢2	外小友	0.03	2			
249	雄物川	檜岡川	下荒沢沢3	外小友	0.01	1			
250	雄物川	檜岡川	下荒沢沢4	外小友	0.01	1			
251	雄物川	西ノ又川	大柳沢	外小友	0.03	1			大西自治会館
252	雄物川	西ノ又川	西ノ又沢	外小友	0.14	1	国道0.05km		大西自治会館
253	雄物川	西ノ又川	無尻橋沢	南檜岡	0.03	1	国道0.06km		無尻橋部落会館
254	雄物川	西ノ又川	大和野沢1	南檜岡	0.40	2			無尻橋部落会館
255	雄物川	西ノ又川	大和野沢2	南檜岡	0.02	3			無尻橋部落会館
256	雄物川	西ノ又川	大和野沢3	南檜岡	0.01	3			無尻橋部落会館
257	雄物川	西ノ又川	及位沢1	南檜岡	0.02	3			及位自治会館
258	雄物川	西ノ又川	及位沢2	南檜岡	0.01	2			及位自治会館
259	雄物川	西ノ又川	及位沢3	南檜岡	0.03	4			及位自治会館
260	雄物川	西ノ又川	水沢沢	南檜岡	0.06	1			及位自治会館
261	雄物川	西ノ又川	新屋布沢	南檜岡	0.09	2			南外コミュニティセンター
262	雄物川	檜岡川	寺沢沢1	南檜岡	0.05	1			
263	雄物川	檜岡川	寺沢沢2	南檜岡	0.02	1			
264	雄物川	檜岡川	寺沢沢3	南檜岡	0.05	1			
265	雄物川	檜岡川	大杉沢1	南檜岡	0.02	3			高野地域多目的集会所
266	雄物川	檜岡川	大杉沢2	南檜岡	0.02	4			高野地域多目的集会所
267	雄物川	檜岡川	揚土沢3	南檜岡	0.05	1			
268	雄物川	湯元川	小浪滝沢1	外小友	0.08	2	県道0.03km		荒又自治会館
269	雄物川	湯元川	小浪滝沢2	外小友	0.03	1	県道0.10km		荒又自治会館
270	雄物川	湯元川	上荒又沢	外小友	0.02	1	県道0.07km		荒又自治会館
271	雄物川	湯元川	外山沢1	外小友	0.06	2			
272	雄物川	湯元川	下荒又沢2	外小友	0.03	1	県道0.08km		荒又自治会館
273	雄物川	湯元川	下荒又沢3	外小友	0.05	1			荒又自治会館
274	雄物川	檜岡川	釜坂沢	外小友	0.02	1	県道0.05km		
275	雄物川	湯元川	上釜坂沢1	外小友	0.03	3	県道0.13km		
276	雄物川	湯元川	上釜坂沢2	外小友	0.01	3	県道0.13km		
277	雄物川	湯元川	赤畑沢	外小友	0.01	2			
278	雄物川	湯元川	十二ノ前沢	外小友	0.24	2			
279	雄物川	湯元川	湯元沢1	外小友	0.04	2	県道0.07km		岩倉児童館
280	雄物川	湯元川	湯元沢2	外小友	0.06	1	県道0.09km		
281	雄物川	湯元川	湯元沢3	外小友	0.03	2	県道0.10km		岩倉児童館

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流 所在地	流域 面積	保全対象		砂防指 定地の 有無	安全な避難場 所の有無 (砂防指定地番号)
						人家 戸数	公 共 施設等		
282	雄物川	湯元川	湯元沢4	外小友	0.35	2	県道0.11km		
283	雄物川	湯元川	松木田沢	外小友	0.01	1			湯ノ又児童館
284	雄物川	小出川	大畑替沢1	南檜岡	0.09	2	高速道路 0.05km		
285	雄物川	小出川	大畑替沢2	南檜岡	0.28	3	高速道路 0.05km		
286	雄物川	檜岡川	上ノ巣沢1	外小友	0.05	1			
287	雄物川	檜岡川	上ノ巣沢2	外小友	0.02	1			
288	雄物川	桑台沢	上桑台沢	外小友	0.04	1			
289	雄物川	斉内川	桧山沢	太田町太田	0.74	1	自治会館1		
290	雄物川	斉内川	根堀の沢	太田町太田	0.05	3			
291	雄物川	川口川	大谷地沢	太田町太田	0.29	3			惣行会館
292	雄物川	川口川	小坂沢1	太田町太田	0.33	4			惣行会館
293	雄物川	川口川	小坂沢2	太田町太田	0.14	3			惣行会館

7-5 山地

(1) 山腹崩壊危険地

(県森林整備課)

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
1	協和船沢	高仕切	1	4		国道	
2	協和船沢	船沢	2	20		国道	
3	協和船沢	田の沢	1	20		国道	
4	協和船沢	畑ヶ沢	1	2		国道	
5	協和船沢	畑ヶ沢	1	2		国道	
6	協和小種	石田坂	1			県道	
7	協和小種	堤ヶ沢	2	16		市道	
8	協和下淀川	岡田山	3	6		国道	
9	協和中淀川	前山	1	9		県道	
10	協和中淀川	田の沢	1	1		市道	
11	協和中淀川	古種沢	1			市道	
12	協和中淀川	古種沢の内蛇走	4			市道	
13	協和中淀川	古種沢の内水上沢	1			市道	
14	協和中淀川	古種沢の内蛇走	1			市道	
15	協和船岡	唐松岳	6			市道	
16	協和船岡	西の向	1	5		国道	
17	協和船岡	七袋	3			市道	
18	協和船岡	七袋	3			市道	
19	協和船岡	沢内	2	6		市道	
20	協和船岡	庄内前田表	6	14		市道	
21	協和荒川	下中野山	1	18		国道	
22	協和荒川	前山	1	2	1	国道	
23	協和荒川	蟹ヶ沢	9	30		国道	
24	協和荒川	協和荒川後山	1	7		その他	
25	協和荒川	大蔵台	4			市道	
26	協和荒川	橙木	7	9		市道	
27	協和荒川	新田表	23			国道	
28	協和荒川	キハダ沢	10			国道	
29	協和荒川	宮の沢	1	3		市道	
30	協和荒川	ウガイ沢	3			市道	
31	協和荒川	勝右エ門袋	5			市道	
32	協和荒川	学坂	7			市道	
33	協和稲沢	長者森	14			市道	
34	協和稲沢	番屋沢	2	2		国道	
35	協和稲沢	樺坂	1	4		市道	
36	協和稲沢	細越沢	5	10		市道	
37	協和稲沢	細越沢	15			国道	
38	協和稲沢	釜の川	6			国道	
39	協和稲沢	釜の川	6	13		国道	
40	協和荒川	紫倉沢	11			市道	

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
41	協和荒川	ニテコ沢	1	11		市道	
42	協和境	下台	4		1	市道	
43	協和中淀川	稗田沢	1			市道	
44	協和中淀川	志の沢	1	1		市道	
45	協和下淀川	大猿田	3			県道	
46	協和小種	車田山内	1	12		市道	
47	強首	大川向山根	10			県道	
48	協和峰吉川	下の沢奥	3			市道	
49	協和峰吉川	半仙	2	5	1	市道	
50	協和峰吉川	半仙	2	1	1	市道	
51	協和峰吉川	半仙	1		1	市道	
52	協和峰吉川	半仙	1		1	国道	
53	協和峰吉川	半仙	1		1	市道	
54	協和峰吉川	半仙	1		1	市道	
55	協和峰吉川	半仙	1	17		国道	
56	協和峰吉川	水上沢葎沢	1	32		市道	
57	協和峰吉川	中の沢	1	30		市道	
58	協和峰吉川	中の沢	2	11		国道	
59	協和峰吉川	高寺山	1	18	1	国道	
60	協和峰吉川	芦沢山	2	10		市道	
61	協和峰吉川	五本松	3			林道	
62	土川	田ノ沢	3			林道	
63	土川	泉沢山	1	6		市道	
64	土川	家の上	1	3		市道	
65	土川	床畑山	1	10		市道	
66	土川	床畑山	6			県道	
67	土川	柳沢山	1	7		市道	
68	土川	十二山	1	4		市道	
69	土川	十二山	1	10		市道	
70	土川	十二山	1	6		市道	
71	土川	鬼頭沢	7	26		市道	
72	土川	鬼頭沢	3	3		市道	
73	土川	瀬在郷沢	3	7		市道	
74	土川	瀬在郷沢	5			市道	
75	土川	瀬在郷沢	5	1		市道	
76	土川	内堤沢	1	2		県道	
77	土川	半道寺館ヶ沢	2	21		市道	
78	土川	小杉山沢仏沢山	1	4	1	県道	
79	土川	小杉山沢仏沢山	1	3		市道	
80	土川	小杉山沢仏沢山	4	5		市道	
81	土川	小杉山沢ヨモギ沢	1	2		林道	
82	土川	小杉山沢後山	1	9		県道	
83	土川	小杉山沢丸山	17	6		県道	
84	土川	小杉山沢牢の沢	17	21		県道	

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
85	土川	小杉山沢	12			県道	
86	長野	長野山	1	11		県道	
87	土川	小杉山沢	1	2		市道	
88	土川	明光沢尻山	1	2		市道	
89	土川	小杉山沢焼山沢	3	20		県道	
90	土川	小杉山沢入水沢	1	7		市道	
91	神宮寺	小沢山	3	14		市道	
92	土川	小杉山沢乱場	1	5		農道	
93	長戸呂	滝ノ沢	1	7		市道	
94	長野	長野山	2	3		市道	
95	長野	長野山	6	4		県道	
96	長野	長野山	3			県道	
97	豊岡	入角	6			その他	
98	豊岡	小沼山	5	10		市道	
99	豊岡	小沼山	5	15		市道	
100	豊岡	小滝	3			林道	
101	豊岡	小滝	3			林道	
102	栗沢	伊勢ノ腰	2	12		市道	
103	大神成	高寺	2	16		その他	
104	太田町	真木根堀	7	3		林道	
105	太田町	高堂長根武士平	11	3	1	市道	
106	太田町	惣行山	17	10		市道	
107	内小友	下田谷地	1	12		県道	
108	内小友	寺山	1	6		市道	
109	内小友	高寺	1	5		市道	
110	内小友	上深山	1	2		市道	
111	内小友	下深山	2	4		市道	
112	内小友	石持	1	3		市道	
113	内小友	高寺	1	6		市道	
114	内小友	太田	1	26		市道	
115	内小友	荒川岱下り	1	3		県道	
116	内小友	泉台	1	6		市道	
117	内小友	泉沢	1	4		市道	
118	内小友	泉沢	1	7		市道	
119	内小友	中伊岡	2	12		国道	
120	内小友	鳥海沢	1	3		国道	
121	内小友	北太田	1	9		国道	
122	内小友	北太田	1	1		市道	
123	内小友	余り目	1	8		国道	
124	大曲西根	仁応寺	1	10		市道	
125	大曲西根	上成沢	1	16		市道	
126	蛭川	石山下	4	40		国道	
127	蛭川	田ノ上	1	15		市道	
128	蛭川	上屋敷	3	42		市道	

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
129	蛭川	下屋敷	4	26		市道	
130	南外南檜岡	木直沢	1	12		県道	
131	内小友	棚木沢	3			市道	
132	内小友	深山	1			市道	
133	内小友	中山	1	12		市道	
134	内小友	小出沢尻	4	3		市道	
135	内小友	小出沢	2	2		市道	
136	内小友	小出沢	1	2		市道	
137	内小友	小出沢	1	2		市道	
138	内小友	下小出沢	1	5		市道	
139	内小友	堂ノ前	1	3		市道	
140	南外外小友	大向	4	11		国道	
141	南外外小友	薬師堂	1	13		市道	
142	南外外小友	胡麻ノ沢出口	1			その他	
143	南外外小友	上巣ノ沢	1	3		市道	
144	南外外小友	巣ノ沢	2			県道	
145	南外外小友	滝中田表	1	2		市道	
146	南外外小友	大黒森	4	6		市道	
147	南外外小友	中桑台	4	3		農道	
148	南外外小友	夏見沢	2			市道	
149	南外外小友	大黒森	2			市道	
150	南外外小友	滝ノ沢	1	2		市道	
151	南外外小友	田尻	3	4		市道	
152	南外外小友	下滝沢	1	11		県道	
153	南外外小友	滝の上	6			県道	
154	南外外小友	一ト刎	1	3		県道	
155	南外外小友	中荒沢	10	7		市道	
156	南外外小友	外小友十二ヶ沢	2	11		市道	
157	南外外小友	十二ヶ沢古真木	3			市道	
158	南外外小友	神口沢	4			市道	
159	南外外小友	外小友十二ヶ沢	1	11		市道	
160	南外外小友	外小友十二ヶ沢	2	1		市道	
161	南外外小友	中荒沢	2	7		市道	
162	南外外小友	小荒沢	1	6		市道	
163	南外外小友	下荒沢	1	10		市道	
164	南外外小友	才の神	5	2		市道	
165	南外外小友	上釜坂	2	5		市道	
166	南外外小友	下荒又	1	2		県道	
167	南外外小友	外山	3	2		市道	
168	南外外小友	外山	2	2		市道	
169	南外外小友	外山	2			市道	
170	南外外小友	中荒又	2	3		県道	
171	南外外小友	上荒又	6	8		県道	
172	南外外小友	中荒又	5	6		県道	

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
173	南外外小友	上釜坂	4	10		県道	
174	南外外小友	十二ノ前	3	9		県道	
175	南外外小友	湯元	6	6		県道	
176	南外外小友	松木田	2	4		県道	
177	南外外小友	若林	2	4		市道	
178	南外	西ノ又	1	5		市道	
179	南外	平沢	2	4		国道	
180	南外	大和野	1	8		国道	
181	南外	及位	3	20		国道	
182	南外	水沢沢	1	1		市道	
183	南外	新屋布	2	3		市道	
184	南外南檜岡	寺沢	4	7		市道	
185	南外南檜岡	寺沢	4	3		市道	
186	南外南檜岡	寺沢	7	6		市道	
187	南外	大杉山	1	12		市道	
188	南外	大杉山	3	4		市道	
189	南外	防田石元ノ下	4			市道	
190	南外	古館山	2	9		市道	
191	南外	十二袋	7	10		市道	
192	南外	梵字ヶ沢	8			市道	
193	南外	物渡山	6			市道	
194	大沢郷寺	重郎左エ門沢	3	9		市道	
195	大沢郷寺	小戸川抱苅	3			市道	
196	円行寺	滝の下	1			県道	
197	円行寺	戸川	2	4		市道	
198	円行寺	戸川	1	4		市道	
199	円行寺	露ヶ台	1	8		県道	
200	円行寺	横山	2			市道	
201	円行寺	布又尻	2	3		市道	
202	円行寺	布又尻	1	2		市道	
203	円行寺	淵ヶ沢	1	3		市道	
204	円行寺	布又	3			市道	
205	円行寺	南ヶ沢	2	1		市道	
206	円行寺	布又尻	1	1		市道	
207	円行寺	横山	4	1		市道	
208	大沢郷宿	滝ノ沢	2	3		県道	
209	大沢郷宿	滝ノ沢	1	3		市道	
210	大沢郷宿	棚ヶ平	3			県道	
211	大沢郷宿	秋通	1	3		市道	
212	大沢郷宿	尊仏	1	11		市道	
213	高城	上野	1	20		市道	
214	高城	羽根木沢	1	4		市道	
215	大沢郷寺	石持	1	13		県道	
216	大沢郷寺	野田家腰	1	13		県道	

番号	位 置		面積 ha	地区内保全対象			適 用
	大 字	地 区 名		人家	公共施設	道 路	
217	大沢郷寺	家の上	1	30		市道	
218	大沢郷寺	高浦田	1	5		市道	
219	大沢郷寺	金木沢	1	2		市道	
220	大沢郷寺	弥八沢	2	1		県道	
221	大沢郷寺	樋向	1	3		市道	
222	大沢郷寺	水上ノ沢	1			市道	
223	大沢郷寺	宮ノ前	1	4		市道	
224	円行寺	冷水ノ沢	2	6		市道	
225	円行寺	坂繫	4	10		市道	
226	円行寺	宮ノ下	1	2		市道	
227	円行寺	地藏下	4	13		市道	
228	円行寺	樋向	3	8		市道	
229	大沢郷宿	屋布前	3	4		市道	
230	大沢郷宿	戸屋沢	2	1		市道	
231	大沢郷宿	戸屋沢	3	6		市道	
232	大沢郷宿	大場沢	1	2		県道	
233	大沢郷宿	小場沢	1	2		市道	
234	大沢郷宿	金剛寺	1	3		市道	
235	大沢郷宿	小田ノ沢	1	14		市道	
236	大沢郷寺	白坂	2	14		市道	
237	大沢郷寺	覚ノ畑	3	4		市道	
238	大沢郷宿	榊沢	1	2		市道	
239	大沢郷宿	榊沢	3	7		林道	
240	大沢郷宿	山の田	3	7		市道	
241	大沢郷宿	田代野	2	4		市道	
242	杉山田	釜の沢	2			県道	
243	正手沢	トドメキ	4	11		県道	
244	正手沢	下桶掛り	4	2		県道	
245	正手沢	釜の沢	3	10		県道	

(市農林整備課)

番 号	位 置		面 積 ha	地区内保全対象			適用
	大 字	地区名		人家	公共施設	道路	
1	大沢郷宿	粮沢		6	1	県道	

(2) 崩壊土砂流出危険地

(県森林整備課)

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
1	協和船沢	大犬沢	0.63	5		国道	
2	協和船沢	弓の沢	0.54	0		国道	
3	協和船沢	木戸ヶ沢	0.99	2		国道	
4	協和小種	田の沢	0.90	11		県道	
5	協和下淀川	岡田山	0.24	2		県道	
6	協和中淀川	小要山	0.18	10		県道	
7	協和中淀川	六郎沢	2.28	5		県道	
8	協和上淀川	雨池沢	1.26			市道	
9	協和境	古種沢の内蛇走	2.04	1	1	市道	
10	協和境	岩淵	0.63			県道	
11	協和船岡	西の向	0.54	2		国道	
12	協和船岡	七袋	0.12			国道	
13	協和船岡	七袋	0.90			市道	
14	協和船岡	七袋	0.12			市道	
15	協和船岡	寺地	0.12			農道	
16	協和船岡	琴ヶ沢	0.12	1		県道	
17	協和船岡	沢内	0.90	1		市道	
18	協和船岡	沢内	0.30			県道	
19	協和船岡	沢内	0.18			県道	
20	協和船岡	笛ヶ沢	0.54			県道	
21	協和船岡	笛ヶ沢	1.80	12		県道	
22	協和船岡	上庄内	0.63	7		県道	
23	協和船岡	庄内前田表	0.30	15		県道	
24	協和船岡	山田	0.72			県道	
25	協和船岡	向築茂	1.35			農道	
26	協和境	苅谷沢	0.63	20	1	国道	
27	協和境	石森	3.60	10	1	国道	
28	協和境	岸館	0.99	20		国道	
29	協和荒川	島淵山	0.90	7		国道	
30	協和荒川	薬師堂	0.63	30		国道	
31	協和荒川	水沢	0.30			国道	
32	協和荒川	昆野沢	0.30	6		市道	
33	協和荒川	釜の淵	0.18			林道	
34	協和荒川	砂子沢ノ内堀切	4.20	2		市道	
35	協和荒川	五枚平	5.25	5		市道	
36	協和荒川	白石沢	1.17	4		市道	
37	協和荒川	季沢	1.35	4		市道	
38	協和荒川	湯の沢山	4.50	4		市道	
39	協和荒川	貉の沢	0.90			市道	
40	協和荒川	上荻原	0.30			市道	
41	協和荒川	文右エ門滝	2.28	10		市道	
42	協和荒川	金取	0.24			国道	
43	協和荒川	キハダ沢	0.30			国道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
44	協和荒川	戌平滝の沢	0.63	2		国道	
45	協和荒川	曾世ヶ沢	0.63	7		国道	
46	協和荒川	木仏沢	0.54	4		国道	
47	協和荒川	上畑ヶ沢	0.24	2		市道	
48	協和荒川	上揚	0.18	1		市道	
49	協和荒川	百目石山	0.30			市道	
50	協和荒川	百目石	0.24			林道	
51	協和荒川	宮田又牛沢又沢	0.90			林道	
52	協和荒川	ウガイ沢	0.54			林道	
53	協和荒川	貝場沢	0.12			市道	
54	協和荒川	番屋沢	0.54	5		国道	
55	協和荒川	小牛沢	0.30			林道	
56	協和荒川	長者森	1.17			林道	
57	協和荒川	学坂	0.18			林道	
58	協和稲沢	長者森	0.30			市道	
59	協和稲沢	長者森	0.30			市道	
60	協和稲沢	蛇沢	3.24	2		国道	
61	協和稲沢	小豆沢	1.35			市道	
62	協和稲沢	樺坂	1.35	3		国道	
63	協和稲沢	細越沢	0.63	7		市道	
64	協和稲沢	釜の川	1.80	12		国道	
65	協和稲沢	黒森沢	0.99			国道	
66	協和稲沢	小船沢	2.16			市道	
67	協和稲沢	諏訪山出口	3.00			市道	
68	協和稲沢	春木場沢	0.90			林道	
69	協和稲沢	滝の沢	2.64			林道	
70	協和稲沢	沼の沢	0.90			林道	
71	協和荒川	大倉沢	0.54			林道	
72	協和荒川	紫倉沢	0.36			林道	
73	協和荒川	沢山	2.16			市道	
74	協和荒川	板井沢山	4.35			林道	
75	協和荒川	出羽湯の沢	2.52			林道	
76	協和境	石森	2.04		1	国道	
77	協和境	岩坂下	0.18	4		国道	
78	協和境	下台	0.24		1	国道	
79	協和中淀川	売笈	0.72			県道	
80	協和中淀川	志の沢	0.12	6		市道	
81	協和中淀川	岩の沢	0.63	11		県道	
82	協和下淀川	小林	0.12	2	0	市道	
83	協和小種	泉沢山	0.45	20	0	県道	
84	協和峰吉川	上の沢	1.26	10	0	県道	
85	協和峰吉川	半仙	0.12	3	1	市道	
86	協和峰吉川	半仙	0.12	3	1	市道	
87	協和峰吉川	半仙	0.24		1	市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
88	協和峰吉川	半仙	0.63	5	1	国道	
89	協和峰吉川	半仙	0.06	30	1	国道	
90	協和峰吉川	滝の沢	3.24	80	1	国道	
91	協和峰吉川	中の沢	0.18	10	1	国道	
92	協和峰吉川	前沢山	0.99	8	1	国道	
93	協和峰吉川	高寺山	0.18		1	国道	
94	協和峰吉川	高寺山	1.08	7	1	国道	
95	協和峰吉川	芦沢山	0.63			林道	
96	協和峰吉川	松倉山	4.35			国道	
97	協和峰吉川	ナカコ平	0.24			林道	
98	協和峰吉川	真木	0.54			林道	
99	刈和野	阿弥陀沢	0.90	5	1	国道	
100	刈和野	才の神台	1.35	50	1	国道	
101	土川	大佐沢狸沢オイノ沢	3.36	20		国道	
102	刈和野	中沢湯ノ沢	0.90	1		国道	
103	刈和野	田中キツ坂	0.24		1	市道	
104	刈和野	漆原キツ坂	1.26	2		国道	
105	土川	栗木沢	1.08	6		県道	
106	土川	泉沢山	1.08	1		県道	
107	土川	板沢山	0.63	1		市道	
108	土川	水沢山	2.52	10		市道	
109	土川	床畑山	0.72	1		県道	
110	土川	床畑山	0.63	1		県道	
111	土川	床畑山	1.92	15		県道	
112	土川	床畑山	0.12	4		県道	
113	土川	大滝沢	5.10	15		市道	
114	土川	十二山	0.18	6		市道	
115	土川	小又沢	6.45	2		市道	
116	土川	小又沢	0.54			市道	
117	土川	鬼頭沢	1.17	2		市道	
118	土川	鬼頭沢	0.81	11		市道	
119	土川	鬼頭沢	1.26	5		市道	
120	土川	鬼頭沢	0.54	7		市道	
121	土川	鬼頭沢	1.80	12		市道	
122	土川	鬼頭沢	1.56	10		市道	
123	土川	瀬在郷沢	0.30			市道	
124	土川	瀬在郷沢	0.72	2		市道	
125	土川	仁井山沢	0.90	1		市道	
126	土川	大西の又	4.80	20		県道	
127	土川	オジケ沢	0.18	10		県道	
128	土川	湯出の沢	0.54	1		県道	
129	土川	小杉山沢岩の沢	0.72	5		市道	
130	土川	小杉山沢柴倉沢	1.56	15		県道	
131	土川	小杉山沢仏沢山	0.54	2		市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
132	土川	小杉山沢大沢	0.72	6		市道	
133	土川	小杉山沢椿沢	1.80	7		市道	
134	土川	小杉山沢東山	1.26	7		県道	
135	土川	小杉山沢後山	0.90	10		県道	
136	土川	小杉山沢牢の沢	0.54	13		県道	
137	土川	小杉山沢	2.64	16		県道	
138	長野	長野山	0.81	3		県道	
139	長野	長野山	0.45	12		県道	
140	土川	小杉山沢	0.54	12		県道	
141	土川	小杉山沢	0.54			県道	
142	土川	小杉山沢前山	0.24			市道	
143	土川	小杉山沢	0.72			市道	
144	土川	小杉山沢	2.28	2		市道	
145	土川	小杉山沢岩長根	0.30	2		県道	
146	土川	小杉山沢大石沢	0.30			県道	
147	長戸呂	ハサバ長根	1.35	20		県道	
148	長戸呂	大沢	0.30	15		県道	
149	長野	長野山	0.72	8		県道	
150	長野	堂山官山	0.30	2		県道	
151	豊岡	入角	1.17			林道	
152	豊岡	小沼山	0.63			市道	
153	豊岡	小沼山	0.12	5		県道	
154	豊岡	小沼山	0.12	20		県道	
155	豊岡	小沼山	0.18	5		市道	
156	豊岡	小沼山	0.18	10		市道	
157	豊岡	小沼山	0.90	2		市道	
158	栗沢	北野	0.18	2		市道	
159	栗沢	伊勢ノ腰	0.18	11		市道	
160	栗沢	作沢山	0.18	7		市道	
161	栗沢	山ノ沢	0.54	1		市道	
162	大神成	扇形山	2.52			林道	
163	大神成	扇形山	0.54			林道	
164	大神成	扇形山	0.99	3		市道	
165	大神成	扇形山	0.24	2		市道	
166	太田	大森台	2.40			林道	
167	太田	真木根堀	0.30			林道	
168	太田	真木根堀	1.08			市道	
169	太田	金井伝山	1.08	10		市道	
170	長信田	内ノ沢	0.63	10		市道	
171	太田	棚台	2.64	12		市道	
172	長信田	大台	2.52	12		市道	
173	太田	惣行山	0.54	11		市道	
174	太田	惣行山	0.81	8		市道	
175	長信田	バチ沢	0.24			市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
176	長信田	バチ沢	0.90			林道	
177	齊内	上の山	0.90			市道	
178	川口	北ノ又沢	4.50			市道	
179	内小友	上深山	0.90	5		市道	
180	内小友	石持	0.99	12		市道	
181	内小友	大関	1.08	10		国道	
182	内小友	差森	1.26	6		国道	
183	内小友	荒山台	0.63	6		その他	
184	内小友	館ヶ沢	1.26	13		国道	
185	内小友	泉台	1.08	13		国道	
186	内小友	栗沢	1.08	8		国道	
187	内小友	山根	1.80	20		国道	
188	大曲西根	仁応寺	2.64	10		国道	
189	大曲西根	仁応寺	0.90	10		国道	
190	大曲西根	宇津野台	0.72	5		国道	
191	大曲西根	熊ノ沢	1.80	12		国道	
192	大曲西根	鳥居	0.81	30	2	国道	
193	蛭川	蛭川山	1.17	30		国道	
194	蛭川	大方寺	0.54	30		国道	
195	蛭川	蛭川山	0.72	30		国道	
196	花館	楊ノ森	0.63			市道	
197	神宮寺	落貝	1.17	1		市道	
198	神宮寺	三森腰回	1.26	5		県道	
199	南檜岡	木直沢	2.88	10		県道	
200	南檜岡	下木直山	0.90	2		県道	
201	南檜岡	下木直山	1.26	5		県道	
202	南檜岡	田中田山根	0.30	5	1	県道	
203	南檜岡	坊田	0.90	20		県道	
204	南檜岡	坊田黒沢	7.20	5	1	県道	
205	南檜岡	小出押切沢	0.81	2		市道	
206	南檜岡	大畑深山	2.76	5		市道	
207	南檜岡	大畑潜沢	0.99	3		市道	
208	南檜岡	大畑潜沢	0.63	3		市道	
209	内小友	深山	0.45			市道	
210	内小友	深山	2.40			市道	
211	内小友	深山	0.30			市道	
212	内小友	深山	0.54			市道	
213	内小友	桃の沢	0.90	6		国道	
214	内小友	ザラメキ	0.72	10		市道	
215	内小友	荒山台	0.63	10		国道	
216	内小友	釜の沢	0.30	2		国道	
217	内小友	田の沢	0.63	10		国道	
218	内小友	小出沢	0.18	4		市道	
219	内小友	小出沢	0.12	3		市道	
220	南外外小友	丸木橋	0.18	2		市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
221	南外外小友	田ノ沢	0.30	3		市道	
222	南外外小友	笹森沢	0.72			市道	
223	南外外小友	上巢ノ沢	1.35	3		市道	
224	南外外小友	深沢	1.08			市道	
225	南外外小友	川堤	3.12	8		市道	
226	南外外小友	田尻	0.06	5		県道	
227	南外外小友	大平	0.54	1		県道	
228	南外外小友	於其沢	0.54	6		県道	
229	南外外小友	水上沢	0.63	4		県道	
230	南外外小友	下滝	0.24	10		県道	
231	南外外小友	下荒沢	0.12	3		市道	
232	南外外小友	上荒沢	3.00	8		市道	
233	南外外小友	外小友十二ヶ沢	0.24	11		市道	
234	南外外小友	十二ヶ沢畑谷沢	0.72	11		市道	
235	南外外小友	外小友十二ヶ沢	0.24	11		市道	
236	南外外小友	外小友十二ヶ沢	0.24	5		市道	
237	南外外小友	外小友十二ヶ沢	0.18	3		市道	
238	南外外小友	中荒沢	0.24	5		市道	
239	南外外小友	小荒沢	0.63	4		市道	
240	南外外小友	伝上坊	2.64	5		市道	
241	南外外小友	下荒沢	0.72	7		市道	
242	南外外小友	十二ノ前	0.30	3		県道	
243	南外外小友	上釜坂	0.24	5		県道	
244	南外外小友	小浪滝	0.81	10		県道	
245	南外外小友	小浪滝	0.54	3		県道	
246	南外外小友	小浪滝	0.18	2		県道	
247	南外外小友	向ノ沢	0.72	7		県道	
248	南外外小友	折橋沢	2.10	4		県道	
249	南外外小友	下荒又	0.54	1		県道	
250	南外外小友	上釜坂	0.90	3		県道	
251	南外外小友	上釜坂	0.24	5		県道	
252	南外外小友	猿井沢	1.56	7		県道	
253	南外外小友	十二ノ前	0.18	2		県道	
254	南外外小友	外小友寺沢	0.81	4		県道	
255	南外外小友	松木田	0.30	5		県道	
256	南外外小友	下湯ノ又	0.54	15		県道	
257	南外外小友	石仏	0.12	1		国道	
258	南外外小友	石仏	0.63	4		国道	
259	南外外小友	松木沢	2.76	4		国道	
260	南外外小友	外木場	1.80	15		国道	
261	南外南櫓岡	西ノ又	1.80	18		国道	
262	南外南櫓岡	門ヶ沢	3.12	14		国道	
263	南外南櫓岡	平沢	2.04	7		国道	
264	南外南櫓岡	葎沢	0.63	8		国道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
265	南外南檜岡	葎沢	0.63	10		国道	
266	南外南檜岡	水沢沢	2.76	15		市道	
267	南外南檜岡	新屋布	0.18	5		市道	
268	南外南檜岡	南檜岡寺沢	2.16	6		市道	
269	南外南檜岡	南檜岡寺沢	0.63	3		市道	
270	南外南檜岡	和合	0.72	6		市道	
271	南外南檜岡	大杉赤平沢	1.92	5		市道	
272	南外南檜岡	大杉山	0.72	8		市道	
273	南外南檜岡	西平山	0.81	7		市道	
274	南外南檜岡	坊田石	0.54			市道	
275	南外南檜岡	作兵衛沢	2.64	20		市道	
276	南外南檜岡	大春木沢	0.54			市道	
277	南外南檜岡	小春木沢	0.18			市道	
278	南外南檜岡	物渡山	0.30			農道	
279	大沢郷寺	重郎左ヱ門沢	0.24	1		市道	
280	大沢郷寺	重郎左ヱ門沢	0.54	2		市道	
281	大沢郷寺	源三郎沢	0.12	4		市道	
282	大沢郷寺	源四郎沢	2.16	8		市道	
283	大沢郷寺	小戸川家の前	0.45	6		市道	
284	大沢郷寺	九十沢	0.54	2		市道	
285	大沢郷宿	糠塚	0.24	2		市道	
286	大沢郷宿	影左ヱ門畑	0.63	2		県道	
287	大沢郷宿	曲師ヶ沢	1.26	5		県道	
288	円行寺	鳥沢	0.18	3		県道	
289	円行寺	滝の下	0.18	3		県道	
290	円行寺	露ヶ台	0.30	2		県道	
291	円行寺	新堤沢	1.35	5		県道	
292	円行寺	中田	0.99	4		市道	
293	円行寺	ミソハギ	0.18	4		市道	
294	円行寺	地藏前	0.24	4		市道	
295	円行寺	布又尻	0.18	3		市道	
296	円行寺	雪田ノ沢甲	0.90	3		市道	
297	円行寺	布又沢	0.18	2		市道	
298	円行寺	釜の沢	0.18	3		市道	
299	円行寺	山神下	1.80	3		県道	
300	大沢郷宿	棚ヶ平	0.54			県道	
301	大沢郷宿	尊仏	0.30	2		市道	
302	大沢郷宿	山田	0.63	2		県道	
303	大沢郷寺	上の沢南	0.72	15		市道	
304	大沢郷寺	山の田	0.90	14		県道	
305	大沢郷宿	筏見沢	0.24	5		市道	
306	大沢郷宿	作田沢	0.54	5		市道	
307	大沢郷宿	水上ノ沢	0.54	8		市道	
308	円行寺	冷水ノ沢	0.18	4		市道	

番号	位置		面積 ha	地区内保全対象			適用
	大字	地区名		人家	公共施設	道路	
309	円行寺	冷水ノ沢	0.18	7		市道	
310	円行寺	地藏下	0.12	3		市道	
311	円行寺	四枚田ノ沢	1.08	3		市道	
312	円行寺	七郎沢	0.06	4		市道	
313	円行寺	六郎沢	0.63	10		市道	
314	円行寺	太平沢	1.08	10		市道	
315	円行寺	上石仏沢	2.40	12		市道	
316	円行寺	上沼の沢	1.17	10		市道	
317	円行寺	一枚平沢	0.18	2		市道	
318	大沢郷宿	戸屋沢	0.90	6		市道	
319	大沢郷宿	キツガ沢	0.18	2		市道	
320	大沢郷宿	山作沢	0.12	4		県道	
321	大沢郷宿	滝ヶ沢	0.54	5		県道	
322	大沢郷宿	金剛寺	0.18	4		市道	
323	大沢郷宿	蛇の沢	1.35	13		市道	
324	正手沢	熊の沢	1.26	11		県道	

7-6 雪崩

(1) なだれ災害危険地

(県森林整備課)

番号	箇所名	所在字名	人家戸数	備考
1	蛭川北	蛭川	17	
2	蛭川南	蛭川	19	
3	伊岡	内小友	16	
4	庄内	船岡	13	
5	船沢	船沢	17	
6	宮田	荒川	7	
7	上荒川	荒川	30	
8	峰吉川	峰吉川	25	
9	一ツ森	払田	0	
10	トドメキ	正手沢	5	
11	釜ノ沢	正手沢	6	
12	坂繫	円行寺	6	
13	床畑	土川	5	
14	山根	土川	5	
15	柳沢	土川	5	
16	寺の下	土川	7	
17	立石	長野	7	
18	小沼	豊岡	7	
19	川口	太田	0	
20	竹原 2 号	長野	1	
21	半仙	峰吉川	10	
22	峰吉川 1 号	峰吉川	8	
23	稲沢	稲沢	6	
24	大杉	南檜岡	6	
25	荒又	外小友	0	
26	湯元 2 号	外小友	0	
27	館前	払田	5	
28	山北ノ沢	刈和野	0	
29	今泉	土川	5	
30	小杉山	土川	7	
31	高城	高城	7	
32	石持	大沢郷寺	1	
33	白坂	大沢郷寺	10	
34	寺村 1 号	大沢郷寺	8	
35	寺村 2 号	大沢郷寺	7	
36	小戸川家の前	大沢郷寺	4	
37	上戸川 1 号	大沢郷寺	0	
38	落ヶ台	円行寺	5	
39	上布又	円行寺	0	
40	秋通	大沢郷寺	2	

番号	箇所名	所在字名	人家戸数	備考
41	宿	大沢郷宿	7	
42	椒沢	大沢郷宿	5	
43	円行寺	円行寺	6	
44	石神棚台	太田	0	

(県河川砂防課)

番号	箇所名	所在字名	人家戸数	備考
1	蛭川北	蛭川字上屋敷	23	
2	蛭川南	蛭川字石山	20	
3	太田	内小友字太田	5	
4	伊岡	内小友字上伊岡	6	
5	正手沢	正手沢字正手沢	5	
6	釜ノ沢	正手沢字釜ノ沢	5	
7	坂繁	円行寺字坂繁	7	
8	床畑	心像字床畑	5	
9	山根	心像字山根	5	
10	柳沢	小杉山字柳沢	6	
11	寺ノ下	半導寺字寺ノ下	5	
12	立石	長野字立石	8	
13	小沼	豊岡字鳥越	5	
14	庄内	協和船岡字庄内	13	
15	船沢	協和船沢字船沢	15	
16	宮田	協和荒川字宮田	12	
17	上荒川	協和荒川字上荒川	10	
18	峰吉川	協和峰吉川字峰吉川	21	
19	大向	南外字大向	8	
20	薬師堂	南外字薬師堂	8	
21	松木田	南外字松木田	5	
22	釜坂	南外字釜坂	6	
23	上荒又	南外字上荒又	7	
24	小荒沢	南外字小荒沢	5	
25	中荒沢	南外字中荒沢	5	
26	十二ヶ沢 2 号	南外字十二ヶ沢	5	
27	一ツ森	板見内字一ツ森	1	
28	川口	太田町太田字バチ沢	1	

7 - 7 土砂災害警戒区域等

(仙北地域振興局)

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
1	I-0797	上屋敷	大仙市蛭川字上屋敷、寺屋敷	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
2	I-1667	上屋敷 2号	大仙市蛭川字上屋敷	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
3	II-1144	上毘沙門沢	大仙市大曲西根字上毘沙門沢、仁応治	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
4	II-1145	石山下	大仙市蛭川字石山下、大方寺、田ノ上、段長根、大曲西根字上野	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
5	II-人104	石山下 1号	大仙市蛭川字石山下、上屋敷	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
6	208-I-002	宇津台 沢	大仙市大曲西根字仁応治、本田、中西根、深田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
7	208-I-003	宇津田 沢2	大仙市大曲西根字宇津台、仁応治	土石流		第483号	H21. 10. 30	
8	208-I-005	上成沢 沢	大仙市大曲西根字上成沢、下成沢、杉矢崎、鳥居	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
9	208-I-006	鳥居沢 1	大仙市大曲西根字鳥居	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
10	208-I-007	鳥居沢	大仙市大曲西根字鳥居、蛭川字福伝山	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
11	208-I-008	蛭川	大仙市蛭川字石山下、大方寺、田ノ上、段長根	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
12	208-I-010	蛭川北 沢	大仙市蛭川字上屋敷、中嶋	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
13	208-I-011	水上沢	大仙市蛭川字上屋敷、下屋敷、寺屋敷、雄大方寺、中嶋	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
14	208-I-012	寺屋敷 沢	大仙市蛭川字上屋敷、下屋敷、立平	土石流		第483号	H21. 10. 30	
15	208-II-022	北太田 沢1	大仙市内小友字北太田、太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
16	208-II-023	北太田 沢2	大仙市内小友字北太田、太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
17	208-Ⅱ-024	北太田 沢3	大仙市内小友字北太田、太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
18	208-Ⅱ-025	余り目 沢	大仙市内小友字余り目、上余り目	土石流		第483号	H21. 10. 30	
19	208-Ⅱ-026	宇津田 沢3	大仙市大曲西根字宇津台	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
20	208-Ⅱ-027	宇津田 沢1	大仙市大曲西根字宇津台	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
21	208-Ⅱ-028	鳥居沢 2	大仙市大曲西根字鳥居、蛭川字福伝山	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
22	208-Ⅲ-012	上戸沢 沢2	大仙市大曲西根字上成沢、下成沢、杉矢崎、鳥居	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
23	I-798	上屋敷 1号	大仙市蛭川字上屋敷、下屋敷、寺屋敷	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
24	Ⅱ-1136	浅川	大仙市内小友字浅川、内小友字太田	急傾斜地の崩壊		第150号	H22. 3. 26	
25	Ⅱ-1138	太田1 号	大仙市内小友字浅川	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
26	Ⅱ-1139	泉沢	大仙市内小友字泉沢、上伊岡、塞ノ神下り	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
27	Ⅱ-1140	荒山台	大仙市内小友字荒山台、荒山台下り	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
28	Ⅱ-1893	太田	大仙市内小友字七頭、北太田、余り目	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
29	208-I-014	荒山台 沢1	大仙市内小友字荒山台、塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
30	208-I-015	梨木沢	大仙市内小友字地藏田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
31	208-I-016	上伊岡 沢	大仙市内小友字上伊岡、中伊岡	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
32	208-I-017	太田沢	大仙市内小友字七頭、内小友字北太田、内小友字太田、内小友字落合	土石流		第150号	H22. 3. 26	
33	208-Ⅱ-016	元木沢 5	大仙市内小友字元木	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
34	208-Ⅱ-017	太田沢1	大仙市内小友字太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
35	208-Ⅱ-018	七十刈沢	大仙市内小友字七十刈、荒山台、塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
36	208-Ⅱ-019	荒山台沢2	大仙市内小友字塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
37	208-Ⅱ-020	甚助沢	大仙市内小友字塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
38	208-Ⅱ-021	荒山台下り沢	大仙市内小友字荒山台下り、荒山台	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
39	208-Ⅱ-037	塞ノ神沢	大仙市内小友字塞ノ神	土石流		第150号	H22. 3. 26	
40	208-Ⅲ-006	内小友沢6	大仙市内小友字泉沢、塞ノ神下り	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
41	208-Ⅲ-007	内小友沢7	大仙市内小友字鳥海沢	土石流		第150号	H22. 3. 26	
42	208-Ⅲ-009	内小友沢9	大仙市内小友字北太田	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
43	208-Ⅲ-010	内小友沢10	大仙市内小友字上余り目、余り目	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
44	208-Ⅲ-026	内小友沢24	大仙市内小友字上余り目、余り目	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
45	Ⅱ-1141	塞ノ神	大仙市内小友字塞ノ神	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
46	I-830	峰吉川	大仙市協和峰吉川字峰吉川、前田、中沢下	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
47	I-831	峰吉川1号	大仙市協和峰吉川字峰吉川	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
48	I-832	新丁	大仙市協和峰吉川字高見、西窪及び水上沢葎沢	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
49	I-833	半仙1号	大仙市協和峰吉川字半仙	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	
50	Ⅱ-139	中ノ沢	大仙市協和峰吉川字中沢下、前田、丁田	急傾斜地の崩壊	○	第135号	R4. 3. 22	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
51	208-I-019	大桃沢	大仙市内小友字桃ノ沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
52	208-I-020	諏訪沢	大仙市内小友字中山	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
53	208-II-038	ザラメ キ沢1	大仙市内小友字ザラメキ	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
54	208-II-039	ザラメ キ沢	大仙市内小友字ザラメキ、塞ノ神、 中山、桃ノ沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
55	208-III-023	内小友 沢21	大仙市内小友字塞ノ神	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
56	427-I-002	中沢	大仙市協和峰吉川字峰吉川、中沢下	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
57	427-I-003	峰吉川 沢1	大仙市協和峰吉川字峰吉川、滝沢出 口、水上沢葎沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
58	427-I-004	水上沢 葎沢	大仙市協和峰吉川字峰吉川、寺ノ下、 滝沢出口	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
59	427-I-005	峰吉川 沢3	大仙市協和峰吉川字西窪、丁田、水 上沢葎沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
60	427-I-006	西窪沢	大仙市協和峰吉川字葎沢	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
61	427-I-007	半仙沢 1	大仙市協和峰吉川字半仙	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
62	427-I-008	半仙沢 2	大仙市協和峰吉川字半仙	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
63	427-I-022	小平沢 中段沢	大仙市協和峰吉川字小平沢中段	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
64	427-II-002	峰吉川 沢2	大仙市協和峰吉川字峰吉川、高見、 寺ノ下	土石流	○	第135号	R4. 3. 22	
65	I-828	高寺	大仙市協和峰吉川字高寺山及び高寺	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
66	I-834	半仙	大仙市協和峰吉川字半仙、小平沢出 口及び橋向畑通	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
67	Ⅱ-1250	寺ノ下	大仙市協和峰吉川字寺ノ下及び高見	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
68	Ⅱ-1251	峰吉川 2号	大仙市協和峰吉川字滝沢出口、峰吉 川及び水上沢葎沢	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
69	Ⅱ-1252	葎沢	大仙市協和峰吉川字滝沢出口、水上 沢葎沢及び平七ヶ沢	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
70	Ⅱ-1253	小平沢 出口	大仙市協和峰吉川字小平沢出口及び 半仙	急傾斜地の 崩壊	○	第604号	H25. 12. 27	
71	427-Ⅰ- 001	高寺山 沢	大仙市協和峰吉川字高寺山、高寺、 高寺下、牛渕及び牛渕下	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
72	427-Ⅱ- 001	前沢沢	大仙市協和峰吉川字高寺山、前沢砥 石沢、前沢、高寺下、国広、深内及 び天神田	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
73	427-Ⅱ- 020	半仙沢 3	大仙市協和峰吉川字半仙	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
74	428-Ⅰ0 08	太平山 沢	大仙市南外字上木直、平形、木直沢 及び平形中嶋	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
75	428-Ⅱ- 001	平形沢 1	大仙市南外字上木直及び木直沢	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
76	428-Ⅱ- 002	平形沢 2	大仙市南外字上木直、平形、木直沢 及び平形中嶋並びに同市神宮寺字比 ノ沢	土石流		第605号	H25. 12. 27	
77	428-Ⅱ- 003	平形沢 3	大仙市南外字平形、平形中嶋及び下 木直山	土石流	○	第604号	H25. 12. 27	
78	444-Ⅱ- 084	かゝこ沢	横手市大森町八沢木字大平並びに大 仙市南外字大平	土石流		第605号	H25. 12. 27	※平鹿地 域振興局 指定
79	444-Ⅱ- 085	北大平 沢	横手市大森町八沢木字大平並びに大 仙市南外字大平	土石流		第605号	H25. 12. 27	※平鹿地 域振興局 指定

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
80	Ⅱ-11 33	大明神	秋田県大仙市内小友字下田 谷地及び大明神	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28. 10. 7	
81	Ⅱ-11 34	高寺	秋田県大仙市内小友字高寺	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28. 10. 7	
82	Ⅱ-11 35	元木	秋田県大仙市内小友字元木	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28. 10. 7	
83	Ⅱ-11 37	元木 1 号	秋田県大仙市内小友字元木	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28. 10. 7	
84	Ⅱ-11 42	谷地田	秋田県大仙市内小友字谷地 田	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28. 10. 7	
85	Ⅱ-11 43	西村	秋田県大仙市内小友字西村	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28. 10. 7	
86	Ⅱ-人 102	大明神 1 号	秋田県大仙市内小友字大明 神及び岡崎	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28. 10. 7	
87	Ⅱ-人 103	元木 2 号	秋田県大仙市内小友字元木	急傾斜地 の崩壊	○	第553号	H28. 10. 7	
88	208- Ⅰ-00 4	西根沢	秋田県大仙市大曲西根字上 成沢及び鳥居	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
89	208- Ⅰ-02 1	堂ノ前 沢 1	秋田県大仙市内小友字堂ノ 前	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
90	208- Ⅱ-00 1	上深山 2	秋田県大仙市内小友字上深 山	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
91	208- Ⅱ-00 3	上深山 沢 1	秋田県大仙市内小友字下深 山	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
92	208- Ⅱ-00 4	下深山 沢 2	秋田県大仙市内小友字下深 山	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
93	208- Ⅱ-00 5	福田沢	秋田県大仙市内小友字福田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
94	208- Ⅱ-00 6	高寺沢 1	秋田県大仙市内小友字高寺 及び福田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
95	208- Ⅱ-00 7	高寺沢 2	秋田県大仙市内小友字高寺 及び元木	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
96	208- Ⅱ-00 8	元木沢 1	秋田県大仙市内小友字高寺 及び元木	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
97	208- Ⅱ-00 9	高寺沢 3	秋田県大仙市内小友字元木	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
98	208- Ⅱ-01 0	寺山沢	秋田県大仙市内小友字寺山	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
99	208- Ⅱ-01 2	大明神 沢	秋田県大仙市内小友字大明 神及び下田谷地	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
100	208- Ⅱ-01 4	元木沢 3	秋田県大仙市内小友字元木	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
101	208- Ⅱ-01 5	元木沢 4	秋田県大仙市内小友字元木	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
102	208- Ⅱ-02 9	家ノ沢 沢	秋田県大仙市内小友字家ノ 沢及び上小出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
103	208- Ⅱ-03 0	上小出 沢	秋田県大仙市内小友字下小 出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
104	208- Ⅱ-03 1	小出沢 沢 1	秋田県大仙市内小友字小出 沢、下小出沢及び東沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
105	208- Ⅱ-03 3	小出沢 沢 3	秋田県大仙市内小友字小出 沢、小出沢尻、下小出沢及 び東沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
106	208- Ⅱ-03 4	小出沢 沢 4	秋田県大仙市内小友字小出 沢尻	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
107	208- Ⅱ-03 5	堂ノ前 沢 2	秋田県大仙市内小友字堂ノ 前及び矢向	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
108	208- Ⅱ-04 0	松木田 沢 1	秋田県大仙市内小友字松木 田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
109	208- Ⅱ-04 1	松木田 沢 2	秋田県大仙市内小友字松木 田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
110	208- Ⅱ-04 3	ドノ沢	秋田県大仙市内小友字堂ノ 前	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
111	208- Ⅲ-00 1	内小友 沢 1	秋田県大仙市内小友字上深 山	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
112	208- Ⅲ-00 2	内小友 沢 2	秋田県大仙市内小友字下深 山	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
113	208- Ⅲ-00 3	内小友 沢 3	秋田県大仙市内小友字福田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
114	208- Ⅲ-00 4	内小友 沢 4	秋田県大仙市内小友字福田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
115	208- Ⅲ-00 5	内小友 沢 5	秋田県大仙市内小友字高寺 及び福田	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
116	208- Ⅲ-01 3	内小友 沢11	秋田県大仙市内小友字家ノ 沢及び上小出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
117	208- Ⅲ-01 4	内小友 沢12	秋田県大仙市内小友字上小 出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
118	208- Ⅲ-01 5	内小友 沢13	秋田県大仙市内小友字上小 出沢、下小出沢及び熊ノ沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
119	208- Ⅲ-01 6	内小友 沢14	秋田県大仙市内小友字下小 出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
120	208- Ⅲ-01 7	内小友 沢15	秋田県大仙市内小友字下小 出沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
121	208- Ⅲ-01 8	内小友 沢16	秋田県大仙市内小友字小出 沢及び小出沢尻	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
122	208- Ⅲ-01 9	内小友 沢17	秋田県大仙市内小友字小出 沢及び東沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
123	208- Ⅲ-02 0	内小友 沢18	秋田県大仙市内小友字小出 沢、下小出沢及び東沢	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
124	208- Ⅲ-02 1	内小友 沢19	秋田県大仙市内小友字矢向	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
125	208- Ⅲ-02 2	内小友 沢20	秋田県大仙市内小友字堂ノ 前	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
126	208- Ⅲ-02 4	内小友 沢22	秋田県大仙市内小友字石神 下段	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
127	208- Ⅲ-02 5-1・ 2	内小友 沢23	秋田県大仙市内小友字石神	土石流	○	第553号	H28. 10. 7	
128	208- Ⅰ-00 9	大方寺 川	秋田県大仙市蛭川字石山下、 上屋敷、大方寺、田ノ上、 段長根及び雄大方寺	土石流		第554号	H28. 10. 7	
129	208- Ⅱ-01 1	岡崎沢	秋田県大仙市内小友字岡崎 及び寺山	土石流		第554号	H28. 10. 7	
130	208- Ⅱ-01 3	元木沢	秋田県大仙市内小友字元木	土石流		第554号	H28. 10. 7	
131	208- Ⅱ-03 2	小出沢	秋田県大仙市内小友字小出 沢及び東沢	土石流		第554号	H28. 10. 7	
132	208- Ⅱ-04 2	上毘沙 門沢	秋田県大仙市大曲西根字仁 応寺及び上毘沙門沢	土石流		第554号	H28. 10. 7	
133	Ⅰ-13 71	湯神台	秋田県大仙市南外字湯神台 及び丸木橋	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
134	Ⅱ-12 56	大平	秋田県大仙市南外字大平	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
135	Ⅱ-12 57	桑台	秋田県大仙市南外字中桑台	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
136	Ⅱ-12 58	桑台1 号	秋田県大仙市南外字上桑台	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
137	Ⅱ-12 59	中野	秋田県大仙市南外字上中野	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
138	Ⅱ-12 60	滝ノ沢	秋田県大仙市南外字滝ノ沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
139	Ⅱ-12 61	小荒沢	秋田県大仙市南外字小荒沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
140	Ⅱ-12 62	中荒沢	秋田県大仙市南外字中荒沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
141	Ⅱ-12 63	十二ヶ 沢	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
142	Ⅱ-12 64	外山	秋田県大仙市南外字外山	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
143	Ⅱ-12 65	小浪滝	秋田県大仙市南外字小浪滝	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
144	Ⅱ-12 66	小浪滝 1号	秋田県大仙市南外字小浪滝	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
145	Ⅱ-12 67	小浪滝 2号	秋田県大仙市南外字上荒又	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
146	Ⅱ-12 68	上荒又	秋田県大仙市南外字上荒又	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
147	Ⅱ-12 69	向ノ沢	秋田県大仙市南外字向ノ沢、 上荒又及び中荒又	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
148	Ⅱ-12 70	下釜坂	秋田県大仙市南外字上釜坂、 下釜坂及び赤畑	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
149	Ⅱ-12 71	十二ノ 前	秋田県大仙市南外字十二ノ 前	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
150	Ⅱ-12 72	湯元	秋田県大仙市南外字湯元	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
151	Ⅱ-12 73	坊村	秋田県大仙市南外字坊村及 び矢向	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
152	Ⅱ-12 74	大柳	秋田県大仙市南外字大柳	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
153	Ⅱ-12 75	大柳 1 号	秋田県大仙市南外字若林及 び大柳	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
154	Ⅱ-12 76	若林	秋田県大仙市南外字若林	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
155	Ⅱ-人 140	岩瀬	秋田県大仙市南外字湯元、 岩瀬及び十二ノ前	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
156	Ⅱ-人 141	下湯ノ 又	秋田県大仙市南外字金屋及 び上野	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	
157	Ⅱ-人 142	林ノ沢	秋田県大仙市南外字林ノ沢	急傾斜地 の崩壊	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
158	428- I-00 1	小荒沢 沢	秋田県大仙市南外字小荒沢 及び中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
159	428- I-00 2	下湯ノ 又沢 1	秋田県大仙市南外字下湯ノ 又、下田、金屋及び上野	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
160	428- I-00 3	下湯ノ 又沢 2	秋田県大仙市南外字下湯ノ 又、上野、金屋及び下田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
161	428- I-00 4	下荒又 沢 1	秋田県大仙市南外字下荒又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
162	428- I-00 5	松木田 沢 1	秋田県大仙市南外字松木田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
163	428- I-00 6	揚土沢 1	秋田県大仙市南外字揚土及 び古館山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
164	428- I-00 7	揚土沢 2	秋田県大仙市南外字揚土及 び古館山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
165	428- I-00 9	無尻橋 沢 1	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又並びに同市南外字無 尻橋	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
166	428- II-00 5	源太の 入水沢	秋田県大仙市南外字下木直、 田中田山根及び沖田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
167	428- II-00 6	田中田 沢 1	秋田県大仙市南外字下木直、 田中田山根及び沖田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
168	428- II-00 7	田中田 沢 2	秋田県大仙市南外字田中田 山根及び田中田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
169	428- II-01 0	水上沢	秋田県大仙市南外字田尻	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
170	428- II-01 1	滝中田 表沢	秋田県大仙市南外字田尻、 滝中田表及び大黒森	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
171	428- Ⅱ-01 2	水上沢 沢	秋田県大仙市南外字水上沢 及び於其沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
172	428- Ⅱ-01 3	下滝沢 1	秋田県大仙市南外字下滝	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
173	428- Ⅱ-01 4	下滝沢 2	秋田県大仙市南外字滝中田 表	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
174	428- Ⅱ-01 5	下滝沢 3	秋田県大仙市南外字上赤坂、 下赤坂及び滝中田表	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
175	428- Ⅱ-01 6	オサノ 沢	秋田県大仙市南外字上中野 及び中野山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
176	428- Ⅱ-01 7	手まえ の沢	秋田県大仙市南外字上中野 及び中野山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
177	428- Ⅱ-01 8	湯神台 沢	秋田県大仙市南外字中野山、 湯神台、湯ノ又及び下谷地 田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
178	428- Ⅱ-01 9	十二ヶ 沢沢 1	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
179	428- Ⅱ-02 0	オバタ テ沢	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
180	428- Ⅱ-02 1	十二ヶ 沢沢 2	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
181	428- Ⅱ-02 2	十二ヶ 沢沢 3	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
182	428- Ⅱ-02 3	十二ヶ 沢沢 4	秋田県大仙市南外外小友字 十二ヶ沢並びに同市南外字 十二ヶ沢野沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
183	428- Ⅱ-02 4	十二ヶ 沢沢 5	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
184	428- Ⅱ-02 5	中荒沢 沢 1	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
185	428- Ⅱ-02 7	中荒沢 沢 3	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
186	428- Ⅱ-02 8	中荒沢 沢 4	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
187	428- Ⅱ-02 9	下荒沢 沢 1	秋田県大仙市南外字下荒沢 及び小荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
188	428- Ⅱ-03 0	下荒沢 沢 2	秋田県大仙市南外字下荒沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
189	428- Ⅱ-03 1	下荒沢 沢 3	秋田県大仙市南外字下荒沢 及び才ノ神	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
190	428- Ⅱ-03 2	下荒沢 沢 4	秋田県大仙市南外字下荒沢 及び才ノ神	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
191	428- Ⅱ-03 3	大柳沢	秋田県大仙市南外字若林	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
192	428- Ⅱ-03 4	西ノ又 沢	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
193	428- Ⅱ-03 5	無尻橋 沢 2	秋田県大仙市南外字林ノ沢 及び大和野	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
194	428- Ⅱ-03 6	大和野 沢 1	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又並びに同市南外字大 和野及び林ノ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
195	428- Ⅱ-03 7	大和野 沢 2	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又並びに同市南外字大 和野及び葎沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
196	428- Ⅱ-03 8	大和野 沢 3	秋田県大仙市南外南檜岡字 西ノ又並びに同市南外字大 和野	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
197	428- Ⅱ-03 9	及位沢 1	秋田県大仙市南外字及位	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
198	428- Ⅱ-04 0	及位沢 2	秋田県大仙市南外字及位	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
199	428- Ⅱ-04 1	及位沢 3	秋田県大仙市南外字及位	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
200	428- Ⅱ-04 2	水沢沢	秋田県大仙市南外字水沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
201	428- Ⅱ-04 3	新屋敷 沢	秋田県大仙市南外字新屋布	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
202	428- Ⅱ-04 4	寺沢沢 1	秋田県大仙市南外南檜岡字 寺沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
203	428- Ⅱ-04 5	寺沢沢 2	秋田県大仙市南外南檜岡字 寺沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
204	428- Ⅱ-04 6	寺沢沢 3	秋田県大仙市南外南檜岡字 寺沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
205	428- Ⅱ-04 7	大杉沢 1	秋田県大仙市南外字赤平貝 沼、大杉河童台、大杉山岸 及び大杉山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
206	428- Ⅱ-04 8	大杉沢 2	秋田県大仙市南外字大杉二 タ又杉、大杉及び大杉山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
207	428- Ⅱ-05 0	小浪滝 沢 1	秋田県大仙市南外字小浪滝	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
208	428- Ⅱ-05 1	小浪滝 沢 2	秋田県大仙市南外字上荒又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
209	428- Ⅱ-05 2	上荒又 沢	秋田県大仙市南外字上荒又、 中荒又及び向ノ沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
210	428- Ⅱ-05 3	外山沢 1	秋田県大仙市南外字外山	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
211	428- Ⅱ-05 5	下荒又 沢 2	秋田県大仙市南外字下荒又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
212	428- Ⅱ-05 6	下荒又 沢 3	秋田県大仙市南外字下荒又	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
213	428- Ⅱ-05 7	釜坂沢	秋田県大仙市南外字上釜坂 及び黒滝	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
214	428- Ⅱ-05 8	上釜坂 沢 1	秋田県大仙市南外字上釜坂 及び下釜坂	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
215	428- Ⅱ-05 9	上釜坂 沢 2	秋田県大仙市南外字上釜坂 及び下釜坂	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
216	428- Ⅱ-06 0	赤畑沢	秋田県大仙市南外字上釜坂、 下釜坂、赤畑及び十二ノ前	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
217	428- Ⅱ-06 1	十二ノ 前沢	秋田県大仙市南外字十二ノ 前、下釜坂及び上釜坂	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
218	428- Ⅱ-06 2	湯元沢 1	秋田県大仙市南外字湯元及 び岩瀬	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
219	428- Ⅱ-06 3	湯元沢 2	秋田県大仙市南外字湯元	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
220	428- Ⅱ-06 4	湯元沢 3	秋田県大仙市南外字湯元	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
221	428- Ⅱ-06 5	湯元沢 4	秋田県大仙市南外字湯元並 びに同市南外外小友字寺沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
222	428- Ⅱ-06 6	松木田 沢 2	秋田県大仙市南外字松木田	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
223	428- Ⅱ-06 9	上巢ノ 沢沢1	秋田県大仙市南外字上巢ノ 沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
224	428- Ⅱ-07 0	上巢ノ 沢沢2	秋田県大仙市南外字上巢ノ 沢	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
225	428- Ⅱ-07 1	上桑台 沢	秋田県大仙市南外字上桑台	土石流	○	第635号	H28. 11. 29	
226	428- Ⅰ-01 0	権現山 沢1	秋田県大仙市南外字大畑深 山	土石流		第636号	H28. 11. 29	
227	428- Ⅱ-00 4	木直沢	秋田県大仙市南外字下木直、 下木直山及び猿ヶ瀬出野中 嶋	土石流		第636号	H28. 11. 29	
228	428- Ⅱ-00 9	滝ノ沢 沢	秋田県大仙市南外字滝ノ沢	土石流		第636号	H28. 11. 29	
229	428- Ⅱ-02 6	中荒沢 沢2	秋田県大仙市南外字中荒沢	土石流		第636号	H28. 11. 29	
230	Ⅰ-84 3	高城	秋田県大仙市高城字家ノ下 及び高城	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
231	Ⅰ-84 4	上ノ台 2号	秋田県大仙市刈和野字上ノ 台荒屋敷	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
232	Ⅰ-84 6	宿	秋田県大仙市大沢郷宿字カ クマ沢及び宿	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
233	Ⅰ-84 7	正手沢	秋田県大仙市正手沢字正手 沢、イカリ及び下桶掛り	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
234	Ⅰ-人 1670	田屋	秋田県大仙市刈和野字一ト 鶴及び一鶴岱	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
235	Ⅱ-11 60	白坂	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
236	Ⅱ-11 61	白坂1 号	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
237	Ⅱ-11 62	白坂2 号	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
238	Ⅱ-11 63	白坂3 号	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
239	Ⅱ-11 64	白坂4 号	秋田県大仙市大沢郷寺字白 坂及び寺村	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
240	Ⅱ-11 65	寺村	秋田県大仙市大沢郷字寺村	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
241	Ⅱ-11 66	寺村 1 号	秋田県大仙市大沢郷寺字寺 村前田面	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
242	Ⅱ-11 67	宿 1 号	秋田県大仙市大沢郷宿字カ クマ沢及び宿	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
243	Ⅱ-11 80	田代野	秋田県大仙市大沢郷字田代 野	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
244	Ⅱ-11 81	山ノ田	秋田県大仙市大沢郷宿字山 ノ田、田代野、椒沢及び西 ノ沢	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
245	Ⅱ-11 82	山ノ田 1 号	秋田県大仙市大沢郷宿字椒 沢及び西ノ沢	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
246	Ⅱ-11 83	山ノ田 2 号	秋田県大仙市大沢郷宿字西 ノ沢及び椒沢	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
247	Ⅱ-11 84	椒沢	秋田県大仙市大沢郷宿字椒 沢	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
248	Ⅱ-11 85	正手沢 1 号	秋田県大仙市正手沢字トド メキ及びイカリ	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
249	Ⅱ-11 86	正手沢 2 号	秋田県大仙市正手沢字下桶 掛り、正手沢及びイカリ	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
250	Ⅱ-11 87	尊仏	秋田県大仙市大沢郷宿字尊 仏	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
251	Ⅱ-11 88	重郎佐 エ門沢	秋田県大仙市大沢郷寺字重 郎佐エ門沢	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
252	Ⅱ-11 89	小戸川 1 号	秋田県大仙市大沢郷寺字小 戸川家ノ前及び源三郎	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
253	Ⅱ-11 90	小戸川 2 号	秋田県大仙市大沢郷寺字小 戸川家ノ前及び外小戸川	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
254	Ⅱ-11 91	小戸川 3 号	秋田県大仙市大沢郷寺字外 小戸川	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
255	Ⅱ-人 111	寺村 2 号	秋田県大仙市大沢郷寺字寺 村前田面	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
256	Ⅱ-人 122	土沢	秋田県大仙市大沢郷寺字土 沢及び同市南外字物渡台	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
257	Ⅱ-人 123	小戸川	秋田県大仙市大沢郷寺字小 戸川家ノ前	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
258	I-16 68	今泉	秋田県大仙市土川字今泉	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
259	I-16 69	小杉山	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内焼山及び沢田	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
260	Ⅱ-11 48	家ノ前	秋田県大仙市土川字家ノ前	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
261	Ⅱ-11 49	家ノ前 1 号	秋田県大仙市土川字家ノ前	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
262	Ⅱ-11 51	今泉 1 号	秋田県大仙市土川字今泉	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
263	Ⅱ-11 52	松原	秋田県大仙市土川字寺村	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
264	Ⅱ-11 53	鬼頭	秋田県大仙市土川字中畑及 び市道	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
265	Ⅱ-11 54	瀬在郷	秋田県大仙市土川字瀬在郷	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
266	Ⅱ-11 55	仏沢	秋田県大仙市土川字弥八沢	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
267	Ⅱ-11 56	柳沢	秋田県大仙市土川字小杉山 柳沢及び小杉山沢ノ内根堀 沢	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
268	Ⅱ-11 58	半道寺	秋田県大仙市土川字半道寺 及び石神	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
269	Ⅱ-11 59	外堤	秋田県大仙市土川字外堤	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
270	Ⅱ-人 107	仏沢 1 号	秋田県大仙市土川字仏沢堤 下	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
271	Ⅱ-人 108	楯越	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内楯平	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
272	Ⅱ-人 109	園町	秋田県大仙市土川字園町	急傾斜地	○	第118号	H29. 3. 10	
273	422- Ⅰ-00 1	小杉山 沢 1	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内焼山、沢田及び小杉 山	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
274	422- Ⅰ-00 2	小杉山 沢 2	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内焼山、沢田及び小杉 山	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
275	422- Ⅰ-00 3	小内焼 山沢	秋田県大仙市土川字小杉山	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
276	422- Ⅰ-00 4	小杉山 沢 3	秋田県大仙市土川字小杉山	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
277	422- Ⅰ-00 6	西野沢 1	秋田県大仙市土川字心像西 野及び寺村	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
278	422- Ⅰ-00 7	西野沢 2	秋田県大仙市土川字心像西 野及び寺村	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
279	422- I-00 8	沖田沢	秋田県大仙市土川字心像沖 田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
280	422- I-00 9	床畑沢	秋田県大仙市土川字床畑山、 床畑及び比山沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
281	422- I-01 0	館ヶ沢	秋田県大仙市土川字半道寺 及び石神	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
282	422- I-01 1	寺下沢	秋田県大仙市土川字半道寺、 石神及び寺ノ下	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
283	422- II-01 8	明光沢	秋田県大仙市土川字明光沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
284	422- II-01 9	大石沢	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内牢ノ沢山	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
285	422- II-02 0	杉沢沢 1	秋田県大仙市土川字小杉山 沢ノ内牢ノ沢山及び杉沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
286	422- II-02 2	楯越沢 1	秋田県大仙市土川字楯越	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
287	422- II-02 3	楯越沢 2	秋田県大仙市土川字仏沢、 小杉山沢ノ内台林及び楯越	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
288	422- II-02 4	辰ノ口 沢 1	秋田県大仙市土川字辰ノ口 及び辰ノ口前田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
289	422- II-02 5	辰ノ口 沢 2	秋田県大仙市土川字辰ノ口 及び辰ノ口前田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
290	422- II-02 6	辰ノ口 沢 3	秋田県大仙市土川字辰ノ口 及び辰ノ口前田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
291	422- II-02 8	園町沢	秋田県大仙市土川字園町及 び間明田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
292	422- II-03 0	瀬在郷 1	秋田県大仙市土川字瀬在郷	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
293	422- Ⅱ-03 1	瀬在郷 2	秋田県大仙市土川字瀬在郷	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
294	422- Ⅱ-03 2	鬼頭沢	秋田県大仙市土川字鬼頭	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
295	422- Ⅱ-03 3	寺村沢	秋田県大仙市土川字寺村	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
296	422- Ⅱ-03 4	添ノ又 沢	秋田県大仙市土川字添ノ又、 十二山及び次第森	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
297	422- Ⅱ-03 5	床畑沢 1	秋田県大仙市土川字床畑山 及び松山下	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
298	422- Ⅱ-03 7	床畑沢 3	秋田県大仙市土川字床畑山 及び比山沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
299	422- Ⅱ-03 8	今泉沢	秋田県大仙市土川字今泉	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
300	422- Ⅱ-03 9	外堤沢	秋田県大仙市土川字外堤	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
301	422- Ⅱ-04 0	家ノ前 沢 1	秋田県大仙市土川字家ノ前 及び西今泉家ノ後	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
302	422- Ⅱ-04 1	家ノ前 沢 2	秋田県大仙市土川字家ノ前	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
303	422- Ⅰ-01 3	上ノ台 荒屋敷 沢 1	秋田県大仙市刈和野字山堂 ヶ沢、湯田、小野、北ノ沢 嶋山及び上ノ台荒屋敷	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
304	422- Ⅰ-01 4	上ノ台 荒屋敷 沢 2	秋田県大仙市刈和野字湯田、 小野、北ノ沢嶋山及び上ノ 台荒屋敷	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
305	422- Ⅰ-01 5	正手沢	秋田県大仙市正手沢字正手 沢及びイカリ	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
306	422- Ⅰ-01 9	山土方 沢	秋田県大仙市大沢郷寺字野 田	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
307	422- Ⅰ-02 0	小田ノ 沢	秋田県大仙市大沢郷寺字寺 村、寺村前田面、小田ノ沢 及び覚ノ畑	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
308	422- Ⅰ-02 1	寺村沢	秋田県大仙市大沢郷寺字寺 村、寺村前田面、小田ノ沢 及び覚ノ畑	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
309	422- Ⅰ-02 2	皆別当 沢	秋田県大仙市大沢郷寺字皆 別当	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
310	422- Ⅱ-05 9	金剛寺 沢	秋田県大仙市大沢郷宿字金 剛寺、金木沢及び砂子沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
311	422- Ⅱ-06 0	砂ノ前 沢	秋田県大仙市大沢郷宿字金 剛寺、金木沢、砂ノ前及び 寒風	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
312	422- Ⅱ-06 1	家越沢	秋田県大仙市大沢郷寺字堤 沢、石持及び野田家越	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
313	422- Ⅱ-06 2	箱井沢	秋田県大仙市大沢郷宿字箱 井及び同市大沢郷寺字覚ノ 畑	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
314	422- Ⅱ-06 4	入水沢	秋田県大仙市大沢郷宿字田 代野	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
315	422- Ⅱ-06 8	外小戸 川	秋田県大仙市大沢郷寺字外 小戸川	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
316	422- Ⅱ-07 0	釜ノ沢 沢	秋田県大仙市正手沢字正手 沢、下樋掛り及びイカリ	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
317	422- Ⅱ-07 1	正手沢 1	秋田県大仙市正手沢字正手 沢、イカリ及びトドメキ	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
318	422- Ⅱ-07 2	皆別当 沢 1	秋田県大仙市大沢郷寺字皆 別当	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
319	422- Ⅲ-00 1	刈布沢 沢	秋田県大仙市土川字刈布沢 及び西今泉松山	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	
320	422- Ⅲ-00 2	田中蟻 塚沢	秋田県大仙市刈和野字田中 蟻塚、上ノ台及び大佐沢	土石流	○	第118号	H29. 3. 10	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
321	I-84 5	上ノ台 1号	秋田県大仙市刈和野字上ノ 台	急傾斜地		第119号	H29. 3. 10	
322	422- I-01 2	西野	秋田県大仙市土川字上雨堤	土石流		第119号	H29. 3. 10	
323	422- I-01 6	小戸川 家ノ前 沢	秋田県大仙市大沢郷寺字小 戸川家ノ前及び重郎左エ門 沢	土石流		第119号	H29. 3. 10	
324	422- I-01 7	鳥ノ木 沢	秋田県大仙市高城字家ノ下 並びに同市寺館字八幡田	土石流		第119号	H29. 3. 10	
325	422- II-06 3	椒沢沢	秋田県大仙市大沢郷宿字山 ノ田及び西ノ沢	土石流		第119号	H29. 3. 10	
326	422- II-06 9	土沢沢	秋田県大仙市大沢郷寺字土 沢及び戸川前田面並びに同 市南外字物渡台	土石流		第119号	H29. 3. 10	
327	422- I-00 5	明神沢	秋田県大仙市土川字鬼頭	土石流		第119号	H29. 3. 10	
328	422- II-02 1	杉沢沢 2	秋田県大仙市土川字杉沢	土石流		第119号	H29. 3. 10	
329	422- II-02 7	辰ノ口 沢	秋田県大仙市土川字辰ノ口	土石流		第119号	H29. 3. 10	
330	422- II-02 9	石川郷 沢	秋田県大仙市土川字大野	土石流		第119号	H29. 3. 10	
331	422- II-03 6	床畑沢 2	秋田県大仙市土川字床畑山、 松山下、比山沢及び大堤	土石流		第119号	H29. 3. 10	
332	I-84 8	坂繫	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
333	II-11 68	布又	秋田県大仙市円行寺字布又	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
334	II-11 69	布又 3 号	秋田県大仙市円行寺字布又 尻	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
335	II-11 70	布又 4 号	秋田県大仙市円行寺字布又 尻	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
336	II-11 71	戸川	秋田県大仙市円行寺字戸川	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
337	Ⅱ-11 72	戸川 1 号	秋田県大仙市円行寺字戸川	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
338	Ⅱ-11 73	猿井沢	秋田県大仙市円行寺字下猿 井沢	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
339	Ⅱ-11 74	梵天畑	秋田県大仙市円行寺字梵天 畑	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
340	Ⅱ-11 75	坂繫 1 号	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
341	Ⅱ-11 76	坂繫 2 号	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
342	Ⅱ-11 77	坂繫 4 号	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
343	Ⅱ-11 78	六郎沢	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
344	Ⅱ-11 79	丸山	秋田県大仙市大沢郷宿字丸 山	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
345	Ⅱ-11 92	布又 5 号	秋田県大仙市円行寺字南ヶ 沢及び布又	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
346	Ⅱ-18 94	屋布前	秋田県大仙市大沢郷宿字屋 布前及び八木山	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
347	Ⅱ-人 112	布又 1 号	秋田県大仙市円行寺字南ヶ 沢及び布又	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
348	Ⅱ-人 113	布又 2 号	秋田県大仙市円行寺字田ノ 沢及び布又	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
349	Ⅱ-人 114	戸川 2 号	秋田県大仙市円行寺字中田	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
350	Ⅱ-人 115	露ヶ台	秋田県大仙市円行寺字露ヶ 台	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
351	Ⅱ-人 117	樋向	秋田県大仙市円行寺字樋向	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
352	Ⅱ-人 118	地藏ノ 下	秋田県大仙市円行寺字地藏 下	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
353	Ⅱ-人 119	坂繫 3 号	秋田県大仙市円行寺字坂繫	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
354	Ⅱ-人 120	棚ヶ平	秋田県大仙市大沢郷宿字棚 ヶ平	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
355	Ⅱ-人 121	棚ヶ平 1 号	秋田県大仙市大沢郷宿字棚 ヶ平	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
356	Ⅱ-人 124	戸屋沢	秋田県大仙市大沢郷宿字戸 屋沢	急傾斜地	○	第145号	H29. 3. 21	
357	422- Ⅱ-00 2	布又沢 2	秋田県大仙市円行寺字布又	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
358	422- Ⅱ-00 3	布又沢 3	秋田県大仙市円行寺字布又	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
359	422- Ⅱ-00 6	南ヶ沢 沢2	秋田県大仙市円行寺字南ヶ 沢及び布又	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
360	422- Ⅱ-00 7	下布又 沢	秋田県大仙市円行寺字布又 尻	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
361	422- Ⅱ-00 8	布又尻 沢	秋田県大仙市円行寺字布又 尻及び田ノ沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
362	422- Ⅱ-00 9	上戸沢 沢1	秋田県大仙市円行寺字戸川	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
363	422- Ⅱ-01 0	上戸沢 沢2	秋田県大仙市円行寺字戸川	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
364	422- Ⅱ-01 1	上戸川 沢	秋田県大仙市円行寺字戸川	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
365	422- Ⅱ-01 3	曲師ヶ 沢1	秋田県大仙市円行寺字曲師 ヶ沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
366	422- Ⅱ-01 4	曲師ヶ 沢2	秋田県大仙市円行寺字曲師 ヶ沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
367	422- Ⅱ-01 5	曲師ヶ 沢3	秋田県大仙市円行寺字曲師 ヶ沢及び大場台	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
368	422- Ⅱ-01 7	滝ノ沢 沢	秋田県大仙市大沢郷宿字滝 ノ沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
369	422- Ⅱ-04 2	坂繋沢 4	秋田県大仙市円行寺字宮ノ 下及び坂繋	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
370	422- Ⅱ-04 3	坂繋沢 5	秋田県大仙市円行寺字坂繋	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
371	422- Ⅱ-04 4	坂繋沢 6	秋田県大仙市円行寺字坂繋	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
372	422- Ⅱ-04 5	坂繫沢 1	秋田県大仙市円行寺字坂繫	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
373	422- Ⅱ-04 6	坂繫沢 2	秋田県大仙市円行寺字坂繫	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
374	422- Ⅱ-04 7	坂繫沢 7	秋田県大仙市円行寺字地藏 ノ下	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
375	422- Ⅱ-04 8	坂繫沢 3	秋田県大仙市円行寺字地藏 ノ下	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
376	422- Ⅱ-04 9	坂繫沢 8	秋田県大仙市円行寺字地藏 ノ下	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
377	422- Ⅱ-05 0	坂繫沢 9	秋田県大仙市円行寺字梵天 畑及び地藏ノ下	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
378	422- Ⅱ-05 3	宮ノ前 沢	秋田県大仙市円行寺字宮ノ 前及び家ノ前	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
379	422- Ⅱ-05 6	八木山 沢 1	秋田県大仙市大沢郷宿字樋 向、堂ノ前及び屋布前	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
380	422- Ⅱ-05 7	樋向沢 3	秋田県大仙市大沢郷宿字樋 向、堂ノ前及び屋布前	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
381	422- Ⅱ-05 8	戸屋沢	秋田県大仙市大沢郷宿字戸 屋沢	土石流	○	第145号	H29. 3. 21	
382	Ⅱ-人 116	曲師ヶ 沢	秋田県大仙市円行寺字曲師 ヶ沢	急傾斜地		第146号	H29. 3. 21	
383	422- Ⅱ-00 1 1	布又沢 1	秋田県大仙市円行寺字布又	土石流		第146号	H29. 3. 21	
384	422- Ⅱ-00 4	南ヶ沢 沢 1	秋田県大仙市円行寺字南ヶ 沢	土石流		第146号	H29. 3. 21	
385	422- Ⅱ-00 5	田ノ沢 沢	秋田県大仙市円行寺字田ノ 沢及び布又	土石流		第146号	H29. 3. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
386	422- Ⅱ-01 2	露ヶ台 沢	秋田県大仙市円行寺字蔵ノ 前	土石流		第146号	H29. 3. 21	
387	422- Ⅱ-01 6	猿井沢	秋田県大仙市円行寺字下猿 井沢	土石流		第146号	H29. 3. 21	
388	422- Ⅱ-05 1	樋向沢	秋田県大仙市円行寺字樋向 及び梵天畑	土石流		第146号	H29. 3. 21	
389	422- Ⅱ-05 2	樋向沢 2	秋田県大仙市円行寺字樋向	土石流		第146号	H29. 3. 21	
390	422- Ⅱ-05 4	丸山沢	秋田県大仙市大沢郷宿字丸 山	土石流		第146号	H29. 3. 21	
391	422- Ⅱ-05 5	八木山 沢 2	秋田県大仙市大沢郷宿字屋 布前及び八木山	土石流		第146号	H29. 3. 21	
392	422- Ⅱ-06 5	秋通沢 1	秋田県大仙市大沢郷宿字秋 通	土石流		第146号	H29. 3. 21	
393	422- Ⅱ-06 6	秋通沢 2	秋田県大仙市大沢郷宿字秋 通	土石流		第146号	H29. 3. 21	
394	422- Ⅱ-06 7	秋通沢 3	秋田県大仙市大沢郷宿字秋 通	土石流		第146号	H29. 3. 21	
395	Ⅱ-11 32	松倉	秋田県大仙市松倉字松倉及 び同市長野字長野山	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
396	Ⅰ-13 61	上竜蔵 台	秋田県大仙市北檜岡字上龍 蔵台及び戸月並びに同市神 宮寺字戸月入	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
397	Ⅱ-11 46	上高野	秋田県大仙市神宮寺字上高 野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
398	Ⅱ-11 47	上高野 1号	秋田県大仙市神宮寺字上高 野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
399	Ⅱ-人 106	愛宕下	秋田県大仙市神宮寺字愛宕 下	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
400	I-82 4	上荒川	秋田県大仙市協和荒川字上 荒川、町下モ及び平成	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
401	I-82 6	漆原	秋田県大仙市協和荒川字上 野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
402	I-82 7	落合	秋田県大仙市協和稲沢字落 合上野及び本郷野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
403	II-12 45	下谷地	秋田県大仙市協和荒川字下 谷地	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
404	II-12 47	平城	秋田県大仙市協和荒川字平 城及び町下モ	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
405	II-12 48	養四郎 岱	秋田県大仙市協和荒川字養 四郎岱及び木仏岱	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
406	II-12 49	面日	秋田県大仙市協和荒川字面 日	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
407	II-12 55	宮田	秋田県大仙市協和荒川字宮 田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
408	I-82 2	岸館	秋田県大仙市協和境字岸館 及び同市協和上淀川字上淀 川	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
409	II-12 43	東町後	秋田県大仙市協和境字岸館 及び同市協和上淀川字東町 後	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
410	II-12 44	岸館 1 号	秋田県大仙市協和境字岸館 及び同市協和上淀川字東町 後	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
411	II-12 54	上淀川	秋田県大仙市協和上淀川字 上淀川及び大橋向	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
412	I-81 8	蟬ヶ森	秋田県大仙市協和船岡字蟬 ヶ森	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
413	I-81 9	菅生田	秋田県大仙市協和境字苅谷 沢及び菅生田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
414	I-82 0	野田1 号	秋田県大仙市協和境字野田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
415	I-82 1	野田	秋田県大仙市協和境字野田、 岩坂下及び岸館	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
416	I-82 5	野田2 号	秋田県大仙市協和境字菅生 田、境及び野田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
417	I-83 5	上宿	秋田県大仙市協和中淀川字 上宿及び日暮狐森	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
418	II-12 40	車田	秋田県大仙市協和小種字車 田及び車田山並びに同市協 和下淀川字車田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
419	II-12 41	日暮狐 森	秋田県大仙市協和中淀川字 日暮狐森及び千着前田表	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
420	II-人 138	坊台	秋田県大仙市協和上淀川字 坊台及び五百刈田	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
421	I-81 5	宇津野	秋田県大仙市協和船岡字上 宇津野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
422	I-81 6	君ヶ野	秋田県大仙市協和船岡字東 君ヶ野	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
423	I-81 7	船沢	秋田県大仙市協和船沢字船 沢	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
424	II-12 42	西ノ向	秋田県大仙市協和船岡字西 ノ向	急傾斜地 の崩壊	○	第99号	H30. 2. 16	
425	421- I-00 1	八石沢	秋田県大仙市神宮寺字八石 及び荻ノ台	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
426	427- I-00 9	クジビ ラ沢	秋田県大仙市協和船岡字上 庄内	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
427	427- I-01 2	野田沢	秋田県大仙市協和境字野田	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
428	427- Ⅰ-01 6	上荒川 沢1	秋田県大仙市協和荒川字上 荒川、町下モ、平城及び下 荒川	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
429	427- Ⅰ-01 7	車田沢 1	秋田県大仙市協和下淀川字 小林及び馬場	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
430	427- Ⅰ-01 8	上木沢	秋田県大仙市協和船沢字上 木沢及び船沢	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
431	427- Ⅰ-01 9	船沢	秋田県大仙市協和船沢字船 沢	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
432	427- Ⅰ-02 0	雨池沢 1	秋田県大仙市協和上淀川字 雨池沢	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
433	427- Ⅰ-02 1	雨池沢 2	秋田県大仙市協和上淀川字 雨池沢	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
434	421- Ⅱ-00 2	八石沢 1	秋田県大仙市神宮寺字八石 及び八石高野	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
435	427- Ⅱ-00 3	面日沢	秋田県大仙市協和荒川字面 日	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
436	427- Ⅱ-00 4	川前沢	秋田県大仙市協和荒川字川 前	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
437	427- Ⅱ-00 5	鍋越沢	秋田県大仙市協和荒川字横 道	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
438	427- Ⅱ-00 6	林の沢	秋田県大仙市協和荒川字徳 瀬	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
439	427- Ⅱ-00 7	清水ヶ 沢	秋田県大仙市協和荒川字徳 瀬	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
440	427- Ⅱ-01 1	稲沢沢	秋田県大仙市協和稲沢字稲 沢及び釜ノ川沢	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
441	427- Ⅱ-01 2	西ノ向 沢1	秋田県大仙市協和船岡字西 ノ向	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
442	427- Ⅱ-01 3	西ノ向 沢2	秋田県大仙市協和船岡字西 ノ向	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
443	427- Ⅱ-01 4	中村沢	秋田県大仙市協和中淀川字 中村	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
444	427- Ⅱ-01 5	堤ヶ沢 沢	秋田県大仙市協和小種字堤 ヶ沢及び田中	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
445	427- Ⅱ-01 6	船沢沢	秋田県大仙市協和船岡字船 沢	土石流	○	第99号	H30. 2. 16	
446	208- Ⅰ-01 3	立が沢	秋田県大仙市松倉字鷹ノ巣 及び同市長野字長野山	土石流		第100号	H30. 2. 16	
447	421- Ⅱ-00 1	岳見沢	秋田県大仙市神宮寺字愛宕 下	土石流		第100号	H30. 2. 16	
448	427- Ⅰ-01 3	上野沢 1	秋田県大仙市協和荒川字上 野	土石流		第100号	H30. 2. 16	
449	427- Ⅰ-01 4	上野沢 2	秋田県大仙市協和荒川字上 野	土石流		第100号	H30. 2. 16	
450	427- Ⅰ-01 5	ナンカ イ沢	秋田県大仙市協和荒川字上 荒川	土石流		第100号	H30. 2. 16	
451	427- Ⅱ-00 8	上野沢 3	秋田県大仙市協和荒川字上 野	土石流		第100号	H30. 2. 16	
452	427- Ⅱ-00 9	上荒川 沢2	秋田県大仙市協和荒川字上 荒川、町下モ、平城及び下 荒川	土石流		第100号	H30. 2. 16	
453	427- Ⅱ-01 0	大橋向 沢	秋田県大仙市協和上淀川字 大橋向	土石流		第100号	H30. 2. 16	
454	427- Ⅰ-01 1	境沢1	秋田県大仙市協和境字苅谷 沢及び野田	土石流		第100号	H30. 2. 16	
455	427- Ⅰ-01 0	庄内前 田表沢	秋田県大仙市協和船岡字庄 内前田表、上庄内及び庄内	土石流		第100号	H30. 2. 16	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
456	427- Ⅱ-02 1	庄内沢	秋田県大仙市協和船岡字上 庄内及び庄内前田表	土石流		第100号	H30. 2. 16	
457	427- Ⅱ-01 8	タラメ キ沢2	秋田県大仙市協和船沢字タ ラメキ、畑ヶ沢、高仕切及 び船沢	土石流		第100号	H30. 2. 16	
458	427- Ⅱ-01 9	タラメ キ沢3	秋田県大仙市協和船沢字畑 ヶ沢、タラメキ、木戸ヶ沢 及び船沢	土石流		第100号	H30. 2. 16	
459	193-1	上野1	秋田県大仙市協和荒川字上 野山、ニテコ沢、サンセン タテ、荒倉、上野、上野崎 及び下野崎	地滑り		第599号	H30. 12. 25	
460	193-2	上野2	秋田県大仙市協和荒川字サ ンセンタテ、野崎、上野崎 及び上野	地滑り		第599号	H30. 12. 25	
461	193-3	上野3	秋田県大仙市協和荒川字野 崎及び上野崎	地滑り		第599号	H30. 12. 25	
462	I-人 51	長野山	秋田県大仙市長野字長野山 及び八乙女	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
463	Ⅱ-12 13	長野山 1号	秋田県大仙市長野字長野山	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
464	Ⅱ-12 14	北野	秋田県大仙市栗沢字北野及 び伊勢ノ腰	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
465	Ⅱ-12 15	北野1 号	秋田県大仙市栗沢字北野、 伊勢ノ腰及び社前	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
466	Ⅱ-12 16	十二	秋田県大仙市豊岡字十二	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
467	Ⅱ-12 77	大畑潜 沢	秋田県大仙市南外字大畑深 山及び梨木田	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
468	Ⅱ-12 78	大畑	秋田県大仙市南外字大畑	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
469	Ⅱ-12 79	山王台	秋田県大仙市南外山王台及 び坊田	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
470	Ⅱ-13 11	真木	秋田県大仙市太田町太田字 真木、真木中ノ瀬及び金井 伝山	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
471	Ⅱ-人 143	北田山 田ヶ沢	秋田県大仙市南外字北田山 田ヶ沢	急傾斜地	○	第30号	R1. 5. 21	
472	425- Ⅰ-00 3-1	栗沢沢 -1	秋田県大仙市栗沢字北野、 伊勢ノ腰及び一本木	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
473	425- Ⅰ-00 3-2	栗沢沢 -2	秋田県大仙市栗沢字北野、 伊勢ノ腰及び一本木	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
474	425- Ⅱ-00 1-1	小沼沢 -1	秋田県大仙市豊岡字南鳥越、 鳥越及び桜田	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
475	425- Ⅱ-00 1-2	小沼沢 -2	秋田県大仙市豊岡字南鳥越、 鳥越及び田中	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
476	425- Ⅱ-00 2	栗沢川 沢	秋田県大仙市栗沢字北野及 び同市豊岡字五百刈田	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
477	425- Ⅱ-00 3	ドノ沢	秋田県大仙市大神成字フカ ウヂ	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
478	425- Ⅱ-00 4	長野山 沢1	秋田県大仙市長野字長野山 及び竹原	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
479	425- Ⅱ-00 6-1	立石沢 -1	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
480	425- Ⅱ-00 6-2	立石沢 -2	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
481	425- Ⅱ-00 7-1	立石沢 1-1	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石並びに同市土川字 長持沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
482	425- Ⅱ-00 7-2	立石沢 1-2	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石並びに同市土川字 長持沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
483	428- Ⅱ-00 8-1	春木沢 沢-1	秋田県大仙市南外字小春木 沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
484	428- Ⅱ-00 8-3	春木沢 沢-3	秋田県大仙市南外字小春木 沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
485	428- Ⅱ-04 9	揚土沢 3	秋田県大仙市南外字北田山 田ヶ沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
486	428- Ⅱ-06 7	大畑潜 沢沢1	秋田県大仙市南外字大畑潜 沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
487	428- Ⅱ-06 8	大畑潜 沢沢2	秋田県大仙市南外字大畑潜 沢	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
488	431- Ⅰ-00 2	桧山沢	秋田県大仙市太田町太田字 真木及び金井伝山	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
489	431- Ⅱ-00 1	根堀の 沢	秋田県大仙市太田町太田字 真木	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
490	431- Ⅱ-00 2	大谷地 沢	秋田県大仙市太田町川口字 大台並びに同市太田町太田 字惣行谷地田及び惣行小坂	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
491	431- Ⅱ-00 3	小坂沢 1	秋田県大仙市太田町川口字大台及び北千本野並び に同市太田町太田字惣行谷地田、惣行家東、惣行 館野、惣行小坂及び惣行大谷地	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
492	431- Ⅱ-00 4	小坂沢 2	秋田県大仙市太田町太田字 惣行大谷地、惣行小坂及び 惣行谷地田	土石流	○	第30号	R1. 5. 21	
493	425- Ⅰ-00 1-1	十六沢 -1	秋田県大仙市豊岡字鳥越、 十二、桜田及び南鳥越	土石流		第31号	R1. 5. 21	
494	425- Ⅰ-00 1-2	十六沢 -2	秋田県大仙市豊岡字鳥越、 十二、桜田及び南鳥越	土石流		第31号	R1. 5. 21	
495	425- Ⅰ-00 2	内沢沢	秋田県大仙市豊岡字十二、 鶴巻田、桜田及び鳥越	土石流		第31号	R1. 5. 21	
496	425- Ⅱ-00 5-1	長野山 沢2-1	秋田県大仙市長野字長野山、 極楽野及び竹原	土石流		第31号	R1. 5. 21	
497	425- Ⅱ-00 5-2	長野山 沢2-2	秋田県大仙市長野字長野山 及び竹原	土石流		第31号	R1. 5. 21	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
498	425- Ⅱ-00 6-3	立石沢 -3	秋田県大仙市長野字長野山 及び立石	土石流		第31号	R1. 5. 21	
499	428- Ⅱ-00 8-2	春木沢 沢-2	秋田県大仙市南外字小春木 沢	土石流		第31号	R1. 5. 21	
500	184-1	真木1	秋田県大仙市太田字大森台、 真木及び真木根堀	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
501	184-2	真木2	秋田県大仙市太田字大森台、 真木及び真木根堀	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
502	184-3	真木3	秋田県大仙市太田字大森台、 真木及び真木根堀	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
503	184-4	真木4	秋田県大仙市太田字大森台 及び真木	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
504	189-1	釜坂1	秋田県大仙市南外字上釜坂 及び下釜坂	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
505	189-2	釜坂2	秋田県大仙市南外字上釜坂	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
506	190-1	松木田 1	秋田県大仙市南外字松木田、 下湯ノ又及び湯ノ又	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
507	190-2	松木田 2	秋田県大仙市南外字松木田	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
508	191-1	大柳1	秋田県大仙市南外字大柳、 若林及び土場	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
509	191-2	大柳2	秋田県大仙市南外字大柳及 び若林	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
510	191-3	大柳3	秋田県大仙市南外字大柳及 び若林並びに同市南外南檜 岡字西ノ又	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
511	192-1	平形1	秋田県大仙市南外字平形及 び平形中嶋	地滑り		第112号	R1. 7. 23	

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
512	192-2	平形2	秋田県大仙市南外字平形及 び平形中嶋	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
513	192-3	平形3	秋田県大仙市南外字平形及 び木直沢	地滑り		第112号	R1. 7. 23	
514	2124- 0003	横道	秋田県大仙市協和荒川字木 仏岱、木仏山、横道及び川 前	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
515	N61-6	巣ノ沢 A-11	秋田県大仙市南外字上巣ノ 沢及び中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
516	N61-1 4	巣ノ沢 C-2	秋田県大仙市南外字中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
517	N61-1 6	巣ノ沢 C-4	秋田県大仙市南外字上巣ノ 沢及び中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
518	N61-1 8	巣ノ沢 C-7	秋田県大仙市南外字中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
519	N61-1 9	巣ノ沢 C-8	秋田県大仙市南外字中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
520	N61-2 3	巣ノ沢 C-12	秋田県大仙市南外字中桑台	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
521	N61-2 9	巣ノ沢 D-4	秋田県大仙市南外字上巣ノ 沢	地滑り		第126号	R2. 3. 24	
522	N61-3 1	巣ノ沢 E-2	秋田県大仙市南外字上巣ノ 沢	地滑り		第126号	R2. 3. 24	

(2) 土砂災害警戒区域等相当

No	箇所 番号	区域名	区域	土砂災害の発 生原因となる 自然現象の種 類	特別 警戒 区域 相当	秋田県 告示 番号	告示 年月日	備考
1	Ⅱ-人 101	鷹ノ巣	秋田県大仙市松倉字鷹ノ巣 及び長野字長野山	急傾斜地	○	—	—	

【2編－46関連】災害時の代替路(避難路)として活用可能な林道

No.	施設名	起点	延長	備考
1	滝荒沢線	県道265号線	2,229m	

7-8 農業用ため池ハザードマップ（HM）作成ため池及び防災重点ため池

（市農林整備課）

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	有効貯水量(m ³)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
1	大曲	○	第一中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	2.5	60.0	2,800	○		
2	大曲	○	第一進藤	内小友字北太田	大仙市大曲土地改良区	3.5	50.0	6,000	○		
			第二進藤	内小友字北太田		3.0	40.0	4,000			
3	大曲	○	蛭谷地	内小友字元木	大仙市大曲土地改良区	3.5	50.0	3,000	○	○	
4	大曲	○	第二鳥越沢	内小友字高寺	大仙市大曲土地改良区	4.0	61.0	16,000	○		
5	大曲		鳥谷沢	内小友字上深山	深山水利組合	3.6	39.0	3,700	○		
6	大曲		蟻ヶ沢	内小友字塞の神	菅ヶ沢蟻ヶ沢水利組合	5.8	47.0	200			
7	大曲	○	菅ヶ沢	内小友字塞の神	菅ヶ沢蟻ヶ沢水利組合	5.0	72.0	24,100	○		
8	大曲	○	仁応寺	大曲西根字仁応寺	個人	6.0	50.0	16,000	○	○	
9	大曲		熊の沢	内小友字熊の沢	個人	7.0	42.0	11,800	○		
10	大曲		第一大関	内小友字大関	個人	3.3	60.0	3,000			地元名称：大関下堤
11	大曲		第三鴨の沢	内小友字鴨の沢	個人	1.8	15.0	700	○		
12	大曲		梨の木沢	内小友字上深山	深山水利組合	4.4	20.0	3,800	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
13	西仙北		新堤	北野目字糸畑沢	大仙市西仙北土地改良区	3.5	82.0	100,000	○	○	
14	西仙北	○	九升田中沼	九升田字中沼	大仙市西仙北土地改良区	6.0	70.0	100,000	○	○	
15	西仙北	○	高城	高城字堤の下	大仙市西仙北土地改良区	10.0	50.0	5,000		○	
16	西仙北		上沼	木原田字戸屋場	大仙市西仙北土地改良区	5.7	210.0	13,000	○	○	
17	西仙北		心像柳沢	土川字心像柳沢	柳沢水利組合	4.1	45.0	15,000	○		
18	西仙北	○	深沢	土川字鳥井野	深沢水利組合	3.3	76.0	8,000	○		
19	西仙北		キツガ沢	大沢郷宿字キツガ沢	個人	4.2	39.0	5,200		○	
20	西仙北		鬼頭	土川字石倉沢	個人	4.0	39.0	3,600	○		
21	西仙北		上柳沢	円行寺字上柳沢	個人	3.4	28.0	12,000	○	○	
22	西仙北		柴倉沢	土川字柴倉沢	個人	3.2	26.0	10,000		○	
23	西仙北		岩瀬	大沢郷宿字坂の下	個人	10.0	70.0	50,000	○	○	

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
24	西仙北	○	中の沢	刈和野字漆原	個人	3.4	55.0	2,300	○		
25	西仙北	○	堤沢1	大沢郷寺字堤沢	個人	4.5	70.0	14,000	○		
26	西仙北	○	大佐沢	刈和野字大佐沢	大佐沢耕作者組合	6.8	126.0	112,000	○		
27	中仙	○	立石	長野字立石	個人	10.0	118.0	18,000	○	○	
28	中仙	○	第2栗沢	栗沢字作沢	栗沢部落	2.0	120.0	10,000	○		
29	中仙		蓬沢1	大神成字蓬沢	蓬沢ため池水利組合	8.0	65.0	15,000	○		
30	協和	○	杉の沢2号ため池	協和小種字車田山	大仙市協和土地改良区	9.0	100.0	80,000	○	○	
31	協和	○	逢田	協和下淀川字太田台	大仙市協和土地改良区	4.0	57.0	24,000	○		
32	協和		中村	協和中淀川字中村	大仙市協和土地改良区	5.0	38.0	15,000			
33	協和	○	西の沢1号	協和下淀川字西の沢	大仙市協和土地改良区	6.5	30.0	20,000	○		
			西の沢2号	協和下淀川字西の沢		2.7	85.0	15,000			
34	協和		大猿田ため池1号	協和下淀川字大猿田	大仙市協和土地改良区	2.9	36.0	12,000	○		
			大猿田ため池2号	協和下淀川字大猿田		3.0	43.0	20,000			
35	協和	○	葎沢	協和峰吉川字葎沢	葎沢水利組合	4.0	30.0	3,200	○		
36	協和	○	前沢ため池	協和峰吉川字前沢	個人	7.3	60.0	25,000	○	○	

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
37	南外		江の沢堤3	南外字北田山田ヶ沢	北田水利組合	4.5	42.0	9,000	○	○	
38	南外		赤平平家堤1	南外字赤平平家	赤平水利組合	1.2	19.0	300	○		
39	南外	○	六郎沢大堤	南外字赤平六郎沢	赤平水利組合	3.5	105.0	12,000	○		
40	南外		内沢堤2	南外字梵字ヶ沢	西板戸水利組合	1.6	42.0	12,000	○	○	
41	南外	○	小平沢堤3	南外字平沢	個人	6.8	28.0	10,000	○		
42	南外	○	小平沢堤4	南外字平沢	個人	5.0	23.0	3,500	○		
43	南外		上釜坂堤2	南外字上釜坂	個人	8.9	43.0	45,000	○		
44	南外		押切沢1	南外字押切沢	個人	8.4	50.0	50,000	○		
45	南外	○	松木田堤2	南外字松木田	個人	2.8	80.0	5,000	○		
46	太田	○	薬師	太田町永台字上の山	永代部落	5.0	64.0	12,000	○	○	
47	大曲	○	第二中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	2.3	94.0	4,500	○		
48	大曲	○	第三中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	4.4	80.0	4,100	○		
49	大曲	○	第四中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	4.2	62.5	2,800	○		
50	大曲	○	第五中沢	内小友字中沢	大仙市大曲土地改良区	3.1	89.0	2,200	○		
51	大曲	○	第二明通	内小友字北太田	大仙市大曲土地改良区	8.5	88.0	112,000	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
52	西仙北	○	乙越沼	九升田字乙越	大仙市西仙北土地改良区	2.0	80.0	240,000	○		
53	西仙北	○	九升田下沼	九升田字下沼	大仙市西仙北土地改良区	3.0	50.0	10,000	○		
54	中仙		第1栗沢	栗沢字作沢	栗沢部落	4.0	85.0	7,000			
55	協和		杉の沢1号ため池	協和小種字車田山	秋田県協和土地改良区	4.0	90.0	20,000			
56	協和	○	泉沢	協和小種字泉沢	秋田県協和土地改良区	7.0	310.0	800,000			
57	南外		小平沢堤1	南外字平沢	個人	7.0	35.0	11,000			
58	南外		小平沢堤2	南外字平沢	個人	7.8	40.0	9,000			
59	南外		内沢堤1	南外字梵字ヶ沢	西板戸水利組合	3.0	35.0	8,000			
60	南外		江の沢堤1	南外字北田山田ヶ沢	北田水利組合	5.1	46.0	10,000			
61	南外		江の沢堤2	南外字北田山田ヶ沢	北田水利組合	4.0	50.0	7,000			
62	西仙北	○	明光沢	土川字明光沢	秋田県西仙北土地改良区	9.6	112.0	123,000			
63	西仙北	○	秋通り	大沢郷宿字秋通	秋通部落	10.0	50.0	15,000			
64	西仙北	○	大滝沢	土川字大滝沢	秋田県西仙北土地改良区	14.5	50.0	330,000			
65	中仙	○	小滝ダム	豊岡字小滝	五百刈田地域資源保全組合	10.6	86.0	80,000			

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
66	協和	○	奥山	協和稲沢字奥山出口	水沢水利組合	11.2	295.0	200,000			
67	協和	○	上の沢	協和峰吉川字上ノ沢	湯野沢水利組合	9.1	88.0	201,000			
68	南外	○	南外ダム	南外字細越	大仙市	21.4	114.0	1,724,400			
69	南外	○	水沢々堤	南外字水沢々	田中水利組合	10.5	53.0	24,000			
70	南外	○	坊田黒沢堤	南外字坊田黒沢	坊田黒沢大堤水利組合	15.2	62.0	142,100			
71	中仙		明通（下流側）	大神成字扇形山	明通ため池水利組合	6.0	31.0	9,900			
72	大曲	○	第一明通	内小友字北太田	大仙市大曲土地改良区	7.0	44.0	20,000	○		
73	大曲	○	第一堂後沢	内小友字石神	大仙市大曲土地改良区	8.0	51.0	6,000	○		
74	大曲	○	第二堂後沢	内小友字石神	大仙市大曲土地改良区	7.0	60.0	15,000	○		
75	大曲	○	第三堂後沢	内小友字石神	大仙市大曲土地改良区	4.66	54.0	8,000	○		
76	大曲	○	岡崎	内小友字岡崎	大仙市大曲土地改良区	4.3	89.0	16,000	○		
77	大曲	○	第一鳥越沢	内小友字高寺	大仙市大曲土地改良区	7.0	60.0	15,000	○		
78	大曲	○	上堤	内小友字高寺	大仙市大曲土地改良区	4.3	47.0	5,000	○		
79	大曲	○	第一鴨の沢	内小友字鴨の沢	大仙市大曲土地改良区	3.0	57.5	2,000	○		
80	大曲	○	第二鴨の沢	内小友字鴨の沢	大仙市大曲土地改良区	4.0	56.8	6,000	○		
81	大曲	○	堅田沢	内小友字上深山	深山水利組合	4.0	40.0	6,000	○		
82	大曲	○	第一泉沢	内小友字上泉沢	菅ヶ沢蟻ヶ沢水利組合	4.0	44.0	2,000	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
83	大曲	○	第二泉沢	内小友字上泉沢	菅ヶ沢蟻ヶ沢水利組合	3.8	31.0	1,000	○		
84	大曲	○	杉の沢	内小友字高寺	大仙市大曲土地改良区	3.61	30.0	15,000	○		
85	西仙北	○	岩ヶ沢	土川字岩ヶ沢	個人	6.4	87.0	40,000	○		
86	西仙北	○	水長根	土川字水長根	秋田県西仙北土地改良区	5.4	60.0	30,000	○		
87	西仙北	○	水越	土川字水越	半道寺水利組合	2.3	83.0	10,000	○		
88	西仙北	○	北の沢	刈和野字北の沢	北の沢耕作者組合	7.0	30.0	15,000	○		
89	西仙北	○	持ヶ沢	刈和野字持ヶ沢	個人	3.0	50.0	10,000	○		
90	西仙北	○	金山沢1号	金山沢字上野台	大仙市西仙北土地改良区	4.0	30.0	2,000	○		
91	西仙北	○	金山沢3号	金山沢字上野台	大仙市西仙北土地改良区	3.0	60.0	3,000	○		
92	西仙北	○	金山沢4号	金山沢字上野台	大仙市西仙北土地改良区	2.0	50.0	1,000	○		
93	西仙北	○	金山沢5号	金山沢字上野台	大仙市西仙北土地改良区	2.4	45.0	500	○		
94	西仙北	○	宿堤	大沢郷字宿	宿堤水利組合	2.0	50.0	5,000	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	延長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
95	西仙北	○	堤沢4	大沢郷寺字堤沢	個人	2.0	30.0	20,000	○		
96	西仙北	○	九升田中沼	九升田字中沼	大仙市西仙北土地改良区	6.0	4.0	3,000	○		
97	中仙	○	内沢	大神成字内沢	個人	6.0	80.0	15,000	○		
98	中仙	○	蓬沢2	大神成字蓬沢	蓬沢ため池水利組合	4.5	61.0	15,000	○		
99	中仙	○	明通（上流側）	大神成字扇形山	明通ため池水利組合	6.0	37.0	3,200	○		
100	協和	○	滝沢	協和峰吉川字滝沢	滝沢水利組合	7.0	35.0	48,000	○		
101	協和	○	合貝	協和境字荻谷沢	合貝水利組合	3.0	120.0	9,000	○		
102	協和	○	小芦沢	協和峰吉川字高寺山	小芦沢用水組合	6.0	46.0	15,000	○		
103	協和	○	中沢	協和峰吉川字中沢下	中沢水利組合	5.5	52.0	14,000	○		
104	協和	○	堤ヶ沢2号	協和小種字堤ヶ沢	個人	6.0	67.0	35,000	○		
105	協和	○	堤ヶ沢1号	協和小種字堤ヶ沢	個人	5.7	83.0	30,000	○		
106	協和	○	宮の陰	協和小種字高稲荷谷地	秋田県協和土地改良区	5.0	50.0	24,000	○		
107	協和	○	箕の窪	協和稲沢字中水沢田尻	個人	2.0	20.0	1,000	○		
108	協和	○	曾世ヶ沢	協和荒川	個人	4.0	40.0	2,000	○		
109	南外	○	田中田堤2	南外田中田	個人	1.3	29.0	1,000	○		
110	南外	○	梨木田堤1	南外梨木田	梨木田水利組合	3.79	70.0	14,000	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
111	南外	○	梨木田堤2	南外梨木田	梨木田水利組合	2.19	26.0	1,600	○		
112	南外	○	下滝堤	南外下滝堤	下滝水利組合	4.54	53.0	18,000	○		
113	南外	○	揚土山沢子堤	南外揚土	個人	3.0	15.0	600	○		
114	南外	○	堂ノ沢	南外新屋布	個人	2.0	26.0	1,500	○		
115	南外	○	及位堤1	南外及位	個人	3.0	40.0	1,500	○		
116	南外	○	及位堤2	南外及位	個人	3.0	90.0	2,000	○		
117	南外	○	水沢堤1	南外水沢	個人	2.0	22.0	1,000	○		
118	南外	○	水沢堤2	南外水沢	個人	3.0	25.0	1,500	○		
119	南外	○	生子ヶ沢堤	南外南檜岡西ノ又	個人	4.5	25.0	3,000	○		
120	南外	○	松木田堤1	南外松木田	個人	3.5	30.0	2,000	○		
121	南外	○	松木田堤2	南外松木田	個人	3.0	80.0	5,000	○		
122	南外	○	上ノ山堤	南外南檜岡西ノ又	個人	4.5	42.0	4,400	○		
123	南外	○	西ノ又堤	南外南檜岡西ノ又	個人	4.0	26.0	1,500	○		
124	南外	○	岩瀬堤1	南外岩瀬	個人	4.5	23.0	3,000	○		
125	南外	○	日暮沢堤1	南外赤畑	個人	6.0	45.0	7,500	○		
126	南外	○	日暮沢堤2	南外赤畑	個人	7.3	19.0	3,000	○		
127	南外	○	サドゴノ沢	南外田ノ沢	個人	0.6	5.6	800	○		

番号	地域名	防災重点ため池	ため池名称	所在地	管理者	堤高(m)	堤長(m)	有効貯水量(m3)	浸水想定範囲内の民家等	河川氾濫と併発の恐れ	備考
128	南外	○	悪田冷堤	南外滝ノ上	個人	5.0	38.0	500	○		
129	南外	○	赤平神社前堤1	南外赤平後野	個人	3.0	22.0	1,200	○		
130	南外	○	赤平神社前堤2	南外赤平後野	個人	1.2	23.0	700	○		
131	南外	○	堤沢2	南外大杉山	大杉水利組合	8.32	46.0	7,100	○		
132	南外	○	堤沢3	南外大杉山	大杉水利組合	5.47	51.0	29,700	○		
133	太田	○	金井伝	太田字金井伝山下	金井伝部落	8.0	60.0	15,000	○		
134	太田	○	南右エ門	太田字惣行谷地田	惣行部落	4.0	190.0	8,000	○		
135	太田	○	北の沢	太田字惣行	個人	1.4	63.4	2,000	○		

※防災重点ため池とは、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのある秋田県が選定するため池。

7－9 重要水防箇所一覧

(1) 国土交通省重要水防箇所評定基準(案)

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあたっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあたっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは、天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法 崩 れ ・ す べ り	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れまたはすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 破 堤 跡 旧 川 跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所

改訂：平成 18 年 10 月 16 日付け国河治第 97 号河川局治水課長通知「重要水防箇所評定基準（案）の改訂について」より抜粋

(2) 平成25年度重要水防箇所別調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工 法 名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防 (m)		工作物 (箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	30.8 ～32.0	福部羅 右岸	堤防高 (暫々堤) 1	1,342 1,342				避難誘導		神宮寺	協和	大曲 出張所
	30.8 ～32.0	〃 右岸	堤防断面 (暫々堤) 2	1,342								
	32 ～37.9	〃 右岸	堤防高 (暫々堤) 3	5,245 5,245				避難誘導				
	32 ～37.9	〃 右岸	堤防断面 (暫々堤) 4	5,245								
	36.2 ～40.4	強首 左岸	堤防高 (無堤) 5	3,843 3,843				避難誘導			西仙北	
	36.2 ～40.4	〃 左岸	堤防断面 (無堤) 6	3,843								
	36.9	強首 福部羅	福部羅橋 7				1				西仙北 協和	
	42 ～42.2	強首 左岸	堤防高 (無堤) 8	270 270				避難誘導				
	42 ～42.2	〃 左岸	堤防断面 (無堤) 9	270							西仙北	
	41.7 ～42.0	湯野沢 右岸	堤防高 (無堤) 10	276 276				避難誘導				
	41.7 ～42.0	〃 右岸	堤防断面 (無堤) 11	276							協和	
	42 ～44.8	岩瀬 右岸	堤防高 (無堤) 12	2,763 2,763				避難誘導				
	42 ～44.8	〃 右岸	堤防断面 (無堤) 13	2,763								
	42.2 ～43.1	寺館大巻 左岸	堤防高 (暫々堤) 14	1,093 1,093				避難誘導				
	42.2 ～43.1	〃 左岸	堤防断面 (暫々堤) 15		1,093							
	43.1 ～43.3	〃 左岸	堤防高 (暫々堤) 16	215 215				避難誘導				
	43.1 ～43.3	〃 左岸	堤防断面 (暫々堤) 17		215							
	43.3 ～47.0	〃 左岸	堤防高 (暫々堤) 18	3,817 3,817				避難誘導				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工 法 名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	43.3 ～47.0	寺館大巻 左岸	堤防断面 (暫々堤)19	2,916	901					神宮寺	西仙北	大曲出張所
	45 ～47.6	中村 右岸	堤防高 (無堤)20	2,763 2,763				避難誘導				
	45 ～47.6	〃 右岸	堤防断面 (無堤)21	2,763								
	47.6 ～48.5	芦沢 右岸	堤防高 (無堤)22	1,044 1,044				避難誘導				
	47.6 ～48.5	〃 右岸	堤防断面 (無堤)23	1,044								
	48.5 ～48.8	刈和野 右岸	堤防高 (無堤)24	239 239				避難誘導			西仙北	
	48.5 ～48.8	〃 右岸	堤防断面 (無堤)25	239								
	47 ～48.6	北野目 左岸	堤防高 (暫々堤)26	1,373 1,373				避難誘導				
	47 ～48.6	〃 左岸	堤防断面 (暫々堤)27	473	900							
	49.2 ～50.0	刈和野 右岸	堤防高 (特殊堤)28		797 797			避難誘導				
	48.8 ～50.4	北野目 左岸	堤防高 (暫々堤)29	1,455 1,455				避難誘導				
	48.8 ～50.4	〃 左岸	堤防断面 (暫々堤)30	18	1,437							
	48.8 ～48.9	〃 左岸	漏水 30-1									
	50.2 ～50.7	刈和野 右岸	堤防高 (暫々堤)31	531 531				避難誘導				
	50.2 ～50.7	〃 右岸	堤防断面 (暫々堤)32		531							
	50.7 ～52.0	宇留井谷 地 右岸	堤防高 (暫々堤)33	1,378 1,378				避難誘導		神岡		
	50.7 ～52.0	〃 右岸	堤防断面 (暫々堤)34		1,378							
	52 ～52.4	〃 右岸	堤防高 (無堤)35	402 402				避難誘導				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工 法 名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	52 ～52.4	〃 右岸	堤防断面 (無堤) 36	402						神宮寺	神岡	大曲 出張所
	52.4 ～54.6	神宮寺 右岸	堤防高 (暫々堤) 37	1,941 1,941	263 263			避難誘導				
	52.4 ～54.6	〃 右岸	堤防断面 (暫々堤) 38		2,054							
	54.6 ～54.7	〃 右岸	堤防高 (完成堤) 39		50			避難誘導				
	54.6 ～54.7	〃 右岸	漏水 41		100			釜段工				
	54.7 ～55.3	〃 右岸	堤防高 (暫堤) 42	465 465				避難誘導				
	54.7 ～55.3	〃 右岸	堤防断面 (暫堤) 43		465							
	52.6 ～52.8	西板戸 左岸	堤防高 (無堤) 44	383 383				避難誘導			南外	
	52.6 ～52.8	〃 左岸	堤防断面 (無堤) 45	383								
	54 ～55.7	〃 左岸	堤防高 (無堤) 46	1,871 1,871				避難誘導				
	54.2 ～55.7	〃 左岸	堤防断面 (無堤) 47	1,871								
	55.3 ～56.6	神宮寺 右岸	堤防高 (暫堤) 48	1,457 1,457				避難誘導				
	55.3 ～56.6	〃 右岸	堤防断面 (暫堤) 49		1,457							
	55.7 ～56.6	〃 右岸	漏水 50		996			釜段工				
	56.6 ～59.9	〃 右岸	堤防高 (完成堤) 51		3,393 3,393			避難誘導				
	57 ～57.2	〃 右岸	漏水 52		250			釜段工				
	55.8 ～56.5	檜岡川 左岸	堤防高 (無堤) 53	505 505				避難誘導		南外		
	55.8 ～56.5	〃 左岸	堤防断面 (無堤) 54	505								

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL 以上の堤防》 《暫々定 HWL 未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工 法 名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	56.5 ～59.1	南外 左岸	堤防高 (完成堤)55		2,590 2,590			避難誘導		神宮寺	南外	大曲出張所
	56.5 ～59.0	〃 左岸	漏水 56		2,874 284			釜段工				
	56.5 ～59.0	〃 左岸	法崩れ・すべり 56-2		2,874			シート張り工				
	58.5 ～58.6	神宮寺 右岸	漏水 59		100			釜段工			神岡	
	58.9	南外 左岸	木直揚水樋管 60			1					南外	
	59	南外 神宮寺	岳見橋 61				1				神岡	
	59	〃 〃	岳見橋 側道橋62				1				南外	
	59.9 ～60.4	神宮寺 右岸	堤防高 (無堤)63	231 231	324 324			避難誘導			神岡	
	59.9 ～60.4	〃 右岸	堤防断面 (無堤)64	231								
	60.4 ～60.6	〃 右岸	堤防高 (完成堤)65		189 189			避難誘導			大曲	
	60.6 ～60.8	間倉 右岸	堤防高 (完成堤)66		257 257			避難誘導			神岡	
	60.8 ～60.9	〃 右岸	堤防高 (完成堤)67		105 105			避難誘導				
	60.9 ～61.0	〃 右岸	堤防高 (完成堤)69		111 111			避難誘導			大曲	
	61 ～61.4	〃 右岸	堤防高 (完成堤)70		459 459			避難誘導		大曲橋		
	61.7 ～63.6	花館 右岸	堤防高 (完成堤)71		1,530 1,530			避難誘導				
	63.6 ～66.0	大曲右岸 右岸	法崩れ・すべり 72		2,422 2,422			シート張り工				
63.6 ～66.0	大曲右岸 右岸	漏水 72-2		1,904			釜段工					
62.1 ～66.2	大曲左岸 左岸	堤防高 (完成堤)73		3,345 3,345			避難誘導		大曲橋	大曲		

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工 法 名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	62.4 ～62.6	大曲左岸 左岸	漏水 74		250			釜段工		大曲橋	大曲	大曲出張所
	62.8 ～62.9	〃 左岸	漏水 75		80			釜段工				
	63.6	大曲左岸 大曲右岸	姫神橋 77				1					
	63.6 ～66.0	大曲右岸 右岸	堤防高 (完成堤)78		1,513 1,513			避難誘導				
	66 ～67.8	〃 右岸	法崩れ・すべり 79		1,875 1,875			シート張り工				
	64.9	大曲左岸 左岸	大曲西根 揚水機80			1						
	65.2	大曲左岸 大曲右岸	大曲橋 81				1					
	66.7 ～67.0	〃 右岸	漏水 83		290			釜段工				
	67.1 ～67.3	〃 右岸	漏水 84		340			釜段工				
	67.7	〃 右岸	漏水 85		70			釜段工				
	67.8 ～69.4	〃 右岸	法崩れ・すべり 86		1,644 1,644			シート張り工				
	67.8 ～69.4	〃 右岸	漏水 87		1,644			釜段工				
	68 ～68.1	大曲左岸 左岸	漏水 89		80			釜段工				
	68.5 ～68.7	〃 左岸	漏水 90		150			釜段工				
	68 ～70.3	大曲左岸 左岸	法崩れ・すべり 91		1,645 1,645			シート張り工				
70.2 ～71.3	大曲左岸 左岸	堤防高 (無堤)92	1,390 1,390	671 671					雄物川橋			
70.2 ～71.3	〃 左岸	堤防断面 (無堤)93	2,061									

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工 法 名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
雄物川	74	角間川第二 右岸	布晒揚水樋 管			1				雄物川橋	大曲	大曲出張所
	74.6 ～75.2	野崎 右岸	堤防高 (暫堤)98		631 631			避難誘導				
	74.6 ～75.2	〃 右岸	堤防断面 (暫堤)99		631							
玉川	0.7 ～1.0	花館 左岸	堤防高 (暫堤)235		248 248			避難誘導		長野		
	0.7 ～1.0	花館 左岸	堤防断面 (暫堤)236		248			避難誘導				
	1.6 ～2.8	〃 左岸	堤防高 (完成堤)237		1,053 1,053			避難誘導				
	1.6 ～2.2	玉川右岸 下流 右岸	堤防高 (完成堤)238		604 604			避難誘導				
	2.2 ～2.4	〃 右岸	堤防高 (暫堤)239		225 225			避難誘導				
	2.2 ～2.4	〃 右岸	堤防断面 (暫堤)240		225							
	2.4 ～3.2	〃 右岸	堤防高 (無堤)241	762 762				避難誘導				
	2.4 ～3.2	〃 右岸	堤防断面 (無堤)242	762								
	3.2 ～3.8	玉川右岸 上流 右岸	堤防高 (暫堤)243		609 609			避難誘導				
	3.2 ～3.8	〃 右岸	堤防断面 (暫堤)244		609							
	3.8 ～4.2	〃 右岸	堤防高 (暫堤)245		206 206			避難誘導				
	3.8 ～4.2	〃 右岸	堤防断面 (暫堤)246		395 189							
	4.8 ～5.0	玉川左岸 上流 左岸	堤防断面 (暫堤)247		20 20							
	6.6 ～7.0	〃 左岸	堤防高 (無堤)248	190 190				避難誘導				

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL 以上の堤防》 《暫々定 HWL 未満の堤防》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工法名	関連 計画 等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
玉川	6.6 ～7.0	玉川左岸 上流 左岸	堤防断面 (無堤)249	308 118						長野	大曲	大曲出張所
	7 ～9.2	〃 左岸	堤防高 (無堤)250	1,847 1,847	225 225			避難誘導			中仙	
	7 ～9.2	〃 左岸	堤防断面 (無堤)251	2,072								
	8.3	高瀬 左岸	水衝・洗掘 252		50			木流し工				
丸子川	0 ～0.9	丸子川左 岸 左岸	漏水 254		863 863			釜段工		大曲橋	大曲	
	0 ～0.9	〃 左岸	法崩れ・すべり 255		863			シート張り工				
	1.0 ～1.2	〃 左岸	堤防断面 (暫堤)256		216 216			避難誘導				
	1.0 ～1.2	丸子川右 岸 右岸	堤防断面 (暫堤)257		130 130			避難誘導				
横手川	0.2	横手川	藤木下橋 259				1					
	0.2 ～1.2	〃 左岸	堤防断面 (暫堤)260		939			避難誘導				
	0 ～1.2	〃 左岸	法崩れ・すべり 261		1,096 1,096			シート張り工				
	0.3 ～0.6	〃 右岸	水衝・洗掘 262		230 130			木流し工				
	0.4 ～0.8	〃 右岸	堤防断面 (暫堤)263		405 405			避難誘導				
	0.6	横手川	藤木上橋 264				1					
	0.6	横手川	藤木上橋 側道橋265				1					
	0.8 ～1.2	横手川右 岸 右岸	堤防高 (無堤)266	413 413				避難誘導				
0.8 ～1.2	〃 右岸	堤防断面 (無堤)267	413									

注) 堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

《暫定 HWL以上の堤防》 《暫々定 HWL未満の堤防》

(3) 平成25年度重要水防要注意区間調書

河川名	新距離標	地区名及び 左右岸別	評定種別及び 図面番号	平成30年度評定			対策水防 工法名	関連 計画等	水防警報 対象 観測所	地域	出張所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸閘 (箇所)					
雄物川	30.8 ～31.4	福部羅 右岸	新堤防 1						神宮寺	協和	大曲出張所
	31.4 ～32.4	〃 右岸	新堤防 2								
	32.4 ～36.6	〃 右岸	新堤防 3								
	36.6 ～37.6	福部羅 右岸	新堤防 4								
	42.2 ～43.1	寺館大巻 左岸	新堤防 5	1,093						西仙北	
	43.1 ～43.3	寺館大巻 左岸	新堤防 6	215							
	43.3 ～47.0		新堤防 9		520				神宮寺	西仙北	
丸子川	0.8 ～0.9	〃 左岸	旧川跡 15		130				大曲橋		大曲出張所
横手川	0.0 ～0.2	横手川左岸 左岸	新堤防 16								

(4) 「特定の区間」調書

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	地域	出張所
雄物川	63.4k ～69.6k	大曲西根 ～藤木右岸	6,091m	1	大曲橋	大曲	大曲

※「特定区間」とは、国土保全上、国民経済上特に重要な水系として指定される、一級水系の直轄管理区間のうち破堤、氾濫した場合に甚大な被害が予想される区間である。

(5) 秋田県重要水防区域評定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれの2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 漏水の履歴がないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝 ・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所

(6) 平成25年度秋田県重要水防区域一覧表

河川名	重 要 水 防 区 域								特に警戒を要する延長			関連計画等	上段:危険戸数 (戸) 下段:耕地 (ha)	適 要	
	位 置	左 右 岸 の 区 分	認定 基準	堤 防		工 作 物		新堤・破堤 跡・旧河川 (延長m)	工事施 工中又は 計画期間	延長 (m)	予想さ れる危 険概要				対 策 水 防 工 法
				A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)								
淀川	協和小種	右岸	流下能力		1,180						家田畑 浸水	土のう 積		5 15	
	協和下淀川	左岸			800				300				5 5		
大沢川	円行寺板繁	左岸	堤防高		300					200	家田畑 浸水	土のう 積		2 5	
	大沢郷宿 円行寺 八木山	左岸 右岸			3,100 2,000				300	田畑浸 水				11	
	大沢郷宿 金剛寺 箱井	左岸 右岸			3,200 2,500				2,100 2,100					35	
土貫川	土川 小杉山	左岸 右岸	流下能力		3,500 4,000					900 900	家田畑 浸水	土のう 積		10 25	
	土川 半道寺	左岸 右岸			1,200 2,054				1,200 2,054				15		
	土川 半道寺	左岸 右岸	新堤防		295 272				295 272	総合流域防災事業			15	H19まで	
心像川	土川 添ノ又	右岸	流下能力		1,400					500	田畑浸 水	土のう 積		8	
	土川 今泉	左岸			900				400				4		
大滝川	土川 添ノ又	左岸 右岸	流下能力		500 500					300	家田畑 浸水	土のう 積		3 6	
榑平川	大沢郷宿 滝ノ沢	左岸	流下能力		500					100	家田畑 浸水	土のう 積		5	
	大沢郷宿 尊仏	左岸 右岸			3,200 700				500				12		
布又川	円行寺 布又	左岸 右岸	流下能力		100 100						田畑浸 水	土のう 積		2	
	円行寺 下布又	右岸			1,000					道路通行止				5	
櫛岡川	南外 田尻	左岸 右岸	流下能力		2,800 3,400					400	家田畑 浸水	土のう 積		180	
	南外 金屋	左岸 右岸			1,700 2,800				300				3 20		

河川名	重 要 水 防 区 域								特に警戒を要する延長			関係計画等	上段：危険戸数 (戸) 下段：耕地 (ha)	適 要	
	位 置	左 右 岸 の 区 分	認定 基準	堤 防		工 作 物		新堤・破堤 跡・旧河川 (延長m)	工事施 工中又は 工事完了	延長 (m)	予想さ れる危 険概要				対 策 水 防 工 法
				A (m)	B (m)	A (箇所)	B (箇所)								
櫛岡川	南外 鞆田	右岸	流下 能力		700					700	田畑浸 水	土のう 積		2 50	
	南外 揚土	左岸			200					200	道路通 行止			4	
	南外 田中	左岸			500 500					200 500				11	
小出川	南外 小出	左岸 右岸	流下 能力		1,200					600	家田畑 浸水			5 8	
西の又 川	南外 西の又	左岸	流下 能力		1,400					600	家田畑 浸水	土のう 積		2 20	
	南外 及位	左岸			1,400					600	田畑浸 水			20	
	南外 落合	左岸 右岸									家田畑 浸水			5 2	
玉川	下鷺野 遠藤	左岸	堤防 断面 水衝 洗掘		3,300					3,200	家田畑 浸水	川倉 シート張 り		30 50	
福岡内 川	大曲 須和町	右岸	流下 能力		1,600					400	家屋浸 水	土のう 積		60	
窪園川	太田 東今泉	左岸 右岸	流下 能力		400 400					400 400	家田畑 浸水	土のう 積		3 5	
	川口川	太田 三本扇	左岸 右岸	流下 能力		1,000 1,000					家田畑 浸水	土のう 積		3 50	
小友川	内小友 館前	左岸 右岸	流下 能力		1,000 1,000					500 500	家田畑 浸水	土のう 積		30 10	
	上総川	下深井 南谷地	左岸 右岸	流下 能力		600 600					道家田 畑浸水	土のう 積		10 10	
斉内川	豊川 八丁堀	右岸	洗掘		400					200	家田畑 浸水	土のう 積		5 10	
	栗沢 柏木野	右岸			300					300		シート張 り		5 10	
淀川	協和 小種	左岸	新堤 防		139			139			家田畑 浸水	土のう 積	広域基 幹		H18まで
	協和 小種	右岸			20			20					広域基 幹		H18まで
	協和 小種	左岸 右岸			274					274			総合流 域防災 事業	15	H20まで
丸子川	高梨 上川原	左岸 右岸	新堤 防		350 300					350 300	家田畑 浸水	土のう 積	県単事 業	20 20	H25まで

(7) 大仙市重要水防箇所

No.	地域	路線名	場所
1	大曲	川崎半在家線	四ツ屋字西下瀬（川崎アンダーパス）
2	大曲	大河原下袋線	花館字間倉（アンダーパス）
3	大曲	上大戸柳町線	花館字上中野（花館上中野アンダーパス）
4	大曲	萩台花館中町線	花館中町（アンダーパス）
5	大曲	花館中町泉町2号線	花館中町（花館中町アンダーパス）
6	大曲	花館上町萩台線	花館上町（門堰アンダーパス）
7	大曲	花園線	朝日町（朝日町アンダーパス）
8	大曲	蛭川幹線	蛭川字吉兵エ野（蛭川アンダーパス）
9	大曲	中通線	大曲黒瀬町（黒瀬アンダーパス）
10	大曲	浜町丸子町線	大曲須和町二丁目（福部内アンダーパス）
11	大曲	バイパス福田線	戸蒔字福田（福田アンダーパス）
12	大曲	バイパス屋敷後線	東川字屋敷後（屋敷後アンダーパス）
13	大曲	バイパス前田表線	東川字前田表（前田表アンダーパス）
14	大曲	上栄町金谷町1号線	大曲金谷町7-30 ヘアーサロンウキシマ付近（道路冠水常襲地区）
15	神岡	荒屋二タ子沢線	神宮寺字荒屋（大浦アンダーパス）
16	神岡	沼尻八石線	北檜岡字布田谷地（沼橋アンダーパス）
17	神岡	坊ヶ沢戸月線	神宮寺字八石家前（八石アンダーパス）
18	神岡	大巻線	神宮寺字館の北（神道アンダーパス）
19	神岡	下新屋線	北檜岡字下新屋（神宮寺BP第7号アンダーパス）
20	神岡	北檜岡山岸線	北檜岡字沖田（神宮寺BP第8号アンダーパス）
21	神岡	豊後野下段1号線	神宮寺字豊後野下段 （神宮寺BP第12号アンダーパス）
22	神岡	大巻線	神宮寺字大巻（大巻アンダーパス）
23	神岡	家後館越中島線	神宮寺字館の北（館ノ北アンダーパス）
24	西仙北	浮島・田中線	刈和野字大佐沢（中学校歩道地下道）
25	西仙北	愛宕下・上ノ台線	刈和野字愛宕下（上ノ台アンダーパス）
26	中仙	押切和村線	下鶯野字下中嶋（中嶋地下道）
27	中仙	押切2号線	下鶯野字下中嶋（押切地下道）
28	中仙	石持高橋線	上鶯野字向飛田（上鶯野地下道）
29	中仙	中仙6号線	上鶯野字新屋敷（石持地下道）
30	中仙	高畑新山線	長野字一ノ坪（横町地下道）
31	中仙	中仙4号線	鍵見内字大根田（八幡地下道）
32	中仙	中仙3号線	長野字太田袋（神林地道）
33	協和	境・野田3号線	協和境字野田（野田アンダーパス）
34	協和	西窪・西野線	協和峰吉川字西窪（西野アンダーパス）
35	協和	前沢・中村線	協和峰吉川字中村後（国広アンダーパス）
36	協和	上淀川・西町後線	協和上淀川字上淀川（西町後アンダーパス）
37	協和	県道秋田岩見船岡線	協和船岡字一の渡（一の渡地下道）
38	仙北	川前20号線	戸地谷字沼田（戸地谷アンダーパス）

第8 危険物に関する事項

8-1 高圧ガス

(1) 一般高圧ガス第一種製造事業所

事業所名	所在地	ガス種	最大貯蔵 数量(t)	備考
由利工業(株) 大曲工場	戸蒔字大槻64	窒素 酸素	12×2	
光山電気工業(株) 秋田工場	泉町4-52	窒素	14.9	
興栄建設(株) 大曲工場	大曲西根字西道地野 502-2	炭酸ガス	4.5	
セイコーインスツル (株)秋田事業所	大曲西根字鳥居58-2	窒素	3.5+12	

(2) 高圧ガス第一種貯蔵所

事業所名	所在地	貯蔵 ガス種	貯蔵量	備考
由利工業(株)大曲工場	戸蒔字大槻64	圧縮水素	8,274m ³	
(株)相場商店大曲営業所	花館字上殿屋敷153-1	LPG・ヘリウム 窒素・アルゴン 炭酸・フロン 混合ガス・酸素 アセチレン 水素・プロパン その他混合ガス	2,282m ³	
(株)タニタ秋田	堀見内字下田茂木添 28-1	LPG	15.44t	

8-2 LPガス

(1) LPガス第一種製造所、充てん所・輸送事業所

製造所名	所在地	貯蔵能力 (t)	製造目的	備考
鈴木商事(株)日の出工場	大曲日の出町2-3-3	20×2 10×1 0.5×2	充填 オート 残ガス回収	
(株)本間 本間プロパン LPガス充填所	戸地谷字大和田216-1	20×1 10×1	充填 オート	

(2) LPガス第一種製造所、オートスタンド専用

製造所名	所在地	貯蔵能力 (t)	製造目的	備考
鈴木商事(株) 第2オートガススタンド	花館字下殿屋敷 12-1	10×1	オート	

(3) L P ガス第一種製造事業所、移動式製造施設

製 造 所 名	所 在 地	貯蔵能力 (t)	製造目的	備考
鈴木商事(株) 日の出工場	大曲日の出町2-3-3	2×2	移動式	

(4) L P ガス販売所

番号	名 称	所在地	備 考
1	(株)相場商店大曲営業所	花館字上殿屋敷153-1	
2	(株)まるむ本店	大曲須和町1-6-48	
3	(株)まるむ横沢営業所	太田町三本扇字狐柳190	
4	鈴木商事(株)	大曲日の出町2-3-3	
5	(有)羽後燃料	大曲あけぼの町2-59	
6	菊地プロパン	四ツ屋字掬田119	
7	(資)カネ銀佐藤商店	四ツ屋字上前村7-3	
8	(資)高富プロパン商会	大曲須和町2-5-34	
9	(資)四ツ屋物産	高関上郷字大村6-9	
10	(有)斉藤石油	神宮寺字大坪街道下5-3	
11	鈴木鉄工所	福田字穴沢29-6	
12	(有)大釜商店	板見内字一ッ森236-1	
13	(有)進藤商店	南外字下木直285-2	
14	草薙商店	豊岡字中荒井野19-11	
15	佐々木プロパン	太田町横沢字平内清水1-2	
16	高橋和三郎商店	太田町小神成字桜木52-2	
17	斉藤プロパン	強首字根越沢田19-3	
18	(有)田村燃料設備工業	北野目字北野目47-1	
19	(有)小松石油	長野字紫嶋55-1	
20	(有)石川屋商店	清水字大蔵126-8	
21	(株)協和プロパン	協和上淀川字和田171-10	
22	高見プロパン	南外字坊田165-1	
23	(株)本間	戸地谷字大和田216	
24	(株)おばこライフサービス 中央L P ガスセンター	高梨字米打橋60	
25	(株)おばこライフサービス 西部L P ガスセンター	協和峰吉川字丁田22	
26	熊沢薬局プロパン部	北長野字野口前70-6	
27	鈴木正俊商店 (有)	角間川町字西本町8	
28	(有)土井商店	字刈和野312	
29	(有)佐々木電器	南外字下鎌田67-1	
30	(株)いとう	下鶯野字羽場16	
31	黒川商店	刈和野字清光院後42-5	
32	三浦商店	内小友字仙北屋29	

番号	名 称	所在地	備 考
33	イースナーライフ (株)	神宮寺字本郷野72番地1	
34	よろずや商店	上野田字中村107-1	
35	(株)ミツウロコ秋田支店	北檜岡字下中野75-5	
36	東部液化石油(株)秋田南支店	北檜岡字下中野75-5	35と同一敷地内

8-3 火薬類

(1) 火薬類製造所

業者氏名	事務所 所在地	火 薬 庫				工 場		
		所在地	棟数	種類	数量 (kg)	所在地	工場 種 別	棟数
大曲花火 化学工業 (有)	四ツ屋字 上原野77	四ツ屋字 上原野77	1	煙火原 料用火	2,400	四ツ屋字 上原野77	危険工室 日乾場 一時置場	5
		四ツ屋字 上原野97	1	薬 その他				1
								1
(株)小松 煙火工業	内小友字 宮林6	内小友字 下高花110-1	1	煙火原 料用火	18,140	内小友字 中田宮東3 45,354-1, 361,362,4 22-2	危険工室 日乾場	19
		内小友字 中土17-3	1	薬 その他				1
		内小友字 中田宮東3 45	3					
		内小友字 中田宮東3 54-1	2					
		内小友字 中田宮東3 54-1,361, 362,422-2	2					
		内小友字 中田宮東 362	1					
(株)北日 本花火興 業	神宮寺字 下金葛32 0	神宮寺字 金葛95	2	煙火原 料用火	20,400	神宮寺字 金葛95 神宮寺字 小沢山15- 5 神宮寺字 小沢山15- 8,15-8	危険工室 日乾場	15
		神宮寺字 小沢山15- 5	2	薬 その他				1
		神宮寺字 小沢山15- 8,15-8	2					

業 者 氏 名	事 務 所 所在地	火 薬 庫				工 場		
		所在地	棟 数	種 類	数 量 (kg)	所在地	工 場 種 別	棟 数
(株)和火 屋	神宮寺字 福島30	神宮寺字 豊後野上 段4-1	1	煙火原 料用火 薬	6,000	神宮寺字 豊後野上 段4-1	危険工室 日乾場	6 1
		神宮寺字 福島家下5 6-1	1	その他		神宮寺字 福島家の 下56-1,5		
		神宮寺字 福島家下5 9	1			9,88,89,9 0,91-1		
(株)響屋	長戸呂字 ハサバ長 根1番地5	長戸呂字 ハサバ長 根1番地5	1	煙火原 料用火 薬 その他	2,000	長戸呂字 ハサバ長 根1番地5	危険工室 日乾場	4 1

(2) 火薬類販売店所有・占有火薬庫

火 薬 庫 所 有 者	事 務 所 所 在 地	区 分	火 薬 庫 の 種 類 棟 数	火 薬 庫 所 在 地
(有) 西部 (大曲総合射撃場)	内小友字長持沢11	販 売	実 包 1	内小友字長持沢11

8-4 毒物・劇物

(1) 毒物劇物業務上取扱者

名 称	所 在 地	取 扱 品 目	電 話 番 号
東電化工業(株)	協和船岡字善知鳥14番地1	無機シアン化合物	018-892-3411

8-5 危険物

(1) 市内給油所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)有竜ガソリンスタンド 刈和野SS	刈和野字一里塚東2の1	75-1213
(株)イーイービー 油屋金太	花館字間倉176-1	73-5902
メガメトロ(株) ペトラス大曲店	和合字坪立177	52-6070
(株)おばこライフサービス 四ッ屋SS	四ッ屋字上古道183-1	66-1327
(株)おばこライフサービス 淀川SS	協和小種字田中61-1	018-896- 2211
(株)おばこライフサービス 太田SS	太田町横沢字窪関南525-1	88-2207

名	称	所	在	地	電話番号
(株)おばこライフサービス	南外SS	南外字上野	229-3		74-3111
(株)おばこライフサービス	横堀SS	福田字穴沢	42-1		69-3367
(株)おばこライフサービス	船岡SS	協和船岡字下船岡	91-2		018-892-3031
(株)おばこライフサービス	内小友SS	内小友字中沢	316-1		68-2360
(株)おばこライフサービス	中仙SS	下鶯野字大谷	157		56-2020
(株)おばこライフサービス	神岡SS	神宮寺字西田	13-1		72-2221
(株)おばこライフサービス	西仙北SS	刈和野字一里塚東	83-2		75-1517
(資)カネ銀佐藤商店		四ツ屋字上前村	87		66-2221
協和石油(株)	セルフ大曲バイパスSS	福田町	17-8		62-2559
草薙商店		豊岡字中荒井野	19-11		57-2418
(有)小松石油	中仙SS	長野字紫嶋	55-1		56-2073
(有)斉藤石油	神岡町SS	神宮寺字大坪街道下	5-3		72-2929
(有)佐藤工業所	四ツ屋SS	高関上郷字高屋敷	50-1		66-2046
鈴木商事(株)	戸蒔SS	戸蒔字福田	52-1		62-6084
鈴木商事(株)	日の出SS	大曲日の出町	2-3-3		63-4557
鈴木商事(株)	ニュー大曲SS	大曲白金町	8-23		62-1487
鈴木商事(株)	よつや大曲SS	花館字常保寺	75-5		63-7550
鈴木商事(株)	二丁目SS	大曲日の出町	2-3-18		63-4555
鈴木商事(株)	殿屋敷SS	花館字下殿屋敷	12-1		63-3136
鈴木商事(株)	協和SS	協和境字岸館	74-1		892-3191
鈴木商事(株)	神宮寺SS	神宮寺字館ノ越	20-1		72-4267
鈴木正俊商店(有)	角間川SS	角間川町字西本町	8		65-2111
高貝商店	太田SS	太田町斉内字杉元	40		89-1234
(資)竹屋商店	横沢SS	太田町横沢字泥窪	384-2		88-2007
大東物産(株)	大曲北SS	泉町	9-37		62-1441
寺田建設(株)		清水字上大蔵	202-1		56-2811
三浦商店	大曲内小友SS	内小友字仙北屋	29		68-2414
三国商事(株)	大曲バイパス給油所	戸地谷字川前	375-1		62-9011
三菱商事エネルギー(株)	東北支店 セルフ大仙飯田SS	小貫高畑字中荒所	82-3		86-3656
(有)村商	油や中仙	北長野字野口前	29-2		56-7005
(有)柳修商店	横堀SS	福田字大面	123		69-3009
(株)ヤマダ	長野SS	長野字柳田	11-1		56-3804
(株)山二	大曲SS	戸蒔字谷地添	79-1		63-1336

名	称	所	在	地	電 話 番 号
J X T G エ ネ ル ギ ー (株)		大 曲 住 吉 町 3-8			66-2111
Dr. Drive大曲住吉店					66-1605
(資)四ツ屋物産	大曲高関SS	高 関 上 郷 字 大 村 4-9			

第9 公用負担に関する資料

9-1 市長等の応急公用負担

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
水防管理者 消防長 消防署長	水防のため緊急の必要があるとき	1 必要な土地の一時使用 2 土石、竹木、その他の資材を使用し、または収用すること。 3 車馬その他の運搬具もしくは器具を使用すること。 4 工作物その他の障害物を処分すること。	水防管理団体は、損失を受けた者に対し時価により補償する。	水防法 第28条
消防吏員 消防団員	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため必要があるとき	火災が発生しようとし、または発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分しまたはその使用を制限すること。		消防法 第29条第1項
消防長 消防署長	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分しまたは使用を制限すること。		消防法 第29条第2項
同上	消火もしくは延焼の防止または人命救助のため緊急の必要があるとき	上記以外の消防対象物及び土地を使用し、処分しまたは使用を制限すること。	市は、損失補償の要求があったときは、時価により補償する。	消防法 第29条第3項、第4項
市長 (警察官) (自衛官)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置のため緊急の必要があるとき	1 他人の土地、建物、工作物を一時使用すること。 2 土石、竹木、その他の物件を使用し、または収用すること。	市長は、処分により通常生ずべき損失を補償する。	災対法 第64条第1項 第82条第1項
同上	同上	現場の災害を受けた工作物または物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること。	市長は、当該工作物等を保管しなければならない。	災対法 第64条第2項
市長 (警察署長)	災害が発生するおそれがあるとき	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者、所有者又は管理者に指示すること。		災対法 第59条

第 10 応援協定等に関する資料

10-1 災害時における大仙市と座間市相互応援に関する協定書

災害時における大仙市と座間市相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 秋田県大仙市と神奈川県座間市（以下「両自治体」という。）は、両自治体の区域に災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において被災した自治体（以下「被災自治体」という。）の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (5) 防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一次収容のための施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 被災自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の種類、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については、原則として被災自治体の負担とする。
- (2) 派遣職員が一箇月を超える派遣となる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する職員の派遣とする。この場合、「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について（通知）」平成7年2月23日付け自治省行政局公務員部公務員課長通知を準用するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条の規定による応援の手続きを確実に円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 大仙市市民生活部住民課長
- (2) 座間市市民部安全対策課長

(災害対策連絡会議の設置)

第6条 両自治体は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連

絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

- （１） 連絡会議は、定期的及び必要に応じて開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するものとする。
- （２） 両自治体は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両自治体はその都度協議して定めるものとする。

（適用日）

第8条 この協定は、平成17年7月4日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月4日

秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市長 栗 林 次 美

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市長 星 野 勝 司

10-2 災害時における相互援助に関する協定書（県内13市）

災害時における相互援助に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部又は一部において、大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、都市間の相互援助又は協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（援助の種類）

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧および生活必需品ならびにこれらの供給に必要な資機材及び物資の提供
- （2）救援および救助に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療及び防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （4）被災者を一時入所させるための施設の提供
- （5）救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- （6）前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認められるもの

（援助要請の手続）

第3条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）援助を受ける場所およびその経路
- （3）援助を受ける期間
- （4）前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- （5）前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、事務職、技術職、技能職の職種別及び人員
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第4条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（調整都市）

第5条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第2条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行う都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合的な調整を行うための都市（以下「調整都市」という。）を置く。

2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

（経費の負担）

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、関係都市が協議して定めるものとする。

（賠償責任）

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは重度障害者となった場合においては、本人又はその遺族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に損害を与えた場合（その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災都市がその賠償の責めを

負うものとする。

(連絡体制等)

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当部課(室)を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発生するものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月26日

秋田市山王1丁目1番1号

秋田市

秋田市長 佐竹 敬久

能代市上町1番3号

能代市

能代市長 齊藤 滋宣

横手市前郷字下三枚橋269番地

横手市

横手市長 五十嵐 忠悦

大館市字中城20番地

大館市

大館市長 小畑 元

由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市

由利本荘市長 柳田 弘

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市

男鹿市長 佐藤 一誠

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市

湯沢市長 鈴木 俊夫

大仙市大曲花園町1番1号

大仙市

大仙市長 栗林 次美

鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

鹿角市

鹿角市長 児玉 一

潟上市天王字上江川 4 7 番地 1 0 0

潟上市

潟上市長 石川 光男

北秋田市花園町 1 9 番地 1 号

北秋田市

北秋田市長 岸部 陞

仙北市田沢湖生保内字宮の後 3 0 番地

仙北市

仙北市長 石黒 直次

にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

にかほ市

にかほ市長 横山 忠長

年 月 日 号

様

住所
氏名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
被 害 状 況	
援 助 内 容 の 種 類	
援 助 を 要 す る 職 種 別 人 員	
援 助 場 所 到 達 経 路	
援 助 を 受 け る 期 間	
そ の 他 援 助 に 必 要 な 事 項	

様式第 2 号

災害時の連絡担当部課室

(市)

連 絡 部 課 室 名			
連 絡 担 当 者	責 任 者	課・室長	
	補 助 者		
連絡先電話番号	勤務時間内	責任者	
		T E L	
		F A X	
		補助者	
		T E L	
		F A X	
	勤務時間外	責任者	
		T E L	
		F A X	
		補助者	
		T E L	
		F A X	
備 考			

連絡担当者に変更が生じたときは、すみやかに通知するものとする。

援 助 調 整 都 市

被 災 都 市	援 助 調 整 都 市 名	
	正	副
秋 田 市	湯 沢 市	大 仙 市
能 代 市	北 秋 田 市	仙 北 市
横 手 市	秋 田 市	男 鹿 市
大 館 市	大 仙 市	横 手 市
由利本荘市	鹿 角 市	大 館 市
男 鹿 市	大 館 市	鹿 角 市
湯 沢 市	能 代 市	にかほ市
大 仙 市	男 鹿 市	秋 田 市
鹿 角 市	由利本荘市	潟 上 市
北 秋 田 市	にかほ市	由利本荘市
潟 上 市	仙 北 市	湯 沢 市
仙 北 市	潟 上 市	能 代 市
にかほ市	横 手 市	北 秋 田 市

10-3 災害時における相互援助に関する協定書

災害時における相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、平成25年3月31日に解散した北東北地域連携軸構想推進協議会の構成自治体が、引き続き災害時における相互応援活動を継続していくため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づく相互協力及び応援について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は品名、規格、数量等
- (4) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は職種別人員及び従事内容並びに期間
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの人数及び従事内容並びに期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第4条 被災市から応援要請の依頼がない場合、応援する市において事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第5条 応援に従事する応援市の職員は、被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は関係市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 第2条に定める応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、若しくは負傷し、又は疾病により死亡し、若しくは重度障害者となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援市が負うものとする。

2 応援市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市との往復途上に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第8条 各市は、相互応援に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生したときは、速やかに

相互に連絡するものとする。

2 各市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要に応じ、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成25年5月20日から施行する。

この協定の成立を証するため、各市長記名押印のうえそれぞれの1通を保有する。

平成25年5月20日

大船渡市

大船渡市長 戸 田 公 明

花巻市

花巻市長 大 石 満 雄

北上市

北上市長 高 橋 敏 彦

遠野市

遠野市長 本 田 敏 秋

釜石市

釜石市長 野 田 武 則

奥州市

奥州市長 小 沢 昌 記

横手市

横手市長 五十嵐 忠 悦

湯沢市

湯沢市長 齊 藤 光 喜

由利本荘市

由利本荘市長 長谷部 誠

大仙市

大仙市長 栗 林 次 美

10-4 秋田県広域消防相互応援協定書

秋田県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定書は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

2 平成6年12月1日付けで締結した秋田県広域消防相互応援協定は、廃止する。

(大規模災害等)

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち応援活動（市町等の消防隊、救助隊及び救急隊が自ら又は資機材を利用して行う応援の活動をいう。以下同じ。）を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で、大規模又は特殊なもの
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 前各号に掲げるもの以外の大規模若しくは特殊な災害又は事故

(代表消防機関及び代行消防機関の設置)

第3条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関を置く。

2 前項の代表消防機関は、秋田県消防長会会長の所属する消防機関とする。

3 代表消防機関に事故がある場合は、当該機関の機能を代行するため代行消防機関を置く。

4 前項の代行消防機関は、秋田県消防長会副会長の所属する消防機関とする。

(応援隊等の整備)

第4条 市町等は、第2条に規定する大規模災害等が発生した場合において行われる応援活動の要請（以下「応援要請」という。）に備え、応援活動のための出動が可能な消防隊、救助隊及び救急隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材を整備しておくものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、大規模災害が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援活動に必要な事項を明確にして行うものとする。

2 前項の応援要請は、災害発生時においては電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。

3 要請側の長又は消防長は、応援要請の内容について、速やかに代表消防機関を経由し、秋田県知事に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき、又は特別な事情により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関を経由し要請側の長又は消防長に通知するとともに、秋田県知事に通報するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する費用の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側の負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料に係る経費を除く。）
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等（応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。）
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第10条 この協定は、この協定締結の日から発効する。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成22年12月22日

秋 田 市		
市長	穂 積	志
横 手 市		
市長	五十嵐	忠 悦
大 館 市		
市長	小 畑	元
由利本荘市		
市長	長谷部	誠
北秋田市		
市長	津 谷	永 光
にかほ市		
市長	横 山	忠 長
五城目町		
町長	渡 邊	彦兵衛

湯沢雄勝広域市町村圏組合			
管理者	齊 藤	光 喜	
能代山本広域市町村圏組合			
管理者代表理事	齊 藤	滋 宣	
大曲仙北広域市町村圏組合			
管理者	栗 林	次 美	
鹿角広域行政組合			
管理者	児 玉		一
男鹿地区消防一部事務組合			
管理者	渡 部	幸 男	
湖東地区行政一部事務組合			
管理者	齋 藤	正 寧	

10-5 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書

災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 全項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項に規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。

2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は質義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年 1月20日

秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田市山王一丁目1番1号
秋 田 市 長 穂 積 志

能代市上町1番3号
能 代 市 長 齊 藤 滋 宣

横手市条里一丁目1番1号
横 手 市 長 五十嵐 忠 悦

大館市字中城 20 番地
大 館 市 長 小 畑 元

男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1
男 鹿 市 長 渡 部 幸 男

湯沢市佐竹町 1 番 1 号
湯 沢 市 長 齊 藤 光 喜

鹿角市花輪字荒田 4 番地 1
鹿 角 市 長 児 玉 一

由利本荘市尾崎 17 番地
由利本荘市長 長谷部 誠

潟上市天王字上江川 47 番地 100
潟 上 市 長 石 川 光 男

大仙市大曲花園町 1 番 1 号
大 仙 市 長 栗 林 次 美

北秋田市花園町 19 番 1 号
北秋田市長 津 谷 永 光

にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地
にかほ市長 横 山 忠 長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30 番地
仙 北 市 長 門 脇 光 浩

小坂町小坂鉾山字尾樽部 37 番地 2
小 坂 町 長 細 越 満

上小阿仁村小沢田字向川原 118 番地
上小阿仁村長 中 田 吉 穂

藤里町藤琴字藤琴 8 番地
藤 里 町 長 佐々木 文 明

三種町鵜川字岩谷子 8 番地
三 種 町 長 三 浦 正 隆

八峰町峰浜目名潟字目長田 118 番地
八 峰 町 長 加 藤 和 夫

五城目町西磯ノ目 1 丁目 1 番地 1
五城目町長 渡 邊 彦兵衛

八郎潟町字大道 8 0 番地

八郎潟町長 畠 山 菊 夫

井川町北川尻字海老沢樋ノ口 7 8 番地 1

井 川 町 長 齋 藤 正 寧

大潟村字中央 1 番地 1

大 潟 村 長 高 橋 浩 人

美郷町土崎字上野乙 1 7 0 番地 1 0

美 郷 町 長 松 田 知 己

羽後町西馬音内字中野 1 7 7 番地

羽 後 町 長 大 江 尚 征

東成瀬村田子内字仙人下 3 0 番地 1

東成瀬村長 佐々木 哲 男

10-6 大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定

大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、秋田・岩手地域連携軸推進協議会の構成自治体（以下「構成自治体」という。）の区域内に大規模災害が発生し、被災自治体のみでは十分な応急措置が実施できない場合において、その応急措置及び復旧に必要な自治体間の相互援助協力について必要な事項を定めるものとする。

(相互援助自治体)

第2条 相互援助を行う自治体は、この協定の趣旨に賛同した別表に掲げる構成自治体とする。

(援助の種類)

第3条 援助の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災自治体が特に必要があると認めるもの

(援助要請の手続き)

第4条 援助を要請しようとする自治体は、次に掲げる事項を明らかにした電話等により援助の要請をするものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記入した文書を後日、速やかに相互援助自治体に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所及びその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げる援助を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は事務職、技術職及び技能職の種別並びに人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第5条 被災自治体以外の相互援助自治体は、被災自治体の被害が極めて甚大であることが明らかであり、かつ通信途絶等により被災自治体と連絡が取れない場合には、速やかに被害状況について自主的に情報収集を行い、被災自治体以外の構成自治体相互が連絡調整し、自主援助活動を実施するものとする。

(援助経費の負担)

第6条 援助に要した経費は、原則として援助を受けた自治体が負担する。ただし、被災状況等を勘案し、特別な事情が認められる場合は、相互援助自治体による協議において定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 援助活動に従事した職員がその活動により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したと認められる場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、援助自治体が負うものとする。

2 援助自治体の職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、被災自治体はその賠償の責めを負うものとする。ただし、被災自治体の指揮下に入る前又は解散命令を受けた後に与えた損害については、援助自治体が賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制等)

第8条 構成自治体は、相互援助に関する連絡担当部課等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 構成自治体は、この協定に基づく相互援助が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要に応じ相互援助に関する対策を研究し、協議し、及び情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

2 この協定は、秋田・岩手地域連携軸推進協議会における協議により、必要に応じて改定することができるものとする。

附則

この協定は、平成22年5月27日から施行する。

この協定の成立を証するため、各自治体記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成22年5月27日

潟上市
潟上市長

秋田市
秋田市長

大仙市
大仙市長

仙北市
仙北市長

雫石町
雫石町長

滝沢村
滝沢村長

盛岡市
盛岡市長

宮古市
宮古市長

別表

大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互
援助に関する協定に賛同する自治体

平成22年 5月27日

秋 田 県	潟 上 市
	秋 田 市
	大 仙 市
	仙 北 市
岩 手 県	雫 石 町
	滝 沢 村
	盛 岡 市
	宮 古 市

10-7 災害時応援協定一覧

相手方	協定名称	締結先	締結日	協定内容
国	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	H22. 11. 17	災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
	「道の駅かみおか」における災害時に関する協定	国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	R3. 3. 18	被害状況等の情報の収集・提供、非常用電源の取扱い 避難場所としての使用
	「道の駅協和」における災害時に関する協定	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所	R3. 3. 18	被害状況等の情報の収集・提供、非常用電源の取扱い 避難場所としての使用
自治体	災害時、大仙市と座間市相互応援に関する協定	神奈川県座間市	H17. 7. 4	相互応援
	災害時における相互応援に関する協定	秋田県及び県内25市町村	H24. 1. 20	相互応援
	災害時における相互援助に関する協定	秋田県内13市	H18. 4. 26	相互応援
	災害時における相互援助に関する協定	北東北地域連携軸構想推進協議会構成自治体 （横手、由利本荘、湯沢、大仙、大船渡、花巻、北上、遠野、釜石、奥州）	H25. 5. 20	相互応援
	大規模災害時における秋田・岩手横軸連携相互援助に関する協定	秋田・岩手地域連携軸推進協議会構成自治体 （潟上市、秋田市、仙北市、大仙市、雫石町、盛岡市、滝沢村、宮古市）	H22. 5. 27	相互応援
	「道の駅なかせん」における災害時に関する協定	秋田県仙北地域振興局	R2. 3. 10	被害状況等の情報の収集・提供、非常用電源の取扱い 避難場所としての使用
団体等	災害時LPガス等応援協定	社団法人秋田県エルピーガス協会大曲仙北支部	H19. 7. 24	LPガスの供給
	災害時燃料等応援協定	秋田県石油商業協同組合大曲仙北支部	H19. 7. 24	石油製品の供給
	災害協力に関する協定	東北電力ネットワーク株式会社大曲電力センター	H20. 11. 10 R6. 2. 7変更	職員派遣、電力設備の復旧協力、事前伐採
	「みんなが元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定	一般財団法人助けあいジャパン	R5. 12. 15	トイレトレーラー派遣協力に関する協定
	災害復旧時の協力協定	NTT秋田支店	H21. 11. 12	職員派遣、通信設備の復旧協力

相手方	協定名称	締結先	締結日	協定内容
団体等	災害時建設等応援協定	大仙市建設業協会連合会	H22.3.15	建築物道路等の応急復旧工事
	災害時電気工事等応援協定	大曲仙北電気工事協同組合	H22.3.15	電気施設の応急復旧工事
	災害時管工事等応援協定	大仙・美郷管工事組合	H22.3.15	水道等管工事の応急復旧工事
	災害時リース等応援協定	社団法人全国建設機械器具リース業協会秋田支部	H22.3.15	建設機械、仮設プレハブ、仮設トイレ等の提供
	災害時福祉避難所置運営協定	社会福祉法人県南ふくし会以下9福祉会、組合等	H23.9.30	高齢者等の避難所としての指定
	災害時福祉避難所設置運営協定	特定非営利活動法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」	R2.3.18	高齢者等の避難所としての指定
	水道局所管施設の停電対策に関する協定	大曲建設業協会 大曲仙北電気工事協同組合	H23.9.1	自家発電機の搬送・設置、接続
	災害時し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬に係る協定	秋田県環境整備事業協同組合 県南支部大仙美郷業者会	H24.8.8	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	N T T 秋田支店	H24.8.22	非常用電話（特設公衆電話）の設置及び利用
	災害時に係る一次避難所等提供の協定	秋田銀行、北都銀行、羽後信金	H25.5.30	一次避難所、インフラ提供
	災害時における応急対策業務の応援協定	大仙・仙北測量設計業協会	H25.7.31	被災状況の調査、応急対策工法の検討
	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	秋田県トラック協会(大仙支部)	H25.12.1	避難所等へ生活物資等の輸送
	災害時における液化石油ガス等の応援に関する協定	一般社団法人秋田県L P ガス協会	H26.3.26	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
	災害時における支援協力に関する協定	秋田県行政書士会	H28.11.4	行政書士業務（罹災証明書交付申請等の無料相談窓口設置）
	新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく特定接種の覚書	秋田県厚生農業協同組合連合会 大曲厚生医療センター	H28.11.2	大型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく消防団員のワクチンの特定接種
	災害時応急対策業務応援協定書	大仙市機械器具設置工事業協議会	H31.2.1	機械器具施設等の被害拡大防止と早期復旧、排水作業への協力
	災害時における応援協力に関する協定	一般社団法人秋田県建造物解体業協会	H31.3.1	被災建築物等による被害拡大防止と早期復旧

相手方	協定名称	締結先	締結日	協定内容
民間	災害時生活物資等応援協定	株式会社タカヤナギ	H19. 7. 24	物資、一時避難場所
		(有) 中央市場	H19. 7. 24	物資、一時避難場所
		よねや商事株式会社	H19. 7. 24	物資、一時避難場所
		株式会社バザール	H19. 7. 24	物資、一時避難場所
		NPO法人コメリ災害対策センター	H19. 7. 24	物資、一時避難場所
		みちのくコカ・コーラボトリング株式会社	H19. 7. 24	飲料供給
		イオン東北株式会社	H19. 7. 24	物資、一時避難場所
	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	株式会社デベロップ	R6. 2. 27	災害時におけるコンテナモジュールの提供について
	福祉避難所の設置及び運営に関する協定	エフシー株式会社、ソイン株式会社	H24. 6. 29	高齢者等の避難所
	災害時における緊急情報放送に関する協定	株式会社TMO大曲	H28. 1. 25	緊急情報放送（要請に基づく放送、緊急起動放送）
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31. 2. 1	災害時の市民への情報伝達手段の拡充
	災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定書	ソフトバンク株式会社	H31. 3. 1	災害時における通信設備の早期復旧、通信機器の配備による通信手段の確保
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	秋田三菱自動車販売株式会社 三菱自動車工業株式会社	R3. 2. 1	災害時における電動車両等の貸与
	災害応急対策業務応援協定	株式会社アクティオ	R3. 12. 15	水中ポンプ、発電機、仮設トイレ等の貸与
その他の協定	災害時等での施設利用の協力に関する協定	株式会社ダイナム	R4. 3. 29	災害時にダイナム秋田中仙店の駐車場スペースの貸出し
	地域防災パートナーシップ協定	株式会社秋田放送	R5. 11. 22	災害情報に関する放送
	大仙市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	社会福祉法人大仙市社会福祉協議会	R4. 3. 17	災害時のボランティアセンターの設置・運営

第 1 1 廃棄物処理に関する資料

1 1 - 1 一般廃棄物収集業者 (家庭系) 計画収集業者

業者名	所在地	電話番号	収集車両保有台数		
			パッカー車	運搬車	合計
伊藤清掃	大曲田町21-32	63-2066	1	0	1
有限会社久栄社	大曲西根字瀬下29	68-2695	2	2	4
加藤産業株式会社	内小友字太田125	68-2121	1	0	1
角間川運送 株式会社	藤木字中島19	65-2583	1	2	3
太田せつ子	高関上郷字田中134	66-1315	1	0	1
有限会社高德商店	高関上郷字杉本420	63-6901	2	2	4
武藤清掃	神宮寺字比の沢6	72-4070	1	1	2
佐々木興業株式会社	刈和野175-1	75-2626	2	1	3
有限会社中仙衛生社	長野字新山46-1	0187-56-2732	1	1	2
戸嶋一美	長野字柳田139-5	0187-56-3531	1	0	1
株式会社小田嶋産業	協和境字荻谷沢43	018-892-3237	2	1	3
株式会社ワカバ	南外字梨木田376-2	73-1136	1	1	2
大山恭兵	横堀字星宮126	090-6228-3346	2	1	3
高橋組	太田町斉内字壺本柳45	89-1332	2	1	3
高橋久一	南外字土場289	74-2032	0	1	1
Takamitu株式会社	長野字新山92-1	0187-56-3626	0	1	1

(事業系) 許可業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	収集車両保有台数		
			パッカー車	運 搬 車	合 計
有限会社久栄社	大曲西根字瀬下29	68-2695	6	5	1 1
加藤産業株式会社	内小友字太田125	68-2121	5	5	1 0
合資会社大成	藤木字中島19	65-2411	3	1	4
武藤清掃	神宮寺字比の沢6	72-4070	2	2	4
有限会社太陽環境保全	花館字鶴田75	66-2338	5	9	1 4
有限会社ケーシーダブリュコーポレーション	北檜岡字小路袋253-3	72-3477	0	2	2
佐々木興業株式会社	刈和野175-1	75-2626	2	3	5

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	収集車両保有台数		
			パッカー車	運 搬 車	合 計
有限会社中仙衛生社	長野字新山46-1	0187-56-2732	2	8	10
戸嶋一美	長野字柳田139-5	0187-56-3531	2	0	2
株式会社小田嶋産業	協和境字荻谷沢43	018-892-3237	2	2	4
株式会社ワカバ	南外字梨木田376-2	73-1136	1	2	3
株式会社伊藤組	南外字杉橋117	74-2238	0	2	2
有限会社さいとう清掃	戸地谷字川前134-2	63-6048	2	4	6
大山恭兵	横堀字星宮126	090-6228-3346	2	2	4
有限会社広大産業	太田町斉内字庚塚129-1	89-1160	0	4	4
高橋組	太田町斉内字老本柳45	89-1332	1	1	2
有限会社大清重機	太田町国見字仲村323-1	88-1234	0	1	1
有限会社加昭興業	太田町駒場字荒屋敷140	88-1439	0	3	3
Takamitu株式会社	長野字新山92-1	0187-56-3626	0	12	12
株式会社昭和興業	由利本荘市石脇字山ノ神11-1017	0184-23-4444	2	3	5

1 1 - 2 し尿・浄化槽汚泥収集業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	収集車両保有台数
株式会社サイテクト	大曲上栄町13-34	63-1442	8
有限会社堀内清掃工業	大曲日の出町1丁目46-3	63-0755	3
株式会社富樫清掃	東川字屋敷後94-1	62-1443	5
有限会社神岡衛生社	神宮寺字中瀬古川原44-1	72-2630	3
有限会社ケーシーダブリュコーポレーション	北檜岡字小路袋253-3	72-3477	2
佐々木興業株式会社	刈和野175-1	75-2626	3
有限会社中仙衛生社	長野字新山46-1	0187-56-2732	2
株式会社小田嶋産業	協和境字荻谷沢43	018-892-3237	2
協和衛生興業	協和荒川字川前1-5	018-894-2655	1
南外衛生社	南外字悪戸野168	74-2341	1
有限会社さいとう清掃	戸地谷字川前134-2	63-6048	3
有限会社 サニックス	角館町下菅沢185-1	54-1313	3
合資会社 稲穂 羽後衛生社	角館町田町上丁4-1	54-3312	3

第 1 2 消防団に関する資料

1 2 - 1 大仙市消防団編成表

(消防団本部及び各支団の管轄区域並びに階級別定数)

1. 本部

階級 名称	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
本 部	1	3				3		3 1	3 8	大仙市一円

2. 大曲支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第 1 分団から第 8 分団までの管轄区域一円
第 1 分団			1	2	2	2	2	2 9	3 8	大曲地区（主要地方道湯沢雄物川大曲線以南）
第 2 分団			1	2	2	3	3	2 4	3 5	大曲地区（主要地方道湯沢雄物川大曲線以北）
第 3 分団			1	2	2	3	3	2 9	4 0	花館地区
第 4 分団			1	2	3	4	4	4 6	6 0	四ツ屋地区
第 5 分団			1	2	3	3	3	4 8	6 0	内小友地区
第 6 分団			1	2	2	3	3	2 4	3 5	角間川地区
第 7 分団			1	2	2	3	3	2 6	3 7	藤木地区
第 8 分団			1	2	2	3	3	2 4	3 5	大川西根地区
計	1	2	8	1 6	1 8	2 4	2 4	2 5 0	3 4 3	

3. 神岡支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第 1 分団及び第 2 分団の管轄区域一円
第 1 分団			1	2	2	4		1 4	2 3	神宮寺、関金、蒲、福島、宮田及び上高野地区
第 2 分団			1	2	3	5		2 1	3 2	北檜岡、大浦、八石、戸月、宇留井谷地及び船戸地区
計	1	2	2	4	5	9		3 5	5 8	

4. 西仙北支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第4分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	2	2	2 1	3 0	刈和野地区
第2分団			1	2	2	2	2	2 1	3 0	土川地区
第3分団			1	2	2	4	4	3 0	4 3	大沢郷東地区、寺館地区、大巻地区、小戸川、山辺沢、九升田、強首、乙越、大場崎及び温泉地区
第4分団			1	2	2	4	4	2 7	4 0	杉山田、椒沢、正手沢、上野台地区、木原田地区、金山沢地区、大沢郷宿地区、大沢郷寺地区（東地区、小戸川及び山辺沢地域を除く）及び円行寺地区
計	1	2	4	8	8	1 2	1 2	9 9	1 4 6	

5. 中仙支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第5分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	4	4	3 5	4 8	長戸呂、一部を除く鑓見内及び長野地区、北長野の一部及び豊川地区の一部（坂ノ下）
第2分団			1	2	2	4	4	3 1	4 4	上鶯野地区、下鶯野地区、一部を除く北長野地区、豊川地区の一部（手車）
第3分団			1	2	2	4	4	3 1	4 4	清水地区、鑓見内地区及び長野地区の一部
第4分団			1	2	1	2	2	1 7	2 5	手車、坂ノ上を除く豊川地区
第5分団			1	2	1	2	2	1 7	2 5	大神成、栗沢及び豊岡地区
計	1	2	5	1 0	8	1 6	1 6	1 3 1	1 8 9	

6. 協和支団

階級 名称	団 長	副 支 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	副 班 長	団 員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第4分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	9	9	3 7	6 0	境、上淀川及び峰吉川地区
第2分団			1	2	2	6	6	3 0	4 7	荒川及び稲沢地区
第3分団			1	2	2	8	8	4 7	6 8	船沢及び船岡地区
第4分団			1	2	2	7	7	4 3	6 2	中淀川（坊台含む）、下淀川及び小種地区
計	1	2	4	8	8	3 0	3 0	1 5 7	2 4 0	

7. 南外支団

階級 名称	団 長	副 支 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	副 班 長	団 員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第3分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	3	3	2 5	3 6	大向、金屋、中袋、下袋、悪戸野、上野、細川、中宿、和寺、落合、及水、大和野、無尻橋、大西及び土場地区
第2分団			1	2	2	2	2	2 1	3 0	滝、夏見、桑台、中野、湯松、薬師堂、湯ノ又、湯元、荒沢、十二ヶ沢、荒又及び釜坂地区
第3分団			1	2	2	2	2	2 2	3 1	北田、大杉、日吉、小出、大畑、高野、赤平、梨木田団地、平形、木直、田屋、本川、西板戸、物渡及び揚坊地区
計	1	2	3	6	6	7	7	6 8	1 0 0	

8. 仙北支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第4分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	2	2	2	2 1	3 0	横堀及び福田地区 堀見内の西寺村地区
第2分団			1	2	2	2	2	2 1	3 0	板見内及び堀見内地区（西寺村地区を除く。）
第3分団			1	2	2	2	2	2 1	3 0	払田及び上野田地区 高梨地区の一部
第4分団			1	2	2	2	2	2 1	3 0	橋本及び戸地谷地区 高梨地区の一部
計	1	2	4	8	8	8	8	8 4	1 2 3	

9. 太田支団

階級 名称	団長	副支団長	分団長	副分団長	部長	班長	副班長	団員	計	管轄区域
支団本部	1	2							3	第1分団から第4分団までの管轄区域一円
第1分団			1	2	1	3	3	1 7	2 7	永代、川口、東今泉、惣行、石神、長田湯伝、金井伝、真木、築地古館及び新田地区
第2分団			1	2	1	3	3	1 7	2 7	小神成、斉内及び大町地区
第3分団			1	2	1	3	3	1 7	2 7	三本扇、横沢及び中里地区
第4分団			1	2	1	3	3	1 7	2 7	駒場及び国見地区
計	1	2	4	8	4	1 2	1 2	6 8	1 1 1	

第 1 3 後方支援計画に関する資料

1 3 - 1 後方支援計画の一例

災大仙総防第〇〇〇号
年 月 日
大仙市災害対策本部

〇〇震災大仙市後方支援計画

地図：1 / 5 万大仙市管内図

1. 震災の概要及び被害状況

(1) 震災の概要

- ア 発生日時
- イ 震央地名（震源地の地名）
- ウ 震源の深さ、規模
- エ 各地の震度、大仙市管内の震度

(2) 被害状況

- ア 国、東北地方、県内等
- イ 大仙市内の状況
 - ① 人的被害
 - ② 住宅被害等

2. 国、県の災害対策本部設置状況

3. 大仙市の対応状況

時系列に概要及び対応内容を簡潔に記述

4. 大仙市の後方支援構想

(1) 基本方針

大仙市は、〇〇において、〇〇年〇月〇日までに〇〇市及び〇〇地区に対する後方支援準備を完了する。

後方支援の実施は被災地の状況を考慮し、速やかに救援物資などの輸送支援を開始する。事後、順次到着する応援部隊などの受け入れ態勢を円滑に整備しつつ、被災地のニーズに応じた支援を継続する。必要により、秋田県や横手市と協働した広域防災拠点を開設し継続的な後方支援を実施する。この際、人命救助に関する〇〇支援を最重視する。

(2) 段階期区分

- ア 第 1 期 初動期 震災発生から 3 日（〇月〇日午後〇〇まで）
 - ① 発災から 2 4 時間 （〇月〇日午後〇〇まで）
 - ② 発災から 4 8 時間 （〇月〇日午後〇〇まで）

- ③ 発災から72時間 (〇月〇日午後〇〇まで)
- イ 第2期 混乱期 震災4日から一週間 (〇月〇日午後〇〇まで)
- ウ 第3期 本格期 震災一週間から一ヶ月 (〇月〇日午後〇〇まで)
- エ 第4期 拡張期 震災から二ヶ月以降

5. 後方支援の実施要領

(1) 段階期区分別の後方支援要領

ア 第1期 (初動期)

発災当初は、初動対応や情報収集などに努力するが、被災地は混乱状態にあり情報の入手が困難なことから積極的に被災地の情報収集に努めるとともに被災地の救援物資輸送を優先して後方支援準備を促進する。

この際、人命に関わるニーズを重視し、迅速かつ自発的に救援物資を輸送手段を重視する。

イ 第2期 (混乱期)

逐次に判明する被災地ニーズに基づき適時適切な支援項目を精選し応援態勢を強化する。

この際、全国から参集する自衛隊などの防災機関の受入れ体制との両立を図り、連携の保持に努める。

ウ 第3期 (本格期)

被災地の状況に即応したニーズを的確に把握し、避難生活に必要な物資等について継続的な支援を重視する。また、ボランティアの受け入れ、活動拠点などの調整を円滑に実施する。この際、後方支援本部の機能の強化拡充を図る。

エ 第4期 (拡張期)

当時の状況により定める。

(2) 広域防災拠点 (後方支援拠点) の構成

秋田県と密接に連携し、〇〇地域に大仙市後方支援本部を設置し国道〇〇〇号線を主として緊急補給道路に指定する。

ア 臨時ヘリポート

〇〇地点 (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

細部：別紙「ヘリポート配置図」

イ 自衛隊・警察・消防などの展開地

- | | | | |
|-------------------|------|-------|-----|
| ① 陸上自衛隊第〇後方支援連隊 | 〇〇地区 | 受入れ担当 | 建設部 |
| ② 応援警察〇〇隊、広域緊急応援隊 | 〇〇地区 | 受入れ担当 | 市民部 |
| ③ 緊急消防援助隊 | 〇〇地区 | 受入れ担当 | 企画部 |

ウ 統合指揮本部調整所 受入れ担当 総務部

大曲交流センター (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

エ 集中救援物資保管施設 受入れ担当 経済産業部

神岡中央公園嶽ドーム周辺 (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

協和多目的交流施設樹パル (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

オ ボランティアセンター 受入れ担当 健康福祉部 (社会福祉協議会)

大曲駅前健康福祉棟及び児童福祉棟内

(開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

カ 大規模避難所 受入れ担当 経済産業部

ぬく森温泉「ユメリア」 (開設完了：〇月〇日午前〇〇時〇〇分)

- キ その他の施設
当時の状況により、定める。

6. 各部等の業務

- (1) 後方支援本部
本部長 ○○副市長
本部事務局 総務部総合防災課
編成 別紙○○による。
- (2) 人員増強及び広域防災拠点等の配置人員表
別紙 ○○による。

7. 各機能別の支援業務

- (1) 補給業務
糧食、燃料、通信、生活物資類などの救援
①取得 大仙市備蓄内及び秋田県や協定締結市から送付分により取得
②配分 輸送先被災地決定後、最適手段にて輸送方法を決定し交付
- (2) 輸送業務
秋田県トラック協会支部及び市内の民間企業などを活用し安全な経路により輸送する。
この際、関係職員も帯同させ受け渡しなどを円滑に実施する。
- ア 輸送計画 別紙○○による。
イ 輸送路の統制 別紙○○による。

(3) 衛生業務

主として秋田県の医療救護計画に基づき仙北地域災害医療対策本部（大仙保健所）との連携を重視する。この際、地域医療センターとしての大曲厚生医療センターの体制確認や必要に応じSUC端末地開設やドクターヘリなどの運行に協力する。

(4) ボランティア運用業務

大仙市社会福祉協議会を核心とするボランティアセンターを開設し、団体、個人別のボランティアニーズをコーディネートする。

また、市長会や応援協定締結市などの個別ニーズにおいては、主として後方支援本部で対応する。

別紙 「大仙市ボランティアセンター開設運営マニュアル」による。

(5) 自衛隊・警察・消防などの防災関係機関の受入れ業務

後方支援本部で事前受入れ計画に基づき、部隊の規模、必要地積、日程などを一元的に調整統制する。この際、横手市との連携を密にし応援部隊の分散化や支援行動の容易性発揮を重視し決定する。

別紙 ○○展開図による。

(6) 整備・回収業務

努めて自主整備を促進し民間事業所などの全面協力により実施する。

(7) その他の業務

応援協定締結自治体及び団体等の連携を密にし避難者のサポート業務や高速道路使用免除整理並びに罹災照明書発行手続きについては、後方支援本部事務局扱いとするも、当時の状況により決定する。

8. 後方支援活動の休止または撤収
当時の状況により、定める。

添付書類

別紙第1	「被災状況の概要」
別紙第2	「臨時ヘリポート指定図」
別紙第3	「大仙市後方支援本部編成図」
別紙第4	「大仙市後方支援活動人員割当て表」
別紙第5	「輸送計画及び道路交通規制図」
別紙第6	「応援部隊の展開図」

1 3 - 2 広域防災拠点候補一覧

施設(エリア)の 名称	所在地	全体 (延床) 面積㎡	所有者 (管理者)	駐車 可能 台数	広域防災 拠点機能	候補となる 施設の名称	使用可 能(延 床)面積 ㎡	候補施設 として相 応しい点	候補施設 として懸 念される 点
大曲野球場グラ ウンド	大仙市内 小友地内	9,000	大仙市		臨時ヘリ ポート	大曲野球場 グラウンド	9,000		
大曲中学校グラ ウンド	大仙市若 竹町7-17	21,000	大仙市		臨時ヘリ ポート	大曲中学校 グラウンド	21,000		
四ツ屋小学校グ ラウンド	大仙市四 ツ屋字下 古道81	11,000	大仙市		臨時ヘリ ポート	四ツ屋小学 校グラウンド	11,000		
大曲南中学校グ ラウンド	大仙市藤 木字野中 70-2	18,000	大仙市		臨時ヘリ ポート	大曲南中学 校グラウンド	18,000		
「大曲の花火」 公園	大仙市大 曲橋下流 右岸		国土交通 省 (大仙市)		臨時ヘリ ポート	雄物川河川 緑地運動公 園		野営地及 び大型駐 車場とし ても相応 しい	増水時使 用不可
旧北神小学校グ ラウンド	大仙市北 檜岡字嶋 151	10,000	大仙市		臨時ヘリ ポート	旧北神小学 校グラウンド	10,000		
神岡野球場グラ ウンド	大仙市北 檜岡向堀 野2-1	8,100	大仙市		臨時ヘリ ポート	神岡野球場 グラウンド	8,100		
大曲西中学校含 む総合運動公園	大仙市内 小友字中 沢頭地内	89,000	大仙市		野営地及 び大型駐 車場	大曲西中学 校含む総合 運動公園	89,000		
雄物川河川緑地 運動公園	大曲橋下 流右岸		国土交通 省 (大仙市)		野営地及 び大型駐 車場	雄物川河川 緑地運動公 園			増水時使 用不可
中川原運動公園	神宮寺吉 貝人着13 7		国土交通 省 (大仙市)		野営地及 び大型駐 車場	中川原運動 公園			増水時使 用不可
ふれあい体育館 周辺(仙北)	大仙市堀 見内下田 茂木122	48,550	大仙市		野営地及 び大型駐 車場	ふれあい体 育館周辺(仙 北)	48,550		
大曲中央公園	大仙市大 曲河原町 2	51,000	大仙市		野営地及 び大型駐 車場	大曲中央公 園	51,000		
玉川河川敷(水 辺の楽校)	大仙市四 ツ屋松倉 橋	68,000	国土交通 省 (大仙市)		野営地及 び大型駐 車場	玉川河川敷 (水辺の楽 校)	68,000		増水時使 用不可

施設(エリア)の 名称	所在地	全体 (延床) 面積㎡	所有者 (管理者)	駐車 可能 台数	広域防災 拠点機能	候補となる 施設の名称	使用可 能(延 床)面積 ㎡	候補施設 として相 応しい点	候補施設 として懸 念される 点
大曲農業高等学 校グラウンド	大仙市大 仙市大曲 金谷町 2 6-9	41,624	秋田県		野営地及 び大型駐 車場	大曲農業高 等学校グラ ウンド	41,624		
大曲市民会館、 大曲交流センタ ー、同駐車場全 面地域	大仙市大 曲日の出 町 2 丁目 6-5 0		大仙市		総合指揮 本部機能	大曲市民会 館、大曲交 流センター、 同駐車場全 面地域			
大曲武道館及び 大曲体育館	大仙市大 曲花園町 1 番 1 号		大仙市		総合指揮 本部機能	大曲武道館 及び大曲体 育館			
大仙市役所大曲 庁舎	大仙市大 曲花園町 1 番 1 号	4,916	大仙市		総合指揮 本部機能	大仙市役所 大曲庁舎			
大曲厚生医療セ ンター（屋上ヘ リポート含む）	大仙市大 曲通町8 番65号		大曲厚生 医療セン ター		SCU (広域搬送 拠点臨時 医療施設 チーム)				
大曲厚生医療セ ンター周辺（南 地区含む）	大仙市大 曲通町		大曲厚生 医療セン ター		SCU (広域搬送 拠点臨時 医療施設 チーム)				
中通総合病院付 近	大仙市大 曲上栄町 6-4		中通総合 病院		SCU (広域搬送 拠点臨時 医療施設 チーム)			雄物川左 岸ヘリポ ートとの 連携	
嶽ドーム周辺	大仙市神 宮寺中瀬 古川敷 2 1 2		大仙市		支援物資 の集積、 仕分け、 輸送準備 施設				
さくまろ館	大仙市高 梨田茂木 1 0		大仙市		支援物資 の集積、 仕分け、 輸送準備 施設				
神岡体育館	大仙市神 宮寺字大 坪街道下 22		大仙市		支援物資 の集積、 仕分け、 輸送準備 施設				

施設(エリア)の 名称	所在地	全体 (延床) 面積㎡	所有者 (管理者)	駐車 可能 台数	広域防災 拠点機能	候補となる 施設の名称	使用可 能(延 床)面積 ㎡	候補施設 として相 応しい点	候補施設 として懸 念される 点
大仙市社会福祉 協議会本所・支 所			社会福祉 協議会		ボランテ ィアセン ター				
ぬく森温泉ユメ リア	大仙市刈 和野字山 北ノ沢5- 4		大仙市 (新生ビ ルテクノ 株式会 社)		被災者受 け入れの ための大 規模避難 所				
嶽の湯	大仙市神 宮寺字下 川原前開 86-1		大仙市 (株式会 社神岡ふ るさと振 興公社)		被災者受 け入れの ための大 規模避難 所				
柵の湯	大仙市板 見内字一 ツ森149		大仙市		被災者受 け入れの ための大 規模避難 所				
四季の湯	大仙市協 和船岡字 庄内214		大仙市 (株式会 社協和振 興開発公 社)		被災者受 け入れの ための大 規模避難 所				
中里温泉	大仙市太 田町中里 字新屋敷 114		大仙市		被災者受 け入れの ための大 規模避難 所				
南外ふるさと館	大仙市南 外字松木 田44-2		厚生ビル 管理株式 会社		被災者受 け入れの ための大 規模避難 所				
国(湯沢河川国 道事務所)管轄 の防災センター			湯沢河川 国道事務 所		交通規制 本部				

第 1 4 その他の資料

1 4 - 1 市内土木工事業者一覧

名 称	代表者氏名	所 在 地	電話番号
秋田振興建設（株）	小 原 吾 朗	大曲西根字嶋村60	68-3111
高吉建設（株）	佐 藤 利 昭	大曲福住町6-6	62-4321
加藤産業（株）	黒 山 誠	内小友字太田125	68-2121
（株）丸茂組	小 松 正 人	花館字間倉157-6	63-1370
大曲土建（株）	小 原 良 英	大曲飯田町22-2	63-2525
（株）藤嶋建設	藤 嶋 文 人	四ツ屋字草刈野10	66-2229
（株）荒屋舗建設	今 野 春 夫	花館字下殿屋敷9	63-0405
大曲舗装（株）	三 浦 正 夫	大曲通町13-7	62-5109
（株）佐々木組 南支店	佐々木 英 則	大曲栄町6-26	63-3269
はりま建設（株）大仙支店	高 野 新	大花町9-6-12	86-3052
大和建設（株）大仙支店	川 村 智	飯田字大道端40-5	62-3001
（有）三康建設	三 浦 亮 介	花館字下大戸50-1	62-3781
（株）加賀谷組	岡 本 美 和	大曲川原町10-14	63-6305
（株）木村土木	木 村 勝 幸	下深井字板口端31	63-6344
三浦建設（株）	三 浦 忠 夫	花館字間倉304-1	63-1454
（株）佐々木工務店	佐々木 誠	若竹町31-8	63-4349
（有）県南開発工業	高 橋 隆 則	大曲飯田町1-11	63-3858
秋南電気土木（株）	高 橋 竜 輔	大曲福見町3-15	63-0420
興栄建設（株）	齋 藤 靖	大曲西根字西道地野502-2	68-2288
（有）高德建設	高 橋 日出男	花館柳町6-23	62-3291
（有）ムトウ	武 藤 進	大花町5-60	62-0077
（有）藤谷工務店	藤 谷 光 一	内小友字宮林104-5	68-2193
（有）政建	三 浦 政 和	蛭川字石山下287-1	68-2999
石川興業（株）	石 川 竜 季	高関上郷字杉本425	63-5830
（有）丸橋産業	丸 橋 一 夫	角間川町字元道巻58	65-2722
（株）手塚組	手 塚 仁	大曲西根字仁応治504-1	68-3375
（株）宮原組	宮 原 竜 也	神宮寺字家後18-2	72-4545
（株）小笠原組	小笠原 武男	神宮寺字愛宕下22-4	72-2004
（有）田中建設	田 中 宿 雄	北檜岡字北檜岡97	72-3129
黒川建設	黒 川 敏 夫	神宮寺字宇留井谷地324	72-2143
丸保建設	佐々木 保	神宮寺字明德64-2	72-3914
（有）太陽環境保全	今 野 勇 人	花館字鶴田75	66-2338
（株）斎兵組	齋 藤 法	刈和野字一里塚東108	75-1234
（株）伊藤土木	伊 藤 芳 行	大沢郷寺字葭谷地70-20	75-2492

名 称	代表者氏名	所 在 地	電話番号
(有) 田村燃料設備工業	田 村 哲 朗	北野目字北野目47-1	75-1196
(有) 佐々木工務店	佐々木 智明	木原田字中野153	77-2708
仲周建設(株)	仲野谷 康	長野字二日町92-5	56-3223
寺田建設(株)	寺 田 文 夫	清水字上大蔵202-1	56-2811
Takamitu(株)	高 橋 篤 美	長野字新山92-1	56-3626
(有) 豊成建設	谷 藤 幸 喜	豊岡字西八日市5	57-3031
(有) 中仙建設	柴 田 敬 章	長野字神林102	56-4535
(有) 藤澤技建	藤 澤 昇	大神成字上村97	57-2530
(有) 横山建設	横 山 茂 男	長野字狐塚97	56-2203
中仙塗装工業(株) 中仙支店	小 松 弘 芳	長野字柳田69-1	56-2262
高勇組(株)	熊 谷 学	長野字小合田90-1	56-2015
谷藤組	谷 藤 徳 男	豊岡字新田161-1	57-2985
進藤建設(株)	進 藤 章	協和峰吉川字半仙86-2	895-2131
(株) 協和土建	茂 木 義 行	協和稲沢字堤ヶ沢出口3-8	894-2323
(有) 丸陽建設工業	鈴 木 一 彦	協和境字岩坂下77-16	892-3211
(有) 峰吉川建設	進 藤 章	協和峰吉川字半仙29-87	895-2772
(有) 鈴木工務店	鈴 木 武 夫	協和稲沢字堤ヶ沢出口6-45	894-2248
(有) 稲沢工業	茂 木 義 裕	協和稲沢字堤ヶ沢出口3-8	894-2470
(株) 伊藤組	伊 藤 松 雄	南外字杉橋117	74-2238
(株) ワカバ	堀 井 一 清	南外字梨木田376-2	73-1136
(有) タカタツ	高 橋 辰 郎	南外字悪戸野108-3	73-1262
(株) 佐藤工務店	佐 藤 大 助	南外字広表24-1	74-2551
(有) 高強建設	高 橋 強	南外字上野207-1	74-2065
(有) 出羽建設	八 嶋 雄 市	南外字中宿2	73-1605
佐藤建設工業	佐 藤 清 悦	南外字上野33	74-2898
(資) 佐々木林業	佐々木 実	南外字十二ノ前72	74-2876
高倉工業(株)	阿 部 敬 志	板見内字続橋12-4	69-3413
(株) 太黒	新 田 勸	戸地谷字川前226-1	63-4959
(有) 仙北建設	千 葉 洋	堀見内字南谷地村79-2	69-3454
大滝建設(株)	大 釜 滝 浩	高梨字上り場2	62-1433
(有) 大沢工務店	大 沢 亨	板見内字弥兵衛谷地126	69-2556
(株) シーグ	佐 藤 優	戸地谷字川前366-1	63-7731
(有) 進藤産業	進 藤 義 弘	堀見内字西穴澤137-2	69-2225
むつみ造園土木(株) 県南営業所	鈴 木 郁 弘	戸地谷字天ヶ沢211-1	62-3116

名 称	代 表 者 氏 名	所 在 地	電 話 番 号
三建塗装（株）大仙支店	飛 鳥 治	戸地谷字川前359	63-8035
高禮建設（株）	安 宅 信 之	太田町齊内字高野1-434	89-1233
（株）佐藤建設	佐 藤 吉 博	太田町三本扇字狐柳69-2	88-1102
大仙建設サービス（株）	風 間 隆 晴	大曲金谷町13-27	88-8351

1 4 - 2 市内建築工事業者一覧

名 称	代 表 者 氏 名	所 在 地	電 話 番 号
高 吉 建 設（株）	佐 藤 藤 男	大 曲 福 住 町 6-6	62-4321
（株）さとう	佐 藤 賢 一	藤 木 字 東 八 圭 68-5	65-3232
（株）荒屋舗建設	今 野 春 夫	花 館 字 下 殿 屋 敷 9	63-0405
（株）丸茂組	小 松 正 人	花 館 字 間 倉 157-6	63-1370
（株）佐々木工務店	佐々木 誠	若 竹 町 31-8	63-4349
興 栄 建 設（株）	齋 藤 靖	大 曲 西 根 字 西 道 地 野 502-2	68-2288
（株）佐々木組 南支店	佐々木 英 則	大 曲 栄 町 6-26	63-3269
はりま建設（株）大仙支店	高 野 新	大 花 町 9-6-12	86-3052
大 曲 土 建（株）	小 原 良 英	大 曲 飯 田 町 22-2	63-2525
（株）栗津鉄工建設	栗 津 憲 靖	川 目 字 月 山 132-2	63-7871
（株）佐々木丸六工務店	佐々木 秀 美	四 ツ 屋 字 下 前 村 76	66-2011
佐 藤 工 務 店	佐 藤 稔	四 ツ 屋 字 下 前 村 142-2	66-2622
（有）佐々正工務店	佐々木 正 美	角 間 川 町 字 中 野 14-7	65-2980
（有）佐々木工務店	佐々木 智 昭	木 原 田 字 中 野 153	77-2708
（株）佐々木建材店	佐々木 峰 生	北 野 目 字 三 条 川 原 52-1	75-2300
仲 周 建 設（株）	仲 野 谷 康	長 野 字 二 日 町 92-5	56-3223
（株）三浦工務店	三 浦 昭 夫	長 野 字 小 合 田 81	56-2440
（有）村上工務店	村 上 満	清 水 字 新 田 清 水 15	56-3711
進 藤 建 設（株）	進 藤 章	協 和 峰 吉 川 字 半 仙 86-2	895-2131
（有）鈴木工務店	鈴 木 武 夫	協 和 稲 沢 字 堤 ヌ 沢 出 口	894-2248
（株）佐藤工務店	佐 藤 大 助	南 外 字 広 表 24-1	74-2551
高 禮 建 設（株）	安 宅 信 之	太 田 町 齊 内 字 高 野 1-434	89-1233
長 澤 工 務 店（株）	長 澤 幸 広	太 田 町 駒 場 字 高 倉 114	88-2083

1 4 - 3 給排水暖冷房衛生設備工事業者一覧

名 称	代 表 者 氏 名	所 在 地	電 話 番 号
大曲施設工業（株）	伊 藤 靖	大曲須和町2-9-15	63-4581
（株）アクサム	武 野 智	大曲須和町2-6-7	62-1081
（株）朝日水道工業所	遠 田 博 士	大曲須和町1-3-58	63-0399
（株）富士開発機工	小 松 稔	大曲須和町1-1-17	62-2170
山二施設工業（株） 大曲営業所	八 嶋 浩 芳	飯田字大道端40-7	63-5666
（株）渡部設備	渡 部 隆 一	四ツ屋字川口98	66-2510
（株）マルビック	千 葉 喜 義	四ツ屋字上古道180-4	66-2723
（有）田村燃料設備工業	田 村 哲 朗	北野目字北野目47-1	75-1196
（有）中仙施設工業	柴 田 義 光	長野字神林160	56-4356
（株）シーグ	佐 藤 優	戸地谷字川前366-1	63-7731

1 4 - 4 簡易水道施設一覽表

【大曲地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最大給水 量 (‰)
1	日照町	31	85	40
2	前村	45	123	54
3	新屋敷	28	82	34
4	上谷地半在家	31	71	50
5	新谷地	32	86	50
6	町口	32	96	30
7	田中上野	32	96	36
8	杉本	31	71	26
9	福田杉本	23	59	26
10	二ツ屋	29	80	30
11	宮林北部	84	183	75

【神岡地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最大給水 量 (‰)
1	神宮寺	1,348	3,465	1,630
2	宇留井谷地・船戸・戸月地区営農飲雑用水	128	387	351

【西仙北地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最大給水 量 (‰)
1	刈和野	1,019	2,262	1,870
2	強首	432	953	596
3	川西	260	682	516
4	大沢郷	356	838	736
5	心像小杉山	251	687	410
6	半道寺	280	704	442
7	大野	19	42	38

【中仙地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最大給水 量 (‰)
1	長野駅前通	130	267	163
2	入角	131	385	147
3	豊岡	350	1,103	432
4	極楽野・立石	34	92	77

【協和地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最大給水 量 (‰)
1	中央地区	1,263	2,841	2,040
2	稲沢地区	152	395	205
3	南部地区	332	825	590
4	淀川地区	369	760	650
5	小種地区	173	475	239
6	沢庄地区	95	202	195

【南外地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最大給水 量 (‰)
1	南外地区	1,059	2,841	1,195

【仙北地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最大給水 量 (‰)
1	下福田	44	126	95
2	川戸賀	35	112	63
3	仙北中央	325	904	441
4	下横堀	52	164	90
5	上福田	45	143	78
6	板見内	30	93	47
7	中屋布	60	177	98
8	谷地	43	120	68
9	戸地谷	425	1,008	470
10	下田茂木	67	192	96
11	高梨東部地区	121	385	142

【太田地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最 大 給 水 量 (‰)
1	中 里	43	137	59
2	古 館	31	62	48
3	北 野	51	157	63
4	三 本 扇	40	121	66

1 4 - 5 小規模水道施設一覧表

令和6年9月現在

【大曲地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量(%)
1	水木田	15	41	20
2	川崎	16	55	25
3	堅田	12	38	20
4	卯時田	21	55	25
5	四ツ屋駅前	11	35	30
6	宮林第一	19	48	20

【西仙北地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量(%)
1	江原田	21	73	19

【中仙地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量(%)
1	下大蔵	13	50	19
2	新町	12	37	17
3	前田	14	50	17
4	横町	16	24	11
5	上大蔵	14	35	15
6	下黒土南	23	62	15
7	中村	9	27	13
8	長戸呂	13	31	14

【協和地域】

No.	施設名	給水戸数	給水人口	計画1日最大給水量(%)
1	船沢地区	21	55	31

【仙北地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最 大 給 水 量 (‰)
1	団子町	16	46	18
2	西寺村	23	57	18
3	上橋本	24	77	17
4	王野田	30	67	13

【太田地域】

No.	施 設 名	給 水 戸 数	給 水 人 口	計 画 1 日 最 大 給 水 量 (‰)
1	上堰	11	24	15

1 4 - 6 樋門・樋管一覧表

【河川名：雄物川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門	油川排水樋門	角間川町字門の目	湯沢河川国道事務所
2	樋管	木内排水樋管	角間川町字松川原	湯沢河川国道事務所
3	樋管	柳中島排水樋管	角間川町字旭森	湯沢河川国道事務所
4	樋管	内小友樋管	内小友字桶沼	湯沢河川国道事務所
5	樋管	下野樋管	内小友字下野	湯沢河川国道事務所
6	樋管	角間川排水樋管	角間川町字町小中島	湯沢河川国道事務所
7	樋管	宮林樋管	藤木字天久	湯沢河川国道事務所
8	樋門	上総川樋門	川の目字南中島	湯沢河川国道事務所
9	樋管	川の目樋管	川の目字中島	湯沢河川国道事務所
10	樋管	大島樋管	小貫高畑字向大島下段甲	湯沢河川国道事務所
11	樋管	飯田樋管	小貫高畑字柳原	湯沢河川国道事務所
12	樋管	金谷排水樋管	小貫高畑字七ツ小屋	湯沢河川国道事務所
13	樋管	蓮沼樋管	大曲金谷町蓮沼下段	湯沢河川国道事務所
14	樋門	新堀樋門	大曲西根字瀬下	湯沢河川国道事務所
15	樋管	東道地樋管	大曲西根字東道地野	湯沢河川国道事務所
16	樋管	鳥居川樋管	大曲西根字上寺野	湯沢河川国道事務所
17	樋管	蛭川樋管	蛭川字上屋敷	湯沢河川国道事務所
18	樋管	竹花樋管	花館字南裏地	湯沢河川国道事務所
19	樋管	裏堰樋管	花館字西裏地	湯沢河川国道事務所
20	樋管	幸福寺樋管	花館字幸福寺	湯沢河川国道事務所
21	樋管	中堰樋管	花館字中野下川原	湯沢河川国道事務所
22	樋管	柳原排水樋管	花館字間倉	湯沢河川国道事務所
23	樋管	間倉排水樋管	花館字間倉	湯沢河川国道事務所
24	樋門	後川排水樋門	神宮寺字上新川中島	湯沢河川国道事務所
25	樋管	神宮寺第一樋管	神宮寺字屋敷南	湯沢河川国道事務所
26	樋管	宇留井谷地排水樋管	神宮寺字宇留井谷地	湯沢河川国道事務所
27	樋門	北檜岡排水樋門	北檜岡字一本木野	湯沢河川国道事務所
28	樋管	小路袋排水樋管	北檜岡字小路袋	湯沢河川国道事務所
29	樋門	高花排水樋門	北檜岡字茨野	湯沢河川国道事務所
30	樋管	南外排水樋管	南外字猿ヶ瀬中島	湯沢河川国道事務所
31	樋管	川口排水樋管	南外字下木直古川端	湯沢河川国道事務所
32	樋管	北野目排水樋管	北野目字高畑	湯沢河川国道事務所
33	樋管	刈和野排水樋管	刈和野字三枚橋街道西	湯沢河川国道事務所
34	樋門	三枚川排水樋門	刈和野字三枚橋街道西	湯沢河川国道事務所
35	樋門	北野目排水樋門	北野目字北野目	湯沢河川国道事務所
36	樋管	強首排水樋管	強首字強首	湯沢河川国道事務所
37	樋管	南明谷地樋管	協和峰吉川字橋向畑通	湯沢河川国道事務所
38	樋門	沼館川排水樋門	協和小種字田仲野	湯沢河川国道事務所
39	樋門	小種排水樋門	協和小種地内	湯沢河川国道事務所

【河川名：横手川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋管	横手川樋管	藤木字乙大久保	湯沢河川国道事務所
2	樋管	横手川排水樋管	藤木地内	湯沢河川国道事務所
3	樋管	横手川第二排水樋管	藤木字中野中	湯沢河川国道事務所
4	樋門		角間川町字四上町	大仙市
5	樋門		角間川町字道東	大仙市
6	樋門	横手川第三排水樋管	藤木地内	湯沢河川国道事務所

【河川名：丸子川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		高梨字繁昌（払田橋～薬師橋間）	
2	樋門		高梨字上り場（薬師橋下流）	
3	樋門		高梨字上川原（薬師橋下流）	
4	樋門		高梨字米打橋（北川目橋上流）	
5	樋門		高梨字米打橋（北川目橋上流）	
6	樋管		高梨字米打橋（北川目橋下流）	
7	樋管		高梨字車瀬（北川目橋下流）	
8	樋管		高梨字米打橋（丸高橋上流）	
9	樋門		高梨字米打橋（丸高橋下流）	
10	樋門		高梨字車瀬（丸高橋下流）	
11	樋管		高梨字金堀（田茂木橋上流）	
12	樋管		高梨字田茂木（東京端一(株)裏）	
13	樋管		高梨字田茂木	
14	樋管		高梨字水里（川前橋上流）	
15	樋管		高梨字沼田（川前橋上流）	
16	樋管		高梨字沼田（川前橋下流）	
17	樋門		戸地谷字川前（川前橋下流）	
18	樋門		戸地谷字川前（川前橋上流）	
19	樋門		戸地谷字天ヶ沢	
20	樋門		堀見内字元田茂木（田茂木橋下流）	
21	樋管	西下野樋管	花館字下竹花下川原	湯沢河川国道事務所
22	樋管		大曲丸子町（丸子児童館裏）	大仙市
23	樋管		大曲丸子町（大曲自動車学校裏）	秋田県仙北地域振興局
24	樋管		大花町地内（大花団地）	大仙市
25	樋管		大花町地内（八嶋木材裏）	秋田県仙北地域振興局
26	樋管		大曲黒瀬町（オリエントホテル裏）	大仙市
27	樋管		大曲大町（仙北医院裏）	大仙市

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
28	樋管	井戸堰水門	大曲丸の内町（大曲パーキング横）	大仙市
29	樋管	浜町樋管	大曲浜町（グラント・パレス川端裏）	湯沢河川国道事務所
30	樋管	二ツ森樋管	大曲丸の内町（八幡神社裏）	湯沢河川国道事務所
31	樋管	土屋城樋管	大曲丸の内町（八幡児童公園裏）	湯沢河川国道事務所
32	樋管	中島樋管	若竹町（大曲中学校裏）	湯沢河川国道事務所

【河川名：窪堰川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		横堀字高倉（高倉橋下流）	
2	樋門		横堀字高倉（高倉橋下流）	
3	樋門		横堀字蔵開（二三橋上流）	
4	樋門		戸地谷字花園（杉本橋上流）	
5	樋門		戸地谷字大和田（大和田橋上流）	
6	樋門		戸地谷字川前（大仙橋上流）	
7	樋管	川福橋排水樋管	戸地谷字大和田（川福橋下流）	
8	樋門		戸地谷字大和田	大仙市
9	樋門		福田町	大仙市
10	樋門		福田町	
11	樋門		高関上郷字杉本	（農業排水）
12	樋門		高関上郷字堅田	
13	樋門		高関上郷字堅田	（農業排水）
14	樋門		高関上郷字十二木	（農業排水）
15	樋門		高関上郷字向高関	（農業排水）
16	樋門		高関上郷字上関根	（農業排水）
17	樋門		高関上郷字上関根	（農業排水）
18	樋門		高関上郷字鳥屋場	（農業排水）
19	樋門		四ツ屋字川崎	（農業排水）
20	樋門		高関上郷字半在家	（農業排水）
21	樋門		高関上郷字半在家	（農業排水）

【河川名：川口川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		堀見内字西寺村	
2	樋管	北畑排水樋管	板見内字北畑（二合田橋上流）	

【河川名：矢島川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		払田字森合（鳥川橋上流）	
2	樋門		堀見内字南福嶋瀬（福嶋橋下流）	
3	樋門		高梨字穂田原	
4	樋門		堀見内字南福嶋	
5	樋門		高梨字八嶋（八嶋橋上流）	
6	樋門		高梨字八嶋（八嶋橋下流）	
7	樋門		高梨字下矢嶋（堀高橋上流）	

【河川名：玉川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋管	高瀬樋管	長野字高瀬	湯沢河川国道事務所
2	樋管	松倉樋管	松倉字鷹ノ巣	湯沢河川国道事務所
3	樋門	了徳樋門	四ツ屋字草刈野上川原	湯沢河川国道事務所
4	樋管	北大川原排水樋管	松倉字大川原	湯沢河川国道事務所
5	樋管	大川原排水樋管	四ツ屋字機織	湯沢河川国道事務所
6	樋管	上大戸排水樋管	四ツ屋字上水呑場	湯沢河川国道事務所
7	樋管	下袋第二排水樋管	四ツ屋字下袋	湯沢河川国道事務所
8	樋管	下川原排水樋管	花館字上大戸	湯沢河川国道事務所
9	樋管	下袋第一排水樋管	花館字蒲古川敷	湯沢河川国道事務所
10	樋管	大戸排水樋管	花館字大戸下川原	湯沢河川国道事務所
11	樋管	下袋樋管	花館字間倉崎	湯沢河川国道事務所
12	樋管	玉川第一樋管	花館柳町字中野下川原	湯沢河川国道事務所

【河川名：斉内川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		豊川字喜内野	仙北平野土地改良区

【河川名：小滝川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		長野字高畑	仙北平野土地改良区
2	樋門		豊川字谷地中	仙北平野土地改良区
3	樋門		豊川字松ノ木	仙北平野土地改良区
4	樋門		豊川字松ノ木	豊川土地改良区

【河川名：後川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋門		神宮寺字沢田地内	神宮寺松倉堰土地改良区

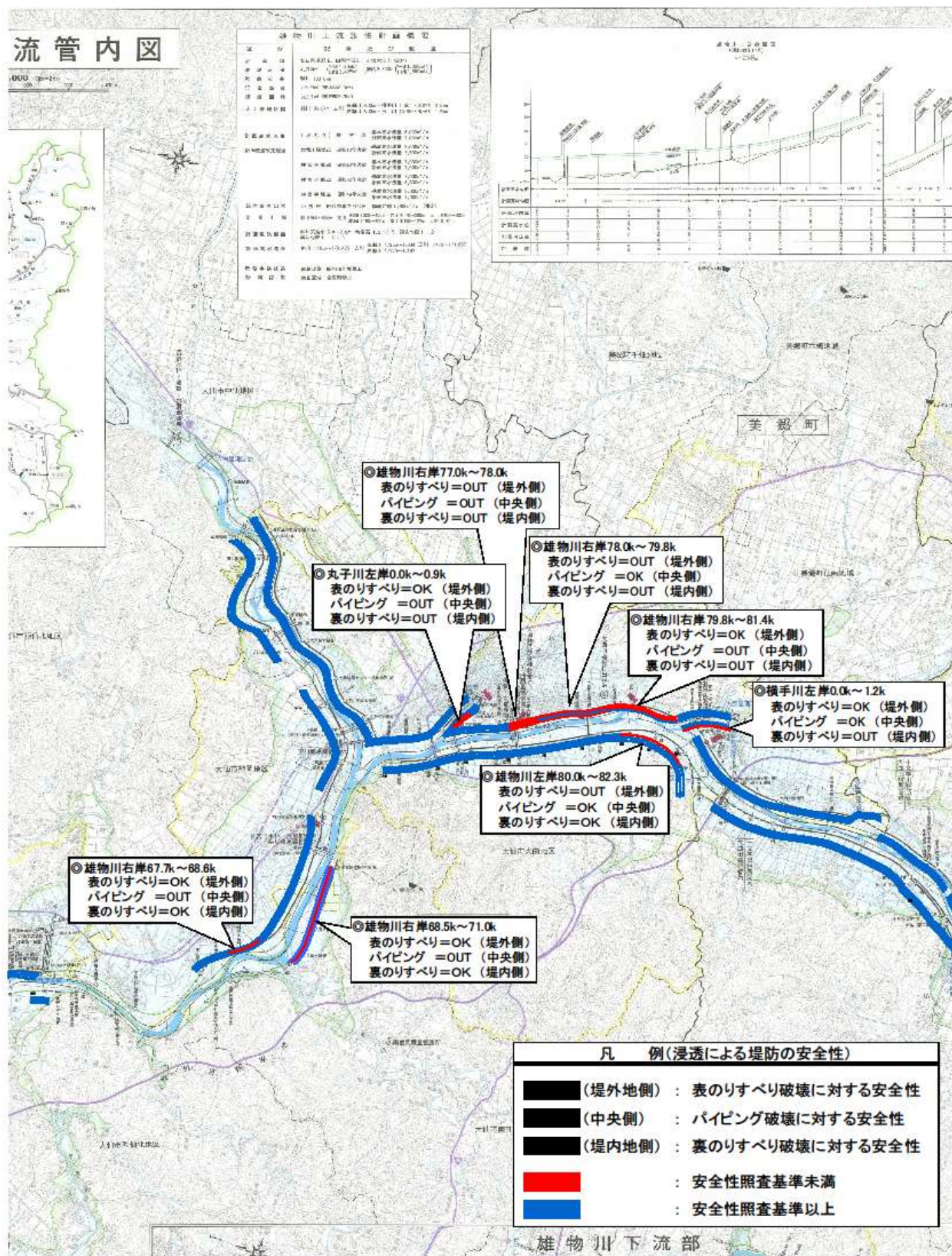
【河川名：土買川】

番号	工作物種別 (樋門・樋管)	施設名	設置場所	管理者
1	樋管	土買川排水樋管	字刈和野	秋田県仙北地域振興局
2	樋管	土買川第二排水樋管	刈和野字水尺川向大道東	秋田県仙北地域振興局
3	樋管	浮島第一樋管	刈和野字浮島	秋田県仙北地域振興局
4	樋管	浮島第二樋管	刈和野字浮島	秋田県仙北地域振興局
5	樋門	古川排水樋門	刈和野字水尺川向大道西	秋田県仙北地域振興局
6	樋管	野中排水樋管	北野目字野中	秋田県仙北地域振興局
7	樋門	大佐沢排水樋門	刈和野字浮島	

14-7 河川堤防詳細点検結果情報図

河川堤防詳細点検結果情報図

平成20年12月時点
提供:国土交通省湯沢河川国道事務所



1 4 - 8 農地及び農業用施設を利用して地域の防災力強化に取り組む地区
(市農林整備課)

番号	位置	地区名	農用地の湛水状況		湛水機能増進施設 実施年度
			農用地 面積(ha)	排水方法	
1	大仙市北野目	三条川原	79	自然排水	H28～H30
2	大仙市協和中淀川	山谷	21	自然排水	H28～H30
3	大仙市太田町	斉内	262	自然排水	H29～
4	大仙市大神成	大神成	73	自然排水	H29～
5	大仙市協和下淀川	下淀川	55	自然排水	H29～
6	大仙市大沢郷	六合	79	自然排水	H30～
7	大仙市高梨	畑屋中央	6	自然排水	H31～
8	大仙市協和小種	協和川口	26	自然排水	R2～
9	大仙市内小友	内小友東部	196	自然排水	R2～
10	大仙市内小友	内小友西部	157	自然排水	R3～
11	大仙市神宮寺	宮田・福島	60	自然排水	R3～
12	大仙市土川	杉沢・柳沢	71	自然排水	R4～
13	大仙市太田町	太田南部	345	自然排水	R3～
14	大仙市豊岡	豊岡南部	169	自然排水	R8～
15	大仙市協和下淀川	協和西台	25	自然排水	R5～
16	大仙市太田町	新興	105	自然排水	R5～
17	大仙市戸地谷	戸地谷北部	52	自然排水	R7～
18	大仙市大曲	花館・高関上郷	52	自然排水	R6～
19	大仙市土川	大野	27	自然排水	R3～
20	大仙市協和	高野三郡野	36	自然排水	R7～
21	大仙市南外	大畑深山	16	自然排水	R8～
22	大仙市太田町	大台	232	自然排水	R8～
23	大仙市協和小種	協和(泉沢・車田)	7	自然排水	R3～
24	大仙市土川	築山	3	自然排水	R4～
25	大仙市土川	小杉山	100	自然排水	R9～

14-9 水防法第15条第1項に定める要配慮者利用施設

要配慮者利用施設		住 所
種 別	施設名	
小学校	大曲小学校	大仙市大曲花園町4番88号
	東大曲小学校	大仙市大曲字下高畑81番地
	花館小学校	大仙市花館中町1番40号
	内小友小学校	大仙市内小友字四ツ村35
	大川西根小学校	大仙市大曲西根字小館20番地
	藤木小学校	大仙市藤木字街道下67
	角間川小学校	大仙市角間川町字大浦町99番地
	神岡小学校	大仙市神宮寺字神宮寺52番地
中学校	大曲中学校	大仙市若竹町7番17号
	大曲南中学校	大仙市藤木字上野中70-2
	平和中学校	大仙市神宮寺字荒屋20番地
	中仙中学校	大仙市長野字新山5番地1
高等学校	大曲高等学校	大仙市大曲栄町6番7号
	大曲農業高等学校	大仙市大曲金谷町26番9号
	大曲工業高等学校	大仙市大曲若葉町3番17号
	秋田修英高等学校	大仙市大曲須和町1丁目1番30号
老人福祉施設 【老人デイサービスセンター】	デイサービスセンターひびき愛	大仙市大曲上大町10番18号
	デイサービスだいせんおおまがり	大仙市大曲字福辺内2番地1
	歩行と言葉のリハビリ空間なごみ	大仙市大曲栄町13番38号
	虹の楽えん	大仙市戸蒔字谷地中11番地1
	デイサービスセンター鷹揚館	大仙市佐野町3番41号
	デイサービスあんり	大仙市戸蒔字福田132
	デイサービスホーム仙寿園	大仙市花館字間倉250番地8
	リハビリデイもみじの家	大仙市戸蒔字谷地中16-3
	デイサービスあしたば	大仙市戸地谷字勸農地113-3
	早稲田イーライフ秋田	大仙市戸地谷字大和田132-14

要配慮者利用施設		住 所
種 別	施設名	
老人福祉施設 【老人短期 入所施設】	J A秋田おばこショートステイやすらぎ	大仙市大曲通町8番68号
	大曲中通病院ショートステイ	大仙市大曲上栄町6-4
	ショートステイ大曲	大仙市飯田字大槻127番地1
	ショートステイ神岡	大仙市神宮寺字本郷野3番地9
	ショートステイ大仙あんり	大仙市戸地谷字大和田288-1
	ショートステイえにしの郷	大仙市高梨字水里151番地
	ショートステイ刈和野	大仙市刈和野字愛宕下178-5
老人福祉施設 【特別養護 老人ホーム】	特別養護老人ホームこもれびの杜	大仙市飯田字堰東235番地
	特別養護老人ホームサン・サルビア	大仙市角間川町字元道巻97番地
	特別養護老人ホーム愛幸園	大仙市神宮寺字本郷道南78番地
	特別養護老人ホーム桜寿苑	大仙市北長野字野口前47番地
	特別養護老人ホームウォームハート	大仙市刈和野字愛宕町17番地1
	特別養護老人ホーム真森苑	大仙市板見内字一ツ森410
	特別養護老人ホーム花館	大仙市花館柳町1-51
	特別養護老人ホームなごみの家	大仙市大曲船場町一丁目1-43
有料老人 ホーム	有料老人ホーム日乃出	大仙市大曲日の出町2丁目5番6号
	有料老人ホームおうようかん富士見	大仙市富士見町3番8号
	有料老人ホームサポートハウスアイビー	大仙市神宮寺字新屋野14番地10
	植える花夢ドンパン	大仙市長野字新山90番地4
	有料老人ホームこまち	大仙市高梨字水里177番地
	有料老人ホームおおまがり	大仙市大曲日の出町2-7-62
	有料老人ホームかえで	大仙市福田町341-2
サービス付き 高齢者向け 住宅	さらさ大曲	大仙市大曲通町12番36号
	あいばる大曲	大仙市大曲福住町5番23号
	シニアパンション大仙・大曲	大仙市大曲金谷町21番1号
	リライエ大曲	大仙市大花町3-60-6
認知症対応型 老人共同生活 援助事業の用 に供する施設	グループホーム大曲はなぞの	大仙市大曲花園町25番28号
	えがお大曲	大仙市大曲花園町21番19号
	グループホーム大仙大曲	大仙市大曲字福辺内3番地1
	えがお杉矢崎上大町館	大仙市大曲上大町10番11号
	グループホームのぞみ東棟・西棟	大仙市大曲西根字鳥居57-1
	グループホームひかり	大仙市藤木字東八圭21番地1
	グループホームあったか荘	大仙市角間川町字四上町88
	えがお神宮寺	大仙市神宮寺字上栗谷田67番地5
	グループホーム西仙・多機能ホーム西仙	大仙市刈和野字愛宕下54番地1
	ありす刈和野	大仙市刈和野字愛宕下85番地
	グループホームやまゆりの家	大仙市南外字下木直519番地4
	グループホームほほえみの家	大仙市戸地谷字川前209番地2
	グループホーム仙北ふくし苑	大仙市堀見内字穴沢16番地
	えがお上大町	大仙市大曲上大町10-12
	グループホームハートライフ	大仙市大曲日の出町1-42-22

要配慮者利用施設		住 所
種 別	施設名	
介護老人保健施設	介護老人保健施設なごみのさと	大仙市大曲船場町1丁目1番4号
	介護老人保健施設八乙女荘	大仙市北長野字野口前23番地
看護小規模多機能型居宅介護	虹の街看護小規模多機能おおまがり	大仙市大花町3-60-6
障害者福祉サービス事業の用に供する施設	障害福祉サービス事業所ほっぺ	大仙市大曲中通町1番29号
	グループホームあけぼの	大仙市大曲あけぼの町6番19号
	サンワーク大曲	大仙市大曲戸巻町2番68号
	かわ舟の里角間川	大仙市角間川町字町頭98番地
	かわみなと寮	大仙市角間川町字四上町88番地7
	テンダーランドリーファクトリー	大仙市神宮寺字屋敷南37番地1
	福祉エリア ありす刈和野	大仙市刈和野字愛宕下85番地
障害児通所支援事業の用に供する施設	地域サポートセンター川音	大仙市角間川町字八幡前285番地1
	あきた児童デイサービス大曲店	大仙市大曲西根字瀬下60-1
	みらいズジュニア	大仙市大曲船場町二丁目1番2号
小規模住居型児童養育事業の用に供する施設	秋田さとうホーム	大仙市九升田字洲崎道越86-2
地域活動支援センター	地域活動支援センターふれあい	大仙市小貫高畑字中荒所60番地5
児童福祉施設【保育所】	大曲東保育園	大仙市大曲須和町1丁目3番53号
	大曲乳児保育園	大仙市大曲住吉町2番29号
	大曲南保育園	大仙市大曲住吉町2番62号
	日の出ベビー保育園	大仙市大曲日の出町1丁目35番45号
	きらきら保育園大曲	大仙市大曲通町12番36号
	なごみ保育園	大仙市大曲あけぼの町13-35
	ウェルネス保育園大曲	大仙市和合字坪立146-1
	かえで保育園大曲	大仙市大花町3番46-9
	大曲北保育園	大仙市花館字田の尻82-1
	はなだて保育園	大仙市花館上町6番29号
	内小友保育園	大仙市内小友字仙北屋3-1
	角間川保育園	大仙市角間川町字八幡前47番地
	藤木保育園	大仙市藤木字甲本藤木79-2
児童福祉施設【保育所】 認定こども園	認定こども園 大曲駅前こども園	大仙市大曲通町1-43
	認定こども園 大曲中央こども園	大仙市大曲花園町4-88
	認定こども園 すくすくだけっこ園	大仙市神宮寺字中瀬古川敷31番地4
	西仙北あおぞらこども園	大仙市刈和野字川原田27番地1
	認定こども園 なかせんワイワイらんど	大仙市長野字新山131番地
	認定こども園 せんぼくちびっこらんど みどり園	大仙市堀見内字藍野75番地1
	認定こども園 せんぼくちびっこらんど わかば園	大仙市高梨字大嶋367

要配慮者利用施設		住 所
種 別	施設名	
放課後児童健全育成事業の用に供する施設	第1 ぽぷら児童クラブ	大仙市大曲花園町4番88号 (大曲小学校内)
	第2 ぽぷら児童クラブ	大仙市大曲花園町4番88号 (大曲小学校内)
	第3 ぽぷら児童クラブ	大仙市大曲花園町4番88号 (大曲小学校内)
	第4 ぽぷら児童クラブ	大仙市大曲花園町4番88号 (大曲小学校内)
	大曲中央児童クラブ	大仙市大曲若葉町4番92号 (大曲中央児童館内)
	花園児童クラブ	大仙市大曲川原町2番5号
	桂児童クラブ	大仙市大曲若葉町2番62号 (桂児童センター内)
	日の出児童クラブ	大仙市大曲日の出町1丁目35番45号 (日の出キッズクラブ内)
	サンクエスト児童クラブ	大仙市大曲日の出町1丁目23番3号 (サンクエスト大曲内)
	第1 東児童クラブ	大仙市大曲字下高畑81番地 (東大曲小学校内)
	第2 東児童クラブ	大仙市大曲字下高畑87番地2 (大曲東児童館内)
	第1 いちょう児童クラブ (A) (B)	大仙市花館中町1番40号 (花館小学校内)
	第2 いちょう児童クラブ (A) (B) (C) (D)	大仙市大曲白金町12番12号 (旧大曲北幼稚園内)
	内小友児童クラブ	大仙市内小友字四ツ村35 (内小友小学校内)
	大川西根児童クラブ	大仙市大曲西根字小館20番地 (大川西根小学校内)
	藤木児童クラブ	大仙市藤木字街道下67 (藤木小学校内)
	角間川児童クラブ	大仙市角間川町字大浦町99番地 (角間川小学校内)
	神岡児童クラブ (A) (B)	大仙市神宮寺字神宮寺53番地6
	西仙北児童クラブ	大仙市刈和野字上ノ台322番地
	西仙北第2 児童クラブ	大仙市刈和野字本町5番地
	ひまわり児童クラブ	大仙市高梨字新屋敷9-3
病院・診療所 【病院】	大曲厚生医療センター	大仙市大曲通町8番65号
	医療法人あけぼの会 花園病院	大仙市大曲あけぼの町9番26号
	社会医療法人明和会 大曲中通病院	大仙市大曲上栄町6番4号
	市立大曲病院	大仙市飯田字堰東210番地
病院・診療所 【診療所】	佐藤レディースクリニック	大仙市戸蒔字谷地添106番地1
	くしま産婦人科医院	大仙市幸町1番53号
	大仙眼科クリニック	大仙市大花町14-3

1 4 - 1 0 土砂災害防止法第 8 条第 1 項に定める要配慮者利用施設

No	施設名称	施設区分	所在地	電話番号	F A X	土砂災害警戒区域等	その他
1	有料老人ホーム大曲温泉すみれ	老人福祉関係施設	大仙市大曲西根字鳥居215-9	0187-88-8931	0187-88-8931	土砂災害警戒区域 (土石流)	
2	南外小学校	学校	大仙市南外字田中田17	0187-73-1800	0187-73-1802	土砂災害警戒区域 (土石流)	
3	湯ノ又児童館	児童館	大仙市南外字湯ノ又106	0187-74-2011		土砂災害警戒区域 (地滑り)	
4	NPO法人ワーカーズコープ秋田大仙地域福祉事業所いぶりん	障がい者福祉施設	大仙市協和境字野田4	018-893-5667	018-893-5670	土砂災害警戒区域 (急傾斜地)	
5	グループホームやまゆりの家	老人福祉関係施設	大仙市南外字下木直519-4	0187-73-1177	0187-73-1177	土砂災害警戒区域 (土石流)	

1 4 - 1 1 孤立の可能性のある集落一覧

(平成 2 5 年度内閣府調査結果)

農漁別	地域	孤立可能性 集落名	うち通信機器 あり	うち非常電源 あり	備考
農業集落	西仙北	田ノ沢			
	南外	荒沢	○	○	
	南外	十二ヶ沢	○		
	南外	荒又	○	○	
	南外	釜坂	○	○	
	南外	平形	○		
	南外	和寺	○		
計		7	6	3	

※内閣府の「第 2 回中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」結果

1 4 - 1 2 応急仮設住宅建設予定地一覧

(市建築住宅課)

名称	所在地	面積 (㎡)
旧大曲南保育園跡地	大曲日の出町1丁目27番地内	3,300
旧北神小学校(音楽交流館)グラウンド	北檜岡字嶋151番地	12,280
旧土川小学校グラウンド	土川字半道寺西野1-11外	6,728
旧大沢郷小学校グラウンド	大沢郷宿字カクマ沢138-1	12,320
旧双葉小学校グラウンド	強首字上野台1-2	19,000
旧西仙北西中学校グラウンド	強首字上野台92-1	45,733
西仙北緑地運動広場	強首字上野台23-22	24,372
中仙公民館鶯野分館グラウンド	下鶯野字上村1	6,406
ドンパン広場	北長野字茶畑地内	7,280
旧稲沢小学校グラウンド	協和稲沢字堤ヶ沢出口6	14,969
旧小種小学校グラウンド	協和小種字上鏡台2-1	11,070
旧協和給食センター駐車場	協和荒川字下谷地10	1,302
旧南外西小学校グラウンド・運動広場	南外字下湯ノ又198-14	15,612
真山公園あやめ園側広場	払田字真山	2,600
上野田児童遊園	上野田字中村	2,000
川戸賀農村公園	横堀字沖田	2,600
上村農村公園	横堀字熊元	1,300
太田多目的グラウンド	太田町斉内字北開182-1	14,995
太田体育館南側駐車場	太田町横沢字堤田515-1	3,355
太田球場南側駐車場	太田町横沢字堤田474-1	10,146
大台スキー場南側駐車場	太田町川口字大台1番地2の内	3,600

1 4 - 1 3 土地改良区管理施設で防災機能を有する施設一覧

(市農林整備課)

番号	施設名	延長	施設管理者	備 考
1	北川支排1号	L=187m	秋田県仙北平野土地改良区	
2	北川支排2号	L=2,368m	秋田県仙北平野土地改良区	
3	福辺内川支排1号	L=3,602m	秋田県仙北平野土地改良区	
4	福辺内川支排3号	L=1,963m	秋田県仙北平野土地改良区	美郷町分あり(総延長L=3,927m)
5	福辺内川支排4号	L=1,201m	秋田県仙北平野土地改良区	
6	福辺内川支排5号	L=2,469m	秋田県仙北平野土地改良区	
7	小滝川支排2号	L=1,197m	秋田県仙北平野土地改良区	
8	万太郎川	L=16m	秋田県仙北平野土地改良区	
9	与吉川	L=4,542m	秋田県仙北平野土地改良区	
10	赤関川	L=1,295m	秋田県仙北平野土地改良区	
11	払田堰	L=89m	秋田県仙北平野土地改良区	
12	梁場川	L=2,677m	秋田県仙北平野土地改良区	